

平成28年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第1号

平成28年12月6日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	15番	矢口龍人君
7番	田谷文子君	16番	藤井裕一君
8番	古橋智樹君		

欠席議員

14番 小座野定信君

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦
〃	主任	青山哲士

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 8号 専決処分事項の報告について
報告第 9号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
議案第75号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
議案第80号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について
議案第71号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定につい
て
議案第72号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
議案第77号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）
議案第78号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）
議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定について
議案第82号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 8号 専決処分事項の報告について
報告第 9号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
議案第75号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
議案第80号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について
議案第71号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定につい
て
議案第72号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

議案第77号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第78号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定について

議案第82号 市道路線の認定について

開 会 午前10時06分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、本日、小座野議員から欠席届が出ておりますので、ご報告をいたします。

ただいまから平成28年かすみがうら市議会第4回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井裕一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番 矢口龍人君、1番 櫻井繁行君、2番 宮嶋 謙君、以上3名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（藤井裕一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、平成28年第3回定例会で報告いたしました後に、議長、副議長が出席をしました会議等については、お手元に配付してあります議長行事等一覧表のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付してあります委員会活動状況一覧表のとおりであります。

次に、閉会中に議会運営委員会及び総務委員会において視察研修が行われましたので、その調査結果について順次、委員長の報告を求めます。

まず初めに、議会運営委員会委員長 岡崎 勉君。

[議会運営委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○議会運営委員会委員長（岡崎 勉君）

議会運営委員会視察研修の報告をいたします。

本年、11月16日から17日にかけて、タブレット端末を導入し、議会運営の効率化を図っている議会の取り組み内容、導入効果及び課題などを調査するため、議会関連資料などを電子化するペーパーレス化と、文書の保存や管理のほか、議会のスケジュールやファイル管理など、日々の執務にタブレット端末を活用し、議会運営の効率化に大きな成果を上げております滋賀県大津市の先進的な取り組みを視察してまいりました。

大津市議会では、平成24年9月に議場放送設備の故障をきっかけとして、議場設備の全面改修がなされ、従来から議会の政策・立案機能の強化や審議の活性化、市民に開かれたわかりやすい市議会などを目的として、150インチ大型スクリーンの導入、電子採決システムの導入、インターネット議会中継の配信など、議会ICT化事業を積極的に推進しており、特に、議場に設置された150インチの大型スクリーンについては、タブレット端末やパソコンを用いて、議員の質疑、一般質問に関する補足資料の投影を初め、議員の個別賛否が即時表示され、議案ごとに各議員の賛否が公式記録として明示されることで、傍聴者などからわかりやすいと好評を得ているとのことでありました。

また、タブレット端末と審議中に資料閲覧などを効率よく行うため、タブレット端末を一括操作できる会議同期システム、本会議において効率的な進行を行うためにタブレット間のメッセージを送受信できる議場内通信システム、議会日程などの共有や緊急・重要情報の迅速な配信、議案書や予算・決算資料をクラウド環境に保存し、随時保存や閲覧を可能とするグループウェアシステムを活用した議会運営支援システムを平成26年11月議会から導入しております。

さらに、スケジュール管理やファイル管理、災害等の情報収集、緊急連絡なども効率的に行っているとのことでありました。

ペーパーレス化による会議は、既に、本会議、各常任委員会等、議会に関する全ての会議で始まっており、年間50万ページ、200万円以上の紙を節約し、さらに印刷コストや資料保管スペースなど、経費が大幅に節減でき、タブレット端末の導入による効果が顕著にあらわれているとのことでありました。

今回の視察を通じて、大津市市議会のICT化推進の取り組みに対する強い思いと熱意を感じました。本市においても、環境エコロジーの観点から、議会関連資料のペーパーレス化は避けて通れない課題であります。このため、環境への配慮、情報伝達の即時化、議会運営の効率化などを実施するとともに、より市民に開かれたわかりやすい市議会の実現に向け、早急に議場のICT化とタブレット端末を活用しました議会運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、このたびの報告書につきましては、お手元に配付いたしましたので、ごらん願います。
また、関連資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

以上で議会運営委員会視察研修の報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

次に、総務委員会委員長 川村成二君。

[総務委員会委員長 川村成二君登壇]

○総務委員会委員長（川村成二君）

総務委員会は、平成28年10月12日、そして13日に視察研修を実施し、11月8日に委員会を開催し、研修の意見の取りまとめを行いましたので、その研修結果についてご報告申し上げます。

視察研修先としては、本市の廃校施設の利活用の参考とするため、初日に大阪府貝塚市を視察、2日目には災害を受けた後の市及び議会の取り組みについてとして、兵庫県西宮市を視察しました。いずれも先進自治体の実態等を視察研修することにより、議会議員のさらなる資質向上を図ることを目的として取り組みました。

委員からの意見等の主なものについてご報告させていただきます。

大阪府貝塚市での研修については、1つ、地域の振興に結びつく廃校の活用をしていて、大変参考になった。1つ、地域住民が学校跡に新設された複合リゾート施設「ほの字の里」の運営に積極的に参加しており、まちおこしをしていこうという姿勢が強く感じられた。本市でも、廃校跡地の有効利用には地域の特性を生かして、何らかの手だてを早急に講じていかなければと痛切に感じた。1つ、廃校の利活用について、地域との合意形成、自然環境の生かし方、施設やサービスの見直しなど、本市の廃校活用にも多くのヒントを得られたなどの意見がございました。

兵庫県西宮市での研修については、1つ、未来を見据えた取り組みや、何か有事があったときに備えての連携体制の構築について、非常に勉強になった。1つ、震災から20年たった今でも、まだ解決されていない点や、実際に行っている政策が十分機能していないなどの問題点があることがわかり、勉強になった。本市にも具体的に取り入れられることができる成功例等がほかの自治体があれば、今後も調査していきたい。1つ、市民協働の取り組みがすごく定着している。市の規模が大きくても、小さくても、取り組みとしては同じであり、非常に参考になった。市民協働の実践においては、市民と行政と議会が共通認識を持たないと難しい。非常に大きな被害を受けたことで、その認識が一つの方向に向いていると思うので、本市としてもその方向づけをしつかりと共通認識として持つような取り組みをすることが大切であると感じたなどの意見がございました。

研修並びに委員会の内容、経過につきましては、研修報告書と委員会会議録を配付しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上で総務委員会視察研修の委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で議会運営委員会及び総務委員会の委員長報告が終わりました。

次に、去る11月15日から16日にかけて茨城県市議会議長会主催による平成28年度第1回議員研修会が神栖市と潮来市を会場に開催され、4番 来栖丈治君、3番 設楽健夫君、2番 宮

嶋 謙君の3名が参加されました。議員研修会に参加されました議員3名を代表して、宮嶋 謙君より報告を求めます。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

平成28年11月15日、16日の2日間にわたり、茨城県市議会議長会の主催による議員研修会が開催され、かすみがうら市議会から来栖丈治議員、設楽健夫議員、そして私、宮嶋 謙の3名で参加させていただきましたので、ご報告いたします。

初日は、神栖市の鹿島セントラルホテルにおいて、株式会社地方議会総合研究所所長の廣瀬和彦先生による講演会が行われました。会場には、県内市議会から100人を超える参加者が参集し、多くの成果を得て、所属議会に持ち帰ろうという議員の熱気にあふれていました。

講師の廣瀬和彦先生は、平成7年に全国市議会議長会に入局後、明治大学政治学部講師など、さまざまな立場で地方自治に関する教鞭をとられ、平成28年に退職後は地方議会総合研究所の所長として全国各地で講演活動を展開するとともに、多くの著書もご執筆されています。

今回の講義は、「議会改革の問題点と処方箋」というタイトルで、地方議会で行われる議会改革の内容について、効果的な議会改革をするにはどうしたらよいかという、とても具体的かつ実践的な内容でした。

主な内容としては、自由討議について、議会報告会について、議会内選挙について、文書質問についての4つについて解説がありました。いずれも議会改革のメニューとして多く取り上げられる項目ですが、十分な研究もなく、安易に導入すると、思わぬ副作用が起こることもあり、その失敗例と成功例を交え、わかりやすく解説をしていただきました。今後、かすみがうら市の議会においても、よりよい議会運営の実現のため、改革の機会があると思いますが、その際にも大変参考になる内容でした。

2日目は、潮来市立ボートセンター「あめんぼ」の視察研修が行われました。ボートセンター「あめんぼ」は、昭和49年の茨城国体の際に霞ヶ浦と北浦を結ぶ常陸利根川沿いに整備され、平成14年の全国高校総体開催を契機に改修された施設で、約100槽を収納する大規模施設です。これだけの規模の施設を市が単独で保持している例は非常に珍しいとのこと。ボートコースは、常陸利根川に2,000メートル、7レーンを擁し、国体を初めとした多くの公式競技会が開催されています。平成31年開催予定の茨城国体においてもボート競技場として指定されています。ボートセンター「あめんぼ」の2階には、悪天候の日にもトレーニングができるようさまざまなマシンが設置され、競技者の技量向上に役立っているそうです。日ごろは主に地元の中学校ボート部や社会人ボート部のメンバーに利用され、ボート競技を通じた市民の健康増進に大変役立っているとのことでした。

このようにとても素晴らしい施設ですが、年間約2000万円の維持費が財政面での負担になっている側面もあり、近くにある潮来高校ボート部のボートハウスとあわせ、県施設への移管の可能性も模索しているとの説明がありました。

2日間の研修を通し、地方自治のよりよい姿を目指すさまざまな事例に触れることができ、とても有意義な時間を過ごすことができました。今後、かすみがうら市の地方創生に向けても、大

いに参考にしていきたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で報告が終わりました。

次に、平成28年第3回定例会以降に受理いたしました請願第4号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求むる意見書」の提出を求むる請願書、請願第5号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求むる意見書の採択を求むる請願、請願第6号「奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求むる請願書及び請願第7号霞ヶ浦南小学校プールの環境改善を求むる請願書は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、文教厚生委員会に付託をいたします。

次に、平成28年第3回定例会以降に1件の陳情を受理いたしましたので、その写しをお手元に配付しておきました。ごらんおき願ひます。

次に、平成28年第3回定例会会議録をお手元に配付しておきました。

次に、総務委員会及び文教厚生委員会並びに一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計、水道事業会計、決算審査特別委員会並びに平成28年第3回定例会議案審査特別委員会から会議録の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。ごらんおき願ひます。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成28年8月分及び9月分の例月出納検査結果報告書並びに地方自治法第199条の規定に基づく平成28年度監査結果報告書が提出されておりますので、その写しをお手元に配付しておきました。

なお、監査資料、その他の関係書類等は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3 報告第 8 号及び報告第 9 号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、報告第8号「専決処分事項の報告について及び報告第9号「専決処分事項の報告についての2件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

平成28年第4回定例会の開会に当たり、お許しをいただきまして、第3回定例会後の市政に関するご報告を申し上げます。

師走に入り、暦も1枚を残すだけとなりました。ことしの秋は長雨による不安定な天候が続き、農家の皆さんは秋野菜や果樹の収穫に苦勞され、また、市民の皆さんには野菜等の高騰が続き、生活にも影響を受けているところであり、大変懸念をしております。

さて、秋本番はまさに芸術・文化・スポーツを初めとして、市内外において各種のイベントがめじろ押しでした。

10月8日には第5回かすみがうらエンデューロ大会を開催しましたところ、北は北海道、南は兵庫県までの多彩なサイクリストたちの参加をいただきました。あいにく、時折強く降りしきる雨の中であっても、日ごろの練習の成果を存分に発揮していただいたことと思っております。当日はリオパラリンピック銀メダリストの藤田征樹選手をゲストライダーにお迎えし、再びパラリンピックの感動を得た一日となりました。

また、同時開催をしましたかすみがうら周辺のご当地グルメも堪能していただくなど、参加者や応援者の多くの方々から満足した声を聞くことができました。

今後も、県や関係自治体と連携を図り、かすみがうらエンデューロを盛り上げていきたいと考えております。

恒例となりました第12回「かすみがうら祭り」では、前日までの雨が打って変わってさわやかな秋晴れに恵まれ、絶好のイベント日和となりました。来場者の皆様には、本市の豊富な農水産物や文化の集約、相互の交流を図っていただくなど、楽しまれた一日であったと思っております。

また、議会議員の有志の皆様にはブースを出店いただき、かすみがうら祭りに花を添えていただきましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

今後も、かすみがうら市の知名度を高めて、交流人口の増加につながるようなそれぞれの施策について、積極的に取り組んでまいります。

シティプロモーション事業では、10月1日から1カ月間、東京神田の全国うまいもの交流サロン「なみへい」において、本市の食材を使用した料理を限定メニューとして提供をいたしました。産物や魅力をPRすることで、市の認知度や交流人口の拡大を図ろうとするもので、来店された多くの方々からは、豊富な食材をぜいたくに使用したメニュー盛りだくさんの料理を堪能していただきました。

10月9日には、東京目黒区自由が丘における「女神まつり」に産業能率大学の学生とともに参加をいたしました。今回も学生が主体となりまして、ブース出店の企画、市内生産農家などからの仕入れ、販売等を手がけていただきまして、多くの来場者に私がかすみがうらブランドであります特産品のPRを行いました。今後も積極的にトップセールスを行い、かすみがうら市の認知度の向上に、そして市の特産物の販売促進に努めてまいります。

11月7日から11日までの5日間、インドネシア共和国バリ島で開催されました第16回世界湖沼会議に参加をいたしました。本市では、県とともに前回の霞ヶ浦で開催されました湖沼会議の成果を踏まえ、水質保全に向けた取り組みを行ってまいりました。今回、世界湖沼会議に参加された関係者との意見交換を通じて情報収集やネットワークを活用し、2018年の霞ヶ浦開催に向け、県や関係自治体とともに、市のPRも含めて鋭意努力取り組んでまいります。

11月20日、下稲吉中学校区を重点区域として総合防災訓練を実施いたしました。就任以来3回目の訓練実施となりましたが、陸上自衛隊古河駐屯地を初め、霞ヶ浦河川事務所のほか、関係機関にも参加をしていただき、地震発生時の初動態勢時の行動訓練を行うとともに、避難所の決定、避難所への誘導訓練や火災を想定した消防団の消火訓練について検証訓練を実施いたしました。このほか、避難所となる下稲吉東小学校における炊き出し訓練や交通事故が発生した際の救助訓練、火災が発生した際に逃げおくれ者の救出を茨城県防災ヘリによる救出訓練などの実動訓練を行いまして、より実践的な訓練ができたものと考えております。今後も、こうした訓練を通じま

して、職員個々の意識の高揚と組織的な対応力の向上を図り、市民の皆様の生命、身体及び財産の保護に努めてまいりたいと考えております。

それでは、報告案件につきましてご説明を申し上げます。お手元にお配りしました議案概要書によりご報告を申し上げます。

初めに、1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第8号 専決処分事項の報告につきましては、公用車にかかわる物損事故の和解で、本年10月25日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

次、2ページをお願いいたします。

報告第9号 専決処分事項の報告につきましては、平成28年10月7日に霞ヶ浦庁舎前の国道354号線交差点付近において、市職員による除草作業中に発生をした車両損傷事故にかかわる和解で、本年11月22日に地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告をするものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で報告が終わりました。

日程第 4 議案第73号ないし議案第75号及び議案第80号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし議案第75号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）及び議案第80号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）の4件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第73号から議案第75号、議案第80号につきましてご説明を申し上げます。

お手元の議案概要書により説明を申し上げます。

初めに、6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に準拠した期末手当の支給月数の引き上げ等を行うものであり、平成28年度分の改正につきましては、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用、平成29年度以降の改正につきましては、平成29年度4月1日から施行するものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

議案第74号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準拠した給与改定の改正であり、職員の給料表の改定及び勤勉手当等の支給月数の引き上げを行うもので、公布の日から施行いたしますが、平成29年度以降の勤勉手当等に

については、平成29年4月1日から施行し、給料表については、28年4月1日から適用するもの
あります。

次、11ページをお願いいたします。

議案第75号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳
出予算の総額にそれぞれ1695万5000円を追加し、総額を174億89万1000円とするものです。

内容といたしましては、人事院勧告どおり、公務員給与の改定が実施されることとなりました
ので、特別職の期末手当等の支給割合の引き上げや職員の給料表、諸手当等の人件費の補正を行
うものであり、歳入といたしましては繰越金を充当するものであります。

次、22ページをお願いいたします。

議案第80号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、水
道事業費の既決予定額10億1061万に営業費用45万5000円を増額し、水道事業費の総額を10億1106
万5000円とし、資本的支出の既決予定額5億5282万5000円に建設改良費7万8000円を増額し、資
本的支出の総額を5億5290万3000円とするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告どおり、公務員給与の改定が実施されることとなりました
ので、職員の給料表、諸手当等の人件費を予算計上するものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げました。ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申
上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第73号ないし議案第75号及び議案第80号については、委員
会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決されました。

これより議案第74号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第74号は原案のとおり可決をされました。

これより議案第75号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第75号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第75号は原案のとおり可決されました。

これより議案第80号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第80号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第70号ないし議案第72号、議案第76号ないし議案第79号、議案第81号及び議案第82号

○議長（藤井裕一君）

日程第5、議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定についてないし議案第72号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）ないし議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定について及び議案第82号 市道路線の認定についての9件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第70号から議案第72号及び議案第76号から議案第79号及び議案第81号並びに議案第82号につきましてご説明を申し上げます。

お手元の議案概要書によりまして説明を申し上げます。

初めに、3ページをお願いいたします。

議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定につきましては、本市の公共施設の使用料の適正化を図り、施設間の均衡を確保するとともに市民の自主的かつ公益的な活動を支援するものであり、平成29年4月1日に施行するものです。

次に、4ページをお願いいたします。

議案第71号 かすみがうら市千代田講堂の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、千代田公民館講堂を社会教育法に基づく社会教育施設の対象から除外することとし、施設名称の変更とあわせ、利用目的の範囲を広げ、市民等の多目的な利用を可能とするものであり、平成29年4月1日に施行するものであります。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第72号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に伴い、介護を行う職員の福祉の増進及び公務能率の向上を図るため、「早出遅出勤務」及び「深夜勤務及び時間外勤務の制限」について、対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇や介護時間について新設をするものであり、平成29年1月1日から施行するものであります。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7819万1000円を追加し、総額を174億7908万2000円とするものです。

歳入の主な内容といたしましては、14款国庫支出金では空き家調査にかかわる交付金や、18款基金繰入金では第2回定例会において美並小学校施設統合整備事業のプール改築工事における市債の繰上償還の財源として減債基金を充当することを議決いただきましたが、平成28年度の繰越金を充当することで財源振りかえを行うものであります。

特別会計の繰入金では、事業費の精査に伴う返還金、19款繰越金では、平成28年度の繰越金の確定によるものであります。

20款諸収入では、旧牛渡小学校施設の貸し出しに伴う事業者からの光熱水費の負担金を予算計

上するものです。

議案概要書にお戻りをいただきまして、14ページ、15ページをご参照いただきたいと思います。

歳出の内容といたしましては、2款総務費では、茨城県職員の派遣を受けたことによる負担金のほか、空き家など実態調査にかかわる委託費を予算計上するものであります。

3款民生費では、国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金、医療福祉事業では、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修にかかわる委託費のほか、私立保育園にかかわる保育給付費の精査に伴う返還金を予算計上するものであります。

4款衛生費では、健診事業費の精査に伴う返還金、5款農林水産業では、一の瀬上流土地改良区の農業生産基盤整備事業に伴う補助金の増額、9款消防費では、消防団員退職報奨金や、災害対策として備蓄品を補充することを予算として計上するものです。

10款教育費では、生徒の移動学習によるバス借り上げ回数の増、旧牛渡小学校の施設貸し出しに伴う光熱費を予算計上するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、空き家実態調査委託について、年度内の事業完了が困難なことから、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

議案第77号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3394万円を追加し、総額を58億4308万6000円とするものです。

内容につきましては、一般被保険者高額療養費、前期高齢者納付金、高額医療費拠出金の不足、国庫補助金の返還金及び平成27年度一般会計繰入金の精算における繰出金を予算計上するものであります。

次に、18ページをお願いいたします。

議案第78号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1095万8000円を追加し、総額を6億8625万8000円とするものです。

内容につきましては、医療療養給付費負担金の精算金及び平成27年度一般会計繰入金の精算における繰出金を予算計上するものであります。

次、20ページをお願いいたします。

議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1863万4000円を追加し、総額を6億8625万8000円とするものです。

内容につきましては、介護保険システムの改修委託、国庫支出金の返還金及び平成27年度一般会計繰入金の精算における繰出金を予算計上するものであります。

次に、23ページをお願いいたします。

議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定につきましては、将来を見据えた市政の羅針盤となります新たな総合計画を平成29年度からの10年を期間とする長期構想を策定いたしましたので、かすみがうら市総合計画策定に関する条例第5条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。この案につきましては、本年6月に公表をいたしておりましたが、その後の市議会における議論や市民の皆様のご意見を踏まえまして、加筆・修正をしたもの

を長期構想案としたものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

議案第82号 市道路線の認定につきましては、下稲吉地内の開発行為によりまして造成されました路線を市道に認定するため、道路法第8条第2項の規定によりまして議会の議決をお願いするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げました。ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前10時54分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほど、ご説明申し上げました議案第79号につきまして、訂正をさせていただきます。

平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1863万4000円を追加し、総額を先ほどは6億8600万円何がしと申し上げましたが、正式には総額を33億7558万3000円とするものでございます。

以上、訂正をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

以上で説明が終わりました。

お諮りをいたします。

日程第5の各議案に対する質疑は会期第8日目の12月13日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、明日12月7日、定刻より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時56分

平成28年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

平成28年12月7日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦
〃	主任	青山哲士

議事日程第2号

日程第1 一般質問

(1) 古橋智樹議員

(2) 川村成二 議員

(3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 古橋智樹 議員

(2) 川村成二 議員

(3) 田谷文子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 気象庁地磁気観測所30キロ圏100年の不遇に関係自治体は何をなすべき
		2. 下小・東小体育館の下中運動部利用の常態化と運動場適正規模の確保を
(2)	川村成二	1. 「道の駅」等による地域活性化策の長期的な展望について
		2. 「神立停車場線」道路新設に関連する市独自の環境整備の取り組みについて
		3. 千代田庁舎正面玄関に手すりの設置について
(3)	田谷文子	1. 千代田中地区4小学校統合校（志筑小）見直し及び千代田中存続の必要性について
		2. 千代田中地区小中一貫校の早期実現について
		3. 職場における女性の活用及び人材育成並びに人材登用について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき市の一般事務についてたずねる場です。したがって、通告外の質問及び市政以外の質問は認められませんのでご注意ください。また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

なお、一般質問については、執行部の答弁時間も含め、議員1人90分以内の持ち時間となっておりますので、念のため申し添えます。

執行部に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。傍聴受け付けの際にお渡しをいたしました傍聴証の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

おはようございます。

平成28年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

第1点目の、気象庁地磁気観測所30キロ圏100年の不遇に関係自治体は何をなすべきについて伺います。

この問題は、皆さんもご承知のとおり、磁石にはS極、N極がありまして、その根本的な要因としては、地球の自転、それから地球が太陽系の周りを回っている力、そして私たちの足元よりも地中深くにあるマグマとか、そういった流れによって生まれているものが磁力でありまして、その磁力を気象庁ではかっております。それは何のためにはかっているかということ、後ほど申し上げるんですが、その地球の回転やマグマの動きによりまして、天気と同じように磁力にも波がある。そういったことを石岡市の柿岡、場所は富士山という、富士山のように見晴らしのいい山から富士山と名前がついているんですが、その麓に柿岡地磁気観測所と。100年以上も仕事をされているわけですが、こちらの観測所をもとに、私たちの生活に大きな規制がかかり、私たちのふだんの生活にも大きくかかわっているということを問題として今回取り上げるわけですが。

この気象庁地磁気観測所は、大正2年に江戸城の本丸跡、千代田区の皇居前の気象庁から石岡市柿岡に移転して、現在百余年という月日がたっております。この100年の歳月に柿岡地磁気観測所を中心とした半径35キロ圏内は、現在経済産業省の法律、電気事業法によって、通称直流電化規制とも呼ばれておりますが、この直流の電気の事業は制限され続けて、いまだに茨城県内は、鉄道だけではとても不便だという、この柿岡から35キロ圏内の地元住民はおろか、茨城県外からも訪れた方々が専ら非常に不便だと、皆さんも耳にしたことがあるかとは存じます。

そういった不便だという評判が、これは先ほど来の気象庁の柿岡にある地磁気観測所に基づく直電規制、いわゆる直流の電化規制によるものだということをご認識いただいて、おつき合いいただきたいところなんです。この鉄道事業にとりまして、直流で電車を走らせるということが、全国的に見ればコストが非常にバランスがとれるというわけですが、この直流を35キロ圏は使えない。交流、SとNの電極を互いにバウンドさせながら電気を流す。私たちのふだんの生活、コンセントには、直流電源で来て、例えば皆さんの家電製品、パソコンなどには、その交流電源をACアダプターとして変換して、直流に変えて電源を供給してパソコンなどが動い

たりしているわけでございます。非常に私たちの生活の中でも、交流を直流に変えるということは、ACアダプター一つとっても、非常に皆さん、何でこんな邪魔なものがあるのかなどご認識されているかとは思いますが、そういったものが電車にも備えつけなければ、この35キロ圏は走れないという。したがって、物理的だけではなく、設備投資にもお金がかかっているということでございます。

鉄道事業者側にとりましても、直流から交流への車両や交流用の電線の切りかえのコスト、または交流電気代そのもののコストが高いわけございまして、これらが鉄道事業者に大変大きな負担となつてのしかかっておりまして、その負担が、柿岡から35キロ圏内の私たちにとつても同様に不便な負担となるものであります。そして、この100年続いてきた負担を、私たちの子々孫々まで負の遺産として未来永劫、子どもたちにも孫にも残さなければならぬのでしょうか。かつて、国鉄の時代でさえも、常磐線は国内の中で、蒸気機関車から電化の終盤の中によろやく電化整備されたことかと存じます。地元に住つてお住まいの方であれば、50歳前半ぐらいの方は、常磐線に蒸気機関車が走っていた、そういう風景をごらんになった記憶があるかと存じますが、私が物心ついたころには、既に常磐線は電化されておりました。そういった鉄道は、特にこの柿岡の地磁気観測所よる経済産業省の法律、直流電化規制と通称呼ばれておりますが、これで大きな負担を私たちの日ごろ出かける際の交通アクセス、こういったものに負担としてあらわれているわけでございます。

話は戻りまして、その常磐線も国内の中でも終盤に電化整備されたと同つております。鉄道路線のその後の拡張はおろか、電車の本数も、交流コスト優先に縮減調整されているのも実態でございます。なぜゆえにこんなにも電車の本数が、取手から下に下りますと、さらには土浦から先になりますと、本数が減つて非常に不便だというふうに、皆さんの身の回りでもそういったご意見を頂戴しているかと存じますが、常磐線の常磐快速線、通称青電とも呼ばれておりますが、これが取手までのとまりとなっているのも、この直流電化規制でございます。そして直流コストで走れる範囲が、この常磐快速線だけではなく、つくばエクスプレスも秋葉原から守谷駅までが、ダイヤの本数が多いにもかかわらず、守谷からつくばまでの下りの本数がさらに減る。もちろん上りもつくばから守谷まで、さらには守谷から秋葉原まで上る場合には本数も違うという実態は、皆さんもご認識のことかと存じます。これも先ほど来申し上げている直流と交流の切りかえによるコストによって、電車も交流対応車両ということに限られているのが、この35キロ圏内の実情であります。

私たちは、このような茨城県内の鉄道事情を当たり前のように享受してきておりますけれども、昨今茨城県は全国魅力度最下位として課題となつておりまして、こういったことが実は大きく背景に問題となっていることが、その魅力度最下位に私はずながつながっているものと確信しております。

そして、我々かずみがうら市にとりましても、広域的な問題ではありますが、直接住民と接している基礎自治体の一つとして、十分この問題を認識して取り組まなければならないと申し上げるところであります。

この地磁気観測所は、冒頭に申し上げた地球が太陽系の惑星として公転しながらみずからも自転している。そういう中で地球のマグマがうごめいて、この自然の摂理として発生する磁気を柿岡の地磁気観測所はこの変動の波を観測し、私たちのさまざまな磁気を使った設備、1つの最先

端の例を挙げれば、リニアモーターカーなどの開発は、そういった磁気を応用した文明の利器でございまして、こういったものを安定して使うためにも、監視しているという仕事は十分認めたいと存じます。

この地磁気観測ということ、日本では柿岡以外にも3カ所で測定しております。まず1つは、北海道の女満別です。北海道の網走郡大空町の女満別昭和地区というところにあります。こちらからもその観測所からすぐ近くには、網走湖が1.5キロほどのところであって、その湖岸をJRの石北線も走っているところがございます。こちらが交流なのか直流なのか、私はそこまで調べは至ってはおりませんが、ほかの地磁気観測所を申し上げますと、鹿児島県の鹿屋、桜島から鹿児島湾を渡って鹿屋市の東原というところにも地磁気観測所がありまして、こちらでも柿岡と同じような地磁気観測とともに、桜島の火山もございまして、こちらの磁気の影響も観測されているということです。そして残る3つ目ですが、東京都の小笠原諸島の小笠原村父島にもあります。これは東京から1,000キロも離れた島でございまして、周辺に直流の電化規制があるかどうかといいますが、周辺は海ですから、特段の規制はないものと察するところがございます。

こういった3カ所の国内の統括をしているのが石岡市の柿岡地磁気観測所でございます。その役割と重責は十分認識するところではございますけれども、特にこの柿岡は、さらに使命がありまして、地磁気の擾乱という難しい言葉なんです。擾乱の意味は、入り乱れて騒ぐという意味合いなんです。これを地球の平均的なアベレージをはかるその磁気の波、特に嵐といったぐらいに波が変動するときがあるということでございます。その指数がDSTという値がありまして、これを柿岡で観測しておりますが、これは柿岡観測所のホームページによりますと、世界で4つ、そのうちの1つだという紹介があるわけです。

これだけ世界的に観測をやっているということも十分評価したいところではあるんですが、この世界的な4カ所というのも、この磁気の規制が必要かどうかという点で、ちょっと世界の同じ観測所をお話しさせていただきたいところなんです。1つがアメリカのハワイ州のオアフ島にあることです。ホノルルの観測所。こちらにつきましては、オアフ島自体が、30キロですとほとんど島の大半が回ってしまうわけですので、ここに同じような条件の規制をかけているのか否か、私は非常に疑問を感じるところでございます。

2つ目に、アメリカ大陸の下のカリブ海の下のプエルトリコ、キューバとかが並んでいる。カリブ海の諸島の一つにプエルトリコという、今はアメリカ傘下の国があるんですが、その首都サンファンというところにも地磁気観測所があって、そのDSTという公認の測定をしているということでございまして、このサンファンは、海外旅行好きの人ならご承知のとおり、非常にリゾート地であり、かつカリブ海の中の大きなまちの一つであります。そういったところに同じように30キロ規制がされているのかなということでもあります。私は非常に疑問を感じるところでございます。

そして3つ目、東ヨーロッパのグルジア国という国がございまして。ソビエト連邦から独立した国でありますけれども、大きな湖、カスピ海と黒海、その間の地区の真ん中に、グルジア国の首都でトビリシというところがあるんですが、ここにもあるということでございます。首都であるのに、同じような直電規制をしているのかということ、非常にこれもまた疑問を感じるところで

ります。

4つ目でございますが、アフリカの一番下の南アフリカ共和国のヘルマナスという地区に地磁気観測所があるということです。南アフリカは、首都が3つに分かれておりますから、その一つのケープタウンという立法の議会関係の首都になっておりますケープタウンから下のところで、こちらのヘルマナスも非常にリゾート地として有名でありまして、海岸ではクジラなどが観察できるということで、これも旅行好きの人にとっては有名な地区でないかなと思います。こういったところでも先ほど来のDSTという地磁気の観測をしているということでございまして、これが柿岡周辺35キロと同じように、直流の電化規制をしているのかということになると、非常に疑問を感じるところであります。

それで、先ほど4つと申し上げたんですが、いろいろ文献資料をインターネット等で調べてみますと、まだほかにもこのような、準標準的な測定かもしれませんけれども、DSTをはかっている地区がありまして、インドの逆三角形の左側にアラビア海がありますが、そこに面したマハラシュトラ州という伝統ある州があるんですが、その州の中のラーイガル県という県の県都としてアリバヌというところがあるんですが、ここでも地磁気観測をやっているということでございまして。このアリバヌにも、地磁気観測を同じように35キロの直流の規制をやっているかどうかということで、非常に疑問を感じるところであります。

最後に、アメリカのアリゾナ州、メキシコとの国境に一番接している州であります。このツーソンというところにも地磁気観測所があって、アメリカは広い土地がありますから、30キロ規制をやってもそんなに影響はありませんが、こういったツーソンというところで、特急なども走っているような条件下で、この柿岡から35キロ圏と同じように直流電化規制をやっているかと、私は非常に疑問に思うところでございまして。

私は、こういう世界的なまちを、皆さんもインターネットでごらんいただければよくわかるんですが、日本人のように、律儀に交流と直流の規制をここまで厳密にやって、データ観測のディテール、質を上げるためにここまで規制して、電車の本数を減らしてまで規制して、ほかの国がはかっているのであれば、私もこれまでどおり100年かかってきた、そして規制してきた電気事業法を享受したいところなんですけれども、同じようにやっていると、私は今のところどうも感じないんです。本来ならば、世界各国の現地まで行って調査をするところではありますが、私も一市議会議員でございますので、現地調査は国会議員や県議会議員に任せたいところでありまして、それでも先ほどのような都市を、パソコンで今はグーグルアースということで、その町並みも見ることができます。それを見て、とても直電規制を行っているというふうには感じられない。日本だけが日本人の職人気質で、研究者がこの35キロ圏に直流の電気があるとノイズがたくさん入るから、正確な電気が測定できないと。そういうことで研究者の強い意向のみで規制されて、私たちが日ごろ、電車がちょっと不便だ、茨城県の東から西にかけての電車も水戸線以外にももっと欲しいなとイメージされても、ないのがこの直電規制であります。

この柿岡の地磁気観測所については、石岡市議会でも、徳増市議が比較的近年ご質問されたという記録も伺っております。これまで茨城県も、この地磁気観測所、しばらく前ですが問題にして、移転してはということをおっしゃっておりますが、徳増市議も観測所の移転をしてくれと。こんな規制を生む要因になっている観測所は、どこかもっと無人の地域に移転してくれと質問をされた

と想像するところでございますが、石岡市側の答弁趣旨は、これらの地磁気観測は聖域であるからして触れるべからずというような答弁趣旨で終えたとは伺っております。

私はこの地磁気観測、別に私個人としては移転しないでそのままやっていただきたい。しかしながら、先ほど来も申し上げている直流電化規制、これはもうできるならば撤廃していただきたい。それか、ノイズの許容量を日本人の職人氣質として全くそういうデータが悪くなるからやめてくれという、こういうことではなくて、生活に不便を来してまでの制限ではなく、ある程度は私たちの生活優先の直流の使用も認めていただいて、引き続きデータ観測をしていただきたいというふうに私は願うところであります。

こういった地磁気観測、柿岡地磁気観測所のホームページにも書いてありますが、今非常に課題であります天変地異の天災の予知研究としても、この地磁気観測を応用して開発したいと書いてあります。大いに結構でございませんか。そういった地震をこの地磁気観測をもって予知できるならば、ぜひとも一日でも早く開発していただきたいところでございますけれども、この30キロ規制は、ある程度の直流のノイズは許容していただきまして、観測を続けていただきたいというふうに申し上げるところでございます。

そこで、通告いたしました文言を申し上げますと、1点目に、柿岡地磁気観測所のデータ観測の現状と実用性についてご見解を伺います。2点目に、直流式事業が制限されていることの損失について見解を伺います。3つ目に、直流式電源による事業展開ができなかった鉄道インフラを補填すべき国の道路整備の補填実績について見解をいただきたいと存じます。4点目に、30キロ圏内のほかの自治体もあわせて、連携して国へこの100年の補填を求める、賠償を求めることについてご見解をいただきたいと存じます。

続きまして、通告の2点目の、下稲吉小学校体育館、下稲吉東小体育館の下稲吉中学校運動部利用の常態化と運動場適正規模の確保について伺います。

現在、千代田地区では、小中学校の統合が課題とされておりまして、特に熱心に田谷議員を初めとして、皆様方からもこの後に一般質問される予定となっております。各千代田地区の地域の皆様方も関心を持って、地域の懇談会、ディスカッションに参加されておりますが、坪井市長が仕切る行政の課題として、5年後には高齢化社会といわれておりますが、この高齢化社会の現実と直面するのが、特に5年後に大変厳しい財政状況となるというふうに聞き及んでおります。そういった面も含めまして、子どもたちの教育現場の適正規模化と、先ほど申し上げた財政的な面も、ご参加の皆様方のおかげをもって理解が十分浸透しているというふうに聞き及んでおります。

私が今回この質問をいたしますことに関して、3つのかかわる小中学校は、少人数教育、いわゆるチュートリアルといった恵まれた教育環境からは、たくさん子どももおりまして、かけ離れた教育環境でありまして、メリットとしては、児童生徒数の多さから社会性を多く学べるというものも皆様もご認識のとおり、現代社会は核家族化の両親共働きという環境の中で、さまざまな環境の違いで子どもたちは育ち、ときには自分自身の自立として物事を考えなければならないときもあります。そういった状況から、子どもたちは子どもの数が多ければ多いほど、幅広くより深く自分自身で育まなければならない感情や観念がありまして、子どもの数が多ければ多いほど、こういう観念の違いを、たくさん子どもがいればいるほど、子どもたちはお互いに享受して、学校の学習に臨んでいるものであります。そういった現状において、子どもたちが一緒に運動する、

スポーツを行う機会は、そういった家庭環境の違いの垣根を超える機会である貴重なひとときであると私は考えるところでございます。

このことから、今、小学校の体育館まで中学校の運動部が入って体育館を使用することが、その貴重な機会を減らしている状況でありまして、中学校にしても、その小学校まで移動する時間、これも大変なロスであります。そういったしますと、お互いに小学校も中学校も望ましい学校教育環境とは言いがたいものであるかと存じます。この体育館への移動、出入りの転換に、10分でも15分でも毎日そういったロスが発生する。小中学校が互いに譲り合ってやっている状況が、この先永遠と続かせてはならないと、私も非常に責任を感じているところでございます。これを体育館の有効活用と軽々に言うには、私は値しないものと考えておりまして、坪井市長、大山教育長におきまして、十分ご認識をいただきたいところでございます。

そこで、通告いたしました文言を申し上げますと、1点目に、現状の下稲吉小、下稲吉東小体育館の下稲吉中学校運動部利用のメリット、デメリットの検証について伺います。2点目に、他の市内の中学校区内の小学校体育館授業外活動等からプロになられた方までの実績を育む環境と公平性から考えますと、下稲吉中学校の屋内運動場が私はやや待遇が悪いというふうを考えておりまして、これを等しくほかの中学校と同等に確保していただく意思について伺います。3点目に、当市の学校教育環境への国からの補助金等の教育整備の与信枠について現況を伺います。最後に、4点目に、中学校区の見直しもされるということではありますが、そのことと、先ほど申し上げたような屋内運動場の適正規模との整合性についてもお尋ねいたしまして、以上1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、気象庁地磁気観測所については、市長公室長から、2点目1番、小学校体育館の中学校利用について、2番、体育館の確保等については教育長から、3番、学校環境への国の教育整備与信枠については教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の4番のうち、中学校区の見直しについてお答えをいたします。

千代田中学校区小学校の統合につきましては、今年度、千代田中学校区の子どもの成長を支える地区懇談会を開催し、その結果を踏まえまして、小中学校適正規模化実施計画の見直しを行ってまいりたいというふう考えているところでございます。

千代田中学校につきましては、生徒数の減少を解消するため、小中一貫校を望むご意見にあわせまして、学区の見直しが必要であるというようなご意見いただいているところであります。

今後、どのような中学校のあり方が適当であるのか、さまざまな角度から検討する必要があり、これらを踏まえまして、方針を定めていきたいと考えております。

同じく4番のうち、屋内運動場の適正規模については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

2点目1番、下稲吉中学校運動部利用のメリット、デメリットの検証についてのご質問にお答えいたします。

まず、下稲吉中学校の運動部では、ご指摘のように近隣小学校の体育館をお借りして練習を行っている現状があります。状況としましては、男子バレー部が年間を通して下稲吉東小学校を利用しております。また11月下旬から2月までの冬期間については、男子ハンドボール部が下稲吉小学校、女子ハンドボール部が下稲吉東小学校の屋内運動場で練習をしている状況であり、練習時間は夕方のおおむね4時30分から6時までの時間帯であります。

質問のありました近隣小学校体育館を利用するメリットについてであります。やはり広く体育館を使用することができ、各部とも充実した延長練習ができることであります。

次に、デメリットであります。現状で小学校までの移動は徒歩、帰りは必ず保護者の迎えをお願いしているところであります。中学生なので、体力的な部分での心配はありませんが、移動と準備に係る時間を要するため、練習時間が圧縮されてしまうことや、交通事故等のおそれが懸念されているところであります。また曜日によっては、夕方6時から始まるスポーツ少年団等のために、早目に練習を切り上げるなどの調整が生じることがあります。

なお、放課後4時から夜の夜間開放7時までの3時間の間で、下稲吉中学校運動部が近隣小学校の体育館を利用する率について確認したところ、下稲吉小学校については、火曜日と金曜日が67%、下稲吉東小学校については、水曜日と木曜日が67%、火曜日と金曜日が50%という状況であります。

2点目2番、下稲吉中学校屋内運動場を等しく確保する意思についてのご質問についてお答えいたします。

教育委員会として、中学校部活動で活躍し、その後プロまでの実績を残した選手の状況について、十分把握しておりませんが、現状として近隣小学校の体育館を使用し、練習時間を圧迫している状況などからしますと、他の中学校との教育環境の公平性を考慮する必要があるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目1番、気象庁地磁気観測所の現状等についてのご質問にお答えをいたします。

気象庁の地磁気観測所につきましては、先ほど議員のほうからありましたように、大正2年から現在まで約100年以上にわたり、石岡市柿岡地内において、地磁気等の定期的な観測を行っております。またその結果を気象庁ホームページにおいて公表をしているところでもございます。

結果をもとに、火山の噴火、地震予知などの調査研究がなされており、これまでに多くの成果を上げていると伺っております。

国の機関でありますから、地方自治体では担えない専門的業務を行っているわけであり、日本、あるいは世界にとって役立つ調査研究活動をしていると認識をしております。

1点目2番、直流式事業の制限につきましてのご質問にお答えをいたします。

直流式事業の制限とは、JR常磐線の直流・交流の切りかえのことでもございます。先ほどつくばエクスプレス、あるいは水戸線等においても、こういった事業の方法を行っておりますが、この常磐線につきましては、取手・藤代間において電流の切りかえが必要であることは事実でございます。

しかしながら、それをもってJR等の事業進捗に直接的影響があったかどうかを判断することは、大変難しいと認識をしているところでございます。

柿岡地内に地磁気観測所がなかったらという仮定の上に立てば、直流から交流への切りかえの必要がなくなったとしても、それが直ちに取手以北の鉄道事業の充実につながるとは限らないかなというふうに感じております。現在を形成するに至った要因につきましては、事業総額や路線の採算性など、多様な観点からの判断であったと考えられます。

本市といたしましては、これまでもJR常磐線の輸送力向上について、県や近隣市町村とJR東日本に働きをかけてきたところですが、沿線の開発、あるいは市民のニーズを的確に捉え、今後も継続して強く要望活動を実施してまいりたいと考えております。

1点目3番、鉄道インフラを補填すべき国の道路整備についてのご質問にお答えをいたします。

事業化されなかった鉄道インフラの補填として国道整備に関しては、事実関係、あるいは相関関係が明確でないため、申し上げることはできませんが、6号国道の拡幅等につきましては、建設促進期成同盟会などを組織し働きかけているほか、霞ヶ浦二橋構想についても、実現に向け働きかけを行っているところでもございます。

1点目4番、国への補填要望についてのご質問にお答えをいたします。

補填を求めることにつきましては、周辺自治体も含めて、損害の認識があった場合に行うべきものと認識をしております。その損害が明確にされていない中では、極めて難しいと考えております。

現状におきましては、地域の発展、地域の活性化、さらには地方創生への取り組みに、鉄道の充実は欠くことのできない極めて重要なインフラでもあり、それらを地域が共有しているということ、今後の輸送力向上や東海道線への乗り入れなどの要望活動を通して、積極的にJR東日本に働きかけをしていかなければならないと認識をしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、まず2点目3番、国の教育整備与信枠についてのご質問にお答えをいたします。

国の教育整備費につきましては、学校施設整備の補助事業としまして、公立学校施設整備費国

庫負担金事業がございます。屋内運動場のいわゆる補助基準面積につきましては、当該学校の学級数に応じて必要面積が算出され、事業費の2分の1が対象とはなりますが、現在保有している面積分は控除されるということでございます。

ちなみに、平成26年に竣工しました下稲吉小学校屋内運動場の建設費を参考に試算をしますと、建設費用につきましては、約4億5000万円程度というふうに見込まれます。このうち現在の屋内運動場980平米に対して、基準面積は約1,480平米となりますことから、その補助見込み額については、不足となる約500平米が対象であり、その500平米相当の建設費約1億5000万円程度のうちの2分の1、7,500万円程度、全体としましては約17%が補助該当と試算をされるところでございます。

続きまして、2点目4番、中学校区の見直しと屋内運動場の適正規模との整合性についてのうち、中学校区の見直しにつきましては、ただいま市長から答弁しておりますので、屋内運動場の適正規模との整合性につきましてお答えを申し上げます。

下稲吉中学校の屋内運動場につきましては、現状において、基準面積、これは補助の基準面積でございますが、不足が生じている状況でありまして、今後の課題であるというふうにご考えております。現時点では、具体的な検討には至っておりませんが、整備を行う場合には、中学校の規模はもちろんのこと、地区の避難所としての機能もあわせて考慮した上で、財政部局とも協議しながら検討する必要があるものと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、再質問させていただきます。

市の行政からはやや距離のある課題に、大変答弁のご準備にも時間をかけていただいたかと存じます。お礼を申し上げます。

市長からは、この地磁気観測所について特段のコメントはございませんけれども、私の先ほどの話で、どういったものかご認識はいただいたのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほど、古橋議員から、柿岡にあります地磁気観測所につきまして、国内の例、あるいはまたは世界的な例をご紹介いただきまして、改めて私も、近くにありながら認識をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長は県会議員も務められたわけですから、私よりもこのことについてはよくご存じなのかなと思うんですが、あとは後ほど申し上げるんですが、私と一部の執行部の方だけの認識ではなく

て、ぜひとも議会の皆さん方にも認識をいただいて、ご協力をいただきたいんです。

こういった、国、そして茨城県といった上級庁という、ちょっと専門用語になってしまいますが、こういう違う行政の立場に意見することは、実は我々市議会がそういう制度を持っているわけでごさいます、地方自治法の99条ですか、その中で、皆さんもおわかりかと思うんですが、意見書ということで、ほかの行政に対して意見をすることができるわけでごさいます。こういった制度は、市長の権限の中には明確なものはない、任意の要望と、そういった活動でありますけれども、やはり市長が認識をよく深めるということは、市民の皆さんにも、国に保全を求めるか否かはさておいて、何とか今までのこの規制を和らげて、まちづくりのためにもっと直流電源を自由に使えるようにして、そしてさらには、電車が拡張路線をもっとコストをかけずにできるということが大事ですので、市長の認識の深まり度が、やはり市民、そして関係市町村に改めて認識いただく上では、非常に大事でごさいます。

そして、先ほど申し上げた意見書を出すためにも、市長がよくおっしゃる車の両輪のごとく、議会も意見書という制度を使って、例えばこの電気事業法を経済産業省に意見する、そうすれば制度としてあるわけですから、経済産業省もそれを審議しなければならないという責任が発生するわけでごさいますから、何も私が世界の途方もないところまでの話をしているから退屈だと思いにならず、おつき合いいただきたいところなんです。

議長に質問するわけにもいきませんから、ぜひとも今後この99条の意見書というものに基づいて、私は進言したい。さらにはこの35キロ圏、栃木県まで入っております。茂木町や小山市、下野市ですか、真岡市さんとか、そういった栃木県のほうまでも、こういった直流電化規制を改めてご認識いただいて、まずはそういう課題に情勢が上がってこなければ、国も意見書が届いても動いてくれないわけでごさいますので、市長、ぜひ市長会等などで発言していただくことはできないものなんですか。もしくは、市長会の会長に提案していただく。さらには茨城県知事のお力も協力も得なければ、この我々の100年の不遇は解決できないと思うんですが、どうですか。技術的に市長は、制度といいますか、そういう市長会の会員のメンバーでありますから、そういった中で、国道6号の複線化、バイパス促進と同じような扱いになるように働いていただければなと思う次第でごさいますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご提案いただきました内容でごさいますが、まずは私自身の勉強といいますか、先ほどもお話いただきましたけれども、その辺の役割も含めまして、それから柿岡の状況も含めまして、少し勉強させていただきます。そして、まずは近隣の市町村、例えば石岡とか、それから小美玉とか、この近辺の市長との交流する機会は多くありますから、そういったところから少し意見交換をしながら、まずは考えていきたいと思っております。

以上でごさいます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ありがとうございます。

後ほど、ほかの市長さんのご意見の結果を教えていただいて、その結果に基づいて、私もまた取り組んでまいりたいと思うところでございます。

鉄道事業者が交流式に切りかえるということで、非常にコストがかかって、その調整をするために本数を減らしたり、はたまた路線の拡張なんていうのはなかなか難しい問題であって、私たちはそれを現状の中で仕方なしに、悪く言えば、鉄道インフラを使いながらきたわけですが、私は、こんな100年も規制をしておいて、それを補うのはやはり幹線道路だと思うんです。そういった鉄道が足りない分、各市町村は市町村道路として、他県に比べれば十二分に整備してきた実態はありますけれども、その市町村道路をたくさんつくってきた結果、管理費が非常に今後の課題でもあるかと思うんです。

土木部長、いかがですか。市町村道路はこういった35キロ圏、非常に鉄道を補填する整備をしてきたと思うんですけれども、私たちの生活道路も、非常に予算も限られていますから、ぼこぼこのところもあるかと思うんですけれども、そういった管理費を今後高齢化の中で見込んでいかなければならないということかと思うんですけれども、別に事前にご相談はさせていただかなかったので、ご答弁は結構ですけれども。

いずれにしても必要だということで、それが国道6号にしても、今やっと土浦は虫掛の区間の複線化をやっておりますけれども、それ以外のかすみがうら市に入ったところは、片側一方通行で、まだぼこぼこ。本来ならば、とうに国道1桁道路ですから、こういう直流電化規制をしているわけですから、それを補うべく複線化なんていうのはもう順次進んで、それよりも東から西、西から横への幹線道路を計画していただくのが国の務めであろうと、茨城県の務めであろうと思うんですが、やはりそういう現実問題を伝えるのは、私たちかすみがうら市のような基礎自治体なんです。国・県は、市民の皆さんからなかなか直接意見を受けることがない形で距離がありますから、そういう点からすると、私たちは住民、市民の皆さんと密接におつき合いをさせていただいておりますから、その現実問題を市民の皆さんにかわって国や県に伝えることが責任だと思うんですけれども。

市長、これをこの議会と行政内部だけの問題ということが、市民にもご理解をいただく折が、やはりいずれは必要になってくるかと思うんですけれども、いろいろ学校の統合問題とか、そういうことにももちろん時間を費やしておりますが、やはりかすみがうら市が率先して、こういう実態を何か伝えるすが、コミュニティとは申しませんが、自治会とのつき合いの中で、何かお伝えするチャンスを探していただきたいと思うんですが、この議会の中だけでなく、市民にもお伝えできる折が必要だと思うんです。

石岡市は、地磁気観測所のことを昔からある国の由緒ある施設だということで、ホームページに、どちらかというといことづくめでご紹介しておるんですが、もちろん先ほど私が申し上げたとおり、すばらしい研究はされておりますが、現実としてそういう鉄道の不足しているような実態を認識していただく。市民の誰しものがこの議会を聞いたり見たりするわけではございませんから、そういう市民に伝えられる機会というのは、検討していただくことは可能なんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

地磁気観測所等を市民の皆さんに認識してもらいたいという、そういったことかと思いますが、実は先日、市民懇談会、それから区長懇談会等も実施してきました。そういう中で、地磁気観測所ではございませんでしたが、6号線等のバイパスの問題とか輸送力の関係とか、そういったご質問が出まして、そういったものについては状況等を説明してきました。これからそういった機会もございますので、そういう中で話題として提供ができればと考えておりますので、何かの方法でちょっと検討してみたいなと考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

お骨折りをおかけいたしますが、ぜひとも市長には、やはり市長の言葉の重みとして、何も会議の席だけではなくて、市民の皆さんと会って、国道6号は今ごろ複線化を土浦ではやっているけれども、千代田石岡バイパスはいつになるんだと、そういう話題になったときに、ひも解くと、こういう柿岡の地磁気観測所がかかわっているんだよと。そういう話し方、伝え方も非常に大事なかなというふうに思う次第でございます。

私は、この地磁気観測所の規制を、このかすみがうら市に今、協同病院までのアクセスとして不足している道路の財源として、ぜひ援助をいただきたいというふうにも願うところであります。やはりこの認識を石岡、土浦市ともまずは共有して、東西に足りない幹線道路の整備を実現できるように努めていただきたいと願うところです。

市町村道路の整備は、先ほど申し上げましたが、全国的に茨城県内は非常に普及しておりますけれども、幹線道路の整備としては足りていないという実態を、私は数字から感じているところでありますので、ぜひこういった認識を執行部の皆さんに限らず、議会の皆さん、そしてこのことを聞いた市民の皆さんにも、ぜひこういった規制によって私たち生活が不便だということをご認識いただいて、今後の住みよいまちづくりのためにご協力いただければというふうに思う次第でございます。ぜひともこの議会の皆さん方には、意見書を作成するに当たりまして、お知恵、ご指導をぜひともいただきたいと存じますので、よろしく願います。

また、まちづくりを広域連携として定住自立圏制度などを取り組むに当たっては、やはりこの35キロ圏の直電規制をもとに論議を深めることも大事かと思えます。ぜひともこの100年の不遇を未来を担う子どもたちに残さないためにも、私のみならず皆様方にもご協力をいただければというふうに感じる次第でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

約10分間の休憩といたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時18分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、2回目以降の質問を。2点目の体育館の使用についてお尋ねしたいと存じます。

先ほど、教育長から、私が求めた数字でもあるんですが、50%とか60%ということがあったんですが、もう一度その数字が、私は何となく理解するところなんですが、こういう議会の場ですから、何の割合なのか、簡潔にご説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

古橋議員にお答えします。

例えば、下稲吉小学校ですと、男子ハンドボール部が午後4時半から6時半まで、下稲吉中学校が利用しております。これは2時間使っているということで、これの利用率が67%ということで、先ほどお答えいたしました。これが火曜日です。それでその後6時半から、今度は空手教室の利用が入っていきまして、この時間帯における下稲吉中学校の利用率が67%ということでご理解いただきたいと思います。同じく金曜日が男子ハンドボール部、同じくこれも2時間使用しております。割合的には、その後スポ少のミニバスが6時半から使用になっておりまして、やはり下稲吉中学校の利用率が67%と、そのような利用率になっております。

同じく下稲吉東小学校につきましては、火曜日が午後4時半から6時まで使っておるということで、これが1時間30分。そうするとこの火曜日については50%の利用率ということになるということでございます。それから水曜日と木曜日が男子バレー部と女子ハンドボール部が4時半から6時までということで、その後スポ少のバレーの使用になっておりまして、この割合が67%ということでありまして。それから金曜日が男子バレー部と女子ハンドボール部が1時間30分、4時半から6時までです。これが全体の50%利用率ということで、このような数字になっております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

そのパーセンテージが何を100%、1とするのかということが、多分おわかりでない方もまだいらっしゃると思うんです。だから放課後の鐘が、学校が終わった鐘の時間が2時45分ですか、2時半ですか、3時ですか。そこから夜間開放する7時までを100%ということですよ。そういう認識でよろしいですか。それからそのパーセントは、年間拾い上げたものなのか、それとも一部1カ月だけを抽出した平均なのか、どちらですか。その2点をお答えいただけますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

お答えいたします。

一応子どもたちが帰った後ということで、4時半からの使用できる時間ということで、それか

ら使用される時間帯を一応全体としての100%として、そのうちの1時間半ということであれば50%ということで、そのような計算で示してございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

今一度聞きますけれども、小学校、中学校の終業の終わりの鐘が鳴るのは何時何分ですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

お答えします。

小学校は一応3時半を目安に下校時間ということにしております。目安です、これも。曜日によって多少違いがありますけれども、4時に下校ということで、3時半から4時の間です。この時間帯を一応子どもたちの下校時刻というようになってございます。

あと中学校です。中学校は4時から4時半を一応終業時刻ということで定めております。

それから、ただいま私がパーセントを挙げて説明したのは、一応代表的な部活動の例を取り上げましたので、年間を通してということではなくて、最近の特に2学期です。このあたりをご説明のもとにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

そのパーセンテージを求めるのは非常に大変ですよ。何時からを起点にして何時までということがないのに。しかも抽出するのは1カ月とかそういうことじゃなくて、2学期を参考にということですので、あくまでも参考ということで、要するに半分以上、下稲吉小学校、下稲吉東小学校の体育館の使用可能な時間を部活動で取られているということで解釈しますけれども、よろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

お答えします。

下稲吉小学校につきましては、火曜日と金曜日、下稲吉東小学校につきましては、火、水、木、金のこの曜日になっております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

話をまとめると、半分は中学校の運動部が下稲吉小学校、下稲吉東小学校の体育館を使っている。

問題に戻りますけれども、その有効な使い道というのが、今、核家族化、共稼ぎの社会の中で、非常に大事だということでご紹介したいんですが、皆さんもご承知の事業内容でありますけれども、1つは放課後児童クラブです。これは市としていろいろな計画の中に組み込まれております。もう1つは、きょう執行部の皆さんには資料が届いているかと思うんですが、放課後子ども教室というのがありまして、これはまた定義としては、放課後児童クラブとは別のものです。

この茨城県の新エンゼルプラン21にも、そういった定義、文言が説明されておるんですが、その中で、国全体の目標として、平成31年までに、放課後児童クラブと放課後子ども教室を全小学校区2万カ所、一体的に連携して実施し、連携というのは児童クラブと放課後子ども教室です。これを一体的に、または連携して実施し、うち1万カ所以上を平成31年度末までに実施をすとなっているんですけれども、今定例会で第2次総合計画の計画にありますけれども、児童クラブはフレーズとして出てくるんですけれども、この放課後子ども教室が、私も地方創生の資料も見てもないんです。

児童クラブといいますと、中身は親にかわって、いたずらしないように部屋の中で宿題をやっていい子にしていってもらうというようなこと。あとは余裕があれば、何かお遊戯やらゲームやらと一緒にやるという。それで親が迎えに来るまでの内容だと思うんですが、その趣旨とはこの放課後子ども教室というのは、もっと活発的な、アクティブな内容を求めているかと思います。

私がこの放課後子ども教室の内容を見ますと、体育館とかを非常に有効活用しているわけですが、なぜゆえに当市は、茨城県のエンゼルプラン21で、31年までに国の目標としてやっているというのに、事業計画の中に出てこないのか、そのあたりをご説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまご質問のありました放課後子ども教室、それから放課後児童クラブ、非常に似ているような名前なんですけれども、まずこの辺からご説明しますと、文科省が所管としますのが放課後子ども教室で、厚労省が所管としますものが放課後児童クラブで、その違いはといいますと、文科省のほうは、全ての児童を対象としているところ、厚労省のほうは、日中保護者のいないところを対象としているところ。そういったところで、かすみがうら市としましても、放課後子ども教室につきましては、学校教育課。放課後児童クラブにつきましては、保健福祉部のほうで所管をしているわけでございます。

お尋ねの放課後子ども教室でございますが、生涯学習課が所管をしております、昨年まで新治小学校で、年間8回から10回ほど実施をしておりましたが、今年度はそれにかえて、ウィークエンド・コミュニティ・スクールとか、そういった事業を展開しているというところでございます。

それともう1点、近隣の状況をちょっとご紹介しますと、例えば土浦市、あるいは石岡市の場合は、当市の場合、保健福祉部で実施しております放課後児童クラブにつきましても、教育委員会が所管しているという実態がございます。教育委員会が放課後子ども教室と放課後児童クラブを所管していると、そういった実態もございます。

そういったところから、過去にほかの議員さんからもご質問いただいてありまして、我が市と

しましては、今後そういったところを検討していきたいというふうにご答弁申し上げているところでございまして、今回も同じように、どういったスタイルがいいのかということも含めまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

検討したいということではありますが、31年度末までの国の目標が出ているのに、これから検討して31年に間に合うんですか。

それと、新治小学校だけがやっていたというんですが、それがなぜほかの小学校には事業展開できなかったのか、まずお尋ねします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

新治小学校だけということは、当時の保健福祉部との協議の中で、それまでは放課後児童クラブが営々と続けてこられたわけですから、そういったものとの調整という中で、新治小学校で実施をしたというふうに聞いております。

それから、検討なんですけれども、ここ近年は小学校の統合というようなこともございまして、そういったものを一つ整理といいたいでしょうか、そういったものがきちんとしていた中で検討しているというふうに内部では考えているというところがございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

統合問題は大事なことでありますけれども、やはりその大事なことに専念する余り、ほかの事業が新しい需要に対して取り組めないというのは、私はやはり対応をもう一度考える必要があります。

なぜ、新治小学校の放課後子ども教室が、看板をかけ違えて、ウィークエンド・コミュニティ・スクールということで、週末だけやるというようなことになったのがちょっと気がかりになるんですけれども、どういう理由ですか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

新治小学校で行ってまいりました放課後子ども教室につきましては、市の直営というような形で実施をしてございました。そうはいいまして、安全管理人というような方々にもお手伝いをいただいていたんですが、事業計画から実施まで、安全管理人の方々と一緒に直営というスタイルで行ってまいりました。

近年、生涯学習課のほうで、いわゆる放課後の子どもの居場所づくりというようなことも考えておられて、そういった全体の中で、ウィークエンド・コミュニティ・スクールであったり、さらには、これは地域は違いますが、稲吉地域でボランティアの方々、これはいわゆる三校連支

援ボランティアの方々のご協力をいただき、稲吉学習広場とか、そういったものもいろいろ展開をしております。

そういった中で、今年度はウィークエンド・コミュニティ・スクールのほうに一部移行して進めていると、そういう内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私の質問の趣旨に戻りたいと思うんですけども、いずれにしても、子どもの数が多い下稲吉小学校、それから東小学校の体育館で、こういった放課後子ども教室が実施されるということが、子どもを育てやすいかすみがうら市として評判が生まれるわけですから、統合問題も大事ですけども、やはりこういったところも漏れなく対応していただきたいというふうに思う次第なんです。

この放課後子ども教室の、議員の皆さんには資料を提供できなかったんですが、その実績の中を見ると、体育館を利用したスポーツを中心としたプログラムが非常に効果があるというふうに書いてあるわけですし、私は執行部の皆さんにお渡ししたのは、県内の先進事例の中の特に参考になるような取手市さんとか、非常に子ども教室の実施日数が多いんです。放課後児童クラブが238日に対して、取手市ですけども234日も子ども教室をやっている。しかも体育館の中も有効に使っているというようなことであったり、守谷市も子ども教室が185日もおおむねやっているという。中にはスポット的に年間5日とか10日しか実施していない自治体もある。

この事業をやる上で、先ほど飯田部長からも答弁があったとおり、人材確保が非常に大変で、直営でやると非常にそれが露骨に苦勞されているということですから、その辺は今どきですから、いい形で委託を幾つか組み合わせて年間回すとか、そういう計画をぜひ下稲吉小学校、下稲吉東小学校でもやれるように、下稲吉中学校の体育館を何とか検討するように考えていきたいという担当部長の答弁なんですけど、実質仕事として検討するというに至らないんですか。市長、こういう現実問題を私が説明した中で。

先ほど答弁でありましたとおり、防災スペース、避難場所のスペースも全然足りていないわけです。それからコミュニティ施設もたくさんありそうに見えますけれども、人数からすると、足りていないかと思えます。それにも増して、下稲吉中学校の消極的な評判もありますけれども、それを何とか立て直そうと活動しているのはコミュニティの力でありまして、そういう身近なところにコミュニティ施設も併設できるような体育館。そして、先ほど答弁で学校整備としての与信枠は限られていますから、やはり社会体育施設としてベースは考えて、それから防災面、コミュニティ、そういったものをうまくミックスさせて計画するべきだというふうに私は思います。

時間もありませんので、かすみがうら市に大変いい例がありまして、ご承知のとおり霞ヶ浦中学校なんですけど、その隣に多目的運動公園がありまして、この隣接していることによって、社会体育利用者と学校教育としての子どもたちの利用がうまくかみ合っ、稼働率もうまく働いているわけです。だから同じ学校教育同士だと、どうしてもぶつかるところが出てくるんです、先ほど言ったとおりに。下稲吉中学校の運動部が下稲吉小学校、下稲吉東小学校の体育館を使うことによってぶつかるんです。それがなく、霞ヶ浦中学校はうまく社会体育施設を使って、公園の管

理面とかそういった面からも、非常にバランスがとれている。本当に多目的運動公園と霞ヶ浦中学校を隣接させたという、こういう非常に優れた先見性があった事業であったなと思います。

それに比べて千代田地区は、運動公園とか学校があちこちまばらに点在しているんです。そういった点を反省する上でも、やはり私は下稲吉中学校の隣地には、社会体育施設として与信枠のことも踏まえて、私は整備すると思いますが、市長、その検討することを考えるという、これは部長の今回の言葉でしたけれども、実際にそれは先立つものがなければ事業は進んでいきませんが、いろいろ設計したり、地権者の協力が可能かどうかとか、あとは都市計画の区域指定なども、角来地区など、下稲吉小学校の周辺も含めて指定してしまいましたけれども、私は本来はそういった課題、需要に対して、率先してもうとうに取り組むべきだったと思うんですが、検討ということは、ちゃんとやるのか、やらないのか、どちらなんでしょうか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

下稲吉地区の下稲吉中学校、下稲吉小学校、下稲吉東小学校、先ほど教育長、部長から答弁がありましたように、大変生徒児童数の多い中で、体育館も使い回しをしているというか、共用をしている。そういったことにつきましては、よく考えれば利活用が進んでいるということでございますが、悪く考えれば、少しダブって公平性が失われている面もあると思いますので、そういったことを十分に踏まえまして、ここでやる、やらないという私は答弁はできませんけれども、調査をしながら事の可能性について探ってまいりたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

そのままお待ちください。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

5番 川村成二君。

[5番 川村成二君登壇]

○5番（川村成二君）

平成28年第4回定例会に当たり、既に通告の内容に従い一般質問をさせていただきます。

かすみがうら市では、右肩下がりで急激に進む人口減少が今後の自治体のあり方を左右することから、国や県の「長期ビジョン」や「創生総合戦略」の方向性を踏まえつつ、自立的で持続的な活性化に向けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を立案し、実行しているところです。

この戦略構想は、市の最上位計画であります「総合計画」や、各分野の個別計画と基本的な考え方を共有し、整合を図り策定されています。つまり、総合計画の枠の中で5カ年の目標値を立

て、その達成に向け取り組んでいます。2005年に千代田町と霞ヶ浦町が合併し、新しくかすみがうら市となり、12年が経過しようとしている現状にあって、市全体が一つになり得るような、インパクトがあり心揺さぶる魅力ある具体策が提案されていないことが残念でなりません。

かすみがうら市となり、この地に人を呼び込み定住を進めようとしても、各種イベントが大々的に行える市民ホールや文化会館など、市の中心的な役割として機能する施設環境が整っていないことも、市の魅力としては寂しいものがあり、永住を考えるとときの行政のマイナスポイントではないかとも考えられます。

先日、常陸太田市と常陸大宮市に行ったところ、常陸大宮市では3月に道の駅「かわプラザ」がオープンし、常陸太田市では7月に道の駅「黄門の郷」が誕生し、想像以上に多くの観光客が訪れており、施設としては複合施設化しており、観光客だけでなく市民の憩いの場としても活用できる高機能施設となっています。市の活性化の起爆剤となっているのではないかと大きな刺激を受けてまいりました。

常陸太田市の人口は5万1000人、常陸大宮市は人口4万2000人であり、当市の人口規模と大差ない市勢にあって、どのような理念や構想からこのような大規模施設の整備が実現できたのか、大変興味をそそるものであり、当市も見習う点が多くあると思います。

茨城県内の道の駅は、県北地域に7カ所、県西地域に4カ所、鹿行地域に2カ所、合計13カ所開設されていますが、残念ながら県南地域には建設されていないのが現状です。

道の駅は、観光地にあるものと考えられますが、しかしながら現在は複合施設や多機能施設としての性格もあわせ持ち、防災拠点機能を有する守谷サービスエリアのような新しいアイデアも創造し、いろいろな機能を組み合わせることも可能と考えられ、私が関係する連合茨城土浦地域協議会に加盟する組合組織からも、道の駅の建設を切望する声が上がっており、国道6号沿線の県南地域に、ぜひとも開設することが必要ではないかと考えています。

道の駅を単なる道路関連施設としてだけではなく、当市にとって市のシンボル、地方創生の起爆剤となり得る高機能な複合施設として取り組めば、市民だけでなく周辺自治体や首都圏に対し、大きなインパクトを与えることができると考えられることから、当市の地域活性化策の長期的な展望として公言してもよい価値ある施策と言えるのではないのでしょうか。このような観点から、2点質問いたします。

1点目は、本市は、常磐自動車道の千代田石岡インターチェンジに近接して国道6号が通る交通機能に加え、豊かな自然資源が産業として確立されている産業機能などをあわせ持つことから、道路施設として道の駅の立地条件に最適な環境にあります。さらに地方創生の取り組みにかかわる情報発信機能や利用者と地域が交流する連携機能などを融合することで、市の発展に大きなインパクトを与えられます。地域活性化策の柱となり得る道の駅などの創設にかかわる長期的な展望について、市の見解をお伺いします。

2点目は、道の駅について、最近新設した常陸太田市や常陸大宮市の施設は、余裕のある敷地を有しています。複合施設としての条件をクリアするには、インターチェンジ周辺にこだわることなく、千代田中学校地区の小学校統合による廃校施設の活用や、千代田バイパスの開通なども視野に入れ、広域的な観点で早い段階から計画に取り組む必要があると考えます。このことについて当市の考えをお伺いします。

続いて、2番目に「神立停車場線」道路新設に関連する市独自の環境整備の取り組みについてお伺いします。

神立停車場線の整備が今年度から始まりましたが、50年来の夢が実現することから、地元市民の方々は大変喜んでいらっしゃるようです。

神立停車場線が都市計画化された昭和38年ごろは、計画道路周辺は開発途上で、道路整備によって大きく発展することが期待されていたものと思います。しかしながら、現在の周辺環境は大きくさま変わりし、既に新たな住宅が多く建設され、農家や農地と混在しています。こうした状況から、停車場線に隣接する土地や道路は、整備されている箇所もありますが、昔ながらの道路も残っており、用地買収に協力された方や道路に隣接する市民の方からいろいろな要望が届いています。

さらに、神立停車場線のような大型道路が整備されることは、市の大きな発展であり、これに合わせ市街化の開発に着手することは、あらゆる面で効率的であり効果的であることは言うまでもありませんが、この道路整備に相応した形で市が開発着手に動いている気配が見られないことが不思議でなりません。市民の生の声やこうした背景情勢から、市に決断を求めたく、2点質問させていただきます。

1点目は、神立停車場線は平成30年度完成を目標に整備が進んでいます。道路の幅員が18メートルもある大型道路で、ポケットパークも併設されると聞いていますが、市民からは「接続道路の整備が不透明」、「道路用地への売却で土地が分断され、利活用したい狭隘な土地が残り苦慮している」などの声が届いています。停車場線整備にあわせ、周辺地域の環境改善につながる整備を計画的に行うことが必要と考えます。このことについて、市のお考えをお伺いします。

2点目は、停車場線整備により細分化された土地は、隣接する土地とあわせ、市が購入し公園化することで、市街地に不足している公園の拡大が図れます。また停車場線整備で計画されているポケットパークとあわせ、高齢者や子どもたちの憩いの場となる空間の提供や、気軽に体を動かせる健康づくりができる器具の設置により、公園としての機能拡大も大いに期待できます。道路整備にあわせ公園環境を整備することがコスト面でも効果的です。このことについてどのように考えるのかお伺いいたします。

続いて、3番目に「千代田庁舎正面玄関に手すりの設置」について質問いたします。

市民から、「妻が千代田庁舎の玄関の階段でつまずいて怖い思いをした。手すりがあるといいんだけど」との話を聞きました。私たちがふだん当たり前のように利用している階段ですが、高齢の方や障害がある方にとっては、移動するに当たって危険な要素が隠れており、手すりの設置が必要ではないかと感じたところです。

このような公共施設の安全対策について調べたところ、2006年に高齢者、障害者の移動などの円滑化促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法が施行されていることがわかりました。この法律は、新しく建設する公共施設に適用するのはもちろんですが、新法が施行された時点で、行政の姿勢として現状の施設を点検し、法令に準拠した安全対策を計画的に進めていくことが、市民に対しての安心・安全の確保につながるのではないかと考えます。

バリアフリー新法が施行された2006年以降に市内で新設され高齢者が利用する公共施設はないかと思いをめぐらせたところ、歩崎の交流センターの建設が該当しました。しかしながら、この

交流センター建設については、2階へのエレベーターや駐車場からのスロープが設計されていないまま行政主導で建設が進められていましたが、議会からの指摘により、慌ててエレベーターとスロープの整備が追加補正され、施設が完成したことを思い出しました。このような実態から、当市ではバリアフリー新法の存在も知らなかったのではないかと疑念を抱いてしまいます。

交流センター建設については、当時の行政の管理体制の甘さが見えた案件でもあり、そのことを反面教師として、今後行政が公共施設の安全対策に誠意を持って取り組むことを願って、1点質問します。

市民から、千代田庁舎正面玄関の階段には手すりがないので、つまずいたときに危険を感じたとの声がありました。車椅子用スロープを利用するまでもない高齢者や子どもが、正面玄関の階段を円滑に移動するためには、バリアフリー新法を踏まえた安全方策として、手すりの設置は必要と考えます。高齢者に優しい公共施設の整備にどのように取り組もうと考えているのかお伺いします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

川村議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、道の駅等地域活性化の長期展望についてお答えをいたします。

道の駅につきましては、駐車スペースやトイレ、電話、情報提供施設の設置が機能要件として定められております。また全国の道の駅では、これら施設のほかに、レストランや野菜直売所などの施設を併設することで集客を図り、地域活性化を目指す施設が多いように見受けられます。

これら施設の整備には、他地域の施設同様、非常に大規模な用地が必要となることから、新規用地の取得とあわせまして、既存施設の有効利用も当然検討すべきであるかと考えます。

一方、集客面から考慮すれば、幹線道路沿いへの設置も重視すべきことから、近隣市の道の駅整備計画なども考慮しながら、最適地への最適規模での設置を検討していく必要があります。そ

のほかにも、併設する施設の事業規模や事業主体など、事業実施面で検討すべき点は多岐にわたっております。

さらに、人口減少社会におきまして、通過人口による利用だけでは、安定的な運営は難しくなることから、広く住民の皆様にも利用いただけるような地域拠点としての整備も想定すべきでありまして、その場合、市による費用負担やそれに対する効果も踏まえまして、持続可能な運営が行われるよう検討が必要でございます。

このように道の駅につきましては、その開設に向けた課題は非常に多いと考えますが、いずれにいたしましても、地方創生に向けました情報発信拠点として、また地域内外の人々が集う交流拠点として、かすみがうら市の顔となり得る施設の整備は大変有益であるというふうに認識しておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いをいたします。

次の2点目、神立停車場線に関連する環境整備については土木部長から、3点目、千代田庁舎管理については総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

2点目1番、都市計画道路「神立停車場線」整備に伴う周辺環境整備のご質問にお答えいたします。

神立停車場線の整備により、既設道路は交差点によって結ばれ、交通の安全と円滑を確保するため、その果たす役割はきわめて大きなものでございます。

よって、交通需要・交差点形状等を十分に検討し、開通時までには交通の流れを容易にするための隅切りや幅員、高さなどを考慮して接続されることを原則とした設計となっておりますので、施工前の交通体系は保持されることとなります。

また、本事業は市街化地域を通ることから、多くの地権者の皆様が所有する不動産について、多大なご協力のもと進められていることは、重く受けとめているところでございます。

議員ご指摘のとおり、分断された残地についても考えなければならないところではありますが、補助事業としての制約（原則として買収しないこと）により、認可区域外の買収はできないことや、整備する場所、範囲にも限界があることから、個々の残地についてはご希望に沿えないところでございます。

2点目2番、道路整備にあわせた公園環境整備のご質問にお答えをいたします。

神立停車場線整備事業につきましては、一般的な道路整備事業とは異なり、街路整備事業としての位置づけを有していることから、単に道路を整備するものではなく、新たな住環境を見据え、ゆとりある都市空間や防災機能を併設した道路環境を整備し、経済活動も鑑み、安心安全を並行した市街化を誘導する責務を要した建設事業となります。

具体的には、都市交通施設機能面から車道より広い自転車歩行者道の幅員は3.5メートル、都市防災機能面から歩道と車道の間片側2.5メートルの駐車帯を設けたり、市街化誘導機能面からは、大型店舗や商業店舗の出店が可能となるよう用途の変更を行います。

また、計画されております2カ所のポケットパークとの周辺残地の併合につきましては、計画地の隣接には買収残地を有さないことから、増設は厳しいものと考えております。

ポケットパークは、街路整備をよりどころとする都市空間環境整備による位置づけとなり、面積を付加しても、都市公園法による街区公園には算入されません。

これらの新たな公園を含めた環境整備につきましてもご提案をいただいたところでありますけれども、今後多方面から検証し、整備計画が整った後の措置として捉えております。

現時点においては、費用対効果を鑑み、神立停車場線を早期に開通させることが肝要と思料しますので、現行の街路整備計画を先行することをご理解をいただきたいと考えております。

次に、現在のポケットパーク整備案でございますけれども、今後関係部署との協議にはなりませんけれども、人口過密地域でもあることから、災害用の備品を置くスペースの確保、さらにはゆとり空間の整備として地域の方や歩行者の休息スペースとして、ベンチや日よけ、木道、水道、照明等の整備を考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご質問の3点目、千代田庁舎正面玄関に手すりの設置についてお答えをいたします。

庁舎を初めとします公共施設につきましては、不特定多数の方が利用する施設であるため、施設利用者の安心安全は非常に重要であると考えられます。

今後は、各施設管理者において、改めて高齢者、障害者等の移動を円滑に行ってもらおうという視点に立って、点検・診断を行い、良好な施設環境が維持に努めてまいりたいと思います。

議員ご指摘の千代田庁舎の玄関前階段への手すりの設置につきましては、安全性を確保するというので、早々に対応をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ありがとうございました。

それでは、2回目以降の質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、道の駅等による地域活性化の長期的な展望ということで、1点目に、1番、2番あわせてお伺いしたいんですが、地方創生の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という視点から質問させていただきたいんですが、常陸太田市や常陸大宮市の道の駅のよさについては、実際に目で見て私を感じたということで、今回質問に至りました。実際に自分の目で見るということは必要です。効果については、新設されたばかりですので、今後動向も把握しなければならないと思います。直近の道の駅の建設等に関しまして、地方創生の担当部長としまして、先進事例として生かせるテーマと考えて情報収集を行ってきたのか、また今後行う予定があるのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

地方創生担当といたしましては、6次産業化の推進を戦略で掲げていることもございまして、この6次産業化の先進地として2カ所の道の駅をこれまで視察してまいりました。1カ所が愛媛県の西予市の城川にあります「きなはい屋しろかわ」、ここは食品加工施設を併設しております。それからもう1カ所が秋田県の横手市にあります道の駅「十文字」、こちらは直売所機能が充実しているというのもあるんですけども、市民交流広場というものを運営しておりまして、これが非常に地域コミュニティの中核として機能しているといった事例、この2カ所を施設してまいりました。

ただ、議員からご指摘いただきました常陸太田ですとか、常陸大宮の直近の先行事例については、まだ調査ができておりません。常陸太田ですとか常陸大宮については、駅の中に体験型の圃場を設けて、こちらのほうを活用して観光誘客を図ったり、あるいは若手の営農家の育成を行ったりということ、非常に特色のある取り組みがされているというふうに伺っております。そういったところが評価されまして、国土交通省の重点道の駅、重点的に国も応援をしていく道の駅に認定されたということも聞いておりますので、私ども地方創生担当といたしましては、できるだけ早く、めどとしては年度内にこの2カ所の道の駅を訪問いたしまして、聞き取り等調査を進めてまいりたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

少なからず情報収集は行われていて、よさを認識されているということがわかりました。今年度中に調査するということですので、ぜひお願いしたいと思いますが、この2つの道の駅につきましては、東日本大震災以降の同じ時期に計画されたということで、その情報発信、それから6次産業、イベント、防災拠点など、多くの共通点を取り入れられている複合型の交流拠点となっております。こうした機能は、当市の施策に今すぐにでも取り入れたいものだという認識を持っていただきたい。

私、その道の駅に訪問したときに、その道の駅の無料のパフレット秋号が置かれていました。この中に道の駅の紹介があって、またそれに関する地元の観光や商品、そういった紹介もされております。これにかすみがうら市が掲載されることによって、そのPR効果というのは非常に大きいものがあると思います。そういうことを訪問するお客さんに口づてに伝えてもらう一つの手段にもなっておりますので、ぜひ新しくできた道の駅のよさや情報を集めていただいて、庁内の情報共有を進めていっていただきたいと思います。これは要望で終わります。

続けて、さて道の駅をどのようにやっていこうかというときには、やはりアイデア発想だとか企画の立案ということが必要になってきます。そういうことをどのように取り上げていくのかということでお伺いしたいんですが、課題が多いという答弁がございました。その課題の解決をしていかなければならないんですが、これまでも千代田石岡インターそばにあるとよいという声も

聞かれておりました。しかしながら、複合施設として総合的な高機能、それから環境整備をするには、ある程度の広さを有しないと、現時点で設置は非常に難しいのかなと思います。

ということからすると、インターチェンジにこだわることなく、大局的な視点で調査研究して、アイデアを出して企画をしていかなければいけないというふうに感じております。そのためには、やはり若手職員や有識者、そして関係団体を巻き込んで、機会あるごとに創造の取り組みをすることが必要だと思います。

こういったことを検討する機会に取り組めるのが、やはり公室長としての一つの仕事としてもあるのかなという気がします。こういった考えについて、公室長のほうで何か考えがありましたらお伺いしたいんですが。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今のご提案をいただきました道の駅の関係でございます。いろんな事業の手法があるかと思えます。例えば場所の選定、よく言われていますが、やはり交通量の多いところでなければ、なかなか経営的な部分は難しいのではないかなというようなこともありますし、その中で集客力ということも考えていかななくてはならないところでもあります。

また、一方で、先ほど議員のほうからもありましたように、例えばこれまでの道の駅は、どちらかというと産直機能が充分充実した中での道の駅が大半でございました。ただこれからは、やはり少子高齢化の社会に向かっていく中では、そういったサービス機能を含めながら施設を充実させるということも必要になります。また大震災以降の防災の拠点等も考えていけば、やはりそういった、人がそこへ集まる、避難の一つの場所であるというようなことも考えていかななくてはならないとは思ってございます。

いろんな地域の参考になる点を研究をしながら、内部での関係団体の委員会、あるいは職員の情報共有、そういったものの将来的に向かったプランづくりというものは考えていかなければならないというふうに捉えています。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひとも、そのプランづくりに動いていただきたいという思いでいっぱいなんです、それをするためにも、市長の決断がやはり必要ではないのかなという気がいたします。

神立停車場線、1回目の質問の中で説明しましたがけれども、昭和38年に都市計画されて、五十数年経過して実現に至っております。その実現に至るまでに関係者がご尽力されたことに対しては、頭の下がる思いでいっぱいです。この実現は、五十数年前に具体的なレールを敷いたことで実現に至ったものと思います。同様に千代田石岡バイパス、それから霞ヶ浦二橋などの計画も、実現に向けたレールが既に引かれております。

当市の政策にも、そうした夢に向かったレールが引かれないものかなと。レールが見えない。そこで道路整備や跨線橋など、交通整備ということについて耳にすることはありますけれども、道路整備だけでは市にお金が落ちる要素は少ないのではないのかなと。市民や市の事業者には利益

をもたらすような事業計画が必要ではないのかなと考えております。

市長の答弁の中に、市の顔となる施設の整備は有益であるという話もございました。平成26年の財政力指数をこの資料早わかりから見たんですけれども、常陸太田市は財政力指数が0.412、常陸大宮市は0.442に対しまして、当市は0.633ということですので、財政力から見ても決して不可能な状況ではないということが言えると思います。道の駅のような大きな構想は、市長が公に具現化して、初めて皆さんが足を同じにして進めていけるものではないのかなというふうな気がしてなりません。今後の進め方について、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

道の駅に対する提案をいただきまして、大変心強く思っております。実は私も常陸大宮等の施設は見てまいりました。正式な視察ということではなくて、私は個人的に状況を見ながら行ってまいりまして、非常ににぎわいのある施設ということで、活発な中の商業活動というか、そういったものも進んでおりました。その反面、例えば具体的に失礼かもしれませんが、「そ・ら・ら」のようにちょっと苦戦しているところもあるようでありまして、今後のそういった展開を進める上では、非常にいろんな角度から判断をしないと厳しいのかなというふうに思っていました。

ただ、市の顔となるようなそういった施設については、本当にできればいいことですので、さまざまな角度から検討して、なおさら道の駅につきましては、先ほどお話がありましたように、茨城県は13カ所でございますが、全国的には1,000カ所ぐらいあるという話で、非常に地域活性化も含めたさまざまな拠点となっている施設でございますので、多方面から検討し、判断をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひ、前向きに検討を進めていただいて、できれば来年度の施政方針に言葉があると、私ほうれいんですけれども、そう急がないでも、そういうことで市全体で取り組んでいただければいいのかなという気がします。

続けて、2番目の神立停車場線に関する整備について質問させていただきます。

これにつきましても、1番、2番あわせて再質問させていただきます。

まず、庁内での検討状況についてお伺いしたいんですが、神立停車場線のような大きな道路整備の新設、これは神立駅西口の区画整備とあわせ、市の市街地の再開発を計画する絶好のチャンスだと思います。このチャンスを生かすために、庁内でこんなアイデアがあるんじゃないのかな、こういうことをしたらどうだというような取り組みやアイデアの提案、検討が行われて私はしかるべきだと思うんです。そのような検討が行われたのか、行われなかったのか。また今からでも遅くはないと思います。今後行うような予定があるのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

都市計画道路「神立停車場線」の整備といたしましては、事業認可申請時に基本的な設計が行われ、その後交差点の接続状況や上下水道の横断、ガス、電気など関係各機関との協議を行い、実施設計に反映した工事が着手されてございます。

ご指摘の庁内での取り組みやアイデアの提案、検討については、ポケットパークの整備が考えられますので、今後関係課との協議を図ってまいります。

なお、神立駅西口地区区画整理事業や都市計画道路「神立停車場線」を含めた再開発等の大規模構想は、検討はされておられません。また今後の予定についても、ないというふうに現在は思料いたします。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

今後の検討もないという答弁でした。それを聞いた市民としては、非常に寂しい思いがあります。やはりこういった停車場線の整備、神立駅の整備、この先30年、50年、なかなかないですよ。その機会をうまく利用してやっぱりやるのが行政の効率的な政策運営だと思います。ないようですので、ぜひ「ない」ということではなく、やることで行政の皆さんの誰かが提案していただければ幸いかなと思います。

それから、地権者とのコミュニケーションのあり方ですけれども、分断された残地は補助事業として制約があり、整備箇所や範囲にも限界があって希望に沿えないという答弁がございました。道路用地として売却をしたことによって土地が分断され、すごく狭い狭隘な土地となって利便性が低下したという土地については、市も把握していると思います。その土地の活用がやはり必要ではないのかなと思います。地権者と活用策について話し合いをもって、市独自の開発につなげることも必要ではないのかなと。地権者と話をすることによって、いろいろなアイデアが生まれるかもしれないと思います。そのアイデアというのは、自分たちの財産にもなる、市の財産にもなります。やはりそういったコミュニケーションの中で、そのアイデアを生み出していく。そういうこともやはり土木部としては、せっかくこの事業を進めている中では必要だという気がします。その辺についてはどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

地権者の方へは残地を買い上げるなどの、いわゆる一筆買いは先ほどもご答弁申し上げましたように、制約もあり希望の意向には沿えないわけでございます。ただその中には、隣接者へ残地の買い取り要望や、反対に隣接者の残地の購入要望等が用地交渉の条件に付される場合がございます。権利者との用地交渉の際に、地権者の残地への考え方を聴取し、慎重に判断し、状況に応じ隣接者の希望を申し添えてはおります。もちろん希望の意向だけで、単価や面積、今後の交渉に至るまで、当事者間で行うことを原則に、十分配慮した対応をいたしております。

また、地権者が今後の土地利用を既に思案しているところも多くございます。ご指摘の市の独

自の開発事業となり得るような面積を有する箇所は数カ所と思われませんが、担当といたしましては、都市公園整備を思案しておりますけれども、補助制度や利便性、費用対効果など、未検証な部分がございますので、現時点では計画はございません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひ、積極的にいろいろな話し合いを持って、アイデアをつくる努力をしていただきたいと思います。今までの話を聞いておりますと、何もしていないような、道路つくるだけというような話にも聞こえますけれども、この話が市民から出たときに、個別に土木部と話をしましたところ、本来であれば神立停車場線につながる道ではない、途中まで道路はできているけれども、地図で見ると接続されないという部分は、その地権者が土地を無償で提供するから、道路として接続してほしいという要望に対しては、市のほうとして動いていただいて、接続道路として完成する予定にあるということで、市民の声は市のほうへ届いて、また要望が検討されているということで、それを広く取り上げて全体を見るということがまだ進んでいないのかなということで、継続した取り組みをぜひともお願いしたいと思います。

続いて、公園整備については、これまでも市街地の公園整備、公園の不足につきまして、私の一般質問で訴えてまいりました。答弁には、ポケットパークに面積を付加しても街区公園には算入されないという言い方をされました。ということは、公園はつくらないと。算入されないからつくらないという逆の見方にもとれるんですけども、街路整備計画を先行することは理解できます。道路と並行して、市独自の公園整備をすれば、効率的で街区公園として計算されるのではないかなというふうに感じているので、街路整備に無理やりつける必要なく、市独自の公園整備をやる考えはないのか、その取り組みをしてほしいというのが大きな要望でもあります。その辺についてはいかがなように考えているのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

現在計画中のポケットパークにつきましては、街路整備事業により歩行者等の休憩所をメインとしております。施設の有効利用を鑑み、地域の市民の皆さんのなごみ、触れ合える場所の提供も思案はしてございます。

ご提案のとおり、都市公園の基準面積は確保されていないことから、ポケットパーク隣接地の土地利用の状況や経費等を検討し、結果は非常に難しい状況と考えますけれども、都市公園として単独事業で整備することも一案として今後検討してまいります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。

最後に、ポケットパークを2カ所設けられるということです。18メートル幅の大型道路に隣接する形でポケットパークがつくられるので、第一に安全を確保する、公園の利用者に対して安全を確保するというのが第一優先にあると思います。そのための最善の策をとっていただくということをまずお願いしたい。

あわせて、備品や設備品についても、耐久性、管理のあり方等を十分配慮して、そのポケットパークが小さいながらも他の自治体に自慢できるポケットパークだよというような形に、ぜひとも整備していただきたいと思います。その辺についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

原案の道路の基本計画では、人の出入り口を除き、車両の進入を防ぐため、歩車道境界ブロックを施す計画としており、必要に応じて景観に配慮した塀やフェンスを視野に現在は考えております。

また、ご提案いただきましたように、施工後の耐久性や管理に配慮した公園地名、工作物の設置を行い、安全と利便性を考えた施工といたしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それでは、3番目の千代田庁舎玄関に手すりの設置をということにつきまして質問をさせていただきます。

1回目の質問でも、2006年に施行されたバリアフリー新法について、庁内に浸透されていないのではないかとこのことを話をさせていただきました。この新法について、庁内でどのように展開されたのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

バリアフリー新法につきましては、法の施行に伴いまして、道路管理者及び公園管理者として、市において条例により基準を定めるなどの対応が求められるとともに、建築に関しましても、県や関係機関からの情報提供がありまして、一定の認識はあったものと考えております。

しかしながら、建築物の新增築に当たりまして、建築コンサルタント業務を委託して、法に基づき設計が行われてきた中でも、ご指摘のありました交流センターにつきましては、これは規模要件によりまして、努力義務であったため、エレベーターやスロープなどを設置せずに設計施工し、結果的に建築確認の検査にも合格をしたものでございます。その後、2階をレストランとして、お年寄りや障害のある方も、安全に利用できる配慮が必要であろうとの議会の指摘をいただき、改善することができましたが、このような事務の執行は法の対象となる施設を多く抱える市、例えば鉄道の駅を中心とした重点整備地区を有し、基本構想を作成したような市と比較しますと、地方公共団体としての責務の理解が浸透していなかった結果ではないかというふうに考えるとこ

ろでございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

そのままお待ちください。

休 憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時05分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ありがとうございました。

今話を聞くと、交流センターについては、最終的には設備されたので、結果的にはよしとするんですけども、基本設計で規模用件が努力義務であったということで、エレベーターやスロープがなかったということからすると、設計をそのままのみにしたということだと思います。だから逆に言うと、行政側での努力義務といわれる努力がされていなかったのかなということで、ちょっと残念でなりません。

その庁内認識ということでいきますと、今回の私の提案に対しては、早々に対応したいという前向きな答弁をいただくことができました。あわせてちょっと確認をしたいんですが、千代田庁舎の正面玄関を見たときに、車椅子用のスロープがございます。要は正面向かって右側です。そのスロープも高齢者の方が利用する可能性がございます。そうしますと、手すりは現在は設置されておりません。なおかつ車椅子を利用する方がそのスロープを上って千代田庁舎の正面玄関に入るまでには、左側に階段がある、ということは、転倒の危険性もございます。そういうことからすると、少しでもよいので、手すりとして転倒防止可能なものを設置すれば、転倒防止と手すりが兼用できるのではないのかなという気がします。こういったことについても、千代田庁舎の正面玄関をバリアフリー新法に基づく目で見ると、まだ改善する余地はあるのかなという気がします。そういった点については、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘をいただきましたように、千代田庁舎の玄関につきましては、階段を通じて室内に入っただけでなくようつくりとなっております。お年寄りや障害を持つ方の出入りの利便性や安全性を高めるということで、スロープを設けております。今回の手すりの設置についての質問をいただきまして、改めて確認をしましたが、ご指摘のように、現状ではスロープの端から脱輪をして転倒するというような危険性もありますので、その防止と、さらに安全性を確保するために、先ほども申し上げました階段の手すりとお合わせして、取りつけを検討してまいりたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

よろしく願いいたします。

続きまして、公共施設のマネジメントとしての点検実施ということで質問させていただきたいんですが、当市のファシリティーマネジメント、公共施設のマネジメントに付随して、施設使用料の見直しの市民説明会が行われました。本定例会でも、その公共施設の使用料の見直しが提案されておりますが、その説明会では、多くの高齢者の方が施設を利用しているという実態を把握することができたと思います。高齢者の健康増進の取り組みの必要性があるということで、さらにその説明会で、行政としては感じ取れたのではないのかなと思います。

そういうことからしますと、公共施設全体を見て、バリアフリー新法に基づいた点検、そして施設の整備を計画的に実施していくことが必要ではないのかなというふうに感じております。その辺についてはどのようにお考えになるのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘のように、施設使用料の見直しを通しまして、高齢者が安全に利用できる場の確保の重要性につきましては、強く認識をしたところでございます。

今後は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するというこのバリアフリー法の趣旨に立ち返りまして、努力義務という地方公共団体としての責務を重く受けとめて、利用者の目線に立った点検、修繕など、施設管理者が認識を一にし、適切な管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

2006年にバリアフリー新法が制定され、従来から対象の建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場や都市公園にも基準への適合が求められるなど、広範囲な面で面的な点検が必要になります。

そういうことからしますと、当市では2006年以降、交流センターを初め、学校施設が非常に多く新築、あるいは改築されてきております。そうしますと、学校施設には新しい施設と古い施設が混在しているということにもなります。片やバリアフリー新法に基づいた整備がきちりされている。ところが古い校舎は前のままということからすると、子どもたちの安全性ということを考えて、やはり同じレベルにしていかなければならないのかなと思います。

これは、学校が一例ですけれども、そういう視点からすると、各部局でそれぞれが管理する施設を総合的に点検して自主的にその計画を立て、予算申請して実施していく、改善に取り組んでいくことが私は必要ではないのかなと思いますので、これについては全部局に関係しますので、要望とさせていただきます。

最後に、この手すりの設置に関して、ちょっと視点を変えて見てみました。今回の階段に潜む危険性につきましては、市民の声を私が聞いて把握することができました。見方を変えると、危

険を感じた市民はこの千代田庁舎に何らかの用事があって、手続で来庁された方だと思います。窓口で対応される職員がその来庁された市民の方との会話の中で、怖い思いをしたんだよという情報でもしキャッチできたとすれば、事前に察知できる危険予知事例、民間ではよく言いますけれども、「ヒヤリ・ハット」の一例ではないのかなという気がします。そういう見方からしますと、窓口で対応される職員は、市民と会話をすることでいろんな情報や課題が得られます。最前線にいる、いわゆる重要な営業マン、営業ウーマンではないのかなと考えられますので、職員の窓口での情報収集、その情報収集した内容の情勢やその情報の展開、それから共有化ができる市としての体制づくりが必要なのではないのかなというふうに考えました。職員教育という視点から、何らかの対応ができるのではないのかなという思いでいますので、その辺についてはどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ただいまは職員の情報収集意識の醸成、さらには展開、共有化についての体制づくりと、こういった視点での職員教育というご質問でございました。

私どものほうでは、市の人材育成基本方針というのを作成しておりまして、ご指摘の点は、この中で、市民の信頼や期待に応えるため、職員に求められる要件の一つとして掲げております「常に市民の立場で考え、市民満足度を高める市民感覚」に当たると思います。これは市民が満足できる質の高い行政サービスを提供するために、常に市民の立場で考え行動することによって、行政における市民満足度を高めようとするものでございまして、市民の目線に立って市民の声を聞き、さらに理解しようとする姿勢を大切にすること。また市民との協働を実現するため、傾聴能力や説明能力など、高度なコミュニケーション能力を身につけ、市民と良好な関係を保つ必要があると、こういうふうに位置づけております。

そのような人材を育成するための研修といたしまして、基本的なコミュニケーション能力を養うため、接遇の講師養成研修の受講により講師を養成するとともに、新規採用職員に対しての接遇マナーの向上に向けた研修を実施しているところでございます。

今後は、このような個人のコミュニケーション能力の向上とあわせて、ご指摘をいただきましたような個人の気づきを促し、特に市民の安全にかかわる「ヒヤリ・ハット」ということで、全庁的に共有し、敏感に対応できるような体制づくりに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ありがとうございました。

今回、私は大きな3項目について質問させていただきました。これらの全ては、行政の皆様がいかんにかつかるかという部分で、大きく対応の仕方が変わってくると思います。行政が積極的にやれば、こういうことは全てプラス思考で大きく変わってくるものと思いますので、ぜひ職員の皆さん、行政の皆さんが、いろんなところにいろんな視点で気づいていただいて、前向きに取

り組んでいただくことを要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時18分

再 開 午後 2時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

皆さん、こんにちは。けさは本当に寒うございました。きょうは二十四節気の一つ「大雪」に当たりまして、北海道、東北は大雪に見舞われたと、そのような報道がございました。これから一日ごとに寒さが加わっていくものと思われまます。そのような中、大分県の2歳の女の子、暦ちゃんが、21時間ぶりに無事保護されました。本当に喜ばしくうれしい限りでございます。1日違いで暖かい一日であったことが幸いし、本当によかったと思います。これから年の瀬に向かい、どちらさまも多忙の中にも、明るく仕事を片づけて、希望に満ちた新しい年をお迎えになっていただきたいものでございます。

それでは、平成28年第4回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

1点目として、千代田中地区4小学校統合校（志筑小）見直し及び千代田中存続の必要性についてでございます。

市は、これまで千代田中地区の4小学校統合校を志筑小学校とする統合校計画を進めてまいりました。去る9月6日、市長より従来の計画を見直すことを表明されました。この計画の見直しをすることとなった結果は、今年度各小学校で行われてきた統合に関する懇談において、地域住民の多くの皆さん方が、志筑小学校への統合に対し「ノー」を突きつけ、千代田中への小中一貫校を前提とした統合を希望した結果、勝ち取ったものにほかなりません。本来であれば、見直しということは、多くの地域住民が要望している学区審議会でも最良の策と示された千代田中隣接地内への統合校配置を直ちに政策判断することが必要であり、常道ではないでしょうか。

統合委員会休止から2年10カ月が過ぎ、依然として進まないこれまでの一連の統合校の配置問題は、第1に、志筑小の地元の地域住民の建てかえ要望に対し、行政の強引ともいえる移転計画により、約19億円に及ぶ膨大な経費と多くの時間を費やし、やっと移転開校に至ったものの、地域住民の理解が得られず、見直しをすることになったものと思われまます。もともとの原因は、志筑小学校を統合校とする移転計画そのものに無理があったことの証明であり、市長の責任は重大であります。

第2点として、これまでの移転計画から実施までの経緯を見てみると、地域住民及び議会を軽

視した行政行為と、いつ、誰が、どのような手続により決定したかが曖昧な中であって、一部の当事者間で内々に志筑小学校を統合校とすることを前提とした移転計画を行い、実施したことを初めとして、志筑小学校を開校するまでの間、統合校を志筑小学校とすることを封印の上、既成事実成立後、新しい校舎で耐震設計であることから、志筑小を統合校とすることをやむなしとする状況をつくり出し、学区審議会の次善の策と称して、志筑小を統合校とする答申を引き出したものです。そして、志筑小を統合校とする政策判断を責任逃れとも言える学区審議会の答申に委ね、その答申を盾に、志筑小を統合校とすることを正当化し続けてきたことに、重大な瑕疵があった言わざるを得ないこと。

第3点目として、行政としてしかるべき適正な行政手続を踏まなかったことに加え、地域住民と議会を軽視し、最良の策である千代田中隣接地への統合を協議する以前から、排除しようとした確信犯的な状況が明らかになるにつれ、地域住民から行政不信が生まれ、統合校配置の合理的な根拠にも欠けていることなどから、志筑小学校を統合校とする市の方針は、地域住民の理解が得られませんでした。さらに地域住民の理解が得られないにもかかわらず、市は今年度になって、懇談会の場で統合校を志筑小とする方針を改めて表明し、地域住民に一方的に押しつけようとしたことに加え、見直し表明後もいまだ政策判断を怠り、結論を先送りにしていることであります。

以上、これらの一連の経緯から、行政手続上、きわめて違法性の高い問題のある市の行政行為が進められてきたことを厳しく指摘しておきたいと存じます。

いずれにいたしましても、志筑小学校を統合校とする計画の見直しを行う発言を市長より引き出したことは、すなわち、市の地域住民及び議会を軽視した手続違反と、行政の判断の誤りを正すこととなったこと。また最良の策である千代田中隣接地への4小学校統合校の道を切り開いたことは、地域住民の多くの皆様方の民意の力によるものであります。改めて、地域住民の皆様方の大きな力を感じ入るところでございます。

しかしながら、見直しをすることとした一方、学区審議会の最良の策として答申された千代田中隣接地への政治判断をされるどころか、今回も大多数の地域住民の民意に反し、千代田中学校を統合校の対象に加えようとする方針が示されました。こうした一連の坪井市長の表明した方針は、民主主義・住民自治に反する行政行為にほかなりません。

まずは、児童生徒を第一に考え、行政として責任を持って、教育環境の整備を行うこと及び地域コミュニティの核としての重要性への配慮としての必要性、さらにはまちづくり全体の観点から、千代田中の存続は絶対必要条件であります。加えて、千代田中地区は、千代田地区の市域の約8割を超える面積を占めており、この千代田中地区の地域を守り育てていくためにも、絶対に必要な公共施設であります。

都市計画法上の市街化調整区域指定の弊害の結果として、児童生徒及び人口減少とただ見過ごし、千代田中学校を統合の対象とする後ろ向きの政策方針は無策の象徴であり、今後のまちづくり全体に及ぼす影響はきわめて大きいものがあります。もしも万が一、廃校にするようなことになれば、ますます人口減少と児童生徒の減少に拍車をかけてしまうことになりかねません。加えて、行政は市民による市民のためのものであるはずですが、誰のために、何の目的のために統廃合を進めようとしているのか問われる内容ではないでしょうか。本来の目的と見失った方針と言わざるを得ません。

以上のさまざまな観点から見ても、千代田中学校の存続の見直しを行う計画を進めるようなことがあれば、地域住民は黙ってはいないでしょう。千代田中を今後も継続して存続させるための前向きな、建設的な、発展的な施策を検討することが必要であることは言うまでもありません。最終的には、地域住民の民意が最優先とされるべきであることを申し上げ、質問に移ります。

それでは、通告に従って、1番の千代田中地区4小学校統合校（志筑小）見直し及び千代田中存続の必要性について質問をさせていただくとともに、その必要性についてお伺いしていきたいと存じます。

去る9月6日、地域住民の民意の力により、4小学校統合校（志筑小）の見直しが行われることが、市長より発表されましたが、学区審議会の最良の策として答申された千代田中隣接地への統合の判断がされるどころか、今回も住民意向に反し、千代田中を統合校の対象に加えようと計画している方針が示されました。この方針に対し、地域コミュニティーの核としての重要性への配慮を、教育環境の整備、まちづくり全体の観点から、きわめて遺憾であります。市長の考え、方針及び今後の統合校に対するスケジュールをお伺いいたします。

小刻みに質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

1つ目に、千代田中地区4小学校（志筑小）の見直しですが、4小学校の配置の判断、結論は、どのような考え方に基づいて、いつ明確な結論を出すのか、市長の考え、方針、スケジュールを明確に、具体的に答弁願ひします。

2つ目として、児童生徒を第一に、教育環境の整備を行うこと及び地域コミュニティーの核としての重要性への配慮の必要性、さらにはまちづくり全体の観点からも、千代田中の存続は絶対必要条件であり、最終的には地域住民の民意が最も重要視されるべきと考えます。これらのことを念頭に置いて、千代田中学校の存続の必要性について、市長、教育長の所見をお伺いいたします。

3つ目として、移転経費約19億円をかけた志筑小学校を千代田中地区4小学校の統合校とする計画を見直さなければならなくなったことに対し、坪井市長はどのように考え、責任をとるつもりなのか。また懇談会においても質問がありましたが、志筑小学校地区の地域住民に対し、どのように謝罪するつもりなのかお伺いいたします。

2点目に入ります。

千代田中地区小中一貫校早期実現についてお伺いいたします。

4小学校（志筑小）の見直しをするということは、すなわち、最良の策として示されている千代田中隣接地への統合小学校を配置することを選択し実施することです。また地域住民の要望でもある民意を尊重した方針として考えられる結論は、必然的に小中一貫校になります。さらには、これまでのアンケートや懇談会等の地域住民の多くの要望を初め、隣接自治体（つくば市、土浦市）が、具体的に計画実行している実例や、義務教育学校の法律創設・施行による国全体の潮流となっている小中一貫教育環境の整備は急務であります。今後のかじ取りを誤れば、市長、教育長の責任問題に発展することは免れないと踏まえ、方針をお伺いいたします。

今般、9月6日の全員協議会を初め、9月議会の私の一般質問の答弁、第3回目の統合に関する懇談会において、千代田中地区4小学校の統合校を志筑小とすることの見直しをする意見が市長より示されました。すなわち、最良の策として示されている千代田中隣接地への統合小学校を

配置する選択を行い、早急に実施することが自然の流れであり、常道でないでしょうか。また、地域住民の要望でもある民意を尊重したあるべき行政判断として導き出される結論は、必然的に小中一貫校となります。また、これまでのアンケートや懇談会等の地域住民の多くの要望を初め、児童生徒の教育環境を第一に考え、民意を尊重する政治判断を下すのであれば、小中一貫校とすることは当然のことと思われまます。加えて、私が申し上げるまでもなく、行政のかじ取りを預かる市長、教育長は、当然ご存じのこととは思いますが、国（文部科学省）が十数年にわたりこれまで取り組んできたことを理解していただいていないようでございます。あえてこの場をお借りして申し上げたいと存じます。

なぜ、今、小中連携の充実が求められているのでしょうか。まず国（文部科学省）は、教育再生のための改革の中で、平成18年12月、60年ぶりに教育基本法の改正、それに続く学校教育法等の改正をいたしました。これまでの初等教育、中等教育と、小中学校を分けて捉えていたものを、義務教育という一体的な捉え方が整備されたことによるものです。一方、義務教育の責任ということが教育基本法改正以前から課題として提起されていたことから、小中学校それぞれの教育のあり方ではなく、小学校入学から中学校卒業までの9年間を義務教育として責任をとることが必要ではないかという問いに対応する十数年の研究開発の結果、小中学校の連携教育の必要性が次第に大きな潮流となり、昨年、国（文部科学省）は、義務教育学校、小中一貫教育の法整備を行い、今年度から施行の運びとなったものです。小中一貫教育、義務教育学校を積極的に推進している隣接自治体（つくば市、土浦市）が、具体的に計画実行している事例等を見るにつけ、今年度から法律施行されたことにより、今後義務教育学校はますます推進され、国全体の大きな潮流となってきております。

こうした自治体を取り巻く教育環境は、この十数年で大きく変化してきており、本市においても小中一貫教育環境の整備は急務となっております。

しかしながら、これらの小中一貫教育の導入は、法律上各自治体に委ねられた法体系となっており、これまでの説明してきた内容の発想に至っていない自治体もあるとの論評もあります。本市も国全体の教育環境の大きな変化と潮流を認識、理解することなく、今後のかじ取りを誤れば、市長、教育長の責任問題に発展することは免れません。

以上、これまでのさまざまな経緯、国全体の教育環境の潮流を踏まえ、市長、教育長の考え、今後の方針をお伺いする次第でございます。

3点目として、職場における女性の活用及び人材育成並びに人材登用についてお伺いいたします。

女性活躍推進法（通称）が、昨年8月に創設され、今年度4月からの施行により、一定規模の企業に、女性登用の数値目標を盛り込む行動計画の作成と公表が義務づけられました。本市役所の職場における女性の活用及び人材育成並びに人材登用の計画についてお伺いいたします。

こうした法整備により、茨城県では平成28年3月31日付で、茨城県職員活躍推進プランを策定しております。策定の趣旨は、女性活躍推進法に基づき、雇用主として女性職員の活躍に向けた行動計画を策定したものです。具体的には、国から示された登用・採用・働き方改革・働きやすい職場環境に関する必須7項目について状況を把握し、課題を分析した上で数値目標を設定し、目標達成に向けて採用・登用の拡大・働き方改革の推進・働きやすい職場環境づくりの4つの取

り組みを積極的に推進するものです。

また、県が女性活躍、子育て支援などに取り組む企業を認定する県女性が輝く優良企業認定制度が今年度から始まりました。三ツ星に認定された常陽銀行、筑波銀行が過日表彰されました。女性の活躍、ワークライフバランス、子育て支援の3分野とバランスよく取り組む仕事と家庭の両立支援、男性の配偶者が出産する際の休暇取得率、育児休業取得率の向上を上げておりました。まさしく女性が仕事と家庭の両立をバランスよく伴いながら働く環境を整えつつあることに、私は大変うれしく思っておるところでございます。本市においても、当然これらの取り組みを積極的に実施することが求められていることと思います。

以上を踏まえ、まず最初に、国が求めている7項目についての本市の職員の現状についてご説明願います。また、このプランの策定に当たり、いつから、どの部署で、どのような方針に基づき、国が示した7項目に沿って、当市役所の職場における女性の活用及び人材育成並びに人材登用等について、どのように事業を進めていこうとしているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、千代田中地区4小学校統合校見直し及び千代田中存続の必要性についてお答えいたします。

千代田地区4小学校の統合につきましては、今年度、教育委員会で、地域や保護者の皆さんの意見をお聞きする機会を設けるべく、千代田中学校区の子どもの成長を支える地区懇談会を開催いたしました。地区懇談会の結果といたしましては、平成25年度に統合委員会で議論をいただきました経緯と同様、志筑地区につきましては、統合校を志筑小学校とすることのご意見、また新治、七会、上佐谷3地区の皆様は、千代田中学校を一貫校にと希望することのご意見が大方であるとの報告を受けた次第でございます。

千代田地区4地区小学校統合につきましては、地区懇談会の結果を踏まえまして、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

中学校のあり方も踏まえた検討については、地区懇談会の中でも千代田中学校の生徒数の減少を解消するため、小中一貫校を望むご意見にあわせまして、学区の見直しが必要という意見や、生徒数の減少を危惧するご意見など、さまざまなご意見をいただいたところでございます。この地区の子どもたちの教育環境として、どのような中学校のあり方が適当なのか、さまざまな角度から検討する必要があると考えております。

さて、ご質問の1つ目、統廃合に対するスケジュールについてでございますが、学校統合につきましては、関係する地区の全てが合意した中で進める必要がありますので、4地区の合意形成に向けまして努力してまいりたいと考えております。まずは現在の状況を保護者の皆さんに説明をしてご意見をいただくよう、11月下旬から各小学校の学期末PTAで、適正規模化実施計画見

直しに関する説明会を開催いたしました。今後継続的に説明の機会を設けまして、早い段階で方針を定めるよう進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、2つ目、千代田中学校の存続の必要性についてでございますが、千代田中学校の存続につきましても、これまでも地域の中心を担う存在として、地域の皆さんとともに歩んでこられたことから、大切にしなければならないものと認識をいたしております。一方、千代田中学校区では、近年児童生徒数が減少していることも現実でありますので、その点についても検討した中で、なるべく早い時点で結論を出してまいりたいというふうに考えております。

次に、3つ目、志筑小学校を統合校とする計画を見直すことになった責任、さらに地域住民へどのように謝罪するのかについてでございますが、今般の計画の見直しを行うことになりましたことについては、地域の皆様が納得のできる計画の見直しとなるよう、丁寧に説明をさせていただくことが必要であるというふうに考えております。

次に、2点目、千代田中地区小中一貫校の早期実現については教育長から、3点目、女性の活用・人材育成及び人材登用については総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

2点目、千代田中地区小中一貫校の早期実現についてとのご質問にお答えいたします。

千代田中学校区の小学校統合につきましても、市長の答弁にもありましたように、千代田中学校の子どもたちの成長を支える地区懇談会を開催した結果を受け、小中学校適正規模化実施計画の見直しを行うこととなりましたので、今後関係する地区の合意形成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

小中一貫教育につきましても、これまで市全体の教育を進めていく必要があるとご説明してまいりましたが、今回の地区懇談会では、3地区において千代田中学校に小中一貫校を望む意見が大方でありました。そのご意見は重く受けとめているところでありますが、小中一貫校として4小学校区の合意形成が得られるか、また中学校の規模の問題、さらに市内の中学校区との均衡などの課題もありますので、保護者の皆様などのご意見を伺いながら判断してまいりたいと考えているところです。ご理解いただけますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

3点目、職場における女性の活用及び人材育成並びに人材登用についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、豊かで活力ある社会の実現を図るため、みずからの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となってい

ることから、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、事業主行動計画の策定に関する規定については、平成28年4月1日から施行されているところでございます。

本市におきましても、同法第15条の規定によって、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画であります「特定事業主行動計画」の策定が求められたことから、市長、議会議長、教育委員会、農業委員会、監査委員及び消防長の連名による「市特定事業主行動計画」を昨年度中に策定したところでございます。

まず、計画の策定に当たり把握した7項目についてでございます。

1点目、採用した職員に占める女性職員の割合でございますが、平成25年度から平成27年度を合計いたしまして、男性職員27人、女性職員17人であり、女性の占める割合は38.6%でございました。ただし消防職を除く行政職の割合といたしましては、男性職員17人、女性職員16人であり、女性の占める割合は48.5%となっております。

2点目、平均した勤続年数の男女の差異ですが、平成24年度から平成26年度の離職者64名については、男性職員32.7年、女性職員32.4年であり、著しい差異は見当たらない状況でございました。

3点目、職員1人当たりの各月ごとの超過勤務時間ですが、平成24年度から平成26年度の時間外勤務手当について、1人当たりの月間平均支給額を調査いたしまして、男性職員が約3万2000円、女性職員が1万7000円であり、女性職員への支給割合は34.7%であったことから、超過勤務時間については男性職員の比重が高い状況でございましたが、いずれにしましても、超過勤務時間の縮減については課題であると認識をされたところでございます。

次いで、4点目、行政職における管理的地位にある職員に占める女性職員の割合でございますが、平成27年度において課長級以上の女性職員はおらず、課長補佐級の女性職員は7人でございます。

5点目、行政職における各役職段階にある職員に占める女性職員の割合でございますが、平成27年度において、課長補佐級は男性職員38人、女性職員7人で、女性の占める割合は15.6%であり、課長級以上の職員41人においては、女性職員がおりませんでした。課長補佐級以上の男性職員が79人であったのに対し、女性職員は7人でありまして、女性職員の登用が課題であると認識をされたところでございます。

6点目、男女別の育児休業取得率及び平均取得時間でございますが、平成24年度から平成26年度を通算いたしまして、育児休業の取得対象者は、男性職員37人、女性職員13人でありまして、女性職員については13人全員が取得をしておりますが、男性職員の取得者は1人であったことから、仕事と家庭の両立に向け、男性職員の育児休業取得が課題であるというふうに認識をされたところでございます。なお育児休業の取得期間につきましては、1年から2年の者が5人、1年以下の者が9人ございました。

最後に、7点目の男性職員の配偶者出産休暇のための休暇取得率及び平均取得日数ですが、取得対象日数74日に対しまして、取得日数は40日であり、取得率は54.1%でございました。

以上、把握した7項目の状況を踏まえ策定した計画につきましては、平成28年度から平成33年度までの5カ年間で計画期間といたしまして、ただいま申し上げました中で課題として認識をされた3点について、目標達成及び達成に向けた取り組みを盛り込んでおります。

まず、1点目につきましては、登用における課題でございます。平成28年度においても課長級以上の女性職員がいない現状でございますが、これを平成32年度末までに1人以上とする目標としております。また課長補佐級の女性職員につきましては、平成27年度において7人、平成28年度において8人となっておりますが、平成32年度末までに10人以上とする目標でございます。

2点目につきましては、仕事と家庭の両立における課題でございます。育児休業を取得した男性職員は、平成25年度に1名おりましたが、その後取得する男性職員がいないことから、平成32年度末までに、育児休業を取得する男性職員を3人以上とする目標でございます。

3点目につきましては、長時間勤務関係の課題でございます。平成32年度末までに、職員の年次休暇の平均取得率を12日以上とする目標でございます。平成26年度の実績は9.4日、平成27年度の実績は8.8日でございました。計画達成に向けましては、平成29年の年次休暇から、所属長に対して意識啓発を行うこと等により、計画的な年次休暇の取得促進を進め、特に年休取得日数が5日未満の職員に対して、取得促進を図ることとしております。

なお、本計画につきましては、総務部総務課が事務局となり、国が定めた事業主行動計画策定指針を踏まえるとともに、関連する部署の職員で組織した特定事業主行動計画策定委員会の意見を加味しながら策定いたしております。今後女性職員の活躍を一層推進するため、市特定事業主行動計画に基づき、研修等の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、1点目の千代田中地区4小学校統合校見直し及び千代田中存続の必要性についてから再質問させていただきます。

先ほど、市長の統廃合に関するご答弁の中で、全ての合意形成を考えておられるんですか。今先ほど来、全ての合意形成を考えてこの千代田中地区4小学校の統廃合は考えますよというお話しでしたが、私は全ての合意形成って、ちょっとピンときませんでした。なぜかと申しますと、この間の4小学校を対象にしました懇談会は、全ての合意形成には当たらないんでしょうか。欠席している方は、その話というか、この話題に加わっていないということではないかと思うんです。欠席している人もものを言うということになりますと、もう一度大きなことで、それは大々的にアンケートをとるなり、問わなくてはならない問題かと思うんですけれども、全ての人たちの合意形成をするということは、私は無理じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ちょっと説明の仕方が悪かったのかもしれませんが。全市民という意味ではございません。4つの小学校が統合しないと適正規模化に達しませんので、その4つの小学校の足並みをそろえた形でやりたいと、そういった思いでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

お言葉ですけれども、4つの小学校が1つのことに対して、要は1つの答えを出すということもあり得ないんじゃないですか。だって志筑小学校は、志筑の今の小学校に統廃合していきたいと。ほかの3校は、千代田中学校あたりに小中一貫校として、そういうふうな統廃合を希望しているという、そういう民意ではありませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

行政としましては、今回の小学校統合につきましては、4つが集まることによって適正規模化を達成しますので、我々としてはその努力をしていきたいというふうな思いでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

そうしますと、この志筑の小学校の移転計画に携わってきた坪井市長にとりましては、志筑の小学校が統廃合として次善の策ということですが、最良の策とっておられるのでしょうか。私は今回、平成18年度から23年度までの文教厚生委員会の会議録に全部目を通しました。前回の坪井市長の在位期間は、平成18年7月から平成22年7月まででお間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時13分

再 開 午後 3時13分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

前回の任期は、18年の7月から22年の7月だと思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

今、私はそのようにお聞きしましたから、これは間違いありませんでした。

かすみがうら市で、あんなに偏った志筑の小学校に4小学校を統廃合していこうというそういうご計画に、今でも市長は間違いではなかったと、思っているんじゃないんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

小中学校適正規模化計画の中の、そういう中で答申は出されておりましたが、先ほどお話ししましたように、懇談会の中で、皆さんのご意見が志筑小学校以外でというような話でありますので、そういった見直しの決断をさせていただいたところでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私は、平成19年の11月16日、市長さんも今その資料をお持ちだというふうに伺いましたけれども、文教厚生委員会会議録の中で、びっくりしました。私の何回もの質問に対して、志筑の小学校に統廃合するとは考えていなかった。そういうこともあったかもしれませんみたいな形で、雄弁なご答弁はいただけなかったんですけれども、この文教厚生委員会の会議録の中に、きちんとそういう統廃合をしていく、そのくぐりがございます。議員の皆さんも傍聴の方も、多分お知りにならないかと思っておりますので、そのくぐりを読ませていただきます。

「志筑小学校移転整備事業計画概要についてご説明します」と、この当時の学校教育課長さんをご説明しているくぐりです。「年次計画といたしましては、来年」、これは19年の11月16日の会議録ですから、「来年、20年度から校舎の建設に入って、21年度末、22年4月に開校したいと、22年4月を目標に現在協議しておりますが、合併特例債対象事業等主要事業検討委員会ができており、そちらの協議対象になっておりますので、その結果によりましては、まだ計画が動く可能性があると思います。志筑小学校については、計画当初から将来の増築部分ということで、2階合わせて6教室ほどのスペースを想定しています。志筑小学校の建築に関しては8教室で整備しますが、将来増築する場合は、可能スペースとして6教室分ということで、最大14教室の学校になります」、このように明確に記されているんです。私が23年に当選しましてから、志筑小学校を見学に行きまして、昇降口の隣が増築棟ですということをお話をお聞きしました。それを前回の9月の一般質問の中で市長に質問しましたところ、「そういうこともあったかもしれません」、そういうふうにお答えになりましたけれども、明確にこの場で、志筑小学校は統合校として、合併特例債を用いた統合校として増築部分の6教室を設けたということでもあります。おかしいですよ。だって今人口が減っていますし、子どもたちが減っていますのに、志筑小学校を単独でつくったにしても、増築棟ということが考えられますか。おかしいと思いませんか。お答え願います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当時の部長の発言はそのとおりかもしれませんが、私は新しい志筑小学校をつくるに当たりまして、いろんなことを想定した中での発言であったのかなというふうに、私はそういうふうに思っております。確定した話ではなかったと思っております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

この委員会には市長も出席なさっていまして、市長がこういうふうに答弁しているんです。「合併特例債事業を含めて内部で検討が始まっています。合併特例債事業を含めて、財政見直しを含めて、総合的に検討していきたいと思います」、このように市長みずからの言葉でお答えしているんです。こういうことも真っ赤なうそだということになるんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当時の議事録の写しがございますが、私の発言の中では確定した話ではない、まだ決まったことではない内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

市長はこういうふうにも答弁していました。「無駄にならないように、そういったことも配慮した設計であったかもしれません」、こういうふうには市長は答弁しているんです。私は具体的に欠けることをおっしゃる方だなど思うんです。市長というのはやっぱり執行権がありますので、ご自分の考えをご自分の言葉で、そして明確にお話ししていかないと、そういうことがあったかもしれませんとかという言葉では、市民はちょっと迷ってしまうんじゃないかなという気はいたします。もう見直すということでございますので、そう強くは申し上げませんが、実際のところそういうふうなことであったんですね。確かにそうであったと思うんです。

この開発行為のことも、この間9月の議会で飯田部長にお聞きしましたが、このこともちょっと、私が読ませていただいた限りでは、正確ではなかったなというふうに感じます。今そのくだりも読ませていただきますので、よろしくお願ひします。

「志筑小学校の整備計画の内容ですが、平成19年度については予算3328万7000円で、学校全体の実施計画、開発行為と建築確認を含んだ内容で取り組んでいます。20年度に校舎建設工事、21年度には体育館建設とグラウンド、外構工事、外周工事、外周道路工事を整備、平成22年度にはプール、外周道路舗装工事、既存校舎解体工事をこなっていきます。ただ、皆さんに説明しておかなければならないのですが、若干変更点があります。まず1点目、開発行為関係ですが、都市計画法の改定があり、ことしの11月30日以降のものについては、学校であっても開発行為の適用を受けるといような法改正がされますので、志筑小学校についても開発行為を受けない建物を考えていたわけですが、法改正を受けて開発行為の適用を受けることになったことが、法律関係では一番大きな課題です。そのように調整池の整備とか造成関係も29条の対象になりますので、許可基準に合うようにやるということで、経費的にも当初の予定より膨らむ可能性があります」、このように当時の課長さんは説明をしているんですけれども、この説明の中で、開発許可除外であったものが許可が必要になったから、このように改正しますよということだと私は認識します。

それで、その開発許可の除外であったものが必要であったということですが、364日で

したか、設計を4回も延長したんですけれども、このときも、これ違っているんじゃないかなと思うんです私は。こういうことは理由にならないんじゃないかなと思います。

その根拠は、設計を委託したのが平成19年6月22日です。後で見てください、この起案文書です。委託したのが、19年6月22日に某設計事務所、要は水戸の。私はわかっているんですけれども。委託契約したと記されています。建築基準法の改正は平成18年5月30日です。施行は平成19年11月30日です。設計を委託する1年以上前に法律改正があり、専門家である設計事務所の方は、開発許可除外であったものが許可が必要になったことはご存じであったと思います。文教厚生委員会にも平成19年5月24日に説明しておりますので、そのくぐりを今読ませていただいたようなわけです。

ですので、この設計の法律が改正したのが18年5月30日で、当市役所がこの設計事務所に設計を委託した平成19年6月22日ですので、1年以上もたってからこの設計を委託しているんです。専門家であるこの設計事務所の所長さんは、そのようなことを知らないはずがないと思うんです。ですので、この間9月に飯田部長が私に答弁なさったのは間違っていると思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

まず、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

19年6月22日の契約で、6月23日から20年3月10日まで当初契約をして、それが延長になっていったということであろうかと思います。

ただいまのご質問は、私どもにも届いておりますが、これは平成18年11月6日付で、国交省の都市地域整備局長から茨城県知事宛て、都市計画法・建築基準法の一部改正です。これは先ほど田谷議員がおっしゃった、29条が除外されて、それまでは29条の適用外であったものが、今回の改正で適用になりますというような通知であります。

ですから、確かに日付等をたどっていきますと、1年ということがありますが、これの実質的な周知ということに関しては、私は何とも申し上げようがありませんが、もう1点、議事録を、先ほどおっしゃった19年11月16日の文教厚生委員会の会議録で申し上げますと、これは27ページです。中段に、議員さんもお尋ねです、開発行為の問題が明許でもって1年おくれるというようなお尋ねがあつて、これに対しまして、当時の学校教育課長が答弁していますのは、ちょっと読みますけれども、今回実施設計の中で、再度流末関係の調査のやり直し等もいたしましたので、計画より時間がかかってしまったということ、よりシビアな裏づけ資料の提出を求める、そういうことがあつたということで、より時間がかつたということで、この1年のずれのことを説明しております。こういったことは、議員さんの中で何度かやり取りがあつたかと思います。私はそういった議事録等の事実を申し上げて、いわゆる法改正に伴って、実際に現場のほうは1年おくれたんだと、そういうような引き継ぎでもありましたし、事実、文教厚生委員会の議事録でもそういうことが記載してございますので、私はそれに従つたという内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

その当時、学校教育部長でもなかった飯田部長が、懇切丁寧に私の質問に答えていただいたことに関しては感謝申し上げます、ありがたいと思っています。

もう1点お伺いいたします。

平成21年度、横瀬副市長は、その当時教育部長でありましたけれども、こういう志筑の小学校が統合校として、もう既に走り出しているという事実をご存じでしたか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

特にその問題については触れておりませんが、開発、それからプラン、それらについては、特に6教室の増築の話が出ていたのは事実でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

横瀬副市長、明快ではないですよ。だって平成21年度にはもう設計もできて、施工が始まって、志筑の小学校が建て始まっているわけです。そういう中で、6教室の増築はありましたみたいな、そういうことではなくて、もっと明快にお話ししていただけないでしょうか。その当時、横瀬部長が委員会でお話ししたそのくだりも、私は持っていますけれども。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

何のことについてお尋ねか、ちょっとわかりませんので、もう一度お願いします。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

学区審議会も20年の3月、前回の私の質問に対して、市長は19年度から学区審議会は開催しましたっておっしゃいました。確かに平成20年3月3日から学区審議会が発足をしています。ですので、19年度末の3月ですから、間もなく20年度になる3月3日に学区審議会は発足していますので、当然今の横瀬副市長が部長だった時代には、学区審議会が発足してまして、この4小学校の統合に関してのことはよくおわかりであったと思うんですけれども、おわかりになっていたことを私は知りたいなと思っているんです。4小学校が統廃合になるよといって、学区審議会が開催されたわけです。それは部長が命令して、そういうふうな学区審議会とかも発足になったわけでしょう。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時32分

再 開 午後 3時36分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

ただいまの会議録を見せていただきました。

そのことについてのお尋ねですので、お話しを申し上げますが、多分その前後がわからないとちょっとわかりませんが、質問者がたしか小座野議員さんがその前にありましたので、その当時、私の記憶違いかどうかわかりませんが、学区審議会そのものが機能していないと。いわゆる会議等も余り開いていないんじゃないかというようなことを注意されたことがありまして、そのことを小座野議員さんが指摘したことがあったと。それと関係した内容であったのではないかと。ですから、志筑小とはまた違う話ではないかなというふうには今は理解しております。

ただ、自分も不本意でございますので、その点は後で全部調べてみます。よろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

先ほど来、市長の答弁の中、それから教育長の答弁の中に、市の施策の方針の中で、4小学校の適正規模化実施計画の見直し、千代田中学校の適正規模化検討とあり、市民の総意である小中一貫教育には一言も触れていないのは、どういうことですか。この間、文教厚生委員会に提出されました資料の中、それから22日に全体の懇談会をしましたときの資料の中にあります。ご説明をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時38分

再 開 午後 3時40分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほど、2点目のところでお答えしましたように、小中一貫校を望む意見が、どこの会場におかれましても出ておりました。そのことを受けて、このことについては重く受けとめるということに変わりはありません。

それで、先ほどA3の、地区懇談会をしてまとめて作成したものの中に記載はされているんですが、大きくはまとめてはいいないようなまとめ方になってしまったということについては、田谷議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

今、教育長の答弁によりますと、小中一貫校は民意の総意だから考えますけれども、この市の方針の中には書いていないということは、考えていないということなんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

教育委員会としては、重く受けとめて、今後このことについては取り組んでいく所存でございます。そのために、その前段としての小中連携推進について、各学校から1名ずつ招集しまして、その会合を今後定期的に進めていく考えでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それは学区審議会、あるいは統合委員会とは別に、各小学校区から1人ずつ選んで、もう一度このことに関して練り直すということで間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほど申し上げるのが抜けてしまいました。これは各学校の教員でございます。校長も含めた全部で11名、そこに教育委員会も入って、その中で今後市として小中一貫を進めるに当たって、少しでも前に進められるようなそういう形で取り組んでいくための前段としての会議にしたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

そうすると、この間の懇談会は、あんなに民意を尊重する、民意の総意で動きますと市長は申しましたけれども、あんなに大きな大々的な市民の声を聞いておきながら、また一歩も進まないような、そういうふうな会議をまた開くんですか。学区審議会があり、この間の11月30日の統合委員会は、どのような結論で締めくくられたんでしょうか。お答え願います。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

実務者の会議でありまして、学区審議会とはまた内容が違っております。実際子どもたちの指導に当たっていく場合の実際の教科の指導のあり方とか、あるいは教育過程、そういったものを実務的に進めていくためにこの委員会を持ちたいと、そのように考えているわけでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

おかしいですよ、教育長、それは。だって、市が小中一貫でやりますというそういう指針が出

たら、教育者である有望な先生方は、そういう教育方針に乗っていきます。だから小中一貫は義務教育学校として9年間はそういうふうに進めて、6・3制ではなく、特色のある小中一貫校をつくって、よりよい子どもたちを育てようというのが今の国の方針であり、小中一貫校の義務教育のそういうふうな方針だと私は思いますけれども、今の教育長のご答弁は納得できません。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほど市長からもありましたように、4地区の合意形成が得られるということで、初めて適正規模化に達するわけでございますので、そのことを踏まえて、教育現場ではそれに対応できるような形をつくっていききたいと、そのような考えで進めていくところでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

もう平成28年度4月までに統廃合をしなければ、耐震もしなくちゃならない、そして今回は3小学校にエアコンもつけてきたようなわけで、1億円ものお金を無駄とは言いませんけれども、まあ無駄なお金でした。統廃合すればそのお金はいらないお金でした。それなのにまだ、4小学校の民意が一つにならなければ、この統廃合はしないつもりですか。今の教育長の話をお聞きしていますと、そのように私は受け取れましたけれども、市長、これはいつになったら、どういうふうな場合に統廃合をしますと、そういうふうなご英断を下すんでしょうか、お聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

統廃合につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、早い段階で進めてまいりたいと考えております。ただ、4つの小学校が一緒になることが一番ベストでありますので、その努力をしなければならぬと考えております。そういった中で、今後内部の協議、それから教育委員会での協議、そしてまた学区審議会での協議等々含めまして、やっぱり一定のルールでの協議が必要だと思っております。そういった中で方針を示していきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

今、1番と2番の質問がごっちゃになっていますので、ご了承いただきたいと思うんですけれども、それで志筑の小学校も統廃合校ではないということで、それは見直して、志筑の小学校に統廃合するという事は皆無になったわけですね。どうですか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

志筑の答申の見直しをするということでありますので、大変そういった意味では、100%と言われればわかりませんが、大変厳しい状況だと私は認識しております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

志筑の小学校も統廃合校として、まだ明かりが見えるということですか。それはないとは思いますが、次善の策の志筑の小学校を諦めたということでしたら、最善の策の千代田中学校に、3校が小中一貫校としてやってほしいというお話がこの間ありまして、そのようにまとまるのかなと思っていました。

この議事録を読ませていただきますと、平成20年度あたりから、ここにおいでの方議員さんの中でも、統廃合は中学校あたりに、小中一貫校が望ましいということで、ちゃんと自分のご意見を発していただいたように書いてあります。平成20年です。そういうふうな大事な意見も拝聴することもなく、市長は、志筑の小学校にこんなに反対している、大多数の九十数%の人が反対しているにもかかわらず、志筑の小学校を建築して19億円、そして今になって見直すということで、志筑の小学校の市民、あるいは子どもたちにどのように謝罪するおつもりでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

やっぱり、統合小学校を着実に前に進めるということだと思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

統合小学校を前に進めるということは、まだ場所も決まっていなくて、いつになったら、どういうふうな立場になったとき、どういうふうな状況になったときに、市長はそのご英断を下すおつもりですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

進め方としまして、まずは内部協議が必要だと思います。それから教育委員会での協議、そして学区審議会にお諮りをして、各種会議等で、そして最終的に私がおその答申を受けて判断をして公表していくという形になると思います。それはなるべく早い段階で進めていきたいと私は思っています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私の先ほどの質問にまだご答弁いただけていないんですけども、11月30日に行われました統合委員会のその結論は、どのような話が伝わって、どのような結論で終わったのでしょうか。ご答弁願います。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

休止をしていた統合委員会が、今般開催されました。結果的に2回開催いたしました。その内容についてご説明いたします。

1回目は、委員さんのお集まりが少なかったということで、再度2回開きまして、結論的には、統合委員会での議は全て終了したというようなことで、統合委員会につきましては解散というような決定がされました。ただし、このときに委員長の方から、統合委員会としての考え、要望というんでしょうか、につきましてご発言がありまして、それはもちろん千代田中へ小中一貫校で一応統合するという希望というようなご発言もございました。正確に申し上げますと、これに反対をなさって退席をされた委員さんもおいででございました。

いずれにしても、今回は議事録を残すというような決定でございました。議事録を残して、さらには統合だより等でその辺の経過等にも触れさせていただいて、市民の方々に周知をしていくということであろうかと思えます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

統合委員会にご在籍になっている皆様に、何度かお集まりになっていただいているわけですね、過去にも。今回もまた2回ほど、私も傍聴にまいりましたけれども、集まっただいて、そしてその人たちの要望がそういうことであったということは、重く受けとめていただきたいと思うんです。それに3小学校の懇談会での結論は、千代田中あたりに隣接して小中一貫校として併設していただきたい、そのようなご要望です。ですが、千代田中が生徒数が少なくなっていますので、ちょっとそういういろいろなことも漏れて、私の耳にも入ってまいります。

そのことについて、市長と教育長にちょっとご答弁をお願いしたいんですが、千代田中地区小中一貫校を千代田中に創設しても、千代田中地区からの生徒は通学してこないとの発言を従来から表明しておりますが、アンケートをとったこともないのに、どのような根拠に基づいて来ないと言い切っているんですか。下稲吉中が不登校生徒の多い状況にあることをかいま見ると、大規模校として弊害が出ている状況にある中では、むしろ千代田中学校に通学させたい保護者が、あるいは多く存在する可能性が高いと思います。しかも小中一貫校となれば、先行して取り組んでいる自治体の事例を見ても、希望者が多くて制限している状況にあるとのこと。従来の発言と同じく、小中一貫校を千代田中地区に創設しても、千代田中、下稲吉中地区からの生徒は来ないと、今でも考えておられますか。市長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

一貫校につきましては、先ほど田谷議員からいろいろとご説明をいただきましたように、義務教育学校として文科省で、それぞれの自治体の責任においてやってもいいですよといったことで方針が出されて、これは一つの流れとして我々も注意をもって、そして検討しなくてはならない課題だと思っております。

そういう中で、ご案内のようにつくばの春日学園みたいに非常に成功した例もあれば、また小規模で大変な苦勞をしている学校もあるようでありまして、我々のところでやった場合どうなのか、そういったものについては、これから内部協議も含めていろいろ想定もしながらどう進めるか、そういったことも検討するようなことになるだろうというふうに思っています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

同じ質問を教育長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまのご質問にお答えします。

小中一貫校を千代田中にもし建てた場合に、生徒が集まらないというように考えている根拠ということだと思いますけれども、これは不確かであるということしか、今のところ申し上げられません。絶対に生徒が呼び込めるだろうということも言えないし、また呼び込めるともはっきり申し上げることは、先進というか、既に取り組んだところの学校の状況などを考えてみると、それと同じくというわけにはいきませんが、はっきり申し上げることはできない状況であると、私は今のところ認識しております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

今の教育長のご答弁、私も素人でもそう思います。だからといって、千代田中はあと3年もしますと、1学年1学級になるから、下稲吉の中学校に、そちら千代田中が合併するようなことも私の耳に入っています。そういうことはないんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほどから申し上げていますように、3地区の市民からの要望は、千代田中学校のところ、あるいは隣接地に建ててほしいというような要望です。だからそういったことを考えると、これを無にするということにはできないということで、今後ともそのことについては重く受けとめて考えていかなければならないと、そのように現在のところは認識しております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

よくわかりました。

要は、3小学校が小中一貫で千代田中あたりに建ててほしいという、その希望はまだまだあるということだと私は認識しました。

市長にお伺いします。市長は一番民意を大事にしますということをいつもおっしゃっているんですけども、千代田中地区4小学校の民意はどのように皆さんが考えていると思いますか。民意を一番大事にする、そのような政治を押し進めていただきたいなと私は思っていますけれども、市長は民意をどのようにかんがえていますか。最後にお伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほど、冒頭に答弁申し上げましたように、千代田中学校に一貫校をとというご意見は多いと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

千代田中に小中一貫校を建てるような方向性を持って、これから市長は行政を行っていただけてということで間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そのことを含めして、先ほどご説明申し上げましたように、さまざまなルールに従って議論をして、きっちりと方向性を出していきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私がきつく小中一貫で千代田中あたりにと市長に要望しますと、そのようにぼやけて最後は答弁なさるんだなというふうに思いました。それは、やはり市長の性格でもあり、直すことはできないのかもしれませんが。私は3小学校が、あるいはかずみがうら市の市民の皆さんほとんどが、千代田中学校をなくすことになると、今少子高齢化が進んでおりますし、そういうふうにはまらずいですが、ますます過疎化が進んで、それこそ千代田中あたりがどうにもならないようなそのような事態が来るんじゃないかなと推測します。

ですので、市長はきっちり小中一貫校を考えて、今考えていかないと、小中一貫校って難しいことばかりです。私も今勉強中ですが、小中一貫校をきちんと建てて、そして特色ある千代田中地区にしてほしいなと思っておりますので、この質問はこれで終わりにさせていただいて、次、3番目の女性の活用と人材育成並びに人材登用について再質問をさせていただきます。

総務部長、細かいデータを重ねてご答弁をありがとうございました。先ほどの答弁の中で、やはり一番の難点は、今女性の補佐が7人おいでだというふうに伺いましたけれども、32年までには部長、課長も女性の中から選んでいただけるような方向性で、そのようにご答弁なさいましたけれども、それに間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘のように、幾つも数字を申し上げてしまいましたのであれかと思いますが、28年度は8人の課長補佐がおります。残念ながら課長級以上の女性職員がいないわけですが、こちらは32年度までには、1人以上という言い方ですけれども、誕生するようなことを目標としているということでございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

女性は、やはり責任感もありますし、場を和らげて明るくさせますし、男性にはない特色ある女性はたくさんおいでですし、市長、どうでしょう。登用するところから、その幹部候補生を両立していくような、そういう方向性をお持ちになっていただきたいなと私は希望するんですけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

適材者が出れば、それはそれなりに対応して登用していきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

それに、育児休暇を取得している方が今1人ということで、やはり今、育児休暇を3人以上とるようなそういう方向性も考えておいでですけれども、やはり職場環境が育児休暇を余りとらせたくないというのはおかしいですけれども、そういう環境ではないのかなというふうに感じるんです。ですので、やはり子どもを安心して産んで育てられるためには、女性を保護するためにも、育児休暇をとれるような、そういう環境をぜひつくってほしいと思っていますので、よろしくお願いたします。

それから、年次休暇をとる方がこんなに少ないのかと思って、私はびっくりしたんです。私は郵政に身を置きましたけれども、年次休暇が残10日以上になりますと、10日は計画的に入れていったんです。要は次年度になりますと20日新しい休暇がいただけます。例えば前年度に10日休暇が残っていたとすると、その10日は計画的に入れていって休むようなそういう態勢をとっていたんです。やはりそういうような休暇をとって、そして栄養と休養をとって、そしてまた一生懸命に働こうというそういう気分にもなるかと思うんですけれども、そういうふうな私の要望ですけれども、そのような年次休暇制度にするといいんじゃないかなと思います。

いろいろありがとうございました。市長に最後は要望ですけれども、ぜひ小中一貫校として、千代田中学校あたりをお見捨ておきなく考えていただいて、よろしくお願したいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、明日12月8日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時07分

平成28年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第3号

平成28年12月8日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦
〃	主任	青山哲士

議事日程第3号

日程第1 一般質問

(1) 小松崎 誠 議員

(2) 櫻井繁行 議員

(3) 宮嶋謙 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 小松崎 誠 議員

(2) 櫻井繁行 議員

(3) 宮嶋謙 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	小松崎 誠	1. 入札制度の見直しについて
		2. 健康づくり事業の推進について
(2)	櫻井繁行	1. 地方創生総合戦略における6次産業化の振興に向けた取り組みについて
		2. 新生道路に整備されているフラワーロード事業の維持管理について
		3. 2018年に茨城県で開催される第17回世界湖沼会議へ向けた本市の取り組みについて
		4. 周辺自治体における広域行政の連携・推進について
(3)	宮嶋 謙	1. 集中豪雨等による道路の冠水対策について
		2. 交流センター事業と水辺観光の充実について
		3. 少子・高齢化による集落の荒廃に対する施策について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき市の一般事務についてたずねる場です。したがって、通告外の質問及び市政以外の質問は認められませんのでご注意願います。また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

なお、一般質問については、執行部の答弁時間を含め、議員1人90分以内の持ち時間となっておりますので、念のため申し添えます。

執行部に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。傍聴受付の際にお渡しいたしました傍聴書の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

9番 小松崎 誠君。

[9番 小松崎 誠君登壇]

○9番（小松崎 誠君）

おはようございます。

平成28年第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問をさせていただきます。

第45代次期アメリカ大統領にドナルド・ジョン・トランプ氏が選出されました。過激な発言ばかりが注目を集めておりますが、ビジネスでは大きな成功をおさめられ、強いリーダーとしてアメリカを導こうとしております。日本も同盟国の一員として、そのきずなを一層強固にしながら諸課題に取り組んでいてもらいたいと思っております。

それでは、初めに入札制度の見直しについてということで、電子入札システムの導入について質問させていただきます。

当市の入札制度につきましては、国土交通省の通達を遵守しながら、その都度改正を加え、地域経済の活性化とあわせ対処していただいていることに深く敬意を表します。

さて、現代社会の中で情報化は生活には欠かせない重要な社会資源となっております。特に情報通信技術の革新はスマートフォンの普及など、社会や生活に大きな変化を及ぼしております。こうした情報通信技術が進展する中において、やはり入札制度の改革ということ念頭に置かなければ、電子入札を導入すべきではないかと考えております。

現在、国を初め県や周辺市においても電子入札を導入して、透明性、競争性、入札事務の効率化、迅速化など多くの成果を上げておると聞き及んでおります。インターネットを活用した入札を行う行政機関では、入札公告書や設計図の掲載公表や応札情報の公開により公平性がさらに確保されていると聞いております。また、応札を希望する業者側と発注者、ともに事務的負担の軽減が図られるとされております。

このような中で当市では、電子入札システム導入へ向けた取り組みについての考えと認識、市の入札方法の現状と課題についても伺いいたします。

次に2点目、健康づくり事業の推進について、①番の健康づくり宣言についての質問に入ります。

私も昨年、体調を崩しまして入院を余儀なくされました。つくづく健康のありがたさを痛感しておる次第でございます。

本題に入りますが、私たちは誰もが健康で充実した人生を送りたいと願っているわけでありませう。また、日ごろの生活においても、身も心も生き生き元気であるためには、何といたしても健康が重要な要素になるだろうと思っております。そのためには、運動をしたり

睡眠を十分にとったりしながら、また、健康で過ごすための食事療法などを取り入れながら、日々生活をしていくことが肝要であると思っているところでもあります。

今、日本の医療制度は、国民皆保険制度も含めて世界の中でトップクラスにあると思っております。また、介護についても職員不足の問題はあるにしても、十分な体制は整っておると思っております。しかし、病気にならないための健康づくりはどうだったでしょうか。

「健康日本21」ができて、それらを法制化した健康増進法が公布されてから久しくなります。これは、健康日本21の基本方針の中で行政にとどまらない幅広い関係者の参加、協力のもとに一人一人の健康づくりを支援していこうとする国民運動です。健康は守るものという発想から健康はつくるものという視点に立って施策を進めることが重要であるということでもあります。

市長の公約に、市民が健康で毎日頑張れるための応援として「健康まちづくり宣言」を掲げております。市長は、日ごろの挨拶の中にも、住みなれた地域で市民が尊厳を持って自立した生活が送れるよう自助、共助、公助のバランスのとれた地域社会の実現のために支援をしていくと、その重要性を話されております。市民の健康づくりに対して熱い思いをお持ちでございます。土浦協同病院が近接になってから保健師の研修や藤原名誉院長の公開講座の開催など、市民の健康づくりに対しては相当な力を入れているようにうかがえます。

そこで、本年は合併から10年が経過し節目の年であることから、市長は健康づくりについてどのように取り組んでいかれるのか、さらにはこれを機に健康都市として宣言をされてはいかがでしょうか。市長のご所見をお伺いします。

次に、2点目2番の特定健康診査とがん検診の受診率向上についてお伺いをいたします。

まず初めに、生活習慣病予防検診、いわゆる特定健診についてですが、国が進める医療制度改革の一つとして、高齢者の糖尿病や脳血管疾患などの予備軍である内臓脂肪症候群などのいわゆるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査と保健指導が医療保険者に義務づけされました。さらに、がん検診についてですが、国立がん研究センターの2016年がん統計予測によりますと、罹患数予測101万例、死亡者数予測約37万人と予測が発表されております。がんによる死亡者数は死亡原因の第1位を占めるようになり、当市においても、がんによる死亡者数は年々増加傾向にあるように見受けられます。

がん対策は市民の生命と健康を考える上で大きな課題であることは言うまでもありません。早期に発見、早期に治療を施せば、がんによる死亡者を減少させることができると伺っております。そういった点では、がん検診を受診することは大変重要であると認識しておりますが、そこで、特定健診の受診率向上へ向けた取り組みや県内での順位、検診の主な項目や受診者数についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

小松崎議員の質問にお答えいたします。

初めに1点目、入札制度の見直しについては総務部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目1番、健康づくり宣言についてお答えをいたします。

現在、国におきましては少子・高齢化や疾病構造の変化が進んでいることから、生活習慣、社会環境の改善が求められておりまして、子どもたちから高齢者まで全ての方がともに支え合いながら生きがいを持ち、それぞれのライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活ができる活力のある社会の実現を目指すために、「第2次健康日本21」を推進し、健康寿命の延伸を図ることとしております。

本市におきましては、生活習慣に起因する脳血管疾患や循環器疾患によりまして医療行為を受ける方が県内でも多い状況で、死亡原因についても上位になっているところでございます。このようなことから、かすみがうら市健康増進計画に基づきまして、健康で長生きを目指し、運動、栄養・食生活、生活習慣病対策、飲酒・喫煙、歯の健康、こころの健康を具体的な取り組みとして掲げ、生活習慣の改善によってみずから健康をつくり維持するという1次予防を重点に置き、健康づくりを推進しているところでございます。

具体的には、市民の健康意識の高揚を図っていくという考え方のもとに、各種講演会や研修会を開催いたしまして、多くの市民にご来場いただいているところでございます。

健康まちづくり宣言は、私の公約の一つでもございます。市民一人一人が健康の維持、増進、疾病の予防と向き合い、毎日規則正しい生活が送れることを目指した一つの起爆剤として宣言を行いたいというふうに考えています。

次の2番、特定健康診査とがん検診の受診率向上については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

1点目、入札の透明性、公平性及び効率化を図るための電子入札システムの認識と市の入札方法の現状についてお答えをいたします。

議員ご指摘のように、国や県を初め多くの地方自治体で電子入札システムを導入しております。電子入札は、入札を行う行政機関からの通知や各種書類の提出などの業務をインターネット経由で行うことができる入札執行システムでございます。行政機関といたしましては、WEBで公開を行うため、応札者がふえることで公正性が確保されることや談合防止にも効果があり、透明性が確保できることが期待をされます。また、応札をしようとする業者や行政機関ともども電子化により事務効率の改善が図れる有意なシステムであると認識をいたしております。

現在、当市の建設工事や建設コンサルタント業務委託等の発注については、発注者の恣意性を廃し、業者と発注者、また業者同士が顔を極力合わすことのないように一般競争入札に加えて郵便入札方式で行っております。情報の公開方法といたしましては、発注見通し、これは年度当初と10月になりますが、これについて、また入札の公告をホームページで行っております。

課題といたしましては、郵送により入札書類の提出を求めていることによりまして、労力や時

間の負担がありますので、電子入札の導入によって改善ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

2点目2番、特定健康診査及びがん検診につきましてのご質問にお答えをいたします。

特定健康診査等の受診率につきましては、昨年度の実績で特定健診の受診率が38.7%、県内の順位は13位となっております。受診者数につきましては、3,236名でございます。また、がん検診につきましては、平成26年度のデータで肺がん3,912人、全体の31.2%でございます。乳がん1,145人、13.3%、子宮頸がん1,098人、11.7%、大腸がん1,733人、13.8%となっております。

受診者数の傾向は数年来、横ばいの状況でございますが、昨年度以降、積極的な受診を勧奨するため、未受診者への勧奨用推進通知やがん検診周知用のはがき等の発送を行っております。このはがきの発送により無関心層への方が関心を示され、受付初日に予約が埋まってしまいました。まだ年度途中ではありますが、受診率につきましては増加傾向にあります。

いずれにいたしましても無関心層へのアプローチが重要であると考えております。今後も継続して周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

9番 小松崎 誠君。

○9番（小松崎 誠君）

1番の入札制度の見直しについて、2回目の質問をさせていただきます。

国や都道府県、また各地方自治体では広く電子入札システムが導入されているということであり、また、茨城県内における電子入札システムの導入状況についてお伺いいたします。

また、当市の入札方法については、市のホームページを活用し入札公告や設計図書等を公表し、入札書等を郵便局に提出する一般競争入札、郵便入札方式で行っているとの説明がありましたけれども、ここで近年の入札取り扱い件数もお伺いいたします。

それから、電子入札システムと本市の一般競争、郵便入札方式を比較しますと、入札に参加しようとする業者の側では、入札書などを提出しなければならないことから労力や金銭的負担があると考えますが、業者側からの電子入札の導入についての要望等はなかったのかも伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

初めに、茨城県内の電子入札の導入状況についてお答えいたします。現在、茨城県内におきましては、茨城電子入札システム等共同利用運営協議会、こちらのシステムを用いて、茨城県はもとより23市町村が既に電子入札で行っているところでございます。近隣で申し上げますと、土浦

市、つくば市などが電子入札を導入しております。

次に、当市における一般競争入札の取り扱い件数についてお答えをいたします。3年間申し上げますと、平成25年度は105件ございました。平成26年度は109件、平成27年度が92件となっております。

次に、業者側からの電子入札の導入についての要望についてお答えをいたします。こちらは、かすみがうら建設業協会から本年10月25日に要望がございまして、導入を検討する旨の回答をいたしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

9番 小松崎 誠君。

○9番（小松崎 誠君）

県内では電子入札システムを23市町村が既に導入しているということですが、また近隣では土浦市やつくば市が行っているという状況ですけれども、市の一般競争入札の取り扱い件数を処理していて、電子入札システムの導入の必要性をどのように捉えているのかお伺いいたします。

また、かすみがうら市の建設業協会から電子入札システム導入の要望があったということですが、それらを踏まえて、電子入札の導入に必要なコストや導入環境の整備を期間も含めてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

市にとりまして入札制度の透明性、公平性、また公正性の確保や事務効率の向上を図ると、このような観点で申し上げますと、電子入札システムを導入することは有効なことであると考えております。また、応札を希望する業者にとりましても、市の入札情報はもとより近隣の案件も同一の画面上で検索ができるようになり、また、入札がオンラインで行えるため、ご指摘のように労力や時間、また費用の面でも削減等に寄与することができまして、双方有意なことと考えております。

次いで、電子入札システムの導入のコストや環境整備というご質問でございますが、電子入札システムの導入に係る費用は、導入初年度に540万円ほど必要となりますが、こちらにつきましても、予算の確保に向け検討をしているところでございます。

また、導入開始までに必要な期間につきましては、業者への周知等を含めましても6カ月ほど必要になるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

9番 小松崎 誠君。

○9番（小松崎 誠君）

これは答弁は結構なんですけれども、行政は市民からいただいた貴重な税金を使わせていただいているわけでありまして。これらの税金を1円の無駄もなく、公平に取り扱うよう細心の注意を払っていただきたいと思っております。

公共工事の発注に真摯に取り組んでいただきたいと心から願うものでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな2点目の健康づくり事業の推進についての①番について質問させていただきます。

冒頭に申しましたように、また市長の答弁の中にも言葉として「健康日本21」というのが出てきましたけれども、ちょっと確認する意味でおさらいしてみたいと思うんですけれども、「健康日本21」というのは、21世紀における国民健康づくり運動ということで平成12年から24年まで、これが第1次ということで期間が設けられました。また、第2次としては平成25年から、2013年から今行われているところでありまして、平成12年から始まりまして、平成14年には8月2日公布で、それをもとにした健康増進法というのが公布されたわけです。それに基づいて当市も取り組んでいると思っておりますけれども、その辺について、確認の意味でも質問をさせていただきました。

確かに健康づくりの基本は、一人一人がみずからが行うということでの意識づけは重要なことであると思っております。しかしながら、我々市民はどのようなことをどのように注意をしたらいいのか、わからない状況でもあると思っております。また、市民の健康への不安は人それぞれ違った悩みを抱えております。ある人は糖尿病、またある人は心の悩みなど人それぞれに健康に対する悩みを持っていると思っております。

そういった意味で、講演会や研修会はどういった内容の講演会を開催してきたのでしょうか、まずはお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

講演会等につきましてはのご質問にお答えをいたします。

市民の健康への注意点や健康意識の改革を目的に行ってきた講演会等の内容であります。平成27年度以降、本年度末までに17回にわたる講演会や研修会を実施、また計画中であります。内容につきましては、いずれも市民の健康に関する内容でございます。生活習慣病に関する講演会、心の病に関する講演会、健康体操に関する講演会、認知症予防に関する講演会、個人個人の食生活に関する栄養指導講習会など幅広い分野の講習会を行い、市民の健康意識の高揚を図ってまいりました。

また、これらの講師につきましては協同病院の名誉院長を初め筑波大学や県立医療大学、獨協医科大学などのほか、茨城県立健康プラザや県栄養士会の方々にご協力をいただきながら行ってまいりました。さらに、市民の健康づくりのサポートを行う保健師や健康部門に携わる職員のレベルアップ研修を協同病院の副院長等のご協力によりましても行っているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

9番 小松崎 誠君。

○9番（小松崎 誠君）

それでは、表題にある健康まちづくり宣言についてお伺いします。

冒頭の質問で、10周年を記念して健康都市を宣言してはいかがかと伺いましたところ、市長は、年度内に行っていきたいと答弁されました。県内では潮来市や神栖市など幾つかの市において行っているようですけれども、市の考える健康まちづくり宣言のイメージはどういったものなのか、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

まちづくり宣言につきましてお答えをいたします。

市民の一人一人が健康に対する意識を高めまして、健康的な生活習慣を身につけ、明るく生き生きとした生活を送れるよう市民皆様の健康を応援するというものでございます。

本市の傾向につきましては、冒頭で議員からございましたように、がんや生活習慣病を起因とする脳血管疾患や循環器疾患を患い、加療している市民が多く見受けられているところでございます。こういった状況を改善するためにも市民が一丸となって健康でいてほしいと願うものでございます。そういった観点から、健康まちづくり宣言を行う予定としております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

9番 小松崎 誠君。

○9番（小松崎 誠君）

健康まちづくり宣言につきましては、十分な、しっかりとした啓蒙を行っていただきたいと思っております。また、そういった周知を通して皆さんが健康づくりの意識を高めていただくと、こういうことにしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして②のところ、次に特定健康診査とがん検診の受診率向上についてをお伺いします。

私は、市民からこういった声を聞いたことがあります。「検診が大事なのはわかっているんだけれども、おらおっかなくて」とか「もしもがんが見つかったらどうしようか」、そういった声が聞こえてまいりました。がん検診は早期に発見して、早期に治療を行うことで延命や救命というメリットがありますけれども、がん検診をしても、残念ながら見つからないものもあるようです。いずれにしても早目の対処が大事であります。

先ほど部長答弁で、勧奨通知やはがきを発送しているとお答えいただきましたけれども、市民はどのような検診をするのか理解できていない方や検診の結果を見て、どのようにしたらいいのかわからない方もいるようでございます。そういった市民向けに特定健診やがん検診がいかに大事であるのかを、また検診が簡単に受診できるものだというを前面に打ち出したPRが必要だと思っておりますけれども、こういった点についてはいかがでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

検診の内容、また検診受診者をふやす周知方法につきましてのご質問にお答えをいたします。

これまでの周知方法につきましては、広報紙また健康カレンダーを使用して行ってまいりました。今年度中に新たなカレンダーを作成いたしまして、4月に配布を予定しているところでござ

います。

カレンダーの内容につきましては、従来型の1枚用紙のものではなく、複数枚の冊子形式に変更し、1年間保存版として作成する予定でございます。冊子形式にすることにより、議員からご指摘の健康の詳細な内容等を盛り込み、これまで以上にさまざまな情報を掲載することができると思っております。また、冊子を読めば乳幼児健診から高齢者の健康、予防接種の情報までもわかるような形でつくりたいというようなところで考えてございます。また、そのほかに市内の医療機関等を掲載することによりまして、かかりつけ医との連携を図ることができ、市民の健康管理が十分活用されるものと考えております。

また、従来のように広報紙やホームページをより一層活用していく考えでもございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

9番 小松崎 誠君。

○9番（小松崎 誠君）

さらに、特定健診の保健指導についてお伺いします。

質問の初めに保健指導が義務化になったという内容をお話しさせていただきましたけれども、この保健指導はどういった方を対象に、どのようなことを行っているのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

特定健康指導につきましてお答えをいたします。

特定健康指導につきましては、健診の結果から対象者がみずからの健康状態を正しく理解し、生活習慣改善のための行動目標をみずから設定、実施できるように、保健指導によって個々の特性やリスクに応じた支援を行うものでございます。

特定保健指導対象者の選定方法は、動機づけ支援、積極的支援のこの2つに分かれており、腹囲や血糖、脂質、血圧、喫煙などのリスクが幾つあるかによって、支援の内容が変わっております。

本市におきましては、受診後に行います健診結果の説明会を本年度より集団説明後に個別での面談を実施し、当日参加のできなかった方には訪問での面接指導を行うなど、生活習慣病予防の重要性を伝えてまいりました。これにより、これまで指導まで完了した方の実施率が10%前後で推移をしておりましたところでございますが、現在の段階では5割程度の方と面談ができております。今後も継続して訪問等を実施し、市民の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

9番 小松崎 誠君。

○9番（小松崎 誠君）

最後の質問になろうかと思うんですけれども、私や市民の方でもそう思っている方もいらっしゃるかと思うんですけれども、緊急時の対応についてお伺いします。

私も病気のことは余りわからないんですけれども、例えばこの病気でこういった症状が出た場

合は即座に病院へ行くべきだとか、早急に救急車を呼ぶとか、こういう症状ならまだ大丈夫であるとか、そういった判断が素人にはなかなかできないわけでございます。

そこで、命の危険性を伴うような病気や症状などについて、簡単なものでも結構なんですけれども、何か考えていただくことはできないでしょうか。

高齢者のひとり暮らしがかすみがうら市でも非常に多くなってきております。自分で判断ができないような場合に、こんなものがあると大変ありがたいと考えますが、ご検討をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

緊急時の処置方法、病気などの症状等に関するご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますように、緊急時や命の危険性を伴うような症状が出た場合どういった判断をしたらいいのか、どうすべきなのかとか、私も同様のことを考えておりましたところでもあります。一概にこれだというような判断を下すことは難しいとは思いますが、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

9番 小松崎 誠君。

○9番（小松崎 誠君）

先ほど最後と言いましたけれども、これせっかく質問を通告しておるんですから、もう少し具体的な答弁をお願いしたいなと思います。例を上げて答弁をいただければ幸いです。事例を上げて答弁はできませんか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

大変申しわけございませんでした。例としましては、かすみがうら市での死亡の多い病気の症状をあらわしたもので考えていきたいというようなところでも考えています。

ただし、その症状からすぐ病気であるかというような混乱もあるかと思しますので、ただし書き等での一つの症状例ですので、かかりつけ病院等での相談、診察を促すようなことでの配慮をして、先ほどご答弁をさせていただきました新たな健康カレンダーの作成にあわせまして、できる限り早急な対応をしたいというようなところで考えてございます。よろしくご理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

9番 小松崎 誠君。

○9番（小松崎 誠君）

今、質問させていただきまして、これからの施策として健康づくりを前面に押し出して、市長が申されているようなことをぜひ徹底していただいて、この健康づくりを通して、市民の皆様が本当に幸福感を持って日々生活ができるように施策を進めていっていただきたいと心から願うも

のでございます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

9番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。約10分間の休憩をいたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時51分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

1番 櫻井繁行君。

[1番 櫻井繁行君登壇]

○1番（櫻井繁行君）

皆様、こんにちは。櫻井繁行です。

平成28年第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本年11月7日から11日まで5日間、インドネシアバリ島において第16回世界湖沼会議が開催されました。本市からも坪井市長を初め担当職員の方々が参加し、2018年に霞ヶ浦で開催される第17回世界湖沼会議開催に向けた視察等を行ってきたところであると思います。

私自身も土浦青年会議所の理事長時代には、日本第2位の面積を誇る霞ヶ浦を地の利として生かしたまちづくり運動を展開した一人であり、現在も後輩たちがその意思を引き継ぎ、本年も11月26日の土曜日に霞ヶ浦運動公園において、アジアで唯一のレッドブルエアレーサーである室屋義秀氏をお招きし、エアショーを開催させていただいたところでございます。地域のシンボルである霞ヶ浦へかける思いは非常に強く、水辺の環境を生かし、さらなる活性化を目指した一人でもございます。

霞ヶ浦での世界湖沼会議は、1995年以来2度目の開催であり、選定されたことは、日ごろから水際線延長を生活圏とする住民の方々の環境保全への取り組みが高く評価されたものと、大変うれしく受けとめております。この意義深い会議が2018年に開催されるに当たり、その成功に向け本市としても全力を挙げ協力、コミットメントをしていくべきであると考えております。後ほどそのあたりのことをご質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、地方創生総合戦略における6次産業化の振興に向けた取り組みについてお伺いをさせていただきます。

私は、これまでも地方創生事業やシティプロモーション事業など、本市が独自性を持って積極的に取り組んでいる事業について一般質問をさせていただき、事業の進捗度あるいは確実性について確認をしてまいりました。今回は、地方創生総合戦略に位置づけられた重点事業の一つである地域の特性を生かした産業、いわゆる6次産業化への取り組みについて質問をいたします。

本市の基幹産業である農林水産業を取り巻く環境は、従事者の高齢化、後継者問題などにより農家人口の減少に伴い耕作放棄地の増加、イノシシ等による農作物の被害など、どれをとっても

厳しい状況にあると言えます。日本全国に目を向けても農業就業人口は減少し、就業者の平均年齢は高齢化率が上昇している状況にあります。このことはかすみがうら市においても同様の状況であり、農業は厳しい状況となっているものと推察をするところでございます。

このような中、1次産業を営む方が農畜産の生産だけでなく2次産業である加工、そして流通や販売の3次産業へ取り組み、製造・加工や卸、小売り、観光などへの産業へ挑戦し、新しい食品や付加価値を見出すことで地域の活性化につなげていく、また2次、3次産業と連携をして新商品やサービスを生み出していく6次産業化への推進に大きな期待が高まっております。

本県においても農産物を活用した加工品の製造・販売、新しい販売方法の導入、地元農産物の直売、マーケティングなどの6次産業化を取り組み方々への相談窓口として「茨城6次産業化サポートセンター」が設置され、相談内容に応じ、サポートセンターが認定する6次産業化プランナーを派遣するなどの支援が行われています。

本市の地方創生の観点から6次産業化の取り組みは、地域特性を生かした産業の振興に大きく寄与する可能性を秘めているものと期待をしているところであります。

そこで1点目として、本市における豊かな地域産品を用いた6次産業への取り組みについて、具体的にお伺いをいたします。

2点目として、推進するに当たり現在の取り組みにおいての問題点、またその改善策について伺います。

3点目として、本市の特色を最大限に生かした今後の6次産業の展開についてお伺いをいたします。

次に、新生道路に整備されているフラワーロード事業の維持管理について質問をいたします。

この質問は、以前、小松崎議員からも運営上の課題点について指摘をされたとお聞きいたしました。当時の担当部長からは、協力団体等の減少等による空き花壇が多くなっているとの答弁がありました。また提案として、季節ごとの花を植えることがフラワーロードの意義ではとの意見がございました。

以前は夏に植えられたマリーゴールドとサルビアのコントラストも美しく、行き交う人たちの心身を癒やし、景観もよく夏の風物詩でもございました。多くのボランティアや関係諸団体の皆様のご協力により、水やりや除草などを行い、市民の交流の場でもあったかと思っております。私も、2005年に合併をしてかすみがうら市となってから、12年にわたり商工会青年部のメンバーとしてフラワーロードの植栽にかかわっております。

花は見た目の美しさや華やかさの姿があつてこそ、その役割を果たしているところであります。植栽後のケアこそが大切でございます。状況を拝見いたしますと、空き花壇がふえ、雑草が繁茂している状況が多く見受けられます。この規模のフラワーロードは、ほかの自治体にもそう数あるものではなく注目をされてきた、そのような歴史と伝統があるのではないのでしょうか。

そのような観点から1点目として、現時点での協力団体またフラワーロード事業についての問題点をお伺いいたします。

2点目として、フラワーロード事業については、今後新たな方策により通行者をもてなす名所づくりを展開するべきと考えるが、行政サイドとしてのご意見をお伺いさせていただきます。

次に、2018年に茨城県で開催される第17回世界湖沼会議へ向けた本市の取り組みについて質問

をいたします。

世界湖沼会議は、湖沼環境の問題について研究者、行政関係者、市民などが一堂に会し、湖沼環境の保全と管理について意見を交わす国際会議であり、1995年10月23日から27日まで霞ヶ浦で第6回世界湖沼会議が開催されました。これをきっかけとして霞ヶ浦に対する県民の意識は大きく盛り上がり、その後のさまざまな取り組みの成果も徐々に上がってきているところであります。

2018年に再び霞ヶ浦を会場に湖沼会議が開催され、県を初め水際線延長の自治体が手を携え、盛会裏に会議を終了させることが重要であり、行政間の連携が必要不可欠であると考えております。

そこで1点目に、2018年に茨城県で2回目の開催となるが、霞ヶ浦流域近隣市町村との連携等、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

次に、湖沼会議のメイン会場にはつくば市のつくば国際会議場を中心に行われると、そのような予定になっており、サテライト会場については、霞ヶ浦流域の市町村を県は考えているようでございます。ぜひとも湖の名と同様の本市においてもサテライト会場の誘致を行い、市民や次世代を担う子どもたちの参加等も含めた会議の開催が必要であると考えます。

2点目として、世界的な有識者が一堂に会する本会議において、本市としてもサテライト会場を誘致し、市民を巻き込んだ水質浄化活動などへの機運を醸成する必要があると考えておりますが、行政サイドの考えをお伺いさせていただきます。

最後に、周辺自治体における広域行政の連携、推進について質問をいたします。

今後迎える少子・高齢化社会に伴う人口減少社会への対応として、地方創生以外に行政間の広域連携の必要性が求められていると考えます。坪井市長からは、広域連携の考え方や現在進めている一部事務組合等における各事業推進のあり方等について答弁をいただいております。

私は、広域連携については今後の自治体運営における最重要課題でもあり、例えるならば霞台厚生施設にしても、平成の大合併により新治広域事務組合の構成市が再編され、新たに広域連携をするといった複数市で一つの施設を共有する時代を迎えたのではないかと考えております。また、中長期的な人口減少に伴い、複数市で公共施設を保有する必要性が必ず出てくると思っております。

そこで、1点目として、少子・高齢化に伴う人口減少社会による財政負担等を考えれば、周辺自治体との連携は避けて通れない道であると考えます。現在の具体的な連携の進捗状況をお伺いさせていただきます。

次に2点目として、既に事業が始まっている神立駅を含む神立駅駐輪場整備、婚活支援策、筑波山地域ジオパークの認定に伴う周辺自治体との連携についてお伺いをさせていただきます。

以上、私からの1回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

櫻井議員の質問にお答えいたします。

初めに1点目、地方創生総合戦略における6次産業化の取り組みについては地方創生事業推進担当理事から、2点目、新生道路のフラワーロードについては環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、世界湖沼会議に向けました本市の取り組みにつきましてお答えをする前に、私と担当職員にて11月7日から11日にかけてインドネシア共和国バリ島にて開催をされました第16回世界湖沼会議に参加をしております。開会式に続きまして気候変動と水の危機、湖沼環境が当面する脅威と回復に向けた取り組みなど、10項目をトピックとした分科会や各国団体によるPRブースの出店、さらには一般参加者によりますポスターセッションなどが行われまして、本市からもかすみがうら市勢要覧、かすみがうら市観光帆引き船、さらにはかすみがうら日和等のパンフレットを茨城県PRブースで出展をしてきたところでございます。閉会式では橋本知事が次期開催地宣言をし、3日間のバリ島会議が終了いたしました。

アイレックの発表によりますと、諸外国より800名以上の方々の参加がございまして、改めて湖沼に対する水環境問題への取り組み、関心の高さを伺うことができた会議であったというふうに思っております。

それでは3点目1番、世界湖沼会議に向けました霞ヶ浦流域近隣市町村との連携と具体的な取り組みについてお答えをいたします。

櫻井議員のご質問のとおり、2018年10月には茨城県にて第17回世界湖沼会議が開催されることと決定いたしております。前回、土浦市・つくば市で1995年に開催されて以来、県内開催は23年ぶり2回目の開催となります。前回の会議では、世界75カ国、1地域より8,200人を超える参加者がございまして、今まで行われてきました会議の中でも群を抜いて多くの方々からご参加をいただきました。

2018年の茨城会議につきましても、世界各国より多くの方々への参加が期待され、本市といたしましても茨城県はもとより、霞ヶ浦周辺の自治体と連携を図りながら多く市民の皆さんを促し、携わってまいりたいというふうに考えているところでございます。

ご質問の霞ヶ浦流域近隣市町村との連携等具体策につきましては、本年8月31日に霞ヶ浦環境科学センターにおきまして、茨城県生活環境部環境対策課水環境室を事務局といたしました霞ヶ浦流域及び湖沼沿岸の24市町村によります意見交換会が行われ、今後、県で策定されます基本構想に基づきまして、連携と具体策につきましても策定されていくものと考えているところであります。

次に2番、サテライト会場を誘致して市民を巻き込んだ水質浄化活動についてにお答えいたします。

茨城会議にかかわる本市としてのサテライト誘致につきましては、基本構想におきましてメイン会場としてつくば国際会議場、その他サテライトにつきましても霞ヶ浦流域及び湖沼沿岸等の拠点施設を位置づけておりまして、その中に霞ヶ浦環境科学センターやあじさい館等も含まれております。本市といたしましても、つくば市及び土浦市と連携を図りながら、積極的にサテライトの活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、市民を巻き込んだ水質浄化活動については、今回、会議の企画、準備段階から県内のN

GOや企業関係者の皆様にご参加いただきまして、会議において、こうした方々が主体的に企画、運営を行う自由会議を設けるなど、さまざまな分野の皆様に参加していただけるよう、また身近な会議となりますよう県では準備を重ねておりました。本市といたしましても、多くの市民の皆様に参加していただけるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

さらには、市民の皆様の機運を盛り上げるために、各種イベント等におきまして積極的に霞ヶ浦流域の水質浄化活動のPRを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。この場をおかりいたしまして、櫻井議員を初め議員の皆様のご支援とご協力を改めてお願い申し上げます。

次に4点目、広域連携については市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

[理事 西山 正君登壇]

○理事（西山 正君）

それでは1点目1番、本市における豊かな地域産品を用いた6次産業化への取り組みについて具体的に伺うにお答えいたします。

議員ご指摘とおり、本市は多種多様な農水産品の生産地として、長年にわたり首都圏市場への食料供給拠点としての機能を果たしてまいりました。しかしながら、国内外の産地との競争が激しさを増し、また、農水産業の後継者不足も深刻化する中、生産物に付加価値をつけて稼げる農水産業を実現させるために、市産の農水産品を活用した6次産業化の推進というものが非常に重要でありまして、本市地方創生の総合戦略におきましても、これを地域資源活性化プロジェクトとして重点事業に位置づけております。

具体的な取り組み例を申し上げますと、例えばかすみがうら未来づくりカンパニーにおいては、市産の果物を加工したドライフルーツを試作いたしまして、10月のかすみがうらエンデューロ等におきまして、これを試供品として頒布をしたところお客様から大変好評をいただいております。したがって、今後果物を使ったさまざまな食品開発を行い、これらを交流センター1階のかすみマルシェですとか、来年度立ち上げを予定しているeコマースサイトを通じて販売をしていく計画となっております。また、未来づくりカンパニーはみずから製品製造を行うだけではなく、市内の青果卸事業者が開発した新しい焼き芋焼酎のラベルデザインを手がけるなど、市内事業者による6次産業化の支援もあわせて行っております。

さらに、本市では市産の農水産物の首都圏における販路開拓の一環といたしまして、自由ヶ丘商店街や都内の飲食店からもご協力いただき、そういった食材のプロモーションも積極的に推進しているところでございます。

続いて1点目2番、現在の取り組みにおいて問題点、また、その改善策について伺うについてお答えいたします。

ただいまご説明いたしましたとおり、本市におきましては6次産業化の推進策として、農業生産者と食品製造事業者、流通関係者等が連携した各種の取り組みを実施し、またこれから予定しているところです。しかし、その一方でそういった現在の取り組みに参画する農業生産者や食品

製造事業者が現時点ではまだ限定的であること、また、そもそも本市が主導するこういった取り組み以外の分野におきまして、市内の1次・2次・3次産業の関係者間で6次産業化に向けた異業種連携が活発に図られているとは言いがたい状況であることなどが課題として上げられます。

さらに、6次産業化において大変重要な農水産物の加工工程を担う食品製造業につきましても、本市の場合、その大半がいわゆる家族経営的な中小・小規模企業でありまして、その中においては機械設備の導入もなかなか進まずに、大きなロットで製品製造に対応していくことが難しいなど、生産能力の面で課題を抱えていることも、本市における6次産業化の推進に当たり克服しなければいけない課題と認識しております。

最後に1点目3番、本市の特色を最大限に生かした今後の6次産業化の展開について伺うについてお答えいたします。

本市の特色は、何といたしましても果物、野菜、米、そして霞ヶ浦の水産物など多様な農水産資源に恵まれ、それらの製品のいずれもが、県内はおろか国内の他の産地と比較しても引けをとらないすぐれた品質と豊富な生産量を誇っているところです。特に栗ですとかレンコンのような農産物については、国内有数の産地と言っても過言ではないかと思えます。

しかしながら、ただいまお答えいたしましたとおり、これらの資源を活用した6次産業化の推進に向けましても、事業者間の連携ですとか生産能力の面でさまざまな課題が残っております。そのため市といたしましては、これらの課題を乗り越えるためにJAや漁協、商工会等の関係団体からも協力を得ながら、1次・2次・3次産業の事業者間における連携強化に努めてまいりたいと考えております。

また、特に食品製造業の生産能力向上、これは非常に大きな課題と認識しておりますので、これにつきましては市の創業・新事業補助金ですとか、あるいは国の中小企業向けの助成金なども活用しながら、市内事業者の生産設備投資を促してまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

2点目1番、現時点での協力団体またフラワーロード事業についての問題についてのご質問にお答えをいたします。

現在、フラワーロードとして親しまれております市道0109号線、通称新生道路と呼ばれている路線につきましては、平成13年度に合併前の霞ヶ浦町環境美化委員会にて行われました「花壇愛称コンクール」の一般公募にて「かすみがうら花のみち」が愛称として決定いたしております。この花のみちは、平成8年度に着工いたしました道路の改良工事にあわせまして、地元集落の要望により花壇が順次整備され、多くのボランティアの皆様のご協力によりまして、平成9年度から継続して植栽が行われてきております。

平成11年8月号霞ヶ浦広報紙によりますと、完成している花壇には新生集落を初め志士庫地区13集落と環境美化ボランティア、下大津スポーツ少年団、安飾スポーツ少年団など多くの皆様方

の協力で、約2万本の花を植栽していただいたとのごです。その後、平成12年には約3万本の花が植えられ、第28回花と緑の環境美化コンクールにおきまして、茨城県知事から優勝賞を受賞し、平成13年度から17年度までの5年間、モデル指定花壇となりました。このときの対象となった花がマリーゴールドであったことから、植栽管理のしやすさもあわせもちまして、現在までマリーゴールドを植栽しているという経過がございます。

緑化推進協議会に登録されているボランティア団体は、新生区周辺自治会、事業所、スポーツ少年団、婦人会及び個人の皆様など多岐にわたっております。現時点での協力団体は、新生区で10団体、周辺自治会で4団体、事業所は19団体、スポーツ少年団、婦人会等の団体で33団体、個人で20名の大勢の方々にご協力いただいている状況でございます。

植栽率につきましては、25年度が80.2%、26年度76.9%、27年度72.8%、そして今年度は60.4%と年々減少傾向となっております。市広報紙やホームページ、事業所への呼びかけ等、意欲ある方々の公募を図り、植栽率の向上に努めておりますが、管理者の高齢化、市民意識の変化等によりまして現在に至っているような状況でございます。

現状といたしましては、地元集落の方々の高齢化等によりまして植栽活動の維持が難しくなっております。遠方の事業者や個人協力者に頼らざるを得ない状況でもございます。

次に、同2番、フラワーロード事業についての今後、新たな方策により通行者をもてなす名所づくりについてお答えをいたします。

先月、11月21日、緑化推進協議会で臨時役員会が開催されました。長年にわたり地元の協力者としてマリーゴールドの育苗や耕起をお願いしておりましたが、先ほどの理由によりまして苗の調達が困難となりましたことから、今後の事業継続について協議が行われております。

植栽活動におけます千代田地区と霞ヶ浦地区の相違点がございます。千代田地区「花いっぱい事業」では、耕起から植え込み花壇の管理までボランティアで行われておりますが、霞ヶ浦地区の「花のみち事業」では、耕起については委託をしております。今後の検討課題となっておりますところでもございます。

花のみち事業におきましては、このような現状を踏まえまして、緑化推進協議会のご意見を伺いながら、関係部局と検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

広域行政の連携と推進の中で、1番の周辺自治体との具体的な連携の推進状況についてお答えをいたします。

広域連携により推進された事業、その状況について、まずは答弁させていただきます。平成25年度から当市を含む土浦市、石岡市、笠間市、つくば市、桜川市の6市で連携をして、筑波山地域におけるジオパークの認定に向けた推進に取り組んでまいりました。その結果、平成28年9月9日に筑波山地域が日本ジオパークに認定され、これまで進めてきた広域連携によって大きな成果を得ることができております。

また、ことし10月につくば市を中心とした近隣11の市、1つの町でつくば地域広域連携に関する研究会が立ち上げをいたしました。その中には当市も参加しており、この研究会においては、広域連携に関する今後のセミナーの開催あるいは先進地の施設視察、連携項目の抽出の調査などを実施する予定と伺っております。今後は、研究会で具体的な連携項目の可能性について研究をすることとしております。

なお、神立駅周辺整備事業や霞台厚生施設組合、石岡地方斎場などにおける近隣市との連携においては、市民の皆様方の利便性の向上、将来的な負担経費の削減を勘案して検討しながら、連携を進めているところでもございます。

2番の神立駅駐輪場整備、婚活の支援策、筑波山ジオパークの認定に伴う周辺自治体との連携についてお答えをいたします。

初めに、神立駅駐輪場整備につきましては、本市の市営駐輪場は神立駅周辺整備事業に伴い廃止となっております。今後は住民ニーズを踏まえて検討しなければならないと考えておりますが、土浦市においては、既存施設である神立駅前市営駐輪場の建てかえについて検討をしており、共同整備等についても協議を行っているところでございます。

また、婚活支援策につきましては、これまで東京都板橋区、桜川市と連携して事業を実施した経過もあり、今後は近隣自治体と連携をした婚活支援事業を行うことで相乗効果が期待されることから、積極的に連携をしながら事業を実施してまいりたいと考えております。

筑波山ジオパークにつきましては、先ほども答弁の中で申し上げましたように、6市で連携を図り認定を目指してまいりました。ジオパークの活動につきましては、地域の持続可能な発展に寄与することを目的としていることから、認定後はさらに連携を深め、貴重な資源を活用した活性化策について活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、地方創生総合戦力における6次産業化の振興に向けた取り組みについて、再度ご質問させていただきたいと思えます。

まず、具体的な取り組みについて西山理事からご答弁をいただいたところでございますが、理事の答弁の中にeコマースサイトというような文言が出てまいりました。これは通称ECと呼ばれているようでございますけれども、その辺まず詳細を、確認の意味でご説明いただければなと思えます。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

ご説明いたします。ご質問いただきましたeコマース、これは電子商取引、わかりやすくいうとネットショッピングのことです。かすみがうら未来づくりカンパニーにおきましては、かすみがうら市産の農産品ですとか、それからその加工品を首都圏の消費者に直接販売することを目指

して、ネットショップを今後、同社のホームページの上に開設をする予定になっております。

現在は取り扱う商品などを検討している段階でありまして、実際の立ち上げにつきましては、来年度中を予定しているところです。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1 番 櫻井繁行君。

○1 番（櫻井繁行君）

実際のサイトの立ち上げというのは来年度ということになってくると思うんですけども、しっかりかすみがうら未来づくりカンパニーとも連携をとって、新しい活気的なことになると思いますので、しっかりと推し進めていってほしいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、かすみがうら未来づくりカンパニーと市内の青果卸事業者が連携した商品開発であったりとか、あと東京都内における市産食材のプロモーションを行っているというようなご答弁がございました。どのようなものかお聞かせ願えればなというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

今、ご質問ありました未来づくりカンパニーと市内の青果卸業者の連携ですけれども、市内の青果卸というのは株式会社ひのでやのことであります。ひのでやさんは、ことし水戸市の明利酒類株式会社と共同で市産のサツマイモ、紅はるかを使用した焼き芋焼酎を新たに開発しまして、「美並の恵み」、みなみは市内の美並ですけれども、「美並の恵み」という名前で今月の18日から販売する予定になっております。未来づくりカンパニーは、このひのでやさんのほうから若い女性にも受け入れられる商品デザインをしてほしいという依頼を受けまして、焼き芋の写真を透明のボトルに張って、あたかも焼酎の中に焼き芋そのものが浮いているように見えるような斬新なデザインを行ったところであります。

それから2つ目にご質問のありました東京都内におけるプロモーションの関係でございますが、これにつきましては、本市と連携協定を締結しております産業能率大学及び筑波銀行の協力を得て、目黒区の自由が丘商店街でことしの5月に開催されまして、市議も参加されたと思っておりますけれども、スイーツフェスタ、それから10月に開催されました女神まつりにかすみがうら市のブースを出店して、市産の果物ですとか野菜を材料に産業能率大学の学生が考案いたしましたオリジナルスイーツあるいはオリジナルカクテル、こういったものを販売いたしました。両イベントでも消費者の方々から非常に好評を得まして、商品は最終的には完売しております。

また、都内の飲食店とのコラボレーションも行っておりまして、これはことしの9月に神田にある「結ぶ食房しまゆし」というお店、それから10月には同じく神田の「うまいもの交流サロン なみへい」というお店におきまして、当市の食材を使いました期間限定の特別のコース料理等を提供させていただきました。こちらも非常に好評を得まして、しまゆしのほうでは、今月からかすみがうら産の蓮根豚を使用した鍋料理、鍋のコースが再度スタートしたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

僕も5月の産業能率大学と連携をしているスイーツフェスタには参加させていただいて、本当に大学生の皆さん一人一人がきらきらとした目をして、何か責任感を持って自主的に地域をよくしたいという気持ちで取り組んでいる、授業の一環かもしれませんが、授業というよりはもう本当自分が楽しんで、そのカリキュラムを行っているようなというふうにお見受けをさせていただきました。また、蓮根豚のトルティーヤだったりとかパタータドックも非常においしくて、なかなか加工して新しい商品として食べるという発想が余りなかったものですから、あの新しい気づきもいただけたかなというふうに思っています。

そういう面ではシティプロモーションの観点から見ても、かすみがうら市として新しい可能性が広がってきているように僕は感じています。

この第4回の定例会冒頭、坪井市長のご挨拶の中でも交流人口の増加、また市の認知度を上げるため市長みずからトップセールスを行っていく、そういう力強い、市長みずからが発する言葉がご挨拶の中であったと思います。今後も坪井市長を含め執行部、また我々議員一同、そういう気持ちを忘れることなく、かすみがうら市のために邁進をさせていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、現在の問題点、またその改善策についてなんですけれども、先ほどご答弁の中で異業種連携が活発に図られているとは、ちょっと言いがたい状況にあるなというお話がありました。その要因はどのようなところにあるのかなと、まずはご答弁お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

議員のほうからも先ほどご発言ありましたように、本来6次産業化というのは、1次産業者、農業生産者のほうが製品確保ですとか流通ですとか、本来であれば2次・3次産業の領域、こういった部分にも進出をすることで収益を上げていくといった構造であったかと思えますけれども、本市の状況を踏まえると、なかなか1次産業の方が、そういった広範囲な展開をすぐに行っていくというのは難しいと我々のほうでは考えておまして、ついては農業生産者の方と、それから食品加工を行う方、それから流通を行う方、そういった事業者を相互に連携させることで6次産業化を進めていけないかということは今考えているところであります。

しかしながら、もともとかすみがうら市というのは議員の皆様もご承知のとおり、農業においては、基本的にはつくったものを生のまま首都圏の市場に出荷するということが中心であったことから、現状におきましても市内においてそれを加工する、あるいは市内の事業者さんが首都圏に行つてそれを売っていくということがなかなか活発には行われていない、こういった歴史的な背景が、それぞれの事業者間の連携が進まない一つの要因になっているのではないかと考えているところです。

つきましては、まずは市のほうが率先いたしまして、そういった事業者の皆さんの間のコーディネーター役になる必要があるだろうというふうに考えています。例えば地域資源を活用した6次産業化について、市内事業者さんのほうでアイデアをお持ちであれば、そういった提案も市のほうで受けて、あるいは市のほうから積極的に事業者の皆さんにこういった連携が図られるのではないかという提案も逆に行っていきながら、原材料の提供ですとか製品化、販売を担う事業者の皆様を取りまとめて、必要に応じて市の助成金なども活用を促しながら展開を進めてまいりたい、そのように考えているところです。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

まさに理事がおっしゃるように、市みずからがコーディネート役を務めるというのは非常に重要な部分であるというふうに思っています。僕ちょっと市町村早わかりというのを持っています、その中で、かすみがうら市の就業構造の割合を調べました。1次産業に就業している方が8.88%、2次産業が28.81%、3次産業が51.88%というデータが総務省の国勢調査報告で示されています。市としてもしっかりと現状を把握するために、もちろん行ってはいるんでしょうけれども、もっと積極的に事業者の皆様のもとへ足を運ぶことが重要であるというふうに考えておりますが、その点はいかがですか。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

まさに櫻井議員のご指摘のとおり、市が事業者の間でコーディネーター役となる上では、市役所の担当者が市役所で待ち受けているだけではなくて、日常的に市内の事業者の皆様のもとへ出向いて、事業の現状ですとか行政に対する支援ニーズのようなものを把握していく、聞き取っていくことが必要不可欠と考えております。

本市といたしましては、先ほどお話しいたしましたようにJAですとか商工会等々の団体の協力も得ながら、6次産業化に関心の高い市内の事業者の方としてどういう方がいらっしゃるのか、こういったところをしっかりと把握して、その皆さんのもとに出向いていくということを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

ぜひとも、より強固な信頼関係を構築していただいて、理事の力をさらに発揮をしていただければなというふうに思っております。

次に、今後の6次産業の展開についてでございます。どのような展開が期待できるのか、ちょっとお聞かせをいただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

先ほど私からの答弁の中で、かすみがうらには全国的にも有力な産地として幾つか象徴的な産品があるというお話をいたしました。その一つが栗になるかと思えます。

栗につきましては、現在の状況からいいますと、本市は国内有数の生産能力を持っている産地でありながらも、県内においても笠間と比較したような場合には、地域ブランドとしてのイメージがまだまだ確立されていないという状況かと思っております。市産の栗は、例えば栗菓子などの原材料として生のまま長野、典型的なのは小布施という地域かと思えますけれども、そういった他地域に出荷されるものが多くて、かすみがうらの栗ということで、地域内で製品化されているものが極めて少ないというのも、このブランドが進まない原因の一つと考えているところです。

そのため現在、本市におきましては、市内の農産物の加工場に専用の加工機を導入いたしまして、こういったものを活用して市産の栗を使った、例えば栗のペーストのような加工品の量産ができないか、JAですとか民間事業者の方と検討を進めているところでございます。あわせて、そういった加工場で生産される栗の加工品、こういったものを使った商品開発についても別途、地域の事業者の方とお話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

栗に対して今後の展開というお話がございましたが、かすみがうら市はレンコンも特産品としてあるというふうに思っているんですけれども、レンコンについてはどのような展開が考えられるか、お話いただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

レンコンにつきましても、本市は全国的に有力な産地であることは間違いなくと思います。しかしながら、先ほどの栗と同じように、レンコンも基本的には生のまま出荷するというのが大半でありまして、これを活用した製品づくりというのは、それほど大規模には行われていないというふうに認識しております。

恐らくレンコンは市場価格が比較的安定しておりますので、現状で十分に収益が見込まれるというところが加工が進まない一つの理由かなと推察されますけれども、それにおきましても、例えば芽バスのような規格外として市場に出ていかないようなものもかなりの量に上るというふうに聞いております。ついてはこういったその規格外の作物についても、これを加工品の原材料に回すことによって、農家の収益をさらに上げていく効果があるのではないかと考えているところであります。

特にレンコンにつきましては、昨今、機能性食品ですとか医薬品の原料となり得るような有効成分が含まれていると、そのような研究成果もあることを踏まえれば、こういった高付加価値製

品への活用についても、例えば市内に立地している医薬品メーカーですとか県内の大学、研究機関と連携をしながら可能性を探っていくことができればと、今考えているところであります。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

まさにこのレンコンについては、ちょっと今メディアでも取り上げられていますけれども、ムチンという成分が含まれていて、それが体の免疫力を高めて病気の予防になったりとか、また花粉症であったりとかアレルギーの体質改善にもつながるといようなデータもあるそうでございます。特に今通販サイト、ネットなんかを見ていると国産のレンコンパウダーに至っては1キロで9,000円程度の値段で世の中に流通をしているというところでございます。そちらに対しても、要は出荷ができないものを集めてレンコンパウダーに加工して、それをまた地域に還元をしていく、そのような新しい可能性も考えられると思いますので、今後もぜひ考えていただければと思っております。よろしくお願いたします。

続いて、2点目の新生道路に設備をされているフラワーロード事業の維持管理についての中でございますが、その中の問題点について再質問させていただきたいというふうに思います。

植生率は年々減少傾向にある、本年は60%台まで落ち込んでしまっているというお話がございました。緑化推進協議会の皆様だけに頼るのではなくて、本市として何かここまでなる前に、しつらいをする必要があったのではないかなというふうに僕は考えています。市民協働のまちづくりという観点からも、協力団体の皆様の交流、先ほどの話ではないですけども、顔と顔の見える関係性、そういったものを構築する必要があったのではないかな。また、フラワーロード事業の歴史や伝統についてのPR等も、そういうことを歴史を知るとい機会もつくれたのではないかなというふうに考えているんですが、お考えをお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ご質問にお答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたが、なかなか歴史ある事業ではありますが、厳しい状況にあると認識しているところでございます。例えばボランティアの地元の方々をお願いして、継続してやっているわけでございますが、年を追うごとに高齢化等によるものかと思いますが、ボランティアの参加される方、毎年参加していただいている方が抜けていってしまう、広報紙、ホームページ、常陽リビングなどを通していろいろ募集はしておりますが、なかなか現状回復できないという厳しい状況にはございます。市といたしましては、今のホームページ等を通じまして広報活動を続けているところでございます。

緑化推進協議会に頼るとい部分が多くなっているのも事実でございます。毎年8月にはフラワーフェスティバル、こちらを開催いたします。それと11月3日、かすみがうら祭りにおきましては、環境美化コンクールの最優秀賞の花壇管理者に対しましてステージの上で表彰などを行いまして、協議会と連携いたしましてPR、事業の周知啓発に努めているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

1 番 櫻井繁行君。

○1 番（櫻井繁行君）

霞ヶ浦時代だったと思いますが、平成12年には、あそこのフラワーロードに3万本の花が植えられて、県知事から優秀賞を受賞したという話もございました。そのような輝かしい功績は大々的にもっと広く周知をする必要があったのではないかなんていうふうに思っています。なかなか悲観的な答弁になってしまうところではございますが、やはりそうは言っても、前を向いて進んでいかなければいけないのではないのかなというふうに思っています。

花壇の維持管理に協力をしてくれる企業や団体、個人を募って、スポンサー制度などの導入を行うような事業展開を考えていっても、財政面が苦しいのであればいいのかなんていうふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えをいたしたいと思います。

まず緑化推進協議会、こちらの活動費についてひとつご説明をさせていただきたいと思います。緑化推進協議会の事業運営に対しましては、市から補助金等交付規則及び市助成事業型補助金等交付要綱というものがございまして、たしか300万円を上限として交付するというようなことでございます。今年度につきましては260万円の予算を計上しているところでございます。そのほとんどが、9割ほどと言われておりますけれども、花や苗の購入費、それと花壇の維持管理費、耕起ということが必要になりますので、こちらの支出になってございます。

それで千代田地区と霞ヶ浦地区、2つそれぞれに活動をしていただいているわけでございますが、霞ヶ浦地区におきましては花のみち事業、フラワーロード、こちらに先ほどの予算の大体6割、千代田地区におきましては花いっぱい運動、こちらへ4割というような使われ方をしているのが現状でございます。

今後の事業展開というご質問をいただいているかと思いますが、具体的にというものは現在持っておりませんので、これからはちょっと私の思いというものが入ってしまうかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

1つは強みを生かすということが必要だと思います。フラワーロードにつきましては直線が長く、延長もかなりのものがございます。歩道の幅員も十分にありますので、安全に楽しんでいただけると、しかも既に花壇が用意されております。これはやはり強みとして有効活用をしていくべきと私は思っております。なかなかこのような設備を1からつくろうとしてもできないもの、これは誇るべきもの一つであると私は考えているところでございます。

例えばの話でございましてけれども、それぞれの花壇の区画を無償で自由にお使いいただいて結構ですよというような、例えばホームページなどに出して、いろいろなアート作品を並べていただくとか、花ですと例えばヒマワリなどは、旧明野では植えられて、自由に持ち帰っていただくというようなこともございますし、ポピーなども種をまいて花が咲く、そのようなものもあわせ持ってやっていくのも一つの手かなと思っております。結構花壇は空きスペースがありますので、

伸びしろがあるという考えに立つべきかなと私は思っているところでございます。

それと、いろいろと事業を活発化させるためには、先ほど言いましたように強み、弱みというようなものを再認識する必要があるかと思えます。一般の企業の方ですと、事業展開の中でスロットとかVEとかPDCAサイクルですか、それを活用しての事業展開を図っていくというようなこともお聞きしておりますので、今後はそのような分析なりを一度して、じっくり取り組んでみるべきかなと考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

部長の答弁の中でも強みを生かすというようなご答弁があったかと思えます。まさにそのような動きをしなければいけないのだろうというふうに思っています。

一例僕も申し上げますけれども、京都市では花壇の維持管理に協力をしていただける企業や団体、個人も募ってスポンサー制度を導入して花壇の維持管理費に充填を行っているそうでございます。四条の鴨川通りのすぐ近くのところですけども。

部長の先ほどの答弁で、現在、補助金内では新たな事業の展開の支出が難しいということは重々理解をさせていただきました。ただ繰り返しになりますが、動かなければ、やはり何も始まらないというふうに思っています。もちろん規模をコンパクトにして、春、秋の要は苗木を交互に植栽をして、年間を通して通行者をもてなすようなしつらいがあってもいいと思えますし、何かしらの工夫もできるというふうに思っております。

また、今、歩崎で行っている観光DMOの事業の推進をしている中で、訪れてくれた方々への観光の目玉となるような場所にもなり得ると思っております。ぜひ担当部署の横の連携もしっかりとっていただいて、進めていただきたいななんていうふうに思っています。

部長の答弁にもありましたけれども、あそこは歩道の幅員も相当広い歩道でございます。冬にはあそこをイルミネーションで飾って、若者が集うような場所をつくってもいいでしょうし、あれだけの直線が長く立派な市道ですから、緑化推進だけの考えではなくて、市全体として利用目的を考えていただいて、新たなフラワーロードの事業推進をしていただければなんていうふうに思っていますが、部長いかがでございますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ただいまのご意見、すばらしいものがあると考えております。今後、事業展開に当たりまして、いろいろと参考にさせていただきたいと思えます。

ただ、今年度予算、先ほど説明させていただきましたが、これは来年度に向けてのものも結構ございまして、ちょっとすぐというわけにはいかないかと思っております。ソフト的なもの、できれば今回ご質問いただきまして、いろいろご提案いただいておりますので、来年度あたりを重点的に、まずは計画期間というようなところで、先ほど言いましたけれども、いろいろな分析をまずはしてみる、その中で展望が開けるであろう計画を立てていければいいなと思っております。

○議長（藤井裕一君）

1 番 櫻井繁行君。

○1 番（櫻井繁行君）

まさに新生道路には地域活性センターの生産物直売所もごさいます。現在整備が進められている神立駅のアクセス道路としても活用をされていると思っています。また、神立駅とかすみキッチンをつなぐ主要道路にもなっているというふうに思っているところでございませう。

かすみキッチンの10月の利用状況をちょっと調べさせていただきました。かすみキッチンの10月の利用状況は、1,178人でありました。営業日数は26日間でありましたから、1日平均で45.3人にも及ぶ方々があそこを訪れて食事を楽しんでいただいたという結果が残っております。これは前向きに捉えて、まずは動き出した結果だということふうに思っていますので、僕はこれはすごく評価のいい値をするのではないかなということふうに思っています。ぜひこういう成功事例、これから先まだまだ見ていかなければいけないところはあると思いますが、ぜひ前向きに捉えて進展することを強く望ませていただきます。

次に、3点目に入らせていただきます。2018年に茨城県で開催される第17回世界湖沼会議へ向けた本市の取り組みについての近隣市町村と連携等、具体的な取り組みについてまずはお伺いさせていただきます。

県の事務局のほうで霞ヶ浦流域並びに涸沼沿線の24市町村による意見交換会を県の事務局と行っているというご答弁がございました。今回は茨城県とアイレックにて作成をした第17回世界湖沼会議のパンフレットには、橋本知事がお気に入りだということで七色帆引き船が掲載をされています。この七色帆引き船は、土浦市に2隻、行方市に4隻、本市に2隻あって、ぜひ2018年の世界湖沼会議開催のときには帆引き船の合同操業などを自治体が連携して行っていければいいのではないのかなんていうふうに思いますが、その辺の連携はとれるのか、お話をお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

それではお答えをいたします。

議員おっしゃられましたように、今回、茨城県とアイレック、こちらによります第17回世界湖沼会議の、実はもう既にパンフレットをつくってございませう。こちらには七色帆引き船が大きく掲載されているかと思ひます。こちらは知事の推薦によりましてこの絵柄が使われたとも聞いておりますので、県とも十分に連携を図れるものと考えているところでございませう。

県が主体として事業は展開されますので、こちらが作成いたします基本構想があるかと思ひます。こちらの構想に基づきます基本計画が来年2月に策定されると聞いておりますので、これをもとにいたしまして、県、霞ヶ浦周辺、涸沼沿岸ですか、そちらの自治体などと連携を図りまして、具体的なものを、具体策をまとめていければと考えているところでございませう。

せっかくの機会でございますので、かすみがうら市をもっとアピールできる絶好の機会かと思ひております。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井裕一君）

1 番 櫻井繁行君。

○1 番（櫻井繁行君）

すみません、よろしいですか。僕もチラシをいただきまして、こちらには勇壮な霞ヶ浦の、雄大な水面に帆引き船が浮かんでいる、そのようなチラシをいただいております。これは僕も市民としてこのパンフレットを非常にうれしく思いました。そして誇りにも思ったところでございます。ぜひとも国際会議ですからグローバルな感覚を持って、その上でも地域人、すなわちグローバルな感覚を持って、この事業には取り組んでいただきたいななんていうふうに思っております。

続いて、サテライト会場の誘致、市民を巻き込んだ気運の醸成についての行政サイドの考えを再度お伺いさせていただきます。

サテライト会場、分科会の誘致については、世界各国から参加者に対してかすみがうら市をPRする絶好のチャンスであるというふうに考えております。交流人口の増加という点からも、ぜひサテライト会場の誘致決定をしていただきたいなというふうに僕は思っています。

また、かすみがうら市民に対しても霞ヶ浦水系の水質浄化というものをしっかりとPRをしていかなければいけないというふうに思っています。その辺、2点お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えをいたします。

こちらサテライトにつきましては、前回のバリ島での湖沼会議にはなかったものと聞いているところでございます。前回、日本で開催されたときに琵琶湖ですか、そちらのほうが会場になったときにサテライトを設置されているということを知っておりますので、そちらを参考にしていくことになるかと思えます。

分科会ということではございますが、世界から注目されている霞ヶ浦でございますので、今後、こちらを県と連携を図りまして充実したものにつくっていければと考えているところでございます。

それと霞ヶ浦でございますが、これまで結構アオコとか、イメージが余りよくないようなところがございまして、水質浄化に努めてはいるところでございますが、これをきっかけにして、やはり水質浄化もあわせまして取り組んでいければと思っているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

1 番 櫻井繁行君。

○1 番（櫻井繁行君）

ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、周辺自治体における広域行政の連携推進についてのところに入らせていただいて、再度お伺いをさせていただきます。

まず1点目として、ジオパークについてそれぞれの地域において貴重な地域資源を生かす取り組みがされるというふうに考えているところでございますが、周辺自治体との連携はどのように進めていくのか、それは行政が占める部分と市民団体が占める部分とあると思うんですが、その

辺をお聞かせいただければというふうに思っています。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ジオパークの認定後のどういった取り組みであるかというご質問だと思います。6市で構成されている協議会の役割としては、やはり行政サイドの考えとして、予算、財源等を持っておりまので、メインとなる、中心となる地域への案内看板、あるいはジオサイトへの案内看板等のことを予定しております。また市民活動の部分におきましては、今、非常に活発な活動をされているところもありますので、その二本立てを考えた中で今後、取り組んでいきたいというふうなことを協議会の中でも意見交換をさせていただいているところでもございます。

特に本市の市民活動の団体につきましては、他市の活動団体より一歩積極的な取り組みをされているところでもありますので、ますます今後の活動を推進しながら、市の貴重な資源等の広報活動、そういったものを取り組んでまいりたいという考えでございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

ジオパークについては、4年に一度再審査があるというふうにお伺いをしています。その間にガイドスタッフの育成であったりとか、活動を盛り上げていくことも大事になると思っております。筑波山地域ジオパークが9月9日に認定をされておりますけれども、今後の取り組み、また地域住民の周知などはどのように行うのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今のご質問の中にありましたように、何年かにおいてはその審査というものがございます。ただ認定を受ければよいということではなく、その認定後、その地域がどのように活動がされ、多くの方が訪れるというような方策をどうするかということでもあります。行政側とすれば、アクションプランを策定しながら進めてまいるのはもう当然であります。やはり一番大事な点については、訪れた方をいろいろなところへ案内をする、また説明をするといったジオガイドの役割が大変重要であります。現在、市のほうでも活動団体を通しながら、ガイドの養成あるいは募集ということを進めてまいるという考えでもございます。

ジオパークの大地のすばらしさ、こういったものをますます市民あるいは訪れた方への啓発というものは考えていかなければならないと思っております。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

まさにジオガイドの役割というのが重要になってくるというふうに思っています。そういう中で、県内では先に袋田の滝を含む茨城県北、こちらがジオパークの認定を受けているところだと思います。そのようなところもしっかりと情報交換をして、先進事例等をお伺いしていただき

たいというふうに思っています。

次に、婚活支援についてなんですが、新たな試みとして努力をされてきた、連携をしてきたという点では非常に理解をしていますし、評価をさせていただきます。またその一方で、4回行ってきた中で何か問題点はあったかお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

婚活の支援につきましては、これまでも何回かご答弁をさせていただいております。つい先般開催をいたしまして、4回ほど開催をしております。ただ課題になる点は、やはり市内あるいは市内在勤という一つの制限を設けておりますので、回数を重ねるごとに参加者が減りつつあるというのは現状でもあります。

やはり出会いの場の提供、今後の結婚支援あるいは子育て、子どもをふやすというような観点でもございますので、隣接の自治体との連携も今後視野に入れながら進めてまいりたい、積極的に取り組んでいきたいという考えでもございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

かすみがうら市の未婚率をちょっと調べたんですけども、かすみがうら市の未婚率は21%で県内44市町村中24番目でございます。県南地域の22.98%を若干ですが下回っているという結果がございました。しかしながら、僕の周りを見ても30歳を過ぎても良縁に恵まれない後輩が多いように感じております。公室長がおっしゃるように、ぜひ出会いの場の提供が大事だと思います。考えていただければというふうに思っております。

次に、神立駅周辺設備において、市民から見れば、この2つの行政区があるわけですが、それは2つの行政区ではなく一つであるというふうに捉える方々が多いのかなんていうふうに思います。いわゆるこれは一つの地域コミュニティーと考えるべきであるというふうに思っているんですが、その辺はいかがでございますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

昭和45年の都市計画の決定あるいは土浦千代田の工業団地の開発に伴いまして、神立地域あるいは本市の市街化区域の一体的なまちづくりということは、もう当然現場を見ればご承知のとおりかと思っております。やはり先ほども答弁申し上げましたように、2つの自治体があり、行政境があり、その中で2つの施設ということは、やはり今後少子・高齢化あるいは人口減少に伴う中では、考えていかなければならないという考えでもございます。

神立駅の西口の整備事業を進めてきても、その当時土浦市と連携を図りながら一部事務組合を構成しながら進めてまいりました。また、都市計画道路につきましても連携をとりながら進めてきたということでもありますので、今、議員がおっしゃったような、やはり2つの行政区ではなくて1つの行政区のようなイメージの中で、今後進めてまいればという考えでもございます。

○議長（藤井裕一君）

1 番 櫻井繁行君。

○1 番（櫻井繁行君）

まさにみんなに愛される地域づくりをしていかなければいけないというふうに思っています。それはコンパクトシティの推進にもつながるといふふうに僕は思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、かすみがうら市と茨城県との行政連携という観点から、どのような動きがあったのか、その辺をお聞かせいただければというふうに思っています。お願ひします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

県との行政連携でございます。いろいろ県の中でも企画部あるいは土木、総務部といった中で行政連携、そのほかにも保健福祉等でもございますが、特に企画、私のほうでご答弁なので企画の話させていただきますと、いろいろな市の要望事項もそうですし、あるいは地方創生の加速化交付金を申請した際にも相当なご尽力をいただいております。また、さらに地方創生の推進交付金等の申請もありますし、エンデューロの大会を進める中でもいろいろご協力をいただいているところでもあります。土木イメージにつきましてはもちろんのこと、県道の整備推進、あるいは修復等についてもご協力いただいておりますし、霞ヶ浦自転車道においても年次的な整備計画ということでもございます。

県との行政連携というのは、やはり積極的に行いながら、県の支援を仰ぎながら、やはり市の事業を推進するという考えでございますので、いろいろな意味でご支援、ご協力いただければというふうに思っています。

○議長（藤井裕一君）

1 番 櫻井繁行君。

○1 番（櫻井繁行君）

2018年には第17回世界湖沼会議が開催されます。そして2019年には「いきいき茨城ゆめ国体」と称した茨城国体が開催されます。そして、2020年には皆様ご存じのように東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。本当にわくわくドキドキするような祭典が盛りだくさんでございます。かすみがうら市としても、この波に乗りおくれることなく、私自身も夢を描いて、そして夢を語り、地域発展の一助を担わせていただきたいというふうに考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひを申し上げます。

以上で私の平成28年第4回定例会における一般質問を閉じさせていただきます。真摯にご答弁いただき、まことにありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

1 番 櫻井繁行君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時45分から再開いたします。

休 憩 午後 0時15分

再 開 午後 1時45分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、訂正の発言がありますのでお願いします。

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

先ほど、櫻井議員にご答弁申し上げました2点目、新生道路に整備されているフラワーロード事業の維持管理についての1番、現時点での協力団体またフラワーロード事業についての問題点の中の答弁におきまして誤りがございましたので、この場をおかりして訂正をしていただきたいと思っています。申しわけございませんでした。

誤った箇所といたしましては、改良工事にあわせ地元集落の要望によりという部分がございますが、こちらを改良工事にあわせ整備された花壇を地元集落の方々を初めとするボランティアの方々とのご協力を得ながらとさせていただきたいと思っております。どうも申しわけございませんでした。

○議長（藤井裕一君）

続いて、発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

皆さん、こんにちは。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

少子・高齢化、人口減少社会への対応として、政府の地方創生のかげ声のもと、全国でさまざまな対策が講じられております。かすみがうら市においても観光振興による地域産業の活性化、子どもたちへの愛郷教育、若者の出会いの場の創出など、幾つかの施策が進められているところでございます。

「地方創生は足元から」、これが私の基本的な考え方です。観光振興ももちろん大切ですから、積極的な展開が必要だとは思いますが、まち本来が持つべき力、まちの基礎力がなければ、一時的に観光客が訪れたとしても、それは一過性のものに終わってしまいます。そのまちの基礎力とは、市民生活を支え、一人一人の活動を活性化させるようなまちの基盤が、ハードとソフト両面でしっかりと機能しているかどうかということにほかなりません。愛郷教育とは、愛すべき郷土をどうつくっていくかを考える、それこそが大切だと思うのです。

そこで、今回私は、行われている市の地方創生のための施策を含め、これからのかすみがうら市のあり方について幾つかの角度から質問させていただき、行政が進むべき方向性を皆さんで考えていきたいと思っております。

そこで1点目の質問は、集中豪雨等による道路の冠水対策についてです。

雨水排水を含む下水の状況は、まちの住みやすさを大きく左右する、まさに自治体の基礎力が問われる問題です。昨年9月に発生した関東・東北豪雨は本県に大きな水害をもたらし、かすみがうら市においても道路冠水や床下浸水などの被害が発生したことは記憶に新しいところです。この関東・東北豪雨を初め近年、大型台風による大雨や極地的な集中豪雨などがふえています。

こうした大雨の影響で、特に都市部において雨水による冠水が頻発しており、市民生活に悪影響を及ぼしています。原因は場所によってさまざまあると思われませんが、気象の変化に加えて、都市化の進行に伴って土地の浸透力が低下していることも一因と考えられます。つまり天災と人災の複合による小規模な水害が頻発し、市民生活に支障を来しているわけですから、ぜひ速やかに対策を講じていただきたいと思います。

1番目として、市内の集中豪雨等による道路冠水の状況を伺います。現状、どのような冠水被害が発生することが多いのか、市の把握している内容を教えてください。

2番目として、それらの被害に対しどのような対策を講じてきたか、その成果も含めてご答弁をいただきたいと思います。

3番目ですが、私が市街地を歩いて多くの市民の皆さんから話を伺い、また道路の状況を確認したところ、道路冠水の発生する箇所では、雨水排水のためのU字溝が泥で詰まったままになっていることが多かったように感じます。つまりU字溝の清掃で問題が解決する場合も少なからずあると考えられます。そこで、U字溝の定期清掃を実施するなどの対策が必要だと思いますが、お考えをお聞かせください。

2点目は、観光振興についての質問です。交流センター事業と水辺観光の充実についてお伺いいたします。

去る11月25日、土浦市川口運動公園において、桜川市から潮来市をつなぐ「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の開通記念式典が行われました。つくば霞ヶ浦りんりんロードは全長約180キロメートルに及ぶ日本最大のサイクリングロードで、茨城県の魅力度アップにつながるコンテンツとして大きな期待が寄せられています。

皆様ご承知のとおり、かすみがうら市でもかすみがうらエンデューロを初めとしたサイクリングイベントや交流センターでのライドクエストなど、積極的に自転車スポーツを通じた観光振興策を行っています。その拠点となっているのが、交流センターのある歩崎を中心とした湖岸エリアです。日本で2番目の大きさを誇る霞ヶ浦、中でも大きな半島としての地勢的な存在感を持つかすみがうら市は、他の自治体にはない強力なアドバンテージがあると思います。このアドバンテージを最大限に生かすことが、当市が観光で成功をおさめるポイントだと私は考えています。具体的には、現在進められているサイクリング振興策をさらに個性的なものに進化させるとともに、水辺観光の振興を積極的に展開するということです。

そこで1番目の質問です。

まずは、歩崎交流センターで展開する事業の現状について伺います。本年7月にオープンした交流センターのレストラン事業、マルシェ事業、サイクリングプログラム、それぞれについて来客数や売り上げ、目標に対する達成率など、半年ほど経過した現在までの状況を教えてください。

2番目として、サイクリストのための環境整備について伺います。

当市を訪れるサイクリストの数は年々増加していると思われませんが、利用者が必要としている設備は十分に整っているのでしょうか。現状の課題、今後の整備計画などがあればご答弁ください。

3番目は、水辺観光についてです。

聞くところによりますと、昭和30年から40年ぐらいまでは霞ヶ浦での湖水浴が盛んに行われており、湖岸には多くのお客さんでにぎわっていたということです。そのころをよく覚えていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。その後、水質の問題もあり、かつての状況は見られなくなってしまいました。しかしながら、これだけの湖面を有し、さらには筑波山系を臨む風光明媚な環境を観光に生かさない手はありません。

歩崎の交流センターも当初の計画では栈橋が設置され、湖の玄関口としての機能を持たせる目論見があったと聞いております。そこで伺います。

観光船の接岸できる栈橋やヨット・ボートの係留場所、カヌーなどの水上レジャーの遊び場づくりなど、本格的な水辺観光の拠点としての環境を整備すべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

3点目は、少子・高齢化による集落の荒廃に対する施策について伺います。

我が国は少子・高齢化社会に突入し、人口減少が始まっています。加えて都市部への人口流出によって、農山漁村地域の過疎化が加速度的に進行していることは皆様ご承知のとおりです。

我がかすみがうら市においても人口減少は徐々に進んでおり、特に市街地以外の地域では先行きを心配する声が聞かれます。市の人口ビジョンでは、平成72年に3万人以上の人口を維持する目標を掲げていますが、例えばそれが達成されたとして、人口3万人のかすみがうら市とは一体どのような姿でしょうか。現実には自分たちの住む集落の状況を見回せば、高齢化、ひとり暮らし、後継ぎ不足、コミュニティーの崩壊など、将来の集落維持について大いなる不安を抱えざるを得ない状況があります。

限界集落という言葉があります。これは、65歳以上の高齢者が集落の半数を超え、独居老人世帯が増加したために社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落のことを差します。さらにこうした状況が悪化していけば、やがて集落は消滅するということになります。

もちろん単純に高齢者比率だけでその集落の将来を判断することはできません。高齢化率が高くても活発にコミュニティー活動が行われている地域もあるでしょう。しかし、多くの集落では高齢化と人口減少という大きな波にあらがうことは、そう簡単ではありません。今は不便なく生活できているとしても、10年後、20年後はどうなっているか、我が家は、そして集落は維持できているのか、自分たちの生活はどうなってしまうのか、具体的な将来像が見えないまま漠然とした不安に包まれているのが現状ではないのでしょうか。

私は、夢のあるまちの将来像を描くことと同時に、一方で現実を見据えた具体的な高齢化対策、限界集落対策にすぐに本腰を入れて着手することが責任ある行政の姿だと思います。

その観点から幾つか質問させていただきます。

1番目として、当市の少子・高齢化による農漁村集落の現状について伺います。当市の高齢化率や独居老人世帯の状況はどうなっているのでしょうか、地域的な特徴などもあれば、あわせて教えてください。

2番目として、10年後、20年後の農漁村集落の姿について、市の予測を伺います。将来的に65歳以上の人口が半数以上占める限界集落に該当するような集落はあるのでしょうか。集落の空き家や耕作放棄地が増加した場合、それらは放置されるがままの状況になるのでしょうか。こうした将来の姿について、希望的な観測は排除して、市がどのように捉えているか教えてください。

3番目として、今後こうした限界集落問題に対し、どのように解決していくべきか、お考えを伺います。

集落の世帯の多くが高齢者世帯あるいは独居となり、その多くが交通弱者になった場合、生活支援、介護、医療の手はどのように届けられることになるのでしょうか、地域のコミュニティーは消えていってしまうのでしょうか。高齢化や人口減少問題は、そうならないための方策と、そうなくても生活を維持していけるための備え、この2つが車の両輪のように行われなければなりません。今回は特に集落維持が困難な状況に陥らないための方策と、過疎が進行してしまった際の生活支援の方策、それぞれについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員の質問にお答えいたします。

初めに1点目、集中豪雨等による道路冠水については土木部長から、2点目1番、交流センターで展開する事業の現状については地方創生事業推進担当理事から、2番、サイクリストのための環境整備については環境経済部長から、3番、水辺観光の拠点としての環境整備については地方創生事業担当理事からの答弁とさせていただきます。

次に3点目1番、本市の少子・高齢化の現状についてお答えをいたします。

昨年行われました国勢調査では、年少人口の割合が12.3%、老年人口は27.7%との結果が得られております。前回の平成22年度の数値と比較をいたしますと、年少人口が1.2ポイントの減少、老年人口が4.7ポイントの増加となっております。また、独居老人世帯につきましては1,196世帯で、前回から357世帯の増加となっております。

ご質問では、農漁村集落とのことですが、市といたしましては、具体的にそういった地域を特定はしておりませんが、市街地に比べまして、これ以外の地域がより高齢化にある傾向にあるというふうに認識をいたしております。

次に2番、10年後、20年後の予測についてお答えをいたします。

今後もこれまでの傾向は続き、少子・高齢化が進行し、ご質問の空き家や耕作放棄地の増加が懸念されるところでございます。昨年度策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、空き家対策、第1次産業の活性化など、こうした課題に対応するための施策を掲げまして取り組みを進めているところでございます。

次に3番、限界集落についてお答えいたします。先ほど宮嶋議員からもお話がございましたが、限界集落とは65歳以上の人口が50%以上で、社会的共同生活の維持が困難な集落を指すというふ

うに言われております。現在、全国的には中山間地域、山村地域、離島などに見受けられ、今後はこうした地域以外にも広がることが予想されているところであります。

この限界集落が抱える問題につきましては、地域的な特性もあり空き家問題、農林漁業への影響を初め起こり得る問題もさまざまかと思われれますが、一般的には自助、共助、公助の機能が働きにくくなるというふうに言われております。行政の役割としては、このうちの公助については効率的に取り組まなければなりません、自助、共助の部分も何らかのサポートをする必要があるのではないかというふうに認識をいたしております。

具体的な方策といたしましては、高齢者の通院や買い物などの移動を支援するための公共交通の整備や生活道路の維持管理なども方策の一つでございます、行政といたしましては、これらを含めた生活インフラを一定レベルに維持していくことが重要であると考えています。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

1点目1番、市内の集中豪雨等による道路冠水の状況、1点目2番、その対策について関連がございますので、一括してお答えをいたします。

初めに、集中豪雨等による道路冠水の状況でございます。昨年9月の関東・東北豪雨時は12カ所、本年8月の台風7号時は4カ所の道路冠水が発生している状況であり、その中には、局所的かつ短時間に激しく降る、いわゆるゲリラ豪雨により水害が発生している浸水常習地域がございます。

次に、その対策についての現状でございます。特に冠水被害が頻発する稲吉地区の状況把握と暫定対策の立案を目的とした公共下水道雨水計画、逆西排水区見直し調査業務を実施しております。また、開発行為における雨水処理については、開発面積1,000平方メートル以上の行為を対象とし、敷地外への放流及び敷地内浸透処理のいずれにおいても開発区域内に降る水量を算定し、放流先の流下能力または浸透施設の能力により雨水処理施設の規模を決定し、冠水の軽減を図っているところであります。

いずれにいたしましても市単独ではなく、流域全体での公共水域までの改修など総合的な対策が求められるところでもあり、今後も整備に必要な調査や効果等の解析を行い、治水対策に努めてまいりたいと考えてございます。

次に1点目3番、雨水排水のためのU字溝の定期清掃を実施するなどの対策についてお答えをいたします。

議員ご指摘のように側溝内に土砂、がれき等が堆積をいたしますと排水機能が低下し、溢水による交通障害、道路災害を引き起こすばかりでなく沿道の住民にも迷惑を及ぼすこととなります。側溝清掃の実施状況でございますが、業務委託により平成26年度、9路線、1,324メートル、平成27年度、5路線、800メートル、平成28年度、10路線、918メートルの側溝清掃を行っております。

今後も計画的かつ行政区長要望や職員のパトロールにより発見された箇所につきまして、緊急

性を考慮し、限りある予算を有効に活用し、市民の住環境の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

[理事 板垣英明君登壇]

○理事（板垣英明君）

それでは、2点目1番、歩崎の交流センターで展開する事業の現状についてお答えいたします。

サイクリング事業を核としまして地域製品のPRや商品開発、さらには地元の農家と連携した6次産業化への取り組みなど、地域資源を活用した事業をあわせて展開することで交流人口の継続的な拡大、新たな産業化の実現、雇用の創出など、地域の活性化を目指すことを目的にかすみがうら市、株式会社筑波銀行、株式会社ステッチの三者が出資しまして、ことしの4月に株式会社未来づくりカンパニーが設立されたことは皆様ご承知のとおりでございます。この会社が現在取り組んでおります事業としましては、ことし7月に歩崎の交流センター内にオープンしました地域資源を活用したレストラン「かすみキッチン」がございます。地産地消というコンセプトの料理はととても好評をいただいております。

かすみキッチンの7月16日のオープンから11月末日までの来客数は、5,331人となっております。当初目標の6,790人に対しましては80%近い実績となっております。売り上げトータルでは約800万円ほどになります。また、8月からはフルーツを活用したサイクリングプログラム、かすみがうらライドクエストの事業を展開しておりますが、8月、9月は近年まれに見る台風の発生や猛暑と言われる暑さの影響もございまして、予約のキャンセルも多く、思ったように参加者が集まりませんでした。

秋には千代田地区の果樹園をめぐるコースを初め、参加者からは好評を得ていますが、8月から11月末までの参加者は、当初計画の846人に対しまして45人となり、約5.3%ほどの実績となります。この45人のほとんどは10月、11月の天候が安定してからの参加者となります。12月中旬からはライドクエストの冬・春コースが始まります。当市の魅力の一つでもあるイチゴ狩りをメインにコースを設定し、現在、広くPRをしながらJT B関東などの協力を得て計画を進めているところでございます。

交流センターの1階において予定していますマルシェ事業につきましては、まだ実績と呼べるほどのものはございませんが、秋に行われました自転車レース、かすみがうらエンデューロの際などにはフルーツの盛り合わせなどを試験的に販売したという経緯がございます。現在は来シーズンからの本格稼働に向け、内装など売り場環境の整備について計画をしているところでございます。

今後は、地域産物を活用した加工品を開発し、販路を拡大していく6次産業化につきましても順次実施してまいりたいと思っております。

2点目3番、水辺観光の拠点としての環境整備についてですが、地方創生に向け、周辺都市や首都圏からの交流人口を拡大する上で歩崎の交流センター周辺においては、サイクリング関連施設のみならず本市を訪れた観光客が霞ヶ浦の水辺を楽しむことができる環境の整備が必要と考え

ております。また、再来年10月の開催まで2年を切った世界湖沼会議に向け、霞ヶ浦への市民の関心を高めていくことが急務であるという現況を考えれば、歩崎を市民みずからがスポーツ等を通じて湖に親しむ拠点としていくことも大変重要だと考えております。

このような観点から、議員ご指摘の水辺の環境整備については、市内外からの利用ニーズ、地域の関係者の意向等を踏まえながら、そのあり方を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

2点目2番、サイクリストのための環境整備についてお答えをいたします。

本市のサイクリング事業といたしましては、主要な観光イベントの一つとして位置づけておりますがすみがうらエンデューロ第5回大会を10月8日に開催し、悪天候にもかかわらず各地から多くの方々のご参加をいただき、感謝申し上げますところでございます。

また、同時開催しました霞ヶ浦まるごとグルメフェスでは、本市を含む霞ヶ浦周辺自治体から多くの名産品が出品、販売され、大会の魅力を高めることができました。本市はもとより霞ヶ浦周辺地域のPRにも大きく貢献し、大変好評をいただいたと考えているところでございます。

広域的なサイクリング事業といたしましては、誰でも気軽に美しい筑波山と山並みと霞ヶ浦の風光明媚な景色をサイクリングを通して楽しんでいただけるように、茨城県と本市を含む霞ヶ浦沿岸の土浦、石岡、つくば、潮来、桜川、行方、7市の連携により昨年度から広域型レンタルサイクル事業を展開しております。また、先月の25日には、つくば霞ヶ浦りんろードの桜川・潮来間が開通し、水郷筑波サイクリングコースのさらなる環境整備が進められているところでございます。

本市でサイクリングに参加していただけたならば、健康的で自動車での移動では気づかない、この地域の持つすばらしい景色や季節ごとの空気の移り変わり、さらには地元ならではのグルメが堪能でき、新たな魅力を感じていただけるものと考えております。

本市といたしましては、そうしたサイクリストのために県や近隣市町村と連携しながら、案内標識等の整備や拠点施設の充実に努め、誰もが快適で安全・安心にサイクリングを楽しむことができる地域、地域の豊かな自然や食、人との触れ合い等をサイクリングとあわせて楽しむことができる地域を目指しまして、手軽にサイクリングを楽しんでもらえる体制の構築、地域資源と連携したサービスの充実に図り、サイクリストの環境整備に努めてまいりたいと考えております。どうぞご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ご答弁、どうもありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、集中豪雨等による道路の冠水対策についてですが、稲吉東のある地区では数年来、床下浸水が継続して発生していて、ずっと要望を出していたんだが、なかなか解決されないで困っているというようなお話をされている方がいらしたんですが、何年も対策がとれなかった、何か原因というのはわかっているんでしょうか、教えていただきたいんですが。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

今ご指摘をいただきました地区につきましては、集中豪雨等により浸水の常習地域というふうに申しあげましたけれども、短時間で道路の冠水は解消されるというようなことで、これまで経過措置のような形で見ておったわけなんですけれども、本年度に調査業務を発注したことにより、その調査結果に基づいた対策を講じるということで、今その調査結果の回答を待っているというような状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

構造的にやはり大きく直していかないと難しいような箇所があると思うんですが、住んでいる方にとっては、解消をお願いしても、いつになれば解消できるのかもわからないというような状況が続くこと自体が、とても生活の不安になりますし、市に対する不信感も高まっていくものだと思いますので、すぐに例えば予算等の関係で対策がとれないこともあるかもしれませんが、事情をよく話して、いついつまでにこうなるというような見通しをしっかりと伝えてさしあげることが不安解消に大きく役立つと思いますので、その辺はぜひ今後、引き続きお願いしたいと思います。

それで今、逆西排水区で大々的な調査をさせていただいているということなんですけれども、これがたしか2月終わりまでですね。この調査が終わった後、どのようなスケジュールで排水のふぐあいが解消されていくようになるんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 堀口家明君。

○上下水道部長（堀口家明君）

こちらの公共下水道水計画の見直しにつきましては、当部の下水道課が所管しております。本年の8月20日に業務委託を開始しまして、議員ご指摘の来年の2月28日までということになっております。この業務の目的でございますが、冠水等の原因究明及び被害軽減を図るための暫定対策、あわせて事業手法の検討と雨水の完全排水場に至るまでの段階的整備計画となっております。暫定対策につきましては、調査結果を踏まえまして関係部局と連携を図りながら、29年度に整備の方向を定め対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。そうすると暫定的には29年度に対策がとられて、随分改善されるのではないかといいようでしょうか。確認をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 堀口家明君。

○上下水道部長（堀口家明君）

こちらの業務委託には、その整備費用も含めて成果品が上がるということになっておりますので、そのような形で対応をしていきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。そういうことであれば、そういう見通し等も重ねて、お話が上がっている、届けていただいている市民の方にもご連絡いただいて、今後の見通しをぜひお伝えいただきたいと思えます。

それで、構造的な問題とはまた別に、1回目の質問でも入れさせていただきましたが、U字溝が詰まってしまっているというのが、私歩いていて結構見受けられまして、それで、これどうしたらいいのという声も聞くんですね。今まで何年かにわたって何路線かやってきましたよというご答弁いただきましたけれども、土が詰まってグレーチングから草が出ちゃっているところが結構ありますよね。これは市民からの要望とかクレームが来る以前にチェックすれば、恐らくわかると思うんですね。定期的な清掃等が行われていれば、毎年毎年土がいっぱいになってしまうということはないと思えますし、もしそういうところがあれば、もちろん土が入ってしまうこと自体が問題なので、その対策もとれると思うので、例えば年1回は総ざらいするとかということはどうなんでしょう、ちょっと難しんですか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

市内に敷設されております側溝の延長について、まずご報告をいたします。

霞ヶ浦地区305キロメートル、千代田地区214キロメートル、合わせて519メートルでございます。これを定期的に清掃するということになると、かなり予算的には無理がございます。

現在、清掃を進めております内容につきましては、行政区長の要望により実施をしておりますけれども、今後につきましては職員の詳細なパトロール、さらには広報紙にそのようなご指摘をいただいた内容を掲載し、市民の方からの情報を多数集めるようなことを今後実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。最初の大掃除は結構大変ですよ。今までやってなかったことを一斉にお掃除するわけですから。ただ1回やってしまって、その後は定期的にチェックをする、確認をするという作業になりますので、その後は、その都度大きな費用はかからずに、きれいな状態

が保てると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

例えば一斉清掃の日なんかを利用して、区長さんにそのときに自分たちの地域の側溝の調査をしていただいて、詰まっているところ、汚れがたまってきたところの情報を上げていただくと、そういうような仕組みをつくれば、毎年1度はチェックができると、そういうことが可能になると思うので、そんなこともちょっとご検討いただきながら、苦情が来てから対応するのではなくて、苦情が来ないような仕組みづくりに努めていただきたいと要望しておきます。よろしく願いいたします。

それでは、2点目の観光についてに移らせていただきたいと思います。

かすみキッチンを含む交流センターの事業についての概要は、先ほどご答弁いただきました。11月までで売り上げが800万円程度、人数は5,331人ということで、目標に対しては80%近くまで、食堂のほうは来ていますよというお話でした。

それで自転車のプログラム、ライドクエストのほうが悪天候の影響もあって、まだ5.3%、45人のお客様であったということですが、もちろん天候に大きく左右されるプログラムなんですけど、それ以外に何かつかんでいる問題点というか、お客さんが伸びないことについて把握しているものがあれば、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

○理事（板垣英明君）

お答えいたします。

1つ原因として考えられるとすれば、計画自体がちょっとおくれてしまったということもあると思いますし、あとはPR、最近は各雑誌やメディア、ラジオ等でPRをどんどんやりだしたんですが、当初PRがちょっと足りなかったという面もあるかと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。ぜひ冬のプログラムが始まるということなんで、しっかりとPRに努めていただきたいと思います。

マルシェ事業については、これからということで、来シーズンに向けて売り場環境を整えるべく計画をしているということなんですけど、このマルシェ事業というのは、具体的にといいますか、どのようなお店ができるんでしょうか。例えば市内にも直売所がありますけれども、ああいのような農産物の直売所的なものなのか、どんなお店をイメージしたらいいんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

○理事（板垣英明君）

直売所的なものもございますし、あとは先ほどちょっと申しましたが、6次産業化、ドライフルーツをつくったりジャムをつくったりそういうものを、先ほど櫻井議員のほうにも西山理事のほうからちょっとご答弁しましたが、eコマース等を通じて販売していくと、そういう面も今考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

あそここの場所、売り場としてよりもeコマースに割と重点を置いた事業になるんですか。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

○理事（板垣英明君）

あの場所は場所で今後、整備計画なので場所は整備しまして、店舗でも販売するし、またeコマースのほうでも販売していくという二重でやっていこうと思っています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

すてきなお店ができて、お客さんがいっぱい来ていただけるのが一番いいと思うんですが、実は私は、質問の中にもちょっと入れましたけれども、サイクリング事業が進んでいますし、県のほうも大規模に力を入れていますよね。それで多くのサイクリストが来ていただけるようになりつつあるということなので、農産品の直売所よりも、むしろそういう観光拠点といいますか、スポーツの拠点としての機能をもっと、より強化していったほうが、ほかとの差別化もつくし、利用者が多く訪れていただけるのではないかなというふうに思っています。

そこで1つちょっとご紹介したいのは、これは皆さんごらんになったかと思うんですが、茨城新聞の12月6日火曜日に、5段の大きなスペースを割いて、つくば霞ヶ浦りんりんロードの紹介記事が載りました。とても魅力あふれる記事になっていまして、「快適 自転車でGO」ということで、サイクリングロードの紹介記事が掲載されました。ちょっと一部抜粋してご紹介しますと、列車による輸送ならば土浦駅が便利、駅東口にサイクルステーションがあり、コインロッカーなどが利用できる。車ならば霞ヶ浦総合公園を拠点に、入浴施設も隣接しているのでサイクリング終了後に利用できる。道の駅たまつくりなどを拠点に1周してもいいと、こう書いてあるんですね。

かすみがうら市が入っていないんですね。だから、私はちょっとがっかりしまして、非常に残念だ、またちょっと悔しいなという思いがありました。

そこで、交流センターを、あそこを霞ヶ浦、例えば1周とかの拠点、あそこに車で自転車を積んできていただいて、ぐるっと楽しんでいただいて、食事をしていただいて、それでまた車でお帰りいただく、その拠点にすべきだと思うんですね。そういう側面から考えると、まだそういうサイクリストのための設備というものが十分でないような気がするんですが、例えばトイレの数なんていうのは、現状ではどうなのでしょう、足りているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

○理事（板垣英明君）

現状で申しますと、トイレの数は1階と2階レストラン、それから歩崎公園のほうにトイレもございますので、今は不足しているということはございません。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

あとはシャワー室がぜひ欲しいところなんです、こんなものの整備計画というのはあるんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

○理事（板垣英明君）

シャワーなんです、やはりことしの夏はかなり猛暑ということもあり、サイクリストからもやはりシャワーが欲しいという声をたくさんいただいていますので、今後シャワーなどの施設整備につきましては、交付金とかもろもろの活用を考えながら県とも相談して、前向きに早目に実施していきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

あわせて、例えばコインロッカーとか、それからサイクリストが必要とする物品の販売、スポーツドリンクとか補給食、何か小さなようかん、コンビニなんかで売っている、ああいうものが好まれて買われるそうなんですけれども、それですとか自転車の補修用品とか、例えば日焼けどめとか、考えればいろいろあると思うんですが、サイクリングを楽しむ方にとって便利な場所、まずはあそこに立ち寄ってから行こうよというような施設にぜひすべきじゃないですかね。そこにかすみがうらのPRも含めた6次産品が同時にあって、あっお土産も買って帰ろうというような形になればいいと思うんですが、ただそこに何となくかすみがうらのものが置いてあるというよりは、もうちょっとエッジの立った、特化した場所にして、こういう記事でイの一番に拠点はかすみがうらの歩崎だよと書かれるような、思い切った展開をぜひお願いしたいと思います。

観光について、その続きですが水辺ですね。ある知り合いの方から、その方はヨットを土浦に置いている方なんです、かすみがうら市の歩崎にヨットがとめられればいいなと、あそこから上へ上がれるんだがなというお話を聞きました。

質問でも入れましたが、以前は湖水浴で皆さんが楽しんだというふうに聞いております。水辺で波もなく安全で遊べる場所として、これほど地勢的にすぐれている場所というのはそうそうないと思うので、ぜひそれも進めていただきたいと思うんですが、そもそも交流センターをつくる時に栈橋計画があったけれども、途中でそれは断念されたというふうに聞いていますが、その栈橋計画がなくなっちゃった経緯などがわかれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ただいまの栈橋の計画の件だと思います。私も以前の資料で、ここに栈橋をというような計画図を見た記憶がございますが、そのまま実現されずに来ているというような現状かと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

当時、漁業関係の方との調整がつかなかったというような話も聞いておりますが、その後、継続して話し合いと申しますか、交渉と申しますか、そういったものは進められておるのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

その後、新たな展開はまだないというところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。栈橋ができると、湖の水路からの入り口、玄関口という機能が果たされますので、とてもさまざまな展開ができると思うんですね。ラクスマリーナさんとの連携みたいなものも模索されたというふうに聞いていますが、そちらについては、その後何か今後のことについての話し合いとか、そういったものは持たれていることはあるのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

ラクスマリーナとの話ですけれども、私どもとしましては、土浦からラクスマリーナの観光遊覧船でもって志戸崎のほうに人が運ばれるような状況になればということをお考えして、会社のほうと何度か話し合いを持たせていただいているところです。ラクスマリーナのほうでも、やはり今運行している航路のほかに立ちより先がふえれば、それだけ集客の面でも効果があるだろうということで、前向きに検討していただいているところなんです。土浦のほうから志戸崎のほうに航路を新たに引くということについては、これは国の許可もとらなければいけませんので、そちらのほうを進めるのがなかなか難しそうだという話も聞いておりますし、あと観光遊覧船を着岸させるに当たっては、やはり今ある港だけではなくて、プラスアルファそれなりの投資を伴うような港湾施設の整備も必要になってくるというところでは、そういった予算的な面でも、今すぐに決断して話を進めるというような状況にはなっておりません。

したがって、今具体的にいついつまでと期限を切って計画が進んでいるわけではございませんけれども、いずれにしてもラクスマリーナも私どもも冒頭申し上げましたような、土浦から湖をもって志戸崎を訪れる人がふえればいいという思いは共通しておりますので、引き続き検討を継続させていただければと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。ぜひ長期的な展望を持って、大きな事業にはなると思いますが、

前向きにお話を進めていただいで、漁業者の方とも改めてお話し合いを持っていただいで頑張っていたきたいと思ひます。

そのほか例えばカヌーですとか、あるいは今スタンドアップパドルボードというのがはやっているそうですね。サーフボードみたいな板で立ったままの遊び、あんなものも物すごくはやっているとひいうふうには聞いております。こういった環境に優しい水上レジャー、こういったものの遊べる場所づくりみたいなものについては、お取り組みいただくことは可能でしょうか。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

ご指摘いただいたような水辺の遊びについては、現状でも、例えばあゆみ祭りのときにカヌーをあそこに出して、子どもたちがカヌー体験をするというようにすることで、あれも非常に人気を集めているというふうには聞いております。そのほかにもSUPのような新しい水辺の遊びも普及している中では歩崎、もちろん時間帯によっては風が強く、波も強く、というところで、常に遊ぶわけにはいかないかもしれませんけれども、それなりの環境を整えれば人が集まる可能性はあるのではないかと考えているところではあります。

現状からすると、あゆみ祭りのときのカヌー遊びでもそうですが、水にそういったボードですとかカヌーを浮かべてそこに乗り移るといふときに、水面と湖岸の間にはかなりの高さがありますので、なかなか安全、快適に遊ぶことができないという声も聞いております。そういったところを何とか解消できないのか、私どもとしましても庁内の関係部署、例えば教育委員会ですとか、それから観光商工課、そういったところとも協議をしながら、市民の方々があちらのほうに集まって安全に遊べるような方策がないかということでは模索してまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

船に乗降する際にはそういう専用の場所、スロープみたいなものが必要になるかと思ひますが、そんなに大規模な投資をしなくても、恐らくはできるのではないかなと思ひますので、ぜひご検討いただいで、モーターボートですとか、ああいうエンジンがついたものとの共存というのはなかなかやはり性格が別ですので難しいかと思ひますが、ファミリー連れが1日遊べるような水辺の環境整備ということを目指してご検討いただければと思ひます。

例えば今、環境の面で水質浄化が非常に課題となっておりますし、湖沼会議に向けてもそれが一つのテーマになっているところではあります。ですから、例えば100メートルでも50メートルでもいいんですけども、一定期間を区切って、それで水質の浄化プラントメーカーさんと例えばタイアップをして水をそのエリアだけきれいにして、夏場は子どもたちが水遊びができるようにするとか、そういうような形ができれば水質浄化のPRもできるし、お客さんも呼べるしということでは、いろいろ水の活用を考えると、それだけでいろいろなアイデアが出て広がってくると思ひますので、特に霞ヶ浦の中でも、位置的にも地形的にもとてもユニークな場所ではありますので、

サイクリングとあわせて水辺が楽しめる、夏場はあそこに行けば、海まで行かなくても十分楽しめるよというような拠点づくりをぜひご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

ここで暫時休憩します。10分間の休憩といたします。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時56分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それでは3点目、高齢化、集落の荒廃対策について再質問させていただきたいと思います。

質問の中で限界集落というお話をしましたけれども、これは1988年に長野大学の野野教授という方が提唱した概念で、繰り返しになりますが、65歳以上の人口が全体の50%を超えて、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落ということですね。それで、この野野教授が限界集落というのは実際どういう姿なんだろうかということをレポートの中で一例として表現している文章がありますので、ちょっと紹介させていただきたいと思います。

現代山村の姿というタイトルになっていますが、独居老人が滞留する場と化した村。人影もなく1日誰とも口をきかずにテレビを相手に夕暮れを待つ老人。天気がよければ野良に出て野菜畑の手入れをし、年間35万円の年金だけが頼りの家計。移動スーパーの卵の棚に思案しながら手を伸ばすしわだらけの顔。バス路線の廃止に交通手段をなくし、タクシーでの気の重い病院通い。1カ月分の薬を頼んでも断られ、2週間分の薬を手にはアジの干物を買って家路を急ぐ老人。テレビニュースの声だけが聞こえるトタン屋根の家が女主人の帰りを待っている「むら」。家の周囲を見渡せば、めぐら地に植えられた杉に囲まれ日も差さない主人なき廃屋。苔むした石垣が階段状に連なり、かつて棚田であった痕跡をとどめている杉林。何年も人の手が入らず、間伐はおろか枝打ちすらされないまま放置されている線香林。日が差さず下草も生えないむきだしの地表面。野鳥のさえずりもなく、枯れ枝を踏む乾いた音以外に何も聞こえない沈黙の林。田や畑に植林された杉に年ごとに包囲の輪を狭められ、息をひそめて暮らしている老人。これが病める現代山村の偽らざる姿であり、限界集落と沈黙の林は、その象徴である。こういうふうイメージの形として表現されている文章があります。

こうならないために手を打たなければいけないということでございます。そのためにぜひ今回質問させていただいたわけなんですけど、まず、当市の現状を確認させていただいたんですが、今現在、市内の高齢化率というのはどのような状況になっておるんでしょうか、教えていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

市長公室のほうで答弁をさせていただきます。

数値的なものですから、少し原稿を見させていただきたいんですが、この10年間、例えば合併があって、それぞれの人口の推移あるいは高齢化率ということをもとめております。

全体的に、この10年間で市全体で2,232人が減少しております。また、その中で年少人口とすれば2,038人から1,671人に減少、生産年齢人口も1万1660人から9,098人、今ご質問のあった高齢人口、高齢化率でございます4,505人から5,413人、24.75%から33.45%、これはことしの11月1日現在の数字でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

現状33.45%というお話をいただきましたが、これは千代田地区、霞ヶ浦地区で別に数字というものは出ていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

一方、千代田地区につきましては人口減少の幅が10年間で334名の減少でもあり、千代田地区においては高齢化率につきましては24.33%、こちらが平成28年11月1日現在、10年前の平成18年1月1日現在では15.78%というような数字になってございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

高齢化率、すみません、もう一度霞ヶ浦地区、千代田地区、全体と並べて教えていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

直近の数字でよろしいでしょうか。それでは、28年11月1日現在、霞ヶ浦地区では34.34%、先ほどの数字というのは28年1月1日現在の33.45%になっています。千代田地区では、先ほど申しましたように11月1日現在では24.33%、これは住民基本台帳の集計の結果をもとに算出してございます。全地区合わせますと28.07%、これ11月1日現在です。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

霞ヶ浦地区のほうで幾らか10%ほどポイントが上がってしまっているということですね。それで、集落別に見た場合に高齢化率が50%を超えているというような集落というのは、今現在ありますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

50%を超えるという地区は、現在ございません。ただ、やはり高齢化率それぞれの地区において、若干霞ヶ浦地域においては、かなり高い数字を示しているというのが現状でございます。中には福祉施設等がある地区については、これはもちろん高齢化率が上がるというのが現状です。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

福祉施設の人数を考慮しないといいますか、除いた集落としての高齢化率についてちょっと絞りたと思います。例えば準限界集落という言葉があつて、これは55歳以上か半分以上、もっと簡単に言うと、ほぼ10年後には高齢化率が50%になってしまうということなんです。この10年後ぐらいをめどにして考えた場合、50%を超えるような地域というのは出てきそうでしょうか、予測があれば教えてください。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほども申し上げましたように、50%以上の集落はありませんが、ただ40%に近い集落がありますので、人口のこれまでの推移等から見れば、かなり近くなってくるであろうという地域はございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

はい、わかりました。

先ほどの山村の姿はなかなか非常に内容的に深刻なものでありますので、そうならないための方策がどうしても必要になってくると思いますけれども、例えば空き家バンクなどの制度もありますけれども、なかなか何件もたくさん誓約するという状況には現実問題なっていないと思うんですね。その成果を超える速さで空き家というのは今後ふえていくと思われまますが、農山村地域で空き家が5件、10件と、もしふえていった場合、それはどうなりますか。やはり放置しておくほかはないんでしょうか、何かそれに対する方策というのはありますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

空き家バンクにつきましては、今議員の申したとおりでございます。なかなかその登録件数がないというか、少ない現状で、登録があれば空き家に決まっているというような状況でもありません。

例えば空き家の掘り起しという部分で、先々どういうふうな見解が求められるかということについても非常に難しいところではあります。この定例会におきましては、補正予算の中で空き家のデータベースをつくるという委託の予算を計上してございます。これは総務部の所管になり

ますが、全体的に空き家の件数、権利者等の把握をしながら、先々の仕組みづくり、例えば地域の情報が得られるような、地域と近隣市や行政と一体になりながら、そういったことも踏まえた中での仕組みづくりをまず始めていこうというふうなところでございます。

先々の話になりますが、なかなか明快な答弁ができなくて申しわけないんですが、そこからスタートしていこうということでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。先ほど対策として、市長のほうからも移動手段、交通の整備ですとか、あるいは道路維持に関して手を打っていきたいというようなお話がありましたけれども、交通弱者がどんどんふえていった場合、誰も送り迎えしてくれないような人がふえていったとしたら、例えば買い物ですとか病院への行き帰りですとか、こういったものは行政のほうで何らかの手を打つ、長期的な何か展望というのがもしあれば教えていただきたいんですが。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをさせていただきます。

総合型の介護の総合支援事業というものが始まります。その中で平成30年度から包括支援センターが稼働をするということでもありますので、その中では日常生活の支援をどういうふうに行っていこうかというその仕組みづくりというか、基盤づくりを今しているところでもあります。そういった中で、配食サービスあるいは買い物支援等ができるかどうかということも踏まえて、今検証しているというところでございます。

また、介護のサービスにつきましてはJ A土浦のほうで週2回、10日に一回でしたか、ちょっと記憶がないんですが、今、移動販売をしながらそれぞれの地区を巡回しているということでもありますし、近々民間のスーパーさんが同じような移動スーパーをするというふうなところでもあります。

いずれにしろ高齢者の足というものについては、今の公共交通のあり方をがらっと変えるような、そういうことも考えていかななくてはならないとは考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。行政効率の面からコンパクトシティという考え方がありますよね。駅前に機能を集めて、徒歩で何でも済ませるようなまちづくりをしたらいいのではないかという考え方もあろうかと思いますが、必ずしも成功事例ばかりではないということも聞いています。このコンパクトシティについてはどういようにお考えでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

議員の申し上げましたとおり、小さな拠点というような観点かなというふうに思っています。例えば地域の集落の中に一つのいろいろな生活サービスの機能を入れるような拠点をつくって、1カ所でいろいろな、例えば医療であり福祉であり金融でありというものが入っている中で、そういう拠点かなというふうなこともあります。ただ場所がどこであるとか、地域が点在している中で、じゃどこにそういったものをつくっていいかということもいろいろ考えなくてはいけないところでもあります、やはり今後の例えば10年、20年先のことであれば、そういったものも一つの検討の材料として考えていかななくてはならないとは思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

これ地域によって、全国的に見るといろいろな施策が進められているんですが、例えば集落の中の空き家を利用して、独居老人が共同で住まうことができるコミュニティーハウスとかシェアハウスみたいな考え方ですね。昼間は自分の家の手入れとか畑で汗をかいて、夜はみんなで共同して夕飯を食べて、夜は一緒に過ごす。そうすれば地域を離れる必要もないし、また行政サービスも集約化できると、こんな考え方もあると思うんですが、そういうのも視野に入れていただきたいと思いますけれども、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

確かにそこが理想的な対応の仕方であるというふうに思われます。地域によってはそういう場所があるということであれば、いろいろ参考文献等を取りながら情報収集に努めてまいりたい、そういう考えでございますが、先ほど申しましたように、まずは包括支援センターのあり方をどうやって組み立てていくか、その中でそういう事業が組めるのかどうか、例えば該当する方々が、そこを本当に離れて共同住まいができるかどうかと、いろいろな面で検証しなくてはならないと思っています。そういった情報があれば、私どもに提供いただければありがたいなというふうに思っています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

るる申し上げましたが、地方創生、今やっている観光を中心とした施策と同じくらいの大きな柱をもって、この高齢化対策を専門部署を持って具体的に本腰を入れて動き出していきたいと思うんですが、その辺、市長のお考えをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員には高齢化社会に向けました大変なるご心配と、またご提案をいただいているところでございます。毎年、先ほど数字をお示しさせていただきましたように、約1年に1%ずつ高齢

化率は進んでおりまして、これから大変な時代になってくると思っています。

そういう中で、1つは人口減少を少しでも緩やかにしていける、少しでも抑えていける、そういった施策とともに人口減少しても対応できるような、そういった社会も考えなくてはならないということであります。大変大きな課題でありますけれども、先ほどから議論になっておりますように、小さな拠点あるいはまた市民生活のサービスを公共の足、それから買い物、病院などを含めました小さな拠点づくりも含めまして、いろいろな形で知恵を絞り、あるいはまた国の制度もこれから変わってくると思いますので、そういったものを活用しながら私どもも前向きに取り組んで、市民の皆さんが活力を持ってやっていけるような、そういった社会に少しでも努力していきたいと考えています。

いろいろな意味で、議員にもご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

生活に困ってしまって、もうどうしようもないという状況になってから動き出したのでは遅いと思いますので、一日でも早く本格的に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は明日、12月9日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時16分

平成28年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第4号

平成28年12月9日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦
〃	主任	青山哲士

議事日程第4号

日程第1 一般質問

(1) 中根光男 議員

(2) 佐藤文雄 議員

(3) 設楽健夫 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 中根光男 議員

(2) 佐藤文雄 議員

(3) 設楽健夫 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	中根光男	1. 乳児用防災グッズ贈呈事業について
		2. ひとり親家庭生活困窮世帯への学習支援と教育格差の是正について
		3. いじめについて
		4. 学校現場での防災機能の強化について
		5. 新規就農者の育成と当市の支援策について
(2)	佐藤文雄	1. 新たな広域ごみ処理施設建設問題について
		2. 入札制度の改善について
		3. 市立さくら保育所の閉所問題について
		4. 国民健康保険について
		5. 総合的な子育て支援について
		6. 上下水道事業について
(3)	設楽健夫	1. 市長等特別職政治倫理条例制定とコンプライアンス（法令順守）について
		2. 千代田中地区小学校統合の見直しと全市教育政策及び地区コミュニティの全市政策と責任について
		3. 29年開始の「介護予防・日常生活支援総合事業」推進について
		4. 西成井バイパス開通と霞ヶ浦二橋八木一穴倉玉里線について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき、市の一般事務についてたずねる場であり、したがって、通告外の質問及び市政以外の質問は認められませんので、ご注意願います。また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

なお、一般質問については、執行部の答弁時間を含め、議員1人90分以内の持ち時間となっておりますので、念のため申し添えます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴受け付けの際にお渡しをいたしました傍聴証の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

ここで、上下水道部長から発言訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

上下水道部長 堀口家明君。

○上下水道部長（堀口家明君）

昨日8日の宮嶋議員の一般質問、2回目のご質問の中の逆西排水区の雨水排水整備につきまして、暫定的には29年度に対策がとられて、改善されるということによろしいですかのご質問に、この業務委託には整備費を含めて成果品が上がるということになっておりますので、そのような形で対応していきたい旨のご答弁を申し上げました。この調査業務の中では、複数の暫定対策の立案も含まれておりますこと、また、整備に係る費用が明確でない段階で暫定対策が平成29年度から実施されるとの誤解が生じますような答弁でございましたことから、この業務委託は整備費をも含めて成果品となることから、平成29年度に整備方針を定め、順次対応をしてまいりたいと考えておりますと訂正をお願いいたします。

まことに申しわけございませんでした。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

皆さん、おはようございます。

平成28年度第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、乳児用防災グッズ贈呈事業についてをお伺いいたします。

大阪府寝屋川市は、8月過ぎから乳児用防災グッズの贈呈事業をスタートさせ、全国から注目を集めております。グッズの内容については、使い捨ての哺乳瓶、おむつ用消臭ポリ袋、防犯ブザーなど9点、その他持ち運びに便利な手提げ袋、災害避難所や緊急時の防災用品を記載した一覧もついている内容でございます。贈呈の対象は、ことし4月1日から来年3月31日に生まれた乳児を持つ世帯になっており、出生届の提出時に市役所窓口で配付をしております。

当市としても贈呈方式で実施するのか、また、防災倉庫に備蓄し、万が一のときすぐに使用できるよう体制づくりに取り組むのか、検討して実施していただきたいと思っているところであります。

災害時は、赤ちゃんに必要な物資が届きにくい状況下になっております。その観点から、緊急時の対応策として、乳児用防災グッズ贈呈事業の必要性と今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、ひとり親家庭生活困窮世帯への学習支援と教育の格差の是正についてをお伺いします。

所得格差の拡大や子供の貧困問題への対応がおくれていると指摘されているところでありますが、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐために、教育格差の是正が最も重要であります。そして、ひとり親家庭生活困窮世帯に対する学習支援をさらに強化しなければなりません。

小さな自治体におきましては、全てをボランティアにゆだねることは困難なところがあります。人材と場所を確保し、新たな事業に対する支援があるのか、また、生活困窮世帯、ひとり親家庭に対する訪問、派遣型の進学相談の実施も重要であります。

その観点から①、現在の取り組み状況と課題について、②学習支援ボランティアとの協力体制の強化及び推進について、③今後の支援事業の実施計画についてをお伺いいたします。

次に、いじめについてお伺いをいたします。

2015年度に全国の小・中・高などが認知したいじめが前年度比3万6468件増の22万4540件で、1985年度の調査開始以来最多となっている状況です。文部科学省の問題行動調査で増加は2年連続で、20万件を超えたのは初めてであります。小学校が3万件近くふえ、15万件を突破し、最多を更新、中学校は6万件、高校は1万2000件になりました。学校が報告した小・中・高の自殺が多発している状況下にあります。

いじめを受けて2014年9月に自殺した仙台市立中学1年の男子生徒、当時12歳、父親49歳が本年10月27日、文部科学省を訪れ、同省職員にいじめ防止に向けた提言をお渡ししました。その後、記者会見しました父親は、「言葉で人は殺せる。言葉の暴力は絶対にいけないことだ。改めて考えてほしい」と訴えました。

父親によると男子生徒は、他の生徒にからかわれていたことで悩み、自宅で自殺をいたしました。父親は、「言葉によって傷つき、心が病んで死ぬ人も多くいる」と、さらに強い言葉で訴え続けました。学校や教育委員会に対しては、「いじめはどこにでも起こる。今も苦しんでいる子がいるので、真剣に助けてやってほしい」と、涙ながらに訴えておりました。

そこで、①いじめ問題行動調査による件数は過去最高であります。当市のいじめ実態についてをお伺いをいたします。

②小・中学校と教育委員会の情報の共有化についてお伺いをいたします。

③今後の対応策についてお伺いをいたします。

次に、学校現場での防災機能の強化についてお伺いをいたします。

大規模災害が日中に発生した場合に、学校に通う子どもたちの命をどのように守るかが重要であります。平時に行われる避難訓練の充実や災害時での教職員の行動基準を明確にするなど、災害に強い学校づくりを推し進めることが大切であります。

さらに、学校における安全計画が実効性を伴ったものでなければなりません。

①避難訓練の充実、災害時の教職員の行動基準の明確化についてお伺いいたします。

②安全計画についてお伺いいたします。

③今後の取り組みと課題についてお伺いします。

次に、新規就農者の育成と当市の支援策についてお伺いいたします。

農水省の農林水産統計によりますと、全国の新規就農者は近年増加傾向にあり、15年度は6万人を超えました。現在約31万人いる40代以下の農業従事者を、政府は2023年までに40万人の拡大を目指しております。

農業の持続的発展を目指すためには、政府が示す農業、農村全体の所得倍増の方針に関しては、若者や女性の積極的な活用、多彩な人材が活躍する担い手の育成、全国一律ではなく多様性に富んだ農業政策の実施やより魅力ある成長産業とするためには、競争力の向上の推進をし、当市としての支援策も重要になってまいります。

①当市の新規就農者の状況についてお伺いいたします。

②地域の特性に合った人材育成と当市の具体的な支援策についてお伺いいたします。

③今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目、乳児用防災グッズ贈呈事業についてお答えをいたします。

近年、我が国におきましては、地震・台風等の大きな自然災害が続発をしております、大きな被害が出ております。特に、平成23年に発生をいたしました東日本大震災は、多くのかけがえのない命を奪った大災害でありまして、今なお、被災地では復興に向けました懸命な事業が行われているところであります。

そのような中、これらの災害を教訓として、近い将来に起こり得る災害に対する備えや訓練が行われているところでございますが、災害弱者と言われる高齢者や乳幼児への対応は、課題の一つになっているところであります。

特に、子どもの乳児期におけます哺乳は、成長と生命維持のための欠かせないものになることから、これらの備えは災害時には配慮が必要になると言われておりまして、ご提案の乳児用防災グッズにつきましては、有効な備えになるものと考えております。

一方、本市におきましては、既に乳幼児に向けまして、粉ミルクやおかゆなどの食料品を防災倉庫に備蓄している状況でありますので、今後は、災害弱者と言われる高齢者や乳幼児に配慮して、その品ぞろえ等につきましても、随時検討してまいりたいというように考えております。

次に、2点目、ひとり親家庭生活困窮世帯への学習支援と教育格差の是正については保健福祉部長から、3点目、いじめについては教育長から、4点目、学校現場での防災機能の強化につい

ては教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目の1番、当市の新規就農者の状況についてお答えをいたします。

本市の新規就農者の状況につきましては、第2回定例会で同様の趣旨のご質問をいただいておりますが、改めてご質問にお答えをいたします。

学卒者や他産業からのUターン就農等で、過去10年間で年平均7人の新規就農がございました。平成27年度の新規就農者につきましては、夫婦2組を含む7人の就農となっている状況であります。

次に2番、人材育成と具体的な支援策につきましてお答えをいたします。

本市の基幹産業であります農業の振興につきましては、地域の特性を生かした農産物の生産が行われております。霞ヶ浦地区では稲作やレンコンなど、千代田地区におきましては果樹栽培が盛んに行われております。しかしながら、農業を取り巻く現況はご承知のとおり大変厳しく、特に担い手の育成・確保は重点的に取り組むべき課題の一つであるというふうに認識をいたしております。

ご質問の人材育成と支援策についてであります。新規就農者の支援といたしましては、市と土浦地域農業改良普及センターが中心となりまして、その他の関係機関との連携・情報共有のもとに、就農の意欲のある方々、特に若い世代の就農希望者への相談支援及び国の給付制度であります青年就農給付金や青年等就農資金などの各種制度支援の活用を促し、就農への着実な定着に努めているところであります。

また、就農された方々へのフォローアップといたしまして、普及センター職員によります営農指導や県で認定を受けております農業経営士によります経営指導など、就農後の状況確認をあわせまして、相談支援も行っているところでもございます。

次に、3番、今後の取り組みについてお答えをいたします。

本年8月に県及びJA土浦の担い手担当職員や営農担当職員、農業委員会事務局職員と農林水産課職員で構成をいたしますかすみがうら市新規就農・農業担い手発掘推進チームを設置しており、引き続き新規就農への誘導・定着及び既存農家の担い手の発掘や育成など、次代を担う農業従事者の確保の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

3点目1番、いじめ問題行動調査による件数は過去最高ですが、当市のいじめ実態についてのご質問にお答えいたします。

過日の新聞報道でありましたとおり、平成27年度のいじめの認知件数は、全国で22万4540件、茨城県では7,094件と過去最多の数となりました。当市におきましても、小学校118件、中学校11件の129件となり、前年比83件の増（小学校81件増、中学校2件増）となっております。この数値は、毎年行われる児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によるものであります。この調査の一部見直しについて、平成27年8月に文部科学省より通知があり、いじめの認知

に関する考え方や見直しに当たり留意すべき点が示されました。

いじめ認知件数が過去最多になった大きな理由としては、この通知をもとにいじめ認知に関する考え方を見直したことが要因と考えます。

本市の実態を見ても、内容は、「ひやかし、からかい、悪口」、「軽くたたいたり蹴ったりする」、「仲間はずれ」などであり、社会性を身につける途上にある小学校低学年から中学年に多く見られる傾向となっております。

次に、3点目2番、小・中学校と教育委員会との情報の共有化についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会としては、各校の実態を把握するために、問題行動の概要及び指導・援助に関する報告書の提出を毎月依頼しております。小さなことでも状況を把握し、対応に当たることを心がけて、特に気になる点については、学校に詳細や指導状況、指導経過などを確認しております。また、事態が深刻化しそうなものについては、この月1回の報告を待たずに、すぐに連絡を取り合って、解消に向かう体制をとっております。

また、市教育研究会生徒指導部と連携し、いじめの認知や解消に向けた研修会も実施し、文部科学省から示された具体的な事例をもとに協議したり、研修資料を使っていじめの認知に対する温度差を少なくしたりする取り組みを行っております。さらに、計画訪問とは別に、指導主事訪問を実施し、各学校、各クラスの状況把握に努めているところでございます。

次に、3点目3番、今後の対応策についてのご質問にお答えいたします。

いじめに向かわせない、いじめを許さない心を養うことが重要であり、道徳教育や人権教育を充実させたり、授業や行事等を通して人間関係を築くことに努めていきたいと考えております。

具体的には、CAPいばらきによるいじめ防止プログラムを小学校4年生と中学校1年生及び教員、保護者に実施しております。また、いじめ問題は学校だけで解決できるものではありませんので、家庭向け啓発資料を作成し、いじめの定義や捉え方、相談窓口の紹介等をいたしました。

各学校でも、さわやかマナーアップ運動、挨拶運動、いじめ撲滅フォーラム、人権集会、携帯電話・インターネット安全利用教室などを実施し、規範意識の高揚や公共マナー向上に努めております。特に、インターネットの誤った使用によるトラブルが問題視されておりますので、今後は所有率や使用率、使用内容等についての調査をしていく予定でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員のご質問の2点目、ひとり親家庭生活困窮世帯への学習支援と教育格差の是正についての1番、現在の取り組み状況と課題についてでございますが、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習支援をプロポーザル方式により事業者を選定し、中学生を対象に、本年7月から業務委託により実施をしているところであります。各中学校区ごとに事業者を選定するところでございましたが、霞ヶ浦中学校区、千代田中学校区においては、応募事業者

が基準点に満たさず、業務委託を行えませんでした。

しかし、下稲吉中学校区において選定された事業者においては、千代田中学校区、霞ヶ浦中学校区の対象生徒に対し、送迎を含め受け入れる旨の申し出を受けたことから、対象生徒及び保護者に通知したところ、霞ヶ浦中学校区において1名の申し込みがありました。

学習支援事業につきましては、通常週1回、毎週土曜日の午後2時から5時まで、夏休み等の長期休暇時は水曜日の午後2時から5時までを加えまして、週2回の開催をしております。課題としては、現在の登録者は9名で、目標定員20名を下回っていることから、参加者をふやすことが必要であると認識をしております。

次に、2点目2番、学習支援ボランティアとの協力体制の強化及び推進についてでございます。生活困窮世帯への学習支援事業は、学習支援者及び学習支援ボランティアの体制により事業者に業務を委託しております。現在は登録者が9名のため、学習支援者3名で対応しておりますが、参加生徒数の増員に合わせて教員経験者、大学生等による学習支援ボランティアの募集・採用を随時事業者の責任においてお願いしている状況でございます。

次に、2点目3番の、今後の支援事業の実施計画についてでございますが、今年度の事業実績を踏まえ、開催場所への送迎をすることにより生徒、保護者の参加しやすい環境を整備し、市内全域の生活困窮世帯の中学生を対象に実施できるよう検討してまいります。さらに、将来的には、実績、ニーズにより開催箇所の拡大や募集年齢の拡大も視野に入れた事業の推進を考えてまいります。ご理解をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、3点ほどお答えを申し上げます。

まず、4点目1番、避難訓練の充実、災害時の教職員の行動基準の明確化についてお答えをいたします。

各学校では、火災や地震、竜巻、不審者を想定した避難訓練、さらには引き渡し訓練を年間指導計画の中に位置づけております。具体的には、警察や消防などの専門機関を活用するなどして、年に2回ないし3回ほど訓練を実施しております。また、災害時の教職員の行動基準については、学校危機管理マニュアルで明確化しており、学期初めや避難訓練の事前会議等で、教職員同士の共通理解、共通認識を深めるなどの対応をしているところでございます。

次に、4点目2番、安全計画についてお答えをいたします。

各学校とも、先ほど申し上げました危機管理マニュアルを作成しておりますが、避難訓練後の反省や年度末の見直しを繰り返しながら、毎年、この危機管理マニュアルの改善に努めているところでございます。重要なのは、先ほどの議員のご指摘のとおり、実効性の伴った計画でございます。その点も踏まえまして、児童生徒の能力に応じた行動基準とすべく、今後も実態に即した安全計画の立案に注意を払っていきたいと考えております。

最後に、4点目3番、今後の取り組みと課題についてのご質問にお答えをいたします。

今後も、火災や地震、竜巻、さらに不審者を想定した避難訓練や引き渡し訓練を計画的に実施し、児童生徒に自己防衛能力や危機回避能力を身につけさせたいと考えております。課題につきましては、現在、地域と連携による学校防災力強化に関する取り組みとしまして、地域と連携をした防災講演会や防災訓練を学校ごとに実施しておりますが、地域の方の参加が少ないというのが現状でございます。今後は、多くの地域の方に参加をしていただけるよう、広報活動等の工夫をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の乳児用防災グッズの贈呈事業についてであります。これについて、まず2回目の質問といたしまして、過去の大規模災害時の教訓として、乳幼児やその母親は大変な苦勞をすると、今までの災害から言われております。災害時に身の回りの生活必需品をそろえる余裕が全くない状況、もう自分が逃げるだけで精いっぱいという状況になってまいりますので、特に災害時発生時は必要な物資が届かないというマスコミでも報道がありましたけれども、必要な物資が届かない状況下にある。そういうときにやはり被災地ではそういう声はかなり上がってまいりました。このことから、防犯グッズを今回提案しているわけですが、やはり乳幼児を持つ家庭の方々が防災意識を持つための啓発も私は必要ではないかなと、このように思っております。今回の内容につきましては、市民懇談会の中でヤングミセス、若いお母さんからのいろいろなふうな提案の中での一般質問をさせていただいているわけですが、やはり市の責任も大事でありますけれども、一人一人が防災意識を持つためのそういう心構えというか、備えといえますか、そういうものも大事なんじゃないかと私は思っておりますので、市としてはどのように受けとめているのか再度伺います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

防災に関する市民への啓発に対するお尋ねでございます。

子育ての始まった早い時期を一つの機会として捉えまして、非常時の必需品一式をそろえることは、その後におきましても、子どもの成長に合わせた更新を行うことも期待をされます。防災意識を持ち続けることにもつながるものと考えております。市の防災備蓄品と合わせまして、乳幼児を持つ子育て世帯に向けて、議員ご指摘のような防災グッズを積極的に備えていただけるように啓発することは非常に有効であると考えております。その手法等につきましては、子育てに関する情報発信に合わせて行うなどが考えられますので、保健福祉部とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

そうしますと、防災倉庫を今設置してあるわけですが、この防災倉庫の中に、啓発活動をしてなかなか浸透できない部分もありますし、緊急の場合の対応策として、やはり防災倉庫の中に必需品、今私が申しあげました9品目、もしくはプラスアルファで、やはりある程度の備蓄も必要ではないかと思いますが、その辺の考えについてはどのように捉えていますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の防災倉庫の備蓄でございますが、各小・中学校にございます防災倉庫につきましては、食料品に関しては備蓄がございませんので、これは避難所開設時に開設した避難所へ速急に運ぶと、こういうような段取りとして、両庁舎の倉庫等に保管をしております。粉ミルク等もそういう状況でございますが、そのようなものとあわせまして、品ぞろえ、充実を図ってまいりたいというように考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

そうしますと、これは要望として申し上げますが、例えば出生届のときに、災害避難所とか緊急時の防災用品を記載した一覧とか、または、できれば各個人で用意していただく防災グッズを入れる持ち出し用のそういう便利な手提げ袋等も、そんな高価なものでもなくてもいいと思いますので、できればそういうふうなもう手渡ししながら啓発も行っていくという、そういうふうなことも含めて、ぜひともこの防災グッズを有効に使用していただきたいと思います。やはり先ほど私が申しあげましたけれども、贈呈事業というのは非常に、いつ災害が発生するかわかりませんので、メリットとデメリットがありますので、贈呈して、それが5年、10年先に災害が来るのかわからない、もしかしたらあす来るのかわかんない、そういう状況下にありますので、私としてはいろいろなその備蓄をしておきながら、啓発運動もしていくという、そういうダブルの政策としての市の取り組みをお願いしたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、2点目がひとり親家庭生活困窮世帯への学習支援と教育格差の是正について、私、一度一般質問をしておりますが、またさらにいろんな市民懇談会の中で要望等もございましたし、まだまだ周知徹底がされていないということを感じましたので、再度取り上げたわけでございます。というのは、やはり今学習支援事業の登録者は現在9名ということですが、対象となる生徒はもっと多い状況にありますが、より多くの生活困窮世帯の子どもたちが学習する機会を与えられるようにしていただきたいと思いますが、その施策についてはどのように考えていますか、再度伺います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えを申し上げます。

学習支援事業の対象生徒につきましては、準要保護世帯、千代田中学校で3名、下稲吉中学校で33名、霞ヶ浦中学校で15名の合計51名となっております。また、生活保護世帯につきましては、下稲吉中学校が6名、霞ヶ浦中学校が1名の7名で、全体で58名というような状況であります。その中でも、先ほど申し上げましたように、登録者が9名というようなことで、全体の15.5%という状況になってございます。この事業については、各中学校において事業の趣旨説明と対象となる生徒の学習状況、部活状況、家庭の状況等の聞き取りを踏まえまして、各保護者に学習支援事業の実施についての通知をしているところでございますが、今年度が事業の始まりというようなことで、まだ理解しておられないというような方もおられるかと思っておりますので、今後はそういうようなところへのPR等に力を入れて、来年度以降の受け入れ枠のほうを拡大していければというようなところで考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ありがとうございました。

やはり、対象者が58名中9名が今登録されているという、そういう報告がございましたけれども、やはり霞ヶ浦地区におきましては、霞ヶ浦中の準要保護世帯が15名ということですよ。霞ヶ浦中が1名で、霞ヶ浦地区で16名対象者がおりまして、1名しか利用していないという、非常にこれはもったいない話でありまして、今現在は1カ所での事業展開になっているかと思っておりますが、やはりこの霞ヶ浦は16名対象者がいらっしゃるわけでありますから、できれば千代田中1カ所、霞ヶ浦地区に1カ所というふうに、2カ所体制が確立できるような推進、周知徹底もお願いしたいと思うんです。やはりそう周知徹底されていきませんと、なかなか目標定員が20名ということでありまして、かなり下回っている状況下にあって、せっかく立ち上げた事業が無になってしまうので、1人でも多くの方がこの参加できるようにお願いしたいと思うんです。

それから、開催場所への送迎ということが今答弁でありましたけれども、この送迎方法について、どういう方法で実施。まだこれからですよ、実施しているのか、またこれをどういう方法で実施しているのか、今後の取り組みを含めてお願いします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今行われています事業者において、各家庭までお迎えに上がっているというような状況で実施をしまして、今後もそういうような体制で対応を図ってまいりたいようなところで考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

わかりました。

実際に今送迎を実施しているということですから、非常に丁寧な事業の取り組みをしているというように、私は受けとめました。そう送迎までしているということであれば、もうちょっと周

知徹底していけばさらに20名を突破していくのかなというように、私は推測いたしますけれども、本当にこれからも子どもたち1人でもこの教育の是正というものをきちっとした形で捉えて、平等に1人でも落ちこぼれがないような、そういう支援策が最も重要なと私は思いますので、その辺も含めて、ぜひとも慎重に丁寧に推進をお願いしたいと思います。

次に、3点目、いじめについてであります。

いじめについては、今までに私は、この6年間で今回で6回目の一般質問になります。というのは、なぜ私がこれだけ何度も何度もいじめの一般質問をするのかと思われるかも知りませんが、私はこの6年間で今回の件、2件を含めると9件のいじめの問題に直接私個人としてかかわってきているからであります。

今回、やはりこれ学校にも内緒でお願いしたいという、そういうお母さんからのそういう電話が入りまして、そして学校に私、教育委員会にも連絡をいたしませんでした。かといって、何とかして解決したいという思いで、今回のいじめの相談というのは、学校名とか個人名は一切伏せてお話ししますが、やはり中学3年生の女子生徒だったんですね。その生徒も、やはり学校に行ったり行かなかったり、そういう日が2週間ぐらい続いていたと伺っております。で、私がもうそういう電話をいただいて、すぐに直感として危険を察するような、そういうふうなお母さんの電話でしたものですから、もう早急に電話を切るなり現場に駆けつけました。そうしますとその女の子は、部屋に閉じこもって全く出てこようとしません。しかし、私が行った以上何とかしなくてはならないという思いで、1時間以上待って、待ち続けました。そして、ドア越しに私も声をかけたりお母さんが話ししている中で、約2時間近くなって、本人がやっとの思いでドアをあけて出てきました。出てきたところ、私が驚嘆したのは、やはり血の気のない真っ青な顔をして、言葉に覇気もなく、無言の状態ではぼつぼつ話をしておりましたけれども、全く覇気がなくて、本当に生きていけるのかなというような、そういう感じに私は印象を受けました。その女の子も、なかなか話をしようとしません。でも私は、何とかしてこの子が悩んでいるものを引き出したいと、そういう思いで、本当にただ無言の状態待ちました。そうしますと、その女の子も、いろいろとぼつんぼつんと話をしまして、学校に行かない理由等も話してくれました。というのは、やはり陰険ないじめを受けていたみたいですね。で、仲間外れに遭ったり、いたづらをされたり、本当にそれはそれは本人にしてみればどれほどつらかったのかなという、私は思いました。第三者から見れば、ささいなことなんじゃないかと思うかも知りませんが、本人にとってみれば本当に大変な状況に受けとめていたように、私は受けとめました。そして、ふとドアのすき間からその子どもさんの机の上を、私はそっとのぞきました。そうしましたら、殴り字でもって、自殺したいような、そういう遺書めいたものが中途半端で書かれておりました。もう少し時間が過ぎたらもしかしたら自殺までしていたんじゃないかなというように、私はその状況を判断いたしました。

そういう中でその女の子と話をし、そして、私がこういう話をしました。どんなにつらくとも苦しくとも自分に負けちゃいけないよと。そして、どんなにつらくとも、自分自身に挑戦し続けることが人としての価値なんだよと、そういう話をしましたら、突然、その女の子は声を大にして泣き伏せました。そして、涙をぼろぼろとこぼしながら、本当に身震いしながら、本当に自分の今までの悩みを泣きながら、泣きじゃくりながら話してくれました。私はその姿を見たときに、

本当にこれは深刻な問題なんだ、問題行動調査でその女の子もなかなか自分の本音の部分は言えなかったと。自分の本音の部分をアンケートなり問題調査の中でできれば全く心配ないんですけども、それを自分が発してしまえば、それは誰が発したのかというのはほかのいじめている子に伝わってしまうと。だからなかなか勇気が出ないんですという話も、私が受けたときに、私は、本当にこのいじめの問題というのは、幾ら条例を制定しても、策や方法で対応しても、いじめ問題というのは解決というのは難しい問題だなというように受けとめました。

私は、その女の子と約束をしました。その約束して、学校へ行くまでには5日ほどかかりました。毎日電話のやりとりをしながら、じゃ5日後に学校に行くと、それは金曜日の日でしたけれども、で、私も心配になって、半信半疑だったもんですから、当日家庭に7時ちょっとぐらい前に訪問しました。案の定、本人も何か学校へ行くのが嫌みたいだと、おふくろさんが言うんですね。私も、何とか行ってもらいたいという思いで話をして、渋々ながら学校に行ったんですね。で、私は、もしかしたら戻ってくるんじゃないかなと思ったんですけども、その日1日学校に行って、授業を受けてきたそうです。その後、その女の子と電話で話ししましたら、もう行くのはつらかったけれども、やはり後押しされて行ってよかったと。で、先生にもいろいろとその終わってから私は話をしたほうがいいよということで、本人は勇気を持って先生にも話をしたという話は聞いていますけれども、先生も一切それは内緒だということで、一切口外しないでくれというような条件だったもんですから、これは教育委員会にも話は行っていないと思うんですけども、一応問題は解決したわけです。

最終的に、教育長も教育部長も、本当にいじめられている子の本当のつらさ、苦しさというのは、本当に命でもって受けとめ、考えたということはあるですか、真剣になって。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

私は、学校現場のほうを38年間通してきたものですから、その中に、やはり登校を渋るような、あるいはその行きたくないというようなことで、不登校ぎみの子に何人かの児童生徒とめぐり合ってきたわけですけども、振り返ってみると、何で気がつかなかったのかなとか、今もそうなんですけれども、教師の仕事の多忙さにかまけるといふか、そういうことで、その子ども一人一人の本当の気持ちのありよう、そういったものを本当にこのつかむということは難しいんだと、そういうことをつくづく感じながらこうやってきたつもりです。だから、とにかく声かけとか、あるいは目にかけ、気かけ、声かけるとよく言いますが、そういうことをやっぱり大事にして、子どもたちとの信頼関係、きずなというものを培っていくような努力を、全職員がそういう姿勢で臨むことが大事なんだろうなということを感じながら来たわけなんですけれども、今もってその命にかかわるといふようなことは、幸か不幸かそういう子どもには出会わなかったということで、ニュースなどを通して、本当に今は大変なこと、命にかかわるといふことは、とにかくその常に言い続ける、こういったことを大事にしてほしいといふようなことを、今、各学校の校長さん方をお願いしているんですけども、1回言ったからとか、月の初めに言ったからとか、そういうことではなくて、毎日言っても言い過ぎではないと、そういう意識を持つことが大事だろうなということを感じております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ありがとうございました。

いじめについて、最後の私の話として、私の体験からお話ししたいと思うんですが、やはりどんな立派な言葉をかけても、心がなければ相手に伝わらないということであります。どんな立派な言葉をかけても、心がなければ、全て世間もそうですけれども、言葉だけじゃなくて、そこには心が込もっていなければ、相手の命には響きません。どんな条例をつくろうと、どんな立派なことを教育しても、本当にその心のない指導というか、心のない励ましというのは、相手の命に響かないんですね。だから、そういうようにやはりかかわってやる人、また励ましをする人、それはやはり心が常になければいけないということですよ。あとは、そういう解決した後も、定期的に励ましてやる。私は、今まで9件ほどいじめ携わってきたけれども、今でも何カ月かに一遍はその本人に電話を入れます。また、本人からも電話来ます。そういうふうなこう交流することによって、その人がさらに私を理解してくれている人がいるんだという、そういう思いがあるんですね。だからそういうことも含めて、きめ細かなそういうふうな思いやりも含めてやはり丁寧に対処していかないと、いじめ問題というのは絶滅できないと思うし、かすみがうら市から1名での犠牲者も出しちゃならんと、そういう思いで私は常におりますので、今後ともよろしくお願いします。

それから、次に、学校現場での防災機能の強化については、これは私は要望として申し上げますけれども、2年前に、学区名は忘れましてなんですが、竜巻によってガラス窓が割れて飛散して、子どもたちが十数名の方が顔を傷つけたり、いろいろな重症になった方もおりました。そういうことで、やはりこの窓ガラス、特に窓辺ですね、窓にこの防災フィルムを張ることによって、例えば竜巻が突然発生して直撃を受けた場合でも、そのガラス窓が、ガラスが飛散しない、そういうフィルムが、これは安価でできますから、こういうものをぜひとも導入していただいて、万が一に対応していただきたいと思うんです。今、部長からも話したように、避難訓練もまた実効性のある訓練としていきたいという答弁もいただきましたので、これはこれで受けとめていきたいと思っておりますので、これは責任を持って対応していただきたいと思うんです。

それから最後に、5点目に、新規就農者の育成と当市の支援策についてお伺いをいたします。

それで、年度途中でありますが、現時点で今年度の新規就農者の状況について、もしもわかればお伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えをいたします。

11月末現在でございますけれども、就農に関します相談件数につきましては、8件がございます。そのうち2名の方が青年等就農計画の認定を受けておりますので、これからは認定の新規就農者といたしまして、青年等就農給付金等を活用し、本市で農業経営に取り組みられるものと期待し

ているところでもございます。先ほど市長からご答弁ありましたとおりで、就農後のフォローアップが大切と考えておりますので、引き続き新規就農者の定着化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

次に、8月に関係機関の職員を構成員とする推進チームを設置し、担い手確保を進めていくとのただいまご答弁をいただきましたけれども、今年度の具体的な事業等がもしありましたらお願いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

今年度の具体的な事業に関しますお尋ねかと思えます。今年度は特に具体的なものはございません。これからというところでございます。

推進チームに関しましては、稲作、果樹農家に対しましてのアンケート調査、こちらを来年度実施する予定にしているところでございます。その準備を現在進めております。推進チームについて、少し構成員を紹介させていただきたいと思えます。構成員に関しましては、先ほども市長から答弁ありましたとおりでございますけれども、茨城県県南農林事務所から経営普及部門経営課、それと地域普及第2課にご協力をいただいております。それとJA土浦、こちらにつきましては営農部の営農企画課、それと霞ヶ浦南支店、こちらの営農生活課、それと千代田支店営農生活課、こちらのご協力をいただいているところでございます。それに加えまして、本市の農業委員会事務局と環境経済部から課長補佐を初めとします3名、こちらで構成して、今後、農業の振興、こちらに当たっていきたいと思っているところでございます。実は1度開催しておりまして、この次、今月中旬、年内には第2回目の会議を開きまして、アンケートの内容、あるいはどのように実施していくのか、その方法などについて話し合いをする予定としているところでございます。来年度、そのアンケートを実施いたしまして、その結果を精査いたしまして、今後の農業の担い手の確保に向けて、具体的な取り組み施策の検討をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、就農相談窓口や就農に関する情報の周知が少し弱いように私は感じておりますが、就農を希望している方にとりまして、情報は非常に大事だと思います。現在の状況と今後の対策についてお伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

現在の状況と今後の対応についてのお尋ねかと思えます。現在、相談窓口開設のご案内を含め

まして、就農に関する情報を市のホームページ、こちらに掲載いたしまして、周知を図っているところでございます。就農を希望される方々に気軽にご相談していただける窓口を設けること、あるいは、多くの情報を得やすいその環境を整えることで、本市で就農を検討していただける、そのような状況をつくるのが重要な第一歩、きっかけであると考えているところでございます。

市といたしましても、新規就農者のさらなる増加を図っていくと、そのために情報発信の強化・充実、あるいは先ほど申しましたように、気軽にご相談いただける体制の整備、こちらをあわせてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは最後に、市長に2回目の質問をお願いいたします。

市長は、若いときから農業に従事し、農業者として本当に頑張っただけでございまして、実績も体験も豊富に持っていらっしゃると思いますので、市長の体験から、次の時代、担い手に一言ありましたらお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、中根議員には、行政各般にわたりまして、提案も含めました質疑をいただきましたことにつきまして、今後ともご協力をお願いしたいと思います。

私の農業者、それからこれから農業をやろうとする者に対する私からのメッセージということでございますので、まず農業につきましては、ご承知のとおり、自然を相手にする、あるいはまた、システム化しにくいという面では大変難しい面もありますけれども、ただその半面、非常に可能性のある仕事だというふうに、私は思っています。1つは、やっぱりまず労働者として汗を流して働くという面、それから技術者として、栽培技術とか、家畜の飼育とか、そういう技術的な技術者の面、それから、経営者という面から、例えば経営的な判断とか採算とか、そういったもの、そういったやっぱり総合職だと思います。それをしっかりと物をつくる、あるいはまた時には6次化みたいな加工をする、マーケットをする、そういったことをしっかりやっていくことが非常に発展につながるものでありますので、そういった気持ちでぜひひとつ、私どもも新規就農者には助言をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

以上で一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

約10分間の休憩といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時11分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

第4回定例会一般質問、通告に従いまして行いたいと思います。

1、新たな広域ごみ処理施設建設問題について伺います。

当市の1人1日当たりのごみ排出量は、平成21年度以降増加傾向を示しております。茨城県内自治体の1人1日ごみ排出量ランキングは、平成26年度実績で44市町村中35位であり、排出量は1,071グラム、全国平均の947グラム及び県平均1,006グラムを上回っています。一方、茨城県内自治体のリサイクル率ランキングについては、同年実績で15位で、21.7%、県平均22.8%には及びません。当市の目標は、平成41年度までに約10%削減、リサイクル率23%を目指すとしていますが、基本理念をごみゼロ作戦をうたっておきながら、余りに低い目標ではないでしょうか。私は、他市の例を紹介し、改善を求めてきましたが、市当局は全て個人任せの、家庭任せの答弁に終始し、行政が主導して全市的に取り組む姿勢が見られません。改めて、当市のごみ減量と資源化について答弁を求めます。

前回私は、「月刊廃棄物」2015年3月号に記載されている記事を紹介しました。環境省は今も、すぐに施設を更新するのではなく、長寿命化のための基幹的設備改良事業により、もう10年長く施設を稼働させることなどについても視野に入れ、市町村においては、すぐに施設を更新するよりも、長寿命化の取り組みをしていただくほうが当然コストを削減できますし、長い目で見れば更新のサイクルが延びるわけですから、予算の平準化につながると記してあります。

茨城美野里組合の焼却炉は現時点で31年目、霞台厚生施設組合の施設は22年目、新治広域事務組合の施設は21年目です。新施設は平成32年度完成を目標としておりますが、茨城美野里の組合の焼却炉は、その時点では35年使用するということになるわけです。したがって、新治広域事務組合の焼却施設は25年目で、10年間も差があります。長寿命化をしてさらに10年延ばす、そうすれば残存価値も延びますし、効率的です。循環型社会形成推進交付金が受けられる、受けられないかを問題にしているわけではありません。広域化先にありきで長寿命化の検証を怠り、同施設を25年でお払い箱にすることは許されません。改めて同施設の検証を求めます。

また、同組合の解散に向けた協議や同施設の解体費用や財産処分など、具体的な内容も方向性も示されておりません。こんな中で総合的な判断はできないのではないのでしょうか。改めて市長の答弁を求めます。

前回の一般質問で私は、廃棄物処理建設事業受注動向、「都市と廃棄物」2016年No.7をもと

に作成した熱回収施設の実勢価格の動向のグラフを示し、ごみ処理建設費がどんどん高くなっている。当初132億円、現時点では1期事業費172億円だとしていますが、敷地周辺の道路整備や造成工事、調整池整備工事、屋外ヤードの撤去工事、外構工事、さらにはストックヤードの整備工事、中間置場の整備工事等々が追加されている。実際はどれだけかかるのかという予算を示すべきだと指摘しました。2期事業費も含めた総予算はどれだけになるのでしょうか、答弁を求めます。

新たな広域ごみ処理施設建設費の財源に、循環型社会形成推進交付金と震災復興特別交付税を使うとしています。今すぐ建てかえなくてもよいごみ処理施設を壊して新たに建設することは、問題です。多くの市民からは、この問題で大きな批判の声が寄せられています。また、この交付税は組合に交付されるのではなく、各構成自治体が国に申請しなければなりません。したがって、保証されているわけではありません。一体この交付税は全ての事業に交付されるのですか、答弁を求めます。

去る11月6日、4市町の有志で立ち上げたごみ焼却施設建設を考える市民連絡会で新たな広域ごみ処理建設計画の現状とごみ焼却炉がもたらす環境への影響などの問題点を知ってもらおうと、報告と学習・講演会を開き、70名の市民が参加しました。

この中で、講師として招いた環境総合研究所の池田こみち氏は、「住民が出てこない。建設計画を決定する前に、住民に説明して理解を得るのが筋。建設を決めてから計画をつくることは全く逆」と述べ、「長期的には人口も減り、高齢化も進むので、将来のごみ量は減るし、資源化をすればもっと減るでしょう。住民に問わないで全て決めていることが問題。事業の必要性、妥当性、正当性の3つの観点から考えると、全てバツです」として、計画の決定プロセスに問題があると指摘しておりました。

事業費がどこまで膨れ上がるかわからない広域ごみ処理建設計画について、市民に問わないで強引に進めることは許されません。住民不在の広域ごみ処理建設計画について、選挙公約と住民投票にかかわって、改めて市長の見解を求めます。

6番目に、プラントメーカー選定（入札方式）における官製談合問題について伺います。

前議会で私は、安倍政権が最大の売り物である経済対策アベノミクス、その中でも機動的な財政政策の名のもとで、大型公共事業のばらまきが始まり、政官業の癒着が復活していると指摘し、市民連絡会が発行したチラシを見た方からは、地元の国会議員も絡んでいるとの声も寄せられたと報告いたしました。

また、霞台厚生施設組合の焼却施設も新治地方広域事務組合の同施設も日立造船が受注しており、霞台厚生施設組合議会の研修視察先である北しりべし広域クリーンセンターの施設も日立造船が設計・施工したものであることを明らかにしました。視察地の選定については意図的なものを感じておりますが、加えて、入札方式も問題だと指摘しました。そこで伺いますが、霞台厚生施設組合が実施しようとしている入札方式はどのようなものか答弁を求めます。

大きな2番目、入札制度の改善について。

過日、かすみがうら市の業者よりとする入札にかかわる情報がファクスで寄せられました。そこには、10月12日入札について、市道8-1349号線、予定（価格）561万円はほかの業者には仕事をさせないとの連絡が入りました。辞退もしくは90%以上でとのことと強要されていると書か

れていました。早速、当市の総務部検査管財課に情報を提供いたしました。しかし、結果的には入札は実施され、情報どおりの業者が落札しました。談合があったか否かは、働きかけを受けた業者の協力がなければ裏づけをとることはできません。問題は、予定価格の事前公表にあると私は考えます。ことしの第1回定例会での一般質問でも指摘しましたが、入札談合防止策として、事後公表に転換する考えはありませんか。答弁を求めます。

最低制限価格設定の問題点について伺います。

入札問題に詳しい専門家からは、国が設定している調査基準価格と地方自治体を用いる最低制限価格を同率で設定している市のやり方は、まことに不合理です。前者は、それを下回ったからといって自動的に失格するわけではなく、調査対象になるという基準に過ぎません。実際にも調査対象となった低価格入札業者が調査の結果失格となった例はほとんどないと思います。これに対して最低制限価格は、それを1円でも下回ったら入札が自動的に無効となる制度です。国の発注工事に当たっては、このような自動失格制は採用されておりません。地方自治法においても、最低制限価格の制定が許されるのは、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」場合に限られていますと指摘しておりますが、最低制限価格の設定、あり方について見直すべきだと考えますが、答弁を求めます。

大きな3番、市立さくら保育園の閉所問題について伺います。

さくら保育所の廃止については、坪井市長は、一昨年の市長選で「保護者の合意のもとに廃止時期を決定することをお約束します」と公約しましたが、市長は、2月5日の保護者説明会で突然政治的な判断と称して、保護者の同意もなく一方的にさくら保育所を平成30年3月末で閉所すると通告しました。保護者会、いわゆる父母の会が臨時総会まで開き、さくら保育所の維持・継続を求める請願署名に取り組まざるを得なかったところまで追い込まれました。私は、今でも市長の公約違反だと考えております。問題なのは、平成25年11月に出された父母の会の要望書を逆手にとって、継続期間5年以上を口実にして、逆算方式で閉所時期を決めていることでもあります。これでは、5年後閉所、先にありきだったのではないですか。保護者が十分に納得いく話し合いを打ち切ったのはなぜですか、答弁を求めます。

問い2、自治体における公的責任について。

保育所が減っている大きな原因は、国が保育の補助金を一般財源化の名でなくしてしまったことにあります。公立保育所が10年間で約2,500カ所も減少しています。これだけ待機児童問題が深刻になっているときに、国や自治体が先頭に立たなくてどうするのかと私は言いたいと思います。児童福祉法第24条では、公立保育所を否定しているわけではありません。財政的に厳しいと言いますが、運営費は基準財政需要額に算定されております。公立保育所だからこそ良好な保育環境を保つことができると考えます。自治体が公立保育所建設を進められるように、国の責任を果たすことを求める、要請することも必要ではないでしょうか。

その次、2番目に、さくら保育所を借地とした経過については、市長は、「当時は地価が高騰し、買い上げが困難な時期と推察され、政策的なものかどうかは判断は難しい」と答弁しましたが、それではなぜ現有地での建てかえをしなかったのでしょうか。

3つ目に、保育士の労働条件は厳しいものがありますが、正規の公務員であれば十分に採用可能ではないでしょうか。

また、さくら保育所の残存価値は今現在どれだけあるのでしょうか。

以上、4点について答弁を求めます。

3番目に、問い3に、保育待機児童を出さない対策について伺います。

市長がさくら保育所の平成30年3月末の閉所を打ち出し、保護者の不安を広げています。市長は、待機児童が出ないように対応すると強弁していますが、保護者が納得いく具体策とその後の進捗状況について答弁を求めます。

大きな4、国民健康保険について伺います。

平成27年度、一般会計からの国民健康保険会計への繰入額は4億8549万4000円、平成26年度の5億3973万3000円と比べて大幅に減っています。平成27年度予算の歳入では、支払い準備基金からの繰入金1億5000万円を投入しておりますが、平成27年度決算では基金は使わず、逆に1億5000万円を積み立てて、2年間で約3億円になっています。今年度も支払準備金からの繰入金1億5000万円を予算化していますが、一般会計繰入額は3億4704万円と極端に減っています。繰入金を減らさなければ国保税の引き下げができたことは明らかです。

均等割で子どもから保険税を取っているのは、国保しかありません。子育て支援の観点からも、均等割の軽減は必要です。現行の均等割額3万円から改定前の2万5200円、差し引き額は4,800円です。これに被保険者数1万2310人を掛けると約6000万円となります。平成28年度の一般会計繰入額は、前年度比で1億3845万4000円減であります。1人当たり1万円に相当する額ですから、均等割の引き下げは十分可能であります。答弁を求めます。

国保における医療費の減免制度の周知徹底について伺います。

国保は、国民皆保険制度の最後のとりでです。加入者は誰でも1割から3割の窓口負担を支払えば、必要な医療を受けられるという仕組みですが、実際には、保険税が払えないために正規の保険証を持っていない人や保険に入っている、窓口負担が払えず受診をしていない人が少なくありません。国保における医療費の減免制度について、改めて答弁を求めます。

大きな5番目、総合的な子育て支援について伺います。

まず第1に、学校給食の無料化、補助も含まますについて、改めて伺います。

給食費など義務教育でかかる費用を自治体が負担する動きが広がっています。父母負担の軽減及び子育て支援の観点で、当市においても学校給食の無料化に踏み込むべきではないでしょうか。改めて答弁を求めます。

2つ目に、就学援助制度の活用充実と前倒し支給について、改めて伺います。

日本共産党の田村智子議員は、5月24日、参院文教科学委員会で、就学援助金を実態に見合った額に引き上げるように求めました。国の就学援助の単価表では、新入学用品として、小学校入学は2万470円、中学校入学は2万3550円となっています。田村氏は、新日本婦人の会のアンケート調査では、入学準備費用は小学校で平均5万4540円、中学校で平均7万8492円と、国の就学援助単価を大きく上回っていると指摘し、義務教育は無償というにふさわしい抜本的な見直しが必要だと迫りました。当時の馳文科相は、「十分に財政当局とも議論する必要がある」と答えました。

田村氏はまた、入学準備金の立てかえをしなくても済むように、就学援助を入学前の2月から3月に支給するよう要求。文科省の小松初等中等教育局長は、児童生徒が援助を必要とする時期

に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知しているが、市町村に引き続き働きかけをしていくと述べました。

当市の就学援助制度の活用は、国や県の平均値と比較して、極めて低い状況です。その原因は何だと思えますか。おのおのの小・中学校の活用状況と前倒し支給について、改めて答弁を求めます。

大きな項目6番目、上水道事業について伺います。

県との水の実施協定の見直しについての要請について、その後の取り組み経過を伺います。

前回の一般質問で、当市の水道事業計画に沿った数値で、県との水の実施協定の変更を要請すべきだとただしたところ、市長は、「県中央広域水道用水供給事業から受水を受けている関係市町村と連携を図りながら対応をしていきたい」と答えました。その後の取り組み経過について、答弁を求めます。

2つ目、県水の受水量の増加で水道料金はどうなるのか、担当部長にお伺いをいたします。八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業が完成すれば、本来の契約となっている実施協定に基づく県水を受水することになります。結果的には、安価である地下水を放棄することになり、水道料金の引き上げは避けられません。県水の受水量の増加で、水道料金はどうなるのですか、改めて答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目1番、ごみ減量と資源化の取り組みについては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の2番、現有施設の延命化と新治地方広域事務組合についてお答えをいたします。

新治地方広域事務組合環境クリーンセンターは、平成7年の建設から20年以上が経過をし、稼働年数を考慮すると次期施設建設に着手すべき時期に来ていると思われるとの総合所見がございます。

構成市である石岡市や土浦市は、先行して広域化や長寿命化を検討するなど、独自の歩みを進めてきております。そのような状況のもと、本市におきましては、国の循環型社会形成推進交付金、震災復興特別交付税の活用が見込まれるごみ処理の広域化によりまして、建設に伴う市の財政負担の軽減、その後の維持管理費の軽減等が図られ、市民サービスの向上につながるものと考えているところであります。

平成32年度以降の新治地方広域事務組合の今後のあり方につきましては、構成市であります土浦市の長寿命化の取り組み、石岡市の新たな枠組みでの広域化に向けての取り組みの進捗状況等を勘案しまして協議を行い、ご報告してまいりたいというように考えております。

次に3番、新たなごみ焼却施設建設費等について、4番、震災復興特別交付税の利用のあり方と可能性等については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の5番、住民投票についてお答えをいたします。

ごみ処理施設につきましては、施設の建設費やランニングコストがかさむことから、私は、以前から市単独事業とすることは考えておりませんでした。関係市町との協働によりまして、広域によるごみ処理を進めてまいりたいというように考えております。

また、広域ごみ処理場建設につきましては、現代の市民生活におきまして欠かすことのできないライフラインの一つと考えますことから、新治地方広域事務組合と同様に、一部事務組合による広域事務が欠かせないものと思っておりますので、住民投票については、昨年6月の議会にもお答えしましたが、現時点においても考えてはございません。

新霞台厚生施設組合施設の進捗、ごみの減量化や資源化など組合と構成市町がともに情報を共有し、引き続きまして地域住民への周知、お知らせをしておりますので、今後の多岐にわたるごみ処理行政につきましても、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に6番、プラントメーカー選定における官製談合問題についてお答えをいたします。

広域ごみ焼却施設建設工事の入札・契約をめぐるまは、プラントメーカー選定による談合問題が着目されており、さまざまな課題が指摘されていることを踏まえまして、環境省では、平成18年7月に廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きを策定いたしております。

新ごみ処理施設建設に当たりまして、霞台厚生施設組合において適正な執行が行われているというふうに考えております。

また、霞台厚生施設組合が行いました見積もり徴収につきましても、この手引きを勘案し、特定のメーカーに偏ることなく、幅広く提案を求める意味でも、焼却方式につきましては、ストーカやガス溶融化に絞らず、参加要件を満たせばどなたでも見積もり提案可能とした募集が行われているというふうに考えております。

そのようなことから、官が民に対して便宜を図るなどの談合はないものというふうに考えております。ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に2点目、入札制度の改善については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目1番、平成30年3月末閉所ありきの問題についてお答えをいたします。

佐藤議員からは、これまでも同様の質問をいただいておりますが、さくら保育所の閉所を平成30年3月末日とさせていただくに当たりましては、5年を超える期間も含めた比較検討を行いまして、保護者の方々に説明させていただいた経緯がございます。その上で総合的な判断をしたものでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番の1、自治体における保育の公的責任についてお答えをいたします。

核家族化の進行や女性の就労拡大等の社会的な背景の変化に沿いまして、待機児童問題が社会問題としてなっているところではありますが、これらに対しまして、国を挙げましてその解決に向けました取り組みが行われている状況です。

ご指摘の全国的な公立保育所の減少に対しまして、その確保のための国への働きかけにつきましては、平成16年当時の国の改革方針に起因すると考えておりますが、現在においても、保育ニーズに対しまして、官民を挙げて取り組んでいる状況であります。

本市におきましても、今後とも国の方針に沿った対応をする考えでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番の2、借地とした経緯についてお答えをいたします。

さくら保育所の所在地を借地とした経過につきましては、これまでも保存書類等を確認するなどの調査をした経過がございますが、明確な理由は不明でございます。ご理解をお願いいたします。

2番の3、保育士の労働条件についてお答えいたします。

正規の公務員として保育士を確保してはどうかとのご指摘でございますが、本市といたしましては、行財政改革を進める中で、保育所の民営化を推進しております。そのため、公立保育所の保育士につきましても、新規の採用を見送っている状況でございます。

現在、国の対策として、保育所の処遇改善、ICTの推進などによりまして、業務負担の軽減、保育補助者の雇い上げなどの支援が講じられているところでございます。市におきましても、これらの対策が有効的に活用されますよう支援をすることで、保育士の労働条件の改善を図ってまいりたいというように考えております。

次の2番の4、同施設の残存価値については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の3番、待機児童を出さない対策についてお答えをいたします。

さくら保育所の閉所に当たりましては、何かとご心配をおかけしているところでございますが、待機児童を発生させないことを最優先に進めているところでございます。

平成30年3月末日の閉所予定時には、その受け皿となります定員枠の確保が必要でありますことから、市内の市街地近郊の5つの民間事業者に対しまして要請をしたところでございますが、現時点で2事業者からは施設増大の意向を、2事業者からは現施設規模の範囲内での定員枠拡大の意向をいただき、ほかの1事業者からは、引き続きまして検討中という状況でございます。

次に4点目、国民健康保険については市民部長から、5点目、総合的な子育て支援については教育部長から、6点目、上下水道事業については上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

1点目、新たな広域ごみ処理施設建設問題についての1番、当市のごみ減量と資源化の取り組みについてお答えをいたします。

ごみの減量化対策と資源化につきましては、平成27年3月に策定いたしましたかすみがうら市一般廃棄物基本計画の目標値及び方針に基づくものでございます。

今年度のこれまでのごみの減量化の取り組みといたしましては、これまでご報告したものに加えまして、市内業者に対しまして、事業系ごみの減量とリサイクルの手引きを作成し、配布を行ったところでございます。

平成27年度の新治クリーンセンターにおける本市分の一般廃棄物処理実績につきましては、年間ごみ総排出量は、予測値1万6225トンよりも621トン多い1万6846.1トンとなっております。そのうち家庭系ごみは1億1687.95トン、全体の69.38%、事業系ごみは5,158.15トン、全体の30.62%となっております。

また、1人1日当たりのごみ排出量は、予測値1,025グラムより52グラム多い1,076.7グラム、さらには、1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、予測値716グラムより約31グラム多い747.02グラムとなっております。

まだ2年間ではございますが、実績値の年間ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量、同じく家庭ごみ排出量は、ともに増加傾向となっております。

なお、本市の平成27年度における資源化率につきましては、予測値20.9%に対しまして0.3%少ない20.6%となっております。

ごみの減量化は、まさに市民の皆様との協働なくして実現できないものと考えているところでございます。

続きまして3番、新たな広域ごみ焼却施設建設本体及び関連施設整備事業費について、総予算を問うについてお答えをいたします。

霞台厚生施設組合におきましても、2期工事を含めた総事業費につきましては、まだ定まっていないと伺っております。

新たな広域ごみ焼却施設建設本体及び関連施設整備事業費の総予算につきましては、今後、霞台厚生施設組合より報告されるものと考えております。

また、総事業費を172億円との試算が示されているところでありますが、実勢価格はオリンピックの影響等により上昇傾向にあると聞いておりますので、本市の将来にわたる実質負担額に影響を及ぼすことが懸念されているところでございます。

しかしながら、霞台厚生施設組合からは、ごみ処理広域化により3つのごみ処理施設を1つに集約することにより、事業費の高騰等や白雲荘解体、代替施設建設、周辺道路整備、ごみ処理施設の解体等追加費用が生じましても、国からの財源措置、4市町共同によるスケールメリットによる縮減効果が示されておりますことから、長期的に見て将来にわたる本市財政負担は軽減されるものと考えております。

4番、新たな広域ごみ処理施設建設への震災復興特別交付税の利用のあり方と可能性について問う、震災復興特別交付税はどこまで担保されるのかについてお答えをいたします。

震災復興特別交付税につきましては、被災地の復旧、復興を支援するために、循環型社会形成推進交付金を活用して実施する事業に対して、事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担の95%を措置されているものでございます。

災害4市町で約3万6000トンの災害廃棄物を処理した実績がございますので、将来に向けた災害時における基盤強化を踏まえ、申請権限があるものと考えているところでございます。

新ごみ処理施設整備費総事業費約172億円における交付金の対象事業としましては、一般廃棄物処理基本計画策定費用、測量調査を初めとする各種調査費用、焼却施設であるエネルギー回収型廃棄物処理施設建設費、マテリアルリサイクル推進施設建設費及び設計・施工監理に係る事務費とされているところでございます。なお、組合からはこれら以外の周辺道路整備等につきましては、今のところでは対象外であると聞いております。

震災復興特別税は国においてその年度ごとに予算化されるものと考えておりますが、国の予算が限られ、市町公共団体の財政状況も厳しい状況にありますので、国に対しまして構成市町が一体となって継続して要望していかなければならないと思っております。

人口減少、少子高齢化を踏まえますと、財政状況が厳しさを増していくと危惧されておりますので、国の財源性を有効活用し、市民の税負担を軽減する意味でも有効活用すべくものと考えているところでございます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

申しわけありません。先ほど読み上げました1点目の1番の年間ごみ総排出量は、予測値1万6225トンでございます。申しわけありませんでした。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時52分

再 開 午前11時52分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

先ほど私のところで、1点目につきまして、家庭系ごみは1億1687.95トンと申し上げましたが、1万1687.95トンの間違いでありました。申しわけございませんでした。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

2点目1番、予定価格の事後公表についての質問にお答えをいたします。

本件につきましては、予定価格を事前公表している多くの市町村同様、予知価格の事前漏洩等の不正防止のため実施しているところでありまして、本年第1回定例会でも佐藤議員からのご質問に市長がお答えしておりますように、落札率は近隣市町村と比較しても低い傾向にありますので、十分に競争が働いているものと判断ができることから、現在の方法を変える必要はないと考えております。

ちなみに、県内市町村の予定価格の公表に関する取り扱い状況を見ましても、事前公表を行っているところが本市を含め35市町村、事後公表が4市町、事前公表と事後公表を併用しているのが5市町というような状況でございます。

次いで、2点目の最低制限価格設定についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘のように、ダンピング受注防止対策としては、低入札価格調査制度と最低制限価格制度がございます。

低入札調査価格制度につきましては、あらかじめ設定されました調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査をした上で落札者を決定するという制度でございます。

適正な履行が可能か否かの調査につきましては、資材や労務の調達、建設機械の保有状況、手

持ち工事状況や技術者の配置などから判断するとされておりますが、公平にその調査が行えるかどうかということや調査に時間がかかり、事務が煩雑になるなどの課題がございます。

また、最低制限価格制度は、あらかじめ設定された最低制限価格を下回る入札は無効とする制度でございます。数値的に取り扱う方法でございますから、公平性は確保をされます。

本市では、工事及び建築関係建設コンサルタント業務の入札案件におきましては、ダンピング受注の防止を図るため、国の中央公共工事契約協議会の設定方法を準用し、最低制限価格制度を導入して行っているところでございます。

ちなみに、平成27年3月31日時点の全国の1,721市区町村の制度導入状況を見ますと、低入札調査制度と最低制限価格制度の両制度を併用しているところが484市区町村、これは全体の28.1%に当たります。低入札価格調査制度のみ導入しているところが134市区町村、こちらは全体の7.8%となります。最低制限価格制度のみ導入しているところが922市区町村、これが全体の53.6%に当たります。いずれも導入していない市区町村が181市区町村、こちらも全体の10.5%でございますが、大半が最低制限価格制度のみで行っている状況でございます。

両制度ともメリット・デメリットがございますので、他市の状況にも注視をしながら、適宜制度の検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員ご質問の3点目2番の4つ目としまして、同施設の残存価値についてお答えをいたします。

さくら保育所の施設としては、保育棟と車庫兼倉庫の2棟がございます。保育棟につきましては、平成4年度に建設され23年が経過し、車庫兼倉庫は平成5年に建設され22年が経過してございます。ご質問の施設の残存価値につきましては、昨年度末の時点で保育棟が2億418万1432円、車庫兼倉庫が1971万6688円となります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 根本一良君。

[市民部長 根本一良君登壇]

○市民部長（根本一良君）

それでは、4点目1番、国保への国の支援金の活用による均等割額の引き下げについて問うと
のご質問にお答えいたします。

国の支援金を活用しての保険税の均等割額引き下げということではありますが、前回定例会でお
答えしているとおり、平成26年度と平成27年度の保険基盤安定繰入金金の比較により、国・県分合
計で約4000万円の増額であり、被保険者1人当たり約3,200円の影響額と試算しております。し
かしながら、平成26年度の1人当たりの療養諸費用額は30万9149円で県内6番目に高く、1人
当たりの保険給付費は伸びており、一般会計から赤字分を繰り入れている状況に変わりはありません。
現段階で保険税の均等割額等の引き下げを行うことは難しい状況にあると考えております。

また、繰入金を減らさなければ、国保税の引き下げができたことは明らかですとのことござ
いしますが、平成26年度、平成27年度の2年続けての精算による一般会計への国保特会からの繰戻
金について、約1億5000万円ずつ繰り戻しをせずに約3億円基金へ積み立てさせていただきました。
元々戻してからもらっていた金額を基金に積み立て、予算化しているだけです。決して
一般会計からの繰入金が少ないわけではありませんので、ご理解をお願いいたします。

そして今後は、平成30年度からの国保の都道府県化による事業納付金の試算がなされますので、
必要な保険税収入を考え、保険税の引き上げまたは恒久的な引き下げができるかどうかも含め、
検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、4点目2番、国保における医療費の減免制度の周知徹底について問うにお答えいたしま
す。

当市における一部負担金の減免を受けられる際の要件といたしましては、1つ目として、震災、
風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、身体障害者となり、または資産に甚大
な損害を受けたとき。2番目といたしまして、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不
漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。3番目といたしまして、事業
または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。4番目といたしましては、その
他さきの3項目に類する事由があったときとしており、これらの災害等によって受けた損害の割
合や基準生活費と比較しての収入の状況などにより、全額免除、一部減免、徴収猶予するなどの
制度になっております。

これらの制度の案内については、市ホームページに掲載してありますので、今後も制度の理解
が図られるよう努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

5点目1番、学校給食の無料化についてのご質問にお答えをいたします。

学校給食費の無料化等につきましては、これまでの答弁と同様で恐縮でございますが、子育て支援の有効な手段の一つであると認識をいたしておるところではありますが、財源の確保が困難な状況であるということなどから、現時点においては実施する時期ではないというふうに、こう考えてございます。しかしながら、子育て支援の観点から、国・県の制度や他の自治体の動向を注視していきたいというように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、5点目2番、就学援助制度の活用について、拡充と前倒し支給策とのご質問にお答えをいたします。

前回は議員からは、就学援助制度についてのご質問をいただいておりますが、子どもたちが安心して就学できるよう、対象となる保護者の皆様にこの制度を活用していただきたく、ホームページへの掲載、児童生徒の全家庭へのチラシの配布、新入生の保護者説明会などにおいて概要を説明するなどして、制度の周知に努めているところでございます。今後も、よりわかりやすい制度の周知に努め、利用の促進を図っていきたくと考えております。さらに当市では、就学援助制度を新規で申請する際に、民生委員の所見が必要としておりましたが、民生委員の所見を不要としている自治体も一部あることなどから、今月から所得の状況がわからないなどの場合のみ所見をいただくことにいたしました。

また、前倒し支給策についてですが、要保護児童生徒援助費、こちらにつきましては、国の通知にありますように、入学前に随時支給を行っております。一方、準要保護児童生徒援助費、こちらにつきましては、入学後の認定手続となりますことから、入学後の支給となっておりますが、全国的には、新入学児童への入学準備金貸付制度、入学準備金の入学前支給を実施している自治体もございますので、引き続き近隣自治体などの動向を注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 堀口家明君。

[上下水道部長 堀口家明君登壇]

○上下水道部長（堀口家明君）

6点目1番、県水との実施協定の見直し要請について、その後の取り組み経過のご質問にお答えいたします。

茨城県中央広域水道用水供給事業から供給を受けております関係11市町村で構成しております茨城県中央広域水道建設促進協議会におきまして、県計画に関する連絡調整や関係機関に対する要望等を行う事業を行っております。

実施協定の見直し要請につきましては、協議会として、現時点では見直し要請ではなく、料金の値下げを要請している状況となっております。

本市といたしましても、実施協定の見直しにつきましては重要な案件であることから、協議会と連携を図りながら慎重に対応をしまいたいと考えております。

続きまして、6点目2番、県水の受水量の増加で水道原価はどれだけ上がるのかのご質問にお答えいたします。

本市の地下水の採取の許可は、平成31年7月31日までとされていること及び、以前から許可の

更新がなされていることで、現時点で県水の受水量の増加は想定しておりませんが、全量を県からの供給とした場合、平成27年度決算をもとに試算しますと、約2億8500万円、受水費が増加いたします。

給水原価につきましては、平成27年度が1立方メートル当たり約229円、全量を県水とした場合は、1立方メートル当たり約289円となります。したがって60円の増となり、率で申しますと26%の増となります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、再質問させていただきます。

ランキングという話をいたしました。これが1人1日当たりの排出量のランキング。それからこちらがリサイクル率のランキングであります。いずれにしても、報告によりますと、1人1日当たりの排出量がまたふえたと。22年度からのやつを見ても、ふえている。そして、またふえていると。全然減量化になっていない。で、リサイクル率も資源化率も下がっている。本当に真剣になって取り組む気はあるのかというふうに言いたいんですよ。土浦の例を何回か言いましたよね。前回も私は、生ごみについて特別特化して話をしました。特に生ごみというのは、もう九十何%ぐらいが焼却処分されているんですね。これはまず飼料化する、堆肥化する。で、いよいよになったらメタンガスにするというふうにして、資源に還元していくという、こういう仕組みをやはり行政が指導していかなきゃいけないというふうに思うんですよね。これについて、部長いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

先ほどもお答えいたしましたように、ふえる傾向がございます。どうにかしなければならぬと思っておりますのでございます。この前、新治広域のほうでゴミのゴミ質の調査が行われたと聞いておりますので、まずどのようなゴミが集まってくるのか、そのあたりを一度分析いたしまして、これからのリサイクル率向上に向けていきたいと考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

土浦の例を言ったというでしょう。生ごみを別にして、プラスチックも別にして、半年で25%減ったんですよ、可燃ごみが。そういう行政の取り組みは、かなり土浦は一生懸命なんです。これはゴミの質もありますが、職員の質もあるんじゃないですか、失礼ですが。やはりそういう問題があると思うんですね。真剣になって取り組む、行政が。これがあると思うんですね。今のごみの質もありましたね。例えば紙が約4割ぐらいで回収している、資源化しているのは、ほとんどが段ボール、新聞、雑誌なんですね。ところが、紙の資源でも、紙パックだとか、その他のゴミの封筒とか、小さいサイズの紙、オフィス紙ですね、これなんかも全部資源なんです。な

るべく燃やさないと、こういうこともやっていく取り組みも必要なんです。だから、具体的にそういうことをやっていかなければならないというふうに思うんですね。あとは、紙類だけじゃなくて、いわゆる木とか竹とか、いろんなわらとか、そういうものについても、かなり有機物が3割強あるんですね。こういうのも、本来ならば資源化できるんですね。こういうことも考えていくと思うんですね。必要だと思います。やっぱりこういうのを分別することによって、大幅に焼却炉の負担を減らして資源化、いわゆるリデュース、リサイクル、これが可能だと思うんですね。何かもう大規模な大型焼却炉を整備する前にやるべきことがあるというふうに思うんですよ。市長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまのご提案いただきました土浦で生ごみの分別収集をして、委託をしてリサイクルといえますか、そういったことをやっているのは存じております。ただ、回収と、それから委託費に大変な費用負担をしていることも事実でありまして、その辺の費用対効果の問題、それから基本的には、再利用でありますけれども、本当の減量化じゃなくて、別に収集して集めて委託をしているということでもありますから、本来の減量であるかどうかというのは、私も、その辺は課題が残っているのではないかなというふうに思っております。ただ、市としましても3Rの推進は大変大切でありますから、いろんな角度から協議をしながら進んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

費用対効果を考えていらっしゃるみたいなことを言いますが、今、地球環境の問題があるんですよ。例えば、プラスチックを燃やしてしまえば、有害な物質が出る。空に放出するわけです、有害物質を。これはダイオキシン問題だけじゃないんですよ。これは、ごみを焼却すれば結果的に、前にも言いましたが、質量保存の法則ですからね、同じなんです。有害な物質がどんどん出ちゃう。特にプラスチックなんかを燃やしちゃうと、これは重金属も入っていますから、ますます大変な状況になると。環境汚染になっちゃうわけですよ。こういうことを考えないで費用対効果を言っていたら、本当に地球環境をどうするかということになりますよ。

いずれにしても、今、プラスチックも問題なんです。新治広域事務組合でも私質問しましたが、プラスチックを資源化している率は上がっていると思いますか、下がっていると思いますか。御存じですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

手元にちょっと資料がございませんが、たしか横ばい、幾らか下がったような記憶がございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

プラスチックが21.3%から19.68%に下がっちゃったんですよ。これも下がっているでしょう。話にならないでしょう。どうですか。そうやって燃やせ燃やせと言って、大型焼却炉だ、大型焼却炉だ。これでは、このかすみがうらのやっぱりその本来のあり方が問われていると思いますよ。質問してまともな答えが来ないんで、答弁は結構でございます。

やはり、交付金を後にするとかね、それから震災復興特別交付税とかね、税金を当てにするとかという、こういうことについては、やっぱり問題なんですよ。実際にはコストはかかっちゃうわけですよ。このコストというのは物すごいんですよ。税金で負担すればコストが安くなるわけじゃないですよ、コストはかかっていますでしょう、コストは。どうですか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

コストは、いずれにしましても、政策を進める上ではかかるものだというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

何か今の施設をきちっと使えば、長持ちさせればいいという話をしているんですよ。新たに大きな投資をする、これが問題なんですよ。ランニングコストだって、比較しようがないじゃないですか。

中身は後でまたいろいろ言いますが、それから、これは対象エリアの人口の将来見通しの人口なんですよ。きのう、宮嶋 謙議員が限界集落の話をしていますが、こういう意味ではあと30年後、2040年では高齢者の65歳以上が38.2%になっちゃうんですね。で、人口は何と24%減るんですよ。これ、国立社会人口問題研究所がつくったやつをこの前の廃棄物処理の報告の中にあつたものを引用させてもらったんですが、そこでちょっと聞きたいんですが、当初の計画は、平成22年度の実績で5万9000トンだったんですよ、年間ね。4市合わせてね、4市町合わせて。今度は、基本構想では5万88トンなんですよ。これ、単純に計算して15%減なんですけど、将来ですよ、これは24%も30年後には減るんですよ、人口が。ごみも減るでしょう。高齢化すればもっと減るでしょう。で、資源化、またはごみの減量化、進めばもっと減るでしょう。それなのに、今からつくろうとしてでは、1日当たりの215トンの施設をつくろうというんですよ。明らかに過大なんじゃないですか。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ただいまお聞きしている限りでは、人口のほうが増減傾向にあるということかと思えます。ごみの将来予測に関しましては、人口予測とは別な手法でされているものと考えておりますので、必ずしも連動はしないと思っておりますのでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

連動するでしょう、人口に。人口が減れば、減って、それに合わせて減少させようと言っているわけでしょう。当市の総合計画だって、最初はもう平成28年度は4万6000人だったんですよ。今は幾らですか。4万3000切っちゃったでしょう。で、また同じようにあとの10年後、1,000人減らないようにするんだというふうに言っているじゃないですか。現実はどうじゃないんですよ。やはりそこがポイントなんですね、何でこんなにやるのか。そしたら、災害ごみを受け入れましょうと言っているんですよ。15%アップする。これで災害ごみが入っているんですよ。いつ災害があるかわかんないけれども、15%もアップしているんですよ。これじゃ私たちだってあつぷあつぷですよ、税金だって。こういうふうな構想そのものが間違っているというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ごみ処理を行っていく上では、この前の東日本大震災もそうでございますけれども、やはり災害に備えるというものは必要だと思っております。そのことで災害の部分が施設の災害強化として計上されていると考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それも国の誘導策なんですよ。環境省がね。15%ですよ。いつ来るかわかんないけれども。だったら3つ施設があったほうが分散処理できるんですよ。そこで聞きますが、3万6000トンだけ、3.6万トンだよ。3.6万トンも災害ごみを引き受けたというんだけれども、これは随分金額が多いんですが、これについてはどうですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

先ほどの、今言われました災害廃棄物でございますが、私の確認したところでは、震災におきまして、管内で発生しました災害廃棄物を処理したその数値の合計が4市1町で3万6000トンということを知っているものでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということは、他県から受け入れしたわけじゃないんですよ。2011年にあの震災があって、かなりいろんな家屋が壊れたとか、そういう問題で、それを処理したということだけでしょう。だから被災地だということだけですよ。それはいいですよ。でも、他県から受け入れしているわけじゃないんですよ。そういうところに震災復興特別交付税というこれを何とかもらおうとい

うふうにしているのは、これは場違いだというふうに思うんですが。いずれにしても、震災復興特別交付税というのは申請しなきゃいけないんですね。循環型社会形成交付金は組合に来るけれども、震災復興特別交付税というのは申請した上で、それが毎年毎年点検されて来るわけでしょう。でもそれが満額来るかどうかというのは、保証の限りじゃないでしょう。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ただいまの特別交付税に関しましては、国からの財源措置として入ってくるものでございます。私といたしましては、広域ごみ処理施設をつくるために震台厚生施設組合と連携を図りながら、事業費の積み上げを行っている、そういう部署でございますので、ただ、交付税に関しましては、国の予算の中からということでございますので、100%担保されているものとはなかなか言えないと思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この前、神立駅前の周辺整備の事業で2年おくれると言いましたよね、土木部長がね。私そのとき質問したのは、実際には予定はしたけれども、実際に来たのは国からの。6割から7割には達していないと。だからもっとあと2年送るけれども、それも7割ぐらいで行こうじゃないかというふうに言ったと思うんですね。どうですか、土木部長。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご指摘のとおりご答弁は申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味では、震災復興特別交付税も、満額ということは当てにならないですよ。私がちょっと調べましたら、7億9436万円、これは特別交付税として当市に来ているんですね。これは随分7億だから多いなと思ったんですが、これは千代田庁舎の補修に大きなお金を使っているんですね。こういう使い方はいいですよ。壊れていないんですよ。新治広域事務組合の環境クリーンセンター。壊れていないのに、何で震災復興特別交付税で措置するんですか。とんでもないという声がこれはあるというのは当たり前だと思いますよね。

いずれにしても、時間がないので次に移りたいと思います。

なかなか時間がないので、ちょっと談合の問題でまず指摘したいと思うんですね。私が質問したのは、震台厚生施設組合が今後2月にやろうとしている入札方式というのは何ですかと聞いたんですよ。何ですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私が伺っている話は、それぞれの建設業者からプロポーザル的な入った提案をいただいて、選んでいくような方式だというように伺っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

総合評価方式なんです。今言ったプロポーザルという。これはこの前も言いましたが、ひたちなか・東海、これもそうなんです。それから水戸ですね、水戸もそのやり方をとっているんです。これはトリックがあるんですね、官製談合に近いという。これが私は前、前議会でも報告したでしょう。談合に詳しいその市民オンブズマンの大川隆司弁護士さんが、国が談合防止策として総合評価方式に転換したと。ところが、この総合評価方式には技術力を評価、選別するための具体的な基準が公表されていない不透明な制度だと。業者は何が選考の基準になるか役所から聞き出そうとして、官製談合の温床となり兼ねないと。また、入札価格が総体的に高い業者を技術力を着目したということで、総合評価で契約相手を選ぶ価格つり上げの手法でもあるというふうに指摘しているんですよ。こういう問題があるということなんです。

実を言うと、ごみ問題については、かなり談合問題でクローズアップされたということです。実際には1998年の9月に公正取引委員会が日立造船、三菱重工業、日本鋼管、今はJFEエンジニアリングですかね。タクマ、川崎重工業、5社を初めとした16社を独禁法違反で立入調査をした。結果的に、これが談合というふうに認定されて、課徴金を課せられたわけです。ところが自治体はこれに対して、きっちりとした賠償請求をしなかったんですよ。だから市民オンブズマンが先頭になって訴訟を起こして、損害賠償で多額のお金を戻したという実績があるんですよ。こういうときに一番問題なのが、その談合の背景にプラントメーカーの天下りがあったということがわかったんですよ。前にもお示ししましたね。これは「赤旗」の記事なんです。ごみ処理施設の官製談合癒着ということで、大手メーカーに天下りがされていたと。これ調べますと、1986年度から1999年度の間にはプラントメーカーに天下った東京都の幹部は、2008年時点で10社に11人。いずれも元工場長や元部長で技術顧問という肩書きを持っていた。この前、去年でしたかね、全国都市清掃会議の方が講演に来ましたね。あの方も天下りということになっちゃうんじゃないですかね。

そういうことで、ここでまた問題なのが、DBO方式なんです。Dというのはデザインですね。Bというのはビルド、Oというのはオペレーションなんです。これが談合ができなくなると落札価格は予定価格を大幅に下回るようになった。しかし業界や自治体に大きな変化があらわれた。ある廃棄物処理会社の会長は、プラントメーカーは本体の工事で余りもうからなくなったので、管理運営も一緒にもうけていると。20年の運営で建設費の2倍もうけよう、これが合言葉だということです。ですから、至るところだんだん15年だ、20年だと長期契約しちゃうでしょう。まるっきり民間に丸投げなんです。だから、ごみが減ったって減らなくなっちゃって関係ないんですよ。これでもまた同じなんです。燃やせ燃やせなんです。だからひたちなか・東海ではごみが足らなくて困っているというんでしょう。こんな話はないですよ。

総合評価方式についても同じなんです。今、官製談合の問題があるということなんです。霞

台の組合の議会が北しりべし広域クリーンセンターに視察に行ったでしょう。これは、ここで私もちょっと調べたんですが、何と日立造船が落札したんですが、この落札率は幾らだと思いますか。64.5%なんですよ。当市のあの新治広域事務組合のあの70億近いストーカ式の焼却施設は、もう99.6%ぐらいだったかな。もう談合だってわかっているんですよ、あれ。ただちょっと時期がずれたから指摘されないだけであって、こういう問題があるんです。それと、何と管理運営費は15年間契約で約150億ですよ。年間10億。こういうこともあるんですね。同じように、2日目に視察しに行ったんですって、2日目。これは中・北空知エネクリーンという施設だ。ここも日立造船なんですよ。ここも15年の長期契約をやっているの。驚くべきことですよ。こういう仕組みをつくっちゃうんですよ。だからこんな無駄使いはやめてほしいと私は思うんですね。これは談合の問題、言いました。これは反対に自民党が今度の2015年の政治献金ですね、自民党の。国民政治協会の企業、団体献金の推移です。もうどんどん上がっちゃっている。

こういうふうに、これがアベノミクスみたいですね。企業がもうかればいい。それは全然国民にしたたり落ちてこないんですよ。これが問題なんですよ。ですから、改めてこういう仕組みと、打ち破るといっても、やはり無駄使いをしない、そして減量化をして長持ちさせていくというやり方をやっぱり考えるべきだと思うんですね。私は何回かそのことについてお話ししましたが、坪井市長は、新治広域事務組合の管理者ですよ、正管理者。で、霞台厚生施設組合の副管理者でしょう。こういうことから言ったら、現有施設をしっかりと維持管理していけば問題ないと、全くお金をかけなくとも、今のままで済むと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

今回のこの霞台の施設につきましては、ご承知のとおり新治と、それから霞台と茨城美野里と3施設がございまして、おおよそ350トンの焼却能力だというふうに記憶しております。そういった中で、地域のごみ処理のあり方をずっと研究する中で、やっぱりこれからはそういったものを分散しているものを広域化することによってコストが下がると、そういう考え方のもとに、国・県の指導もありまして、今回新たな霞台に3市町によってつくることになった経緯でございます。私は、ごみの減量化も含めまして、これは市民負担を減らすことにつながると私は考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

とんでもないですよ、全然減らないですよ。どんどんふえちゃいますよ。ですから国に言いなりだということですよ。これは、時間がないのでやめますが、とにかく国の言いなりではだめだというのが実際に減量化をしている大木町の副町長の話ですよ。これが実際だというふうに指摘しておきたいと思います。

2番目の談合問題というか、私が情報としてあった問題ですが、こういうチラシが、チラシと、私のところ、事務所にファクスで来たんですが、ここで聞きしますが、問題は今回入

札で落札したところの問題の中で、落札3社応札したんですね、3社ね。3社応札して、3社応札したうちのもう1社は水道事業で下請けをやっていたんですね。これを御存じでしたか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

把握しておりませんでした。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

やはりこういう問題も、だって私は、こういうこのファクスを差し上げたでしょう。で、やっぱりきちっと調べなきゃいけないというふうに言ったじゃないですか。そういうところで、もう既に水道では9月21日に入札を実施しているんですよ。水道課と検査管財課は別々だなんているんじゃないかと、情報としては同じように共有しなきゃいけないんじゃないですか。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

入札関係では、やはりその考え方ですとか実施方法とか、やはり市が執行することをごさいますので、十分に理解を深めて調整をしなければならないものであると認識しております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

10月12日の落札率も、これは注目してほしいんですね。この3社の中で、落札率が高いんですね、90%以上だったんですね。本命の方が93.05、下請けをやっていたところが98.93ね。もう1社が95.9ですよ、パーセント。一方で、もう1つ舗装工事があったんですね、補修工事。これはどういう結果でしたか。調べるように言っておきましたが、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

もう1本は、市道6-0007号線の舗装補修工事をごさいますして、こちらは予定価格206万、最低制限価格が178万4000円というところ、落札業者は86.94%ということをごさいました。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この落札業者が下請けだったんですよ。実際には86.94でしょう。ところが、もう一方では98.93ですよ。12%も高く札を入れているんですよ。これはぜひやっぱり入札監視委員会がありますよね。入札監視委員会でやっぱり取り上げるべきだと思うんです。東京都の豊洲なんかでも、やはり予定価格を事前公表していたんですよ。これは事後公表にしなきゃいけない。ところが、入札監視委員会もきちっと機能していなかったんですよ。これが問題なんですね。やっぱりここ

では徹底的にそういう問題は明らかにしなければならないというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

入札監視委員会につきましては、半期に一度130万円を超える建設工事に関する契約の中から、委員会で5件を抽出していただいております。このような談合情報につきましては、委員さんにはその都度情報提供を行っておりますが、数ある案件の中から公正中立な立場で抽出いただいております。その抽出に当たっての談合情報の県の取り扱いについても、委員会にご相談申し上げたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あと1分なので、これ言いますが、今度も平成12年2月1日付で、建設省、当時のね、自治省の共同通知で、地方公共団体の公共工事にかかわる入札契約手続及びその運用のさらなる改善の推進についてというのがあるんですよ。ここでは最低制限価格制度をやめて、低入札価格調査制度に移行することを推奨しているんです。もう一度こういう問題は改めて確認していただきたいと思うんですね。仮に最低制限価格を残すとしても、入札参加者の企業努力の結果を尊重するという前提に立つべきだと、最低制限価格の水準は調査基準価格よりかなり低く設定されなければ不合理だというふうに思いますので、そのことについてはよく考えておいてください。

以上で質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時16分

再 開 午後 2時26分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

それでは、3番 設楽健夫です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1番、市長等特別職政治倫理条例制定とコンプライアンスについて。

日本大百科全書コンプライアンスを見れば、日本ではコンプライアンスは法律や規則に従う法

令順守の意味で使われているというふうに記されています。したがって、法律、規則にかかわる質問をさせていただきます。

①特別職の政治倫理条例制定。

平成25年提出の市長等政治倫理条例等の継続討議について。

平成28年1月1日現在、茨城県では、土浦、石岡、行方、つくば市初め33市町村で政治倫理条例は制定されています。前市長は、平成25年6月議会に議案第42号 市長等政治倫理条例を提案しています。議会だよりNo.34によれば、市長、副市長及び教育長が市民全体の奉仕者として、市政に対する市民の信頼に応え、健全なる市政の発展に寄与することを目的として、新たに条例を制定するものと掲載しています。坪井市長が2014年に就任されて、2年数カ月が経過します。私が一般質問において、平成27年6月議会で政治倫理条例議案の提案または再提案を求めて、7回目の質問になります。答弁はこれまでの定例会の答弁と重複する。特別職は、さらに高い倫理観が求められている。これまで検討会を実施したのではなくて、現時点で制定する結果に至っていないでした。

再び質問をします。平成25年提出の市長等政治倫理条例は検討されたのでしょうか。いつどのように検討されたのでしょうか、特別職の方と検討されたのでしょうか、結論はどのようなものか答弁をお願いいたします。特別職の方々にも同じ質問をさせていただきます。

②市の倫理とコンプライアンスについて。

先日、市長公室から10月9日付公職選挙法違反を助長する、あるいは、同法に抵触する可能性のあるファクス文書が議員である私に届きました。その訂正文は届いておりません。市長公室に見解を求めます。また、市長公室においては、コンプライアンスをどのように検証し、担保されようとしているのか答弁ください。

市長公室という部局の最高位に位置する機関が法令を遵守することは、行政全体のコンプライアンスの要諦であります。再発の防止のために質問をさせていただきます。

③行政におけるセクハラ・パワハラの実態と対策について質問いたします。

私も9月23日、議員の方のセクハラ発言に対して、注意をしました。こういうことから、セクハラについて、もう一度整理をしていく必要があるということで、この質問をさせていただいております。行政、議会を問わず、この案件は法律において禁止されている行為です。

男女雇用平等法では、「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること」と定義しています。厚生労働省では、セクハラを次の2つのタイプに分けています。①対価型セクシャルハラスメント、職務上の地位を利用し、性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し、減給降格などの不利益を負わせる行為で、②として、環境型のセクシャルハラスメント、職場内での性的な言動により働く人たちを不快にさせ、職場環境を損なう行為とされています。

パワハラについては、厚生労働省は「これがパワハラ6類型」として、具体的に示しています。1身体的な攻撃、2精神的な攻撃、3過大な要求、4過小な要求、5人間関係からの切り離し、妻や家族の悪口を言われる、個の侵害。

さらにこういうふうに規定をしています。さらに、「どうやってパワハラを解決すればいいのか?」として、具体的に3項目を示しています。それは、予防、解決、取り組みのためのツール

という形で、具体的に示しています。予防のところが重要と思われませんが、①トップが職場からなくすことを明確に示すこと。②就業規則に禁止や処分の規定を設けること。③実態を把握するためのアンケートを実施、実態を把握すること。④教育、⑤周知するが記されています。

なお、職場においては、正規雇用、非正規雇用者、臨時を問わず、お互いの働く人たちの人格を認め、働きやすい職場づくりをしていくことが求められています。

実態を把握するために、例えば調査票でセクハラ・パワハラを受けている人、見かけたり聞いたりしている人を無記名で尋ねるということをしています。その際、正規社員、非正規社員を記載して調査している、そういうことも述べられています。かすみがうら市の行政職においてはどのように取り組まれているのか答弁をお願いいたします。

④美並小学校プール改築工事変更請負契約等に係る検証、第三者委員会の提言書の7提言についての機関協議と対策について。

まず第1に、この検証報告は市長の減俸に至った提言でもあります。7提言についての協議が庁議において議論され、対策が決定されているのか報告をお願いいたします。

第2に、7提言各項目に対して決定された対策・改善状況について、答弁をお願いいたします。

対策・改善状況は、実行、あるいは検討課題、あるいは規則、要領等、今後の作成制定課題を分類し、今後の再発防止要綱作成等の実行計画と監査計画の内容の報告を求めます。以上、答弁をお願いします。

⑤、この間一貫して質問してまいりました安全運転管理、そして不祥事防止の公金等取扱適正管理の総括・方針について、簡単に報告を求めます。特に安全運転管理については、これから暮れとお正月を迎えまして、気をつけていかなければならない時期に入ります。特に、平成28年度の総括と方針の中で、無事故・無違反を実現していくために、交通法令違反と事故防止の実績と対策の関係をどのようにしているのかということについて、報告をお願いします。

続きまして、大きな2、千代田中地区小学校統合の見直しと全市教育施策及び地区コミュニティの全市政策と責任について質問をさせていただきます。

①千代田中学校区小学校統合の見直しの総括と責任について。

1)、11月4日開催の文教厚生委員会に提出された千代田中学校区小学校統合の4地区で行われた地区懇談会のまとめ及び市の施策の方向として、1、4小学校の適正規模化実施計画の見直し、2、千代田中学校の適正規模化の検討、3、廃校施設の活用の検討が報告され、また、4地区の共通する内容として、1、人数がふえれば競争心が生まれる、2、霞ヶ浦地区の統合の話が聞きたい、3、統合に関する情報が住民に伝わっていない、4、統合後の通学路の安全の確保、5、千代田中学校の適正規模の問題、6、廃校となった跡地利用が共通の課題として提出されました。文教厚生委員会では、基本方向決定の会議録の提出を求めました。回答は存在しない、テープをとっていないとの報告であります。委員会の会議録の提出を求めるも、いまだに報告されていません。市の施策の方向はいつ、いかなる会議で決定されたのか、教育長に答弁を求めます。

2)その後、2回の千代田中学校地区小学校統合委員会が開催されました。志筑地区以外の3地区との意見の相違が続いています。11月25日、統合委員会で決定された内容の報告を求めます。

3)こうした混乱を招いている総括と責任について、教育長と市長に答弁を求めます。

続きまして、②義務教育学校、小中一貫教育方針の教育委員会における検討と総括責任につい

て。

第3回定例議会で当市の義務教育学校、小中一貫教育の方針と理念を文書で定めていく必要があるとの質問に対する教育長の答弁は、「勉強していきたい」でありました。統合委員会においても、この問題は再三にわたって市民から意見が出され、また前教育長の答弁もなされていたにもかかわらず、今なおその方向性も出されず、教育行政が執行されています。教育振興基本計画素案29年から30年度、39ページの③において、小中一貫教育との見出しの内容は4行で、学習指導や生徒指導に取り組む、地域の実情に応じた小中一貫教育の調査検討を進めるのみであります。かすみがうら市の教育方針は、何ゆえにこの問題を回避するのでしょうか。懇談会における3地区の共通の噴出している住民の意見でもあります。教育長も全て参加し、直接お聞きになっている内容でもあります。4地区で行われた地区懇談会のまとめ及び施策の方向にも地域の意見は盛り込まれず、小中一貫教育については一言も書かれていません。住民を無視していると言える市政そのものであると思います。坪井市長が就任されて2年5カ月余、地域の方々の声を無視し続けているのではないかというような声も聞こえてまいります。この点についての総括と責任について、市長と教育長の答弁を求めます。

③小・中学校統合と地区コミュニティの総合計画について。特にこれは防災、介護予防、社会福祉、社会教育公民館、行政サービス活動、特に逆西地区施設の公民館の設定等の内容であります。かすみがうら市の地域コミュニティは、中学校3地区を中心に組織されています。千代田地区では社会福祉協議会が小学校区単位で組織され、霞ヶ浦地区は小学校単位で公民館の支館が継続し、組織されています。災害時の対策備蓄倉庫、来年から実施される介護予防・日常生活支援総合事業の活動単位、あるいは社会教育、社会福祉、防災等、いずれも小学校区単位での活動が基本となっています。地区コミュニティのこれからの総合計画がどうしても必要となってきています。各部門がばらばらにつまみ食いのようにこの施策を進めることは避けなければなりません。

学制発布以来百数十年間でつくり上げられてきた地域社会が小学校の統合、あるいは公民館の再編成等で大きく変わろうとしています。市全体の地域コミュニティの総合計画があって、その上でさまざまな公共施設のあり方や、あるいは、施策が検討されていかなければなりません。「木を見て森を見ず」ということわざがありますけれども、このことを今しっかりと肝に銘じて、政策を進めていく必要があると思います。

かすみがうら市に隣接する土浦市、あるいは石岡市のコミュニティについて、まず検証することも、そしてその上で、すぐれた具体的なコミュニティ構想作成が大切になってきているというふうに思います。

平成26年に公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画に関する調査研究が市と一般財団法人地方自治研究機構で報告書をまとめています。事務局は、市長公室と地方自治研究機構研究員であります。その後、坪井市長就任後、それは総務部管財課に引き継がれ、事務局を担当するに至っています。

作成された報告書に立ち戻り、記載されている公共施設マネジメント基本方針案として記されていますが、施設総量の適正化や公共施設サービスの維持へ複合・多機能長寿命化を進める、地域住民との連携、民間活力を導入する、あるいは庁内に横断的な検討を進めるために推進組織を設置し、全市を挙げての取り組みを進めるの基本に立ち戻り、体制を整えていくべきであります。

小・中学校統合に伴う地区コミュニティの総合計画について、市長の答弁を求めます。

大きな3番目に入ります。

少子高齢化が否応なしに進んでいます。霞ヶ浦地区の65歳以上のお年寄りの方の割合が35%以上を占める集落がふえています。また、千代田地区においても同様にふえてきています。

そうした中において、①総合事業の土浦市、あるいは石岡市との比較と対応、格差是正について質問させていただきます。なぜかならば、例えば民間のケアマネジャーは、土浦市でもかすみがうら市でも石岡市でも活動しています。その中では、その差が歴然としてきているとの話をよく耳にするようになってきています。

質問します。

新しい介護予防・日常生活支援事業への移行、平成27年4月、介護保険法改正、平成29年度実施が始まろうとしています。かすみがうら市の介護保険条例で経過措置を定め、平成29年4月に実施するとしています。具体的には、要支援1、2の方を訪問介護と通所介護を予防給付から振り分け、地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行させるというものです。

まず第1に、介護保険利用で窓口に来た時点で、どれだけの高齢者が明確にサービス利用種別の希望を持ってこられるのでしょうか、疑問です。チェックリストを用いた判断により振り分けられ、専門職でなくてもよい職員の説明でチェックリストに記入し、事業対象者に振り分けられ、①通所介護から外され、多様なサービスが案内される。市民が安心して適正な判断を期待できる体制づくりはどのように行われるのでしょうか。窓口段階でチェックリストによって振り分けることが新しい来年の4月9日から行われていくということになります。そのことに対して、丁寧に、そしてわかりやすく進めていくことが必要であるというふうに思います。そしてまた、それは公平性に欠けるものであってはならないというふうに思います。

第2に、説明で示されている多様なサービス、説明書では②番として、緩和した基準によるサービス、③として、住民主体による支援、③として通所型サービス、短期集中型予防サービスは具体的に来年の4月以降に向けてどのように準備されていくのでしょうか。

こうした多様なサービスが土浦市、石岡市ではどのように準備されているのか、その比較と対応及び近隣市との格差是正について、答弁を求めてまいります。

②総合事業の住民主体による支援体制の構築について。

その中にある項目ですが、特に住民主体の多様なサービスについて、準備されている項目と実行計画について答弁を求めます。

③この新しい総合事業は、包括支援センター、あるいは社会福祉協議会、あるいはランチとも言われるその補助機能を持った地域に密着した組織機能を有効に組み合わせることが必要になっています。その中で社会福祉協議会は、小学校単位で組織されているものであります。この点について、来年4月以降、包括支援センターのもとに新しい事業が始まっていきますけれども、各地区単位でどのように整備されていくのかというのは緊急の課題であります。しかしながら、霞ヶ浦地区においては、社会福祉協議会は地区単位に設置されていません。この設置について、再び質問をさせていただきます。今後のスケジュールについて答弁を求めます。

④霞ヶ浦地区包括支援センターの復活について。

私は、ここ何回も霞ヶ浦地区の包括支援センターの復活について質問をしてきています。千代

田地区、霞ヶ浦地区に設置されるべき包括支援センターは、霞ヶ浦地区在宅介護支援センター、これはサンシャインつくばにあります。千代田地区においては、プレミエールひたち野にあります。及び地域に密着する小学校地区単位の社会福祉協議会と連携する中心センターとなるものが包括支援センターです。介護や健康、権利用語、さまざまな相談、暮らしやすい地域のために、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように、支援指導を行い、地域のネットワークづくりを進める高齢者の総合的な相談窓口となるすこぶる重要なものであります。霞ヶ浦地区包括支援センターの復活を求めます。これは、坪井市長が市長になられた以降、霞ヶ浦地区から引き揚げられている内容でもあります。

4) 西成井バイパス開通と霞ヶ浦二橋八木一宍倉玉里線について質問をさせていただきます。

①西成井バイパスの早期整備準備作業と地権者折衝について。

協同病院が開業しまして土浦市は、①東口霞ヶ浦用水道路から協同病院への直通道路の建設と直通バスの開通を急いでいます。用水道路に通じる神立一西成井線は、救急救命道路としても開通の要請は高まる一方です。開通へいかなる工事が必要なのか、地権者折衝の項目はどのような状況に今なっているのか、答弁を求めます。そして、1日も早くこの道路が開通していることを求めて、その質問をいたします。

続きまして、霞ヶ浦二橋設置における八木一宍倉玉里線の整備について質問させていただきます。

宍倉玉里線の志士庫地区、三ツ谷風返地区の石岡市井関管内の下り坂、西側斜面がけ崩れ県道の土どめを含むL字型側溝工事が平成29年度から30年度で完了させるという計画が外塚県会議員のお骨折り、そして石岡地区では桜井県会議員のお骨折りによって、そしてまた三ツ谷風返地区の区長、井関の区長のご努力によって、そのことが具体的な日程に上ってまいりました。市道3046号線雨排水側溝工事の要請をします。これは、霞ヶ浦地内の側溝工事の要請をしていたんですが、県の道路整備に合わせて進めるということで今まで話をしてきた内容です。市道の側溝ということになりますので、これについても、調査・設計、実際の工事までの具体的な推進について、よろしく願いをします。

続きまして、この県道宍倉玉里線は、霞ヶ浦第二橋の第一橋高浜入り1キロメートル、これは八木、下玉里、平山地区への接続道路になります。三ツ谷風返地区、これは石岡市井関管内で、今ご説明しましたように、この県道の整備が始まります。県道宍倉玉里線の霞ヶ浦志士庫管内の道路整備は、霞ヶ浦二橋建設の一つの切り口になっていくというふうに思います。茨城空港、百里基地に通じる霞ヶ浦一橋は、産業防災道路のみならず、土浦協同病院への救命道路ともなります。県南地区の重要道路ともなります。またこの道路は、石岡、八木、三ツ谷風返、志士庫、国道354、土浦、つくばへ通じるバイパス道路としても機能していくことになると思います。さらに、霞ヶ浦地区の田伏、安食、志士庫、井関、高浜に通じる湖岸道路、市道0213、0214に交差し、玉里地区、井関地区、安食地区、志士庫地区の明るい未来を切り開いていく道路にもなると思います。二橋を接続する宍倉玉里線の整備、県道であります、市の支援、そして県への要望をお願いしまして、市長の答弁を求めます。

③霞ヶ浦二橋の八木及び美浦線の設定協議におけるかすみがうら市の提案について。

第二橋（土浦入り）建設促進では、美浦村議会議員団が平成28年7月に石井国土交通大臣に面

会し、陳情をいたしました。その中で、美浦村といたしましても、茨城空港や新設されました地域医療の中心とも言える土浦協同病院へのアクセス強化や観光面においても霞ヶ浦の魅力の発信、周辺地域の活性化について、霞ヶ浦二橋建設への期待は大きく、具体的に①土浦入り、高浜入り架橋の早期具体化、②美浦栄線のバイパス整備促進の要望書を手渡しました。

第一橋（高浜入り）1キロメートル、第二橋（土浦入り）4キロメートルをつなぐかすみがうら市の二橋接続道路設定の実施計画について、建設促進期成同盟協議経過を含め報告をお願いします。美浦栄線バイパス第二橋が霞ヶ浦環境センターに対応しているというふうにも思われます。県道宍倉玉里線は先ほど述べたとおりであります。霞ヶ浦二橋の石岡地内、あるいは美浦地内の道路整備が進んできているときに、霞ヶ浦地内の道路の設定、県道の整備、これは急ぐ必要がある内容であるというふうに思います。

以上、この点について、市がどのような提案をし、これからどのような形で進んでいただけるのか質問させていただきます。

以上、第1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

設楽議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、政治倫理条例についてお答えいたします。

これまでの定例会の答弁と重複する点がありますが、ご了承をお願いいたします。

市政を預かる身といたしまして、倫理の確立を図ることによりまして、市政に対する市民の信頼に応えますことは必要であるとともに、特別職という立場はさらに高い倫理観が求められていると認識しております。

議員からご質問を何度かいただいておりまして、その熱意には感じるものがございます。私自身の中で、また関係者で、政治倫理条例について制定するか否かを検討してまいりましたが、現時点で提案することは差し控えさせていただきたいというふうに考えています。

その理由でございますが、条例の制定には、各分野におきまして足並みをそろえなければならないものと考えています。その各分野におきまして、討議の段階に入った要素はなく、現段階では制定に至らないものというふうに思っております。

次に、2番、市行政の倫理とコンプライアンスについて、3番、セクハラ・パワハラの実態について、4番、検証第三者委員会の検証報告等について、5番、安全運転管理・公金等取扱適正管理については総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目1番の1、地区懇談会で示されました市の施策の方向について、同じく1番の2、統合委員会で決定された内容については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

同じく1番の3、総括と責任についてお答えをいたします。

千代田中学校区の小学校統合について、小・中学校適正規模化実施計画の見直しを行うことにつきまして、田谷議員の一般質問でもお答えしましたように、今年度、千代田中学校区の子ども

の成長を支える地区懇談会の結果を踏まえ、現行の志筑小学校を統合校とする計画では実行が困難な状況と判断をし、中学校のあり方も踏まえまして、どのような統合が望ましいのか、さらに、廃校後の施設の活用についても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

私といたしましては、これまで小・中学校適正規模化実施計画の方向性を真摯に受けとめてきたところでありますが、今般見直しを行うことになりましたので、統合が早期に実現しますよう取り組むことが私の責務であるというふうに認識をいたしているところであります。

現時点において、4つの地区の意見が分かれている状況のために、4地区の合意形成に向けました保護者の皆様に現在の状況を説明しながら、ご意見をいただく機会を設けてまいります。いずれにいたしましても、4地区の皆様が納得のできるような計画となりますよう、十分にご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、2番小中一貫教育の方針については教育長から、3番、小・中学校統合と地区コミュニティの総合計画については市長公室長から、3点目、介護予防・日常生活支援総合事業の推進については保健福祉部長から、4点目1番、西成井バイパスについては土木部長から、2番、霞ヶ浦二橋八木穴倉玉里線の整備については土木部長及び市長公室長から、3番、八木及び美浦路線の設定協議については市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

2点目2番、義務教育学校・小中一貫教育方針の教育委員会における検討と総括責任についてのご質問にお答えいたします。

本市における小中一貫教育につきましては、前回の一般質問でもお答えしましたように、現在、具体的な方針を定めておらず、その前段として、小中連携の取り組みを進めているところであります。なお、今年度から教職員で組織する小中連携推進委員会を設けて、より具体的な取り組みを始めたところでございます。

また、小中一貫教育につきましては、田谷議員の一般質問でお答えしましたように、これまで市全体の教育を進めていく必要があるとご説明してまいりましたが、今回の地区懇談会では、3地区において千代田中学校に小中一貫校を望む意見が大方でありました。そのご意見は重く受けとめているところでありますが、千代田中学校区の場合は、小中一貫校として4地区の合意形成が得られるかなどの課題もありますので、保護者の皆様などのご意見を伺いながら判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

1点目2番、市行政の倫理とコンプライアンスについてお答えをいたします。

既にご案内のとおりではございますが、市職員については、地方公務員法が適用されることとなります。

地方公務員法につきましては、法令等に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務など、全体の奉仕者としてのサービスの基本、基準等が定められているところでございます。

また、地方公務員法は、職員が職務に当たる上で基本的に理解しておかなければならないものであることを踏まえ、公務員倫理や待遇などと合わせ、新規採用職員に対して研修を行っております。

なお、本市におきまして、コンプライアンスの推進を専属として担当する部署は現在のところ組織しておりませんが、市民から信頼される行政を確立していくためには、職員一人一人が全体の奉仕者であるという高い倫理観を持ち、市民の期待に応えられる資質と能力を備えることにより、市民の満足度を高めていくことが重要であることから、質の高い行政を担う人材の育成を目指し、研修等の充実に努めてまいりたいと考えております。

1点目3番、行政におけるセクハラ・パワハラの実態と対策についてお答えをいたします。

セクシュアルハラスメント、いわゆるセクハラは、職場において労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響を生じさせる行為とされております。

また、パワーハラスメント、いわゆるパワハラは、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する行動を行い、精神的・身体的苦痛を与えることや、就業者の働く関係を悪化させる行為とされております。

セクハラにつきましては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条により、事業主は、「労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」とされているところでございます。

また、パワハラにつきましては、法律による規制について、特段の規定はなされていない現状でございますが、裁判において、パワハラ加害者本人が不法行為責任を負うとされた例や、使用者も使用者責任を負うとされた例など、民法に基づき法的な責任が問われる例がございます。

いずれにしましても、セクハラ・パワハラは社会的に許されない行為であるとともに、職場秩序の乱れや業務への支障につながる問題であると認識しております。

本市におきましては、現時点において、セクハラ・パワハラが大きな問題となった例はございませんが、議員ご指摘のパワハラ予防に関する5つの取り組みについて調査・研究を行い、引き続き働きやすい職場環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

1点目4番、美並小学校プール改築工事変更請負契約等に係る検証第三者委員会検証報告及び提言書の7提言についての対応についてお答えをいたします。

美並小学校プール改築工事変更請負契約等に係る検証第三者委員会の検証が平成28年1月27日から5月12日の間に10回の会議によりなされ、5月12日に検証報告と提言を受けております。その中で、再発防止に関して7項目の提言がございます。これに対する対策・改善状況についてお答えをいたします。

1点目に、事業計画段階で無理のない事業計画を行い、準備・調査の手続・期間を確保すべきという点につきましては、特殊な用途や規模の大きな案件については、基本構想、基本計画により事業の規模・内容、コストや事業期間を明らかにして事業化をし、事業の実施に当たり、基本設計や実施設計を行って進めるようにいたします。

2点目の、設計の入札において、適切な入札参加者資格条件の設定、適正な価格内の最低制限価格の設定を行うべきという点については、設計業務の対象施設の用途、構造、規模等に応じて、具体的な入札参加条件を工事請負業者選考委員会で検討することといたしました。また、特殊な用途や大規模な案件につきましては、プロポーザル選考方法の採用をあわせて検討することといたしました。また、建築設計委託に係る入札時の最低制限価格制度の導入につきましては、入札制度検討委員会に諮り、さらに法令審査委員会の審査を受けて平成28年5月18日に関係規定を公布・施行し、運用しているところでございます。

3点目の、積算の正確性を確保する契約条件の設定、履行の確保の措置の徹底を行うべきとされた点につきましては、監督員の責務や必要な事務手続を明らかにするため制定をいたしました建築設計業務監督要綱に基づいて適切に行うこととしております。また、照査技術者の配置につきましては、設計規模や内容により配置を必要とする場合は、業務委託仕様書に明記することといたしました。

4点目の、国土交通省営繕工事積算チェックマニュアルを導入すべきとの点につきましては、昨年10月6日に同マニュアルの活用について、関係部署に周知をしております。

5点目の、入札の際、配布・閲覧する設計図書に優先順位を明記するとともに、数量書、いわゆる金抜き設計書でございますが、これを参考資料化すべきであるとの提言であります。営繕工事設計変更マニュアルで設計図書や契約記載事項の整合を図ることとしました。また、金抜き設計書は参考資料扱いとすることを、入札制度検討委員会に諮って定めております。

6点目の、設計業務委託契約、工事請負契約の契約締結時、受注者、発注者において、契約の仕事の内容及び目的の認識、契約の条項の内容について打ち合わせを行い、記録化すべきとの提言につきましては、設計業務を適切かつ円滑に進めるため、設計業務監督要綱を法令審査委員会の審査を受け11月30日に公布し、施行いたしました。

7点目の、監督、検査を充実させるよう職員の育成、要綱・規則等の整備、体制の整備を行うべきとの点につきましては、営繕工事に携わる専門職員の採用や職員の専門研修の受講や職場内研修などを行いまして、職員の知識・技術の向上に取り組んでまいります。また、建築設計業務監督要綱や建築設計業務検査要領の整備を行っております。

なお、11月29日の全員協議会において提出をさせていただきました資料以降、市営繕工事設計変更マニュアル、建築設計業務委託仕様書、設計業務監督要綱及び設計業務検査要領については決定をいたしましたものでございます。

1点目5番、安全運転管理・公金等取り扱い適正管理の総括・方針についてにお答えをいたします。

まず、安全運転管理について、公用車運転に際しての事故防止は、事務事業を円滑に遂行するところで重要なことでありまして、議員のご指摘を踏まえ、安全運転意識の高揚及び安全運転の励行を職員全体に促すために、本年7月13日に安全運転管理者の会議の設置について、規定の改

正を含めて整備をいたしました。第1回の会議は8月25日に行いまして、安全運転管理者の役割と業務を再認識するとともに、庁内全体で安全運転を励行し、交通事故の防止に取り組むことの重要性も再確認をしております。

また、本年度の下期において全庁的に取り組む行動計画といたしまして、茨城県警察署及び一般社団法人茨城県安全運転管理協会の本年度活動を踏まえ、交通法規の遵守はもとより、運転中のマナーアップ運動及び10月からヘッドライト早目点灯と、夜間のハイビーム使用励行や年末年始の飲酒運転の撲滅を図ることなどを定めております。

この計画を職員に周知徹底いたしまして、朝礼等でも注意喚起し、事故防止に努めているところでございます。このほか、土浦地区安全運転管理者協議会主催の安全運転協議会や茨城県安全運転管理協会主催の無事故無違反チャレンジ安管いばらき2016に積極的に参加をしているところでございます。

今後におきましても、交通事故防止活動の促進のため、安全運転管理者の会議を開催し、交通事故防止へ向け、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公金等取り扱い適正管理の総括・方針についてお答えをいたします。

前回、第3回定例会の答弁と重複する点がございしますが、ご了承をいただきたいと思っております。

平成28年度においては、7月に任意団体の会計事務について、抽出により実地検査を行ったところでありまして、4点の指摘事項がございました。

1点目は預金通帳及び通帳印の別々の保管、2点目は連番を付した領収書の使用、3点目は収入調定票の作成、4点目は伝票における団体の長の押印についてでございます。

指摘事項はありましたものの、通帳、現金出納簿、領収証の控え及び関係書類を照合した結果、会計処理は適正に行われていると認められたものでございました。

本年度におきましては、実地検査時に作成したチェック票を担当課へ送付することにより、事務の参考とするよう連絡を行ったところではありますが、事務の改善状況について報告を求めまして、改善された旨の報告も受けております。

なお、平成29年度以降におきましても、実地検査を行っていない団体、実地検査における指摘事項の改善状況について、計画的に実地検査を行っていくことにより不祥事の再発防止に努めてまいります。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

2点目1番のうち1つ目、地区懇談会で示された市の施策の方向は、いつ、いかなる会議で決定されたかのご質問にお答えをいたします。

まず、前提としまして、5月から6月にかけて開催をしました千代田中学校区の子どもの成長を支える地区懇談会の結果がございました。内容については、これまでもご説明しておりますとおり、統合校の位置は千代田中校舎に隣接、もしくは小中一貫校として建設するとの意見が多くを占めたということでございます。

そうした状況を踏まえまして、8月18日には、懇談会のアドバイザーを務めていただいた長谷川先生たちと市長が千代田庁舎で会談をし、適正化計画の見直しを市長が判断されたものでございます。この会談では、アドバイザーの先生方から懇談会の様子が詳しく説明をされ、市長も、市全体を考えて決断されたものであります。

なお、11月4日の文教厚生委員会において、市の施策の方向を決定した際の議事録の提出を求められましたが、その時点では当日の経過を書面で整理しておりませんでしたことから、11月11日付で小中学校適正規模化実施計画の見直しに関する経過についてを起案としまして、市長まで報告をいたしました。また同時に、文教厚生委員会からご要請のありました起案書の写しにつきましては、11月29日に議会事務局へ提出をさせていただいております。

続きまして、2点目1番のうちの2つ目、統合委員会で決定された内容についてお答えをいたします。

統合委員会につきましては、10月26日に第6回の統合委員会を開催し、地区懇談会までのこれまでの経過を報告し、統合委員会の今後について協議していただきました。統合委員会をこれまでどおり継続するか、発展的解散をするかを協議していただきましたが、この日は委員の出席が少ないため、再度委員会を開催して、協議をすることとなりました。

そして、11月30日に開催をいたしました第7回の統合委員会において、小中一貫校を千代田中学校に希望するとの意見集約することについての採決を行った上で、この統合委員会を閉じたいとの提案がなされました。異議のある委員2名が発言を求めましたが、審議は十分に尽くされていますとの理由で採決が行われ、これによりまして統合委員会は協議が終了いたしました。

以上が決定された内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、2点目3番、小・中学校統合と地区コミュニティの総合計画についてのご質問にお答えをいたします。

コミュニティ活動は、市民相互の交流や相互扶助など地域の連帯感を生み出し、地域づくりに欠くことのできない重要なものでございます。しかし、近年では人口減少、高齢化が進み、生活スタイルの変化など地域社会における連帯感や人間関係が希薄となり、地域に対する関係が弱まりつつあるものと認識をしております。これからの高齢者社会や人口減少といった大きな課題を解消する意味では不可欠であると考えてございます。また、地域コミュニティ活動であります地区の公民館活動が以前から活発である霞ヶ浦地区と、今年度から活動を開始した千代田地区の公民館活動では、事業の熟度という点では、多少の差異が生じている部分もございます。

こうした現状と課題から、今後のコミュニティ活動につきましては、生涯学習に限らず、多様なコミュニティ活動に広がっていくように、地域・団体・企業・行政との連携を図りながら、市民と一体となったまちづくりに向けて進めてまいりたいと考えております。

4点目2番、霞ヶ浦二橋設置にかかる八木宍倉玉里線の整備についてお答えをいたします。

霞ヶ浦二橋構想において、当市から小美玉市にかかる第一橋においては、宍倉玉里線の八木地

区付近からの延伸を想定しております。当市が加盟する霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟では、毎年県へ要望・陳情活動を実施しており、早期実現に向けて活動を行っているところでもございます。県の総合計画では、2050年の茨城の姿として、地域高規格霞ヶ浦二橋構想が描かれております。

しかし、県から具体的な霞ヶ浦二橋建設の計画が示されていない中で、具体的な道路建設計画を決定することは難しいと考えます。

現在、千葉茨城道路から霞ヶ浦二橋構想へのアクセス道路を含む周辺幹線道や茨城空港周辺の道路整備も着実に進められており、当市といたしましては、県や近隣市町村の動向を注視してまいります。

4点目3番、霞ヶ浦二橋の八木及び美浦路線の設定協議における当市の提案についてお答えをいたします。

霞ヶ浦二橋構想においては、宍倉玉里線の八木地区付近からの延伸から小美玉市にかかる第一橋と美浦村木原地区付近から市内崎浜地区付近へかかる第二橋としております。

しかし、橋をかける位置や橋の規模等の具体的な詳細計画については、県にゆだねることとしておりますので、霞ヶ浦二橋構想どおりに整備されることが担保されているわけではありません。

霞ヶ浦二橋構想は、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟において協議検討され、決定されたもので、加盟する12市町村の合意形成の結果として設定されたものであることから、当市の一存で変更することは難しいと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

設楽議員の質問の3点目、29年開始の介護予防・日常生活支援総合事業の推進について、1番の総合事業の土浦市、石岡市との比較と対応格差是正についてをお答え申し上げます。

介護保険法改正に伴い、市介護保険条例について改正し、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、平成29年4月1日から行うものとしております。また、土浦市及び石岡市においても、平成29年4月1日から行われます。

ご質問の第1番目としまして、事業対象者の市民が安心して適正な判断を期待できる体制づくりでございますが、窓口において要介護認定、要支援認定申請を希望される方は、申請手続きをお願いすることになります。介護の相談のために来庁された方の窓口の対応につきましては、介護サービスの内容や要介護認定申請手続、介護予防・日常生活支援総合事業の内容を説明いたします。その上で、認定申請手続をされるか、または事業対象者になれるのかをチェックリストに記入し、事業対象者の申請をいただき、後日介護長寿課から該当・非該当を連絡する方法を検討してございます。

ご質問の第2としまして、対応サービスにつきましては、訪問・通所サービスの提供・実施することに当たり、事業者やボランティア団体等に事業の趣旨について説明会を行い、事業に参入意思のある事業者や団体等と協議を行い、団体内部での事業検討や内部調整が進んだ後、事業内容の協議が整い次第、順次実施をしてまいりたいと思っております。現在のところ

ろ、土浦市では、多様なサービスとして緩和した基準による身体介護を伴わない生活援助の訪問型サービスが実施される予定でございます。

石岡市では、緩和した基準によるミニデイサービス等の通所型サービスが実施をされる予定でございます。土浦市及び石岡市とも緩和した基準のサービスの実施に向けて、現在調整をしているものと伺っております。

本市におきましても、多様なサービスの部分につきましては、近隣の市と同等のサービスを提供できるよう調整をしております。

なお、旧介護予防訪問及び通所介護につきましては、土浦市、石岡市、本市とも今までと変わりなく実施されます。

3点目2番の、総合事業の住民主体による支援体制の構築についてお答えを申し上げます。

厚生労働省が示した介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインでは、住民主体による支援のボランティアによる支援につきましては、その自主性等に鑑み、主に補助によることを想定し、その基準においても、同様にその自主性を尊重しつつ設定することが望ましく、最低限の基準としては、必ず遵守すべき基準に基づき実施することを想定しております。

現在、住民主体の支援につきましては、参入意思のありました幾つかの市内の団体等と協議を行っているところでございます。今後もボランティア等々の事業への参入意思がある場合には、実施に向けて随時協議調整を行い、補助等を検討するとともに、生活支援などの担い手になる方の人材育成及び知識等の向上のため、介護保険制度や高齢者への対応、認知症への理解など各種研修を介護関係事業所の協力をいただきながら、実施をしております。

次に3点目3番の、社会福祉協議会の霞ヶ浦地区設立と全市体制についてお答えを申し上げます。

霞ヶ浦地区社協の組織整備推進につきましては、9月27日あじさい館において、霞ヶ浦地区の区長会役員12名の方々に説明会を開催いたしました。

説明会へ出席いただけなかった方々にも戸別訪問にて概要説明を行い、各地区ごとに日程調整をしていただき、10月17日の牛渡地区をスタートに旧小学校単位による区長への説明会を開催しているところでもございます。

現在、並木地区への説明会が未実施の状態ですが、引き続き欠席された区長さんへの戸別訪問による説明と合わせて、年内には全地区・全区長への説明を済ませ、来年1月中に各地区からの正式回答をいただきたいと考えております。

今後は、各地区からの地区社協設置への正式回答をいただいた中で準備委員会の立ち上げなどを進めてまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

続いて3点目4番の、包括支援センターについてお答えを申し上げます。

地域包括支援センターにつきましては、高齢者の方が住みなれた地域で安心した生活が続けられるように支援を行う機関であり、今後の事業展開においても拠点となることから、支援センターの適正な配置における課題の整理を行いまして、両地区への地域包括支援センターの設置を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

4点目1番、西成井バイパスの早期整備準備作業と地権者折衝についてお答えをいたします。

西成井バイパスの整備につきましては、さきの定例会でも議員からご質問をいただき、ご心配をおかけしているところでございます。

この路線は、同意が得られていない整備計画用地が1筆残っており、工事が中断し3年が経過をしております。

これまでも、開通することにより歩行者等の安全・安心が確保できるなど丁寧に説明をし、ことしの10月に2回直接交渉を行いました。ご理解が得られていない状況であります。

お尋ねの地権者折衝の項目でございますけれども、公共用地交渉は個人・法人を相手方とし、多様な個人情報をもとに行われるものでございますので、答弁は控えさせていただきたいと存じます。

また、開通に向けた工事でございます。

未同意地権者分の工事施工延長78メートル、市道0109号線、申請道路から西成井バイパスへの接続交差点改良工事、施工延長107メートルでございます。

次に、4点目2番のうち、三ツ谷風返地区県道宍倉玉里線整備に伴う市道3046号線排水整備工事のご質問にお答えをいたします。

ご指摘の路線は狭隘であり、雨水排水側溝も布設されておらず、これまで何度となく整備要望をいただいているところでございます。今般議員からもありましたように、各方面の皆様のご尽力により、県土浦土木事務所において、県道土浦、県道宍倉玉里線の一部ではございますが、測量設計工事計画工程表が示されてございます。これにより、市道の雨水排水処理が可能となることから、工事時期を見据えた予算の確保等を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長から発言訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

先ほど、社会福祉協議会の霞ヶ浦地区の設立についての地区の説明会の部分におきまして、未実施の地区を先ほど並木地区というようなことで申し上げてしまいました。美並地区へと訂正をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

10分間の休憩といたします。

休 憩 午後 3時33分

再 開 午後 3時44分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

2回目の質問をさせていただきます。

政治倫理条例について、7回目にして特別職の方々の検討会を開いていただきまして、ありがとうございました。1年越しの開催でございました。ありがとうございます。

今後、来年の3月議会におきましては、議案第42号ですか、前市長が出された政治倫理条例の中身の検討に入っていければというふうにも思っておりますので、ぜひともよろしく願いをいたします。いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお話ししましたように、設楽議員には、政治に対する大変熱い熱意に対しまして、敬意を申し上げたいと思っています。今回、私ども執行部三役で検討しました結果、先ほどのような状況の中で、提案については見送らせていただきたいということでお話しさせていただきました。

今後につきましても、いろいろ各方面から協議はしてみたいというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。

それでは、③の行政におけるセクハラ・パワハラの実態と対策についてというところで、これはアンケートは匿名で実施していくということが通例だというふうに思いますけれども、調査票そのものは、セクハラとはどういうものなのか、あるいはパワハラとはどういうものなのかという学習を含めて、その質問を読んでいけば理解でき、そして回答は、これは受けたことがある、あるいは見たことがある、聞いたことがあるというような一般的な回答になるかと思っておりますけれども、いう形で、学習と実態について把握して、そしてよりよい職場、あるいはよりよい関係をつくっていくということで進めていかれることを求めますけれども、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員ご指摘のパワハラに関する指針並びにアンケートの実施マニュアルを改めて拝見いたしまして、大変に参考になる内容でございました。このパワハラに対する予防策ですとか解決策、さらに、ご指摘のアンケートのとり方等々、体系立ててわかりやすく整理をされております。これを一体的に検証しまして、私たちの職場に当てはめて実施をしてみたいと考えているところですが、ただしこれはあくまでもパワハラということで設計をされているようでございますから、同列にセクハラを盛り込むことで何らかの支障ともいいませんけれども、焦点がぼやけるような

ところも危惧されますので、その辺もあわせて検証をさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ぜひアンケートを実施して、実態を把握していただきたいというふうに思います。

続きまして、美並小の請負契約における検証第三者委員会の7提言についてでございますけれども、これは市民の皆様も、どういう検証結果であったのか、提言が何であったのかということについても質問もありますし、報告をしていただきたいという方もおられますので、ホームページ等にアップする、そしてまたこのアップする等の方法をぜひともお願いしたいということと、今後このまとめた内容を検討していくという機関については、入札制度検討委員会がこれを担当するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

はい。入札条件等に係る部分が所管でございます。おおむね大部分のところはそういうふうにかかってくると思いますが、監督の要綱ですとか検査の要領等につきましては、またちょっと別な観点が必要かと思えます。

いずれにしても、検査管財課が主となりまして、進行管理のほうもしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。

これもぜひ全庁的に庁議を諮っていただいて、検証していただきたいなというふうに思います。

続きまして、千代田中地区小学校統合の件に入りますけれども、小・中学校の適正規模化実施計画平成25年3月に出されました平成26年4月を中学校統合後の開校、平成28年4月を小学校統合の開校の目標としますと、で、5年間で適正規模化が完了しない場合には、次の5年間で第2期計画期間として継承するものとしますというふうにあります。第2期の計画期間中においては、児童生徒数の推移や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じ学区の見直しを検討することとしますというふうに記載されています。この点については、28年度、本年度になりますけれども、既に2年前からこの統合の委員会においても議論がされてきていますし、教育委員会としてはこの学区の見直しについて、この3年間になりますか、通算。どのように検証されてきているのか、そして教育委員会においてこの議論がなされているのかどうか答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまのご質問は、25年3月に策定をいたしました小学校の統合の適正化計画に記載をして

いる計画期間のお話かと思えます。確かに、前期といいましょうか、5年間を定めて、霞ヶ浦地区での統合と、千代田地区での統合ということを目指して掲げて、実施をしてまいりました。その見直しなんですけれども、学区の見直し等につきましても、一旦小学校の統合が済んでから行うというような記載であったかと思えます。ただし、霞ヶ浦地区につきましてはその計画どおりでございましたが、千代田地区につきましてはその計画を見直すというような判断をここへ参りましてしたものですから、我々としましては、その第2期へ移行する、今後当然移行していくわけなんですけれども、そのときに学区の見直しも含めて判断していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

私は、この細かなところまでまだ資料を見ていませんけれども、下稲吉中学校については600名を超えるマンモス校と、千代田中は霞ヶ浦地区と同じように、やっぱり人口減少の影響を受けて、生徒数が相当数減ってきているという内容もあります。そういう意味では、この時点で既に第1期、第2期という形で計画をして、その生徒数、児童数の推移を分析していたというふうに思うんですね。この実施計画においても、相当数の時間と、そして知力を投入してこの答申書をつくり上げてきているというふうに思うんですね。そういう意味では、この点については、教育委員会がもっと早い時期でこの内容について踏み込んでいなければならなかったのではないかと。この分析とここに書かれている内容については、今後もやはりおろそかにしてはならない内容を持っているというふうに思うんですね。やはりこの小学校の統合については、生徒もさまざまな形で統合時にはいじめだとか、あるいはそのいろんなことが起きやすい状況になります。それは今までの少数学級から倍、あるいは3倍以上の学級になっていったときに、生徒はやっぱり環境の変化にびっくりしてしまいます。同じように、下稲吉中学校600名のマンモス校は、やはり私も立哨に立ったりしていますけれども、おさまってきたかなというふうに思っても、やはりさまざまな問題を抱えていってしまう、そういう傾向があります。そういう意味では、この時点から学校の規模の適正化ということについては、やはりこの学区の見直しが必要なんだということを出してきた結論に至ったその分析と議論については尊重して、そしてこの霞ヶ浦中学校を含めて、下稲吉中学校、千代田中学校の適正規模化という内容については1カ所に集中するとか、そういうものではなくて、きちっとこの経過、繰り返しになりますけれども、分析を尊重して、今後も慎重に進めていくと。それで、これをほごにしないということを進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

まさしく今般の地区懇談会を開催した中で、学区の見直しをというようなご議論が出てまいりました。そうしますと当然、対象エリア、学区を見直しする範囲のエリアが当然広がるわけでございます。いわゆるその下稲吉地域の方々とは学区の見直しについてのお話はしてございません。

ですので、今後は少しエリアを広げた中での意見交換会、あるいはアンケート、そういったものの事務的作業が必要になってくると、そういったことを教育委員会としては考えているということでございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

よろしく申し上げます。

続いて、義務教育学校、小中一貫教育方針の教育委員会における検討と総括責任についてというところについて質問させていただきます。

全員協議会のほうにも提出されました教育振興基本計画書の中の39ページに、小中一貫教育、これ述べられているのは4行です。それで、具体的な中身は、小中一貫教育の調査と検討、そしてもう一つは、義務教育機関の連続性を持った学習指導、生徒指導の実施という2つの具体的な項目が書かれています。その前のページにも書かれていますけれども、その4行の文章の中に、子どもたちの発達と学びの連続性という言葉が並んでいます。その前のページも、やはり内容は一緒です、これは。この項目は、文科省も含めて義務教育学校、小中一貫教育の基本的な内容をやっぱり整理しようとして書かれた文章だというふうには思うんですけども、この点についてはおくれにおくれていきますから、つくばでも土浦でもどんどん進んでいる。で、この地区だけが小中一貫校についての基本的な分析、方針、理念等について、整理がおくれていく。教育の難破船になってしまう。そういうような状況が起きてきますので、ぜひここは、この行数は10倍も20倍も含めて、つくば、土浦で進んでいますから検討を加えて整理をして、おくれを取り戻していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

計画書ということだもんですから、私のほうでご答弁を申し上げます。

現在策定をしている教育振興基本計画でございますが、29年度以降5年間というような設定でございます。大きな筋立てとしましては、4段階ということで構成しているものでございます。1つは策定方針、2つは教育の現状、3つとして教育施策の大綱、そして最後は基本計画、以上の4つで、全96ページから成るものでございます。

お尋ねの小中一貫教育に関する部分につきましては、教育施策の大綱の中で示す基本候補校の中に位置づけをまずしております。さらに、事業としての行動を示す基本計画に具体的施策として、豊かな学力の定着を目指す手段の一つとして、明確に記述をしておるものでございます。今年度は既に先取りをしまして、先ほど教育長が答弁ございましたように、学校関係者で組織をした小中連携推進委員会、この中で、先進事例の収集や課題の洗い出しを始めたところでございます。我々としては、計画は計画、その次に来ますいわゆるアクションプランというんでしょうか、そういったものの中に今後細かく定めていって、事業をこれから推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

事業計画の中に、小中一貫教育の調査・検討という項目があります。この点について、これはやはり霞ヶ浦におけるところの義務教育、小中一貫教育についての方針、あるいは理念、これをまとめていくのは教育長のまずやらなければならない責務だというふうに、私は思います。周りで整理されているものがここだけがない、そして、教師の方々は県職ですから、つくばからも土浦からも石岡からもやってくる。この町ではどういう方針と理念でそれを進めていこうとしているのかということについて、これをまとめていくことがやはり教育長の責務だと思いますが、いかがでしょうか。

それと、この小中一貫教育の調査・検討、これは大体日程としてはどのようなことを考えているのか、2つよろしくお願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えいたします。

前の議会でも私のほうから述べさせていただきましたが、小中一貫については、これはしっかりとその前段階の小中連携をまず進めるということ、その上で、全市挙げて小中一貫の教育をスタートしたいと、このような見通しを持っております。先ほどあったそのための小中連携推進委員会のこの中身の活動については、できるだけこれは公務外になってしまいますので、全11校から集まって協議するということになりますので、できれば小まめに開催はしていきたいと思えますけれども、少なくとも月に、全員はどうしても、1回程度の会合を積み重ねて進めていきたいなど、このように考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

方針と理念を早急にまとめていただくということを要望いたしまして、この質問を終わります。続きまして、26年開始の介護予防・日常生活支援総合事業の推進について質問します。

ちょっと時間もありませんので、本年の5月17日に新治地区ケアマネジャー会が開催されますけれども、この会議で何が話され、どういうものが土浦、あるいは石岡から提出されているのかということについては、わかりますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

大変申しわけありません。資料としていただいております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

時間がありませんけれども、その中で、石岡市からは「石岡地区包括支援センター」という、こういうパンフが出されて説明をされています。土浦市は、「在宅ケア連携手帳」、あと「よくわかる認知症ガイドブック」、あるいはベッドの脇に置いておく「在宅ケア連携手帳」、こういうものが土浦市で5月段階で準備されて、土浦市はこういうふうに進めていくと。前回の質問にありましたけれども、ベッドの脇には備えて安心、急変時の対応シートということをしてベッドの脇に張って、そして在宅の介護に対応しようとしているんですね。この点については、質問しましたけれども、新治ケアマネジャーは、やっぱり石岡地区、霞ヶ浦地区、土浦地区全員が集まってきます。その会議にはやはり出席しなければならない。で、情報を得なければならない。そして、市民サービスで格差があってはならないということについては、よろしくお願いします。

それと同じで、11月25日に県南シルバーリハビリフォローアップ研修会が開かれています。ここでの具体的な情報は入っておりますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

はい。私は出席はしてございませんが、担当課のほうでは出席しているものと思います。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ここでも、総合事業に向けてどのような準備をしていくのかということで、県南地区でこの取り組みが催されていますので、それも含めて、県、県南、土浦、石岡、最低この3市の情報については把握されて、少なくとも土浦でやられていてここがないというようなことがないように、ぜひともお願いをしていきたいというふうに思います。

それと、かすみがうら市で出しているこの「ともに育む介護保険」、こういうすばらしい雑誌が出されているんですね。この一番最後のページ、見ると、組織が書かれています。かすみがうら市、健康長寿課、高齢福祉課、その下に、地域ケアシステム推進事業、在宅介護支援センターというふうに書かれています。ところが、この関係がはっきりしていないんですね。これはまだ私どもの市がその組織が整備されていないから書かれないんだと思います。バックに福祉課があると。包括ケアセンターが先ほどありましたけれども、千代田とかすみがうら市につくられる。で、そこに在宅介護支援センター、サンシャインつくばとプレミエールひたち野が担当する。そしてその下に、各地区の社会福祉協議会が恐らくランチとして入っていくんだと思いますね。そういう内容は、ほかの市でも既にもう整備されてきていますから、私も県に行ってきましたけれども、土浦のランチ制度だとか、そういうものを含めて、それは土浦のランチ制度というのは一つの例だと思うんですけども、含めて見ていただきたいなというふうには思うんです。で、ちょっとホームページで見たら、足利市もやはり同じようにこういうふうに包括ケアセンターと、あとその下にどういう組織が入っていて、どこに相談しに行って、どういうふうになれば老人が安心して生活できるのかということがすぐわかるようになっているんですね。その点については、ぜひ周りを見て、そしてこの市の体制を整備していくことに全力を挙げていただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員からご指摘のありました体制、体系づくりに関しましては、来年の4月1日にスタートするためにも整備が必要なところと御座いますので、今後はご指摘いただきましたことを参考にいたしまして整備をしていきたいと考えて御座います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

最後になりますけれども、霞ヶ浦二橋、この道路整備については、八木のほうは宍倉玉里線というふうに言われていますように、玉里までつながって初めて宍倉玉里線です。そして、志士庫地区と安食地区、田伏地区までこの道路ができ上がっていく、そして湖岸通りが整備されていくということは、これは明るさを取り戻しますんで、この点については、期成同盟の中においてもかすみがうら市から積極的にやはり提案をし、取り組んでいっていただきたいと。この道路は、つくばまでのバイパスにもなっていく道路になりますから、ぜひともお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、霞ヶ浦二橋事務局、今年度、かすみがうら市が担当して、市長が会長になって、先般も要望活動を実施しております。平成7年から同盟会をつくりながら、それぞれのその市町村において、県のほうに何とかこういう二橋があれば、さらにはその地域の活性化、さらに外縁道路の位置図というようなことで進めてきた経過があります。なかなか調査費もつかない中ではあります、懸命に関係市町村とともに早期の実現へ向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君の一般質問を終わります。

[「ありがとうございます」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、会議規則第10条第1項の規定により、明日12月10日及び明後日12月11日の2日間を休会といたします。

次回の本会議は、来る12月12日定刻より、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時10分

平成28年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第5号

平成28年12月12日(月曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市 長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教 育 長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理 事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理 事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消 防 長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻井清
〃	補 佐	神野厚
〃	係 長	小池陽子
〃	係 長	齋藤邦彦

議事日程第5号

日程第 1 一般質問

- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 来栖丈治 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 矢口龍人 議員

(2) 来栖丈治 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	矢口龍人	1. 公共施設等マネジメント計画における公共施設用地の借地問題と廃校（予定を含む）跡地の有効利用並びに公共料金見直しの是非について、市長の認識・見解と今後の方針・スケジュールを伺う
		2. 千代田中学校存続（小中一貫校）と地域コミュニティづくりの影響の重要性について、市長の認識・見解と今後の方針スケジュールを伺う
(2)	来栖丈治	1. 加茂工業団地内5ヘクタールの未整備地対策と周辺道路の整備について
		2. 地域住民の安全な暮らしを守るための消防団を中核とした総合的な防災力の充実強化について
		3. 市の担い手となる若い男女の結婚を支援する「（仮称）若者結婚支援センター」の創設について、再度市の対応を伺う。
		4. 地方創生事業の推進と市民協働のまちづくりについて

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、通告外の質問及び市政以外の質問は認められませんのでご注意願います。

また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

なお、一般質問については、執行部の答弁時間を含め、議員1人90分以内の持ち時間となっておりますので、念のため申し添えます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をお願いをいたします。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴受付の際にお渡しをいたしました傍聴章の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いをいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

おはようございます。

15番 矢口龍人でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、公共施設等マネジメント計画における公共施設用地の借地問題と廃校（予定を含む）跡地の有効利用並びに公共料金見直しの是非について市長の認識・見解と今後の方針・スケジュールについてお伺いをいたします。

さる9月の第3回定例議会での質問で、公共施設用地に占める割合が22%（運動公園に限定すると75%）であり、借地料は年間5000万円に上がることが明らかになりました。

9月議会の一般質問でも触れましたが、前回の答弁を整理してみると、公共施設の敷地となっている土地の借り上げ料が年間100万円以上の施設が、千代田公民館の283万円を初め、わかぐり運動公園の576万円、多目的運動公園634万円、西消防署180万円、さくら保育所776万円など14カ所にも上がることがわかりました。

特にスポーツ施設や公園施設に借地が多く、市民生活に欠かせない消防署も借地になっているありさまです。

また、これらの借地契約が10年・20年・30年単位といった期間になって、更新されてきたことが明らかになりました。

こうした公共施設敷地の借地が多いことが明らかになったにもかかわらず、本来、継続的に維持管理される公共施設については、市の所有とすべきところであるとの意向は、何ら示されずに、無責任な他人事の答弁でありました。

これまでの公共施設の費用対効果を考えると、大変な浪費をしてきたことになり、これまで支払ってきた財源は、全て私たち市民の税金です。

そして、来年も、その次の年も、施設を廃止し、借地を返さない限り、永遠に払い続けることになるのです。

これまで支払ってきた金額が評価額を上回っている公共施設の用地はどれほどあり、総額金額は幾らになるのでしょうか。

また、なぜ、このような基本原則を大きく外れた状況が生み出されてきたのか、根底には何が原因となっているのでしょうか。

こうした経費が垂れ流し状態にあるにもかかわらず、さきの9月における答弁では、公共施設

の借地が多く、借地料についても大きな額となっている状況を答弁するに終始し、本来のあるべき姿の答弁を期待しましたが、残念ながら、積極的に改善しようとする明確な考えは示されませんでした。

本来あるべき姿としては、公共施設等マネジメント計画の中で、公共施設の市民ニーズや需要等を調査検討の上、今後とも持続的に維持する必要がある公共施設と将来廃止する施設を整理し、計画的に敷地を減少させていく努力をしていくべきではないでしょうか。

一方、廃校となった校舎の敷地は、全て市の所有であるにもかかわらず、跡地利用の方針も示されないまま、民間への募集等を行い、現地調査の実施をするなど、市の所有地を手放すことも視野に入れた事業を展開しようとしております。

これは、公共施設の敷地を少なくしていかなければならないという方針を前提とした考えを放棄しているように思われますが、市長は、いかなる考えのもと、このような事業を行っているのでしょうか。

こうした市の事業に対し、市民から見て、将来の公共施設のあり方・方針が極めて不明確であり、理解できないとの意見を多く聞くようになりました。

以上、大きな1番の質問をするに当たりまして、質問の根拠となる課題を説明してまいりました。

そこで、大きな1番の1つ目の質問として、市長は、公共施設の余りにも多い借地について、どのように認識し、どのような方針で臨もうと考えているのか、そして、この借地問題の課題とあわせて、市の所有地である廃校の跡地を地域住民・市民のために有効利用させる民意をどのようにくみ取り、借地と市所有地をどのように整合させ、この課題に取り組む方針なのか、大きな1番の1つ目として、公共施設等マネジメント計画に反映させるための数値目標・スケジュールを含め、考え・実施計画をお伺いいたします。

今後の市政運営を踏まえ、真剣に考え検討していかなければなりませんし、答弁も他人事のような無責任な答弁ではなく、責任を持って答弁していただきたいと思います。

次に、公共施設の敷地の借地が多い一方、貸し付けの用地も多い質問を9月にもさせていただきましたが、その中で、特定の民間会社に、普通財産にすれば貸し出しても問題ないとの答弁でしたが、果たしてそうでしょうか。

私の知る限りでは、公共施設用地は、目的を達成するための行政財産の用地として取得したものであり、公共施設用地（行政財産）として必要性がなくなった場合は、特別な事情等の例外を除いて、払い下げを前提とした場合に限り、普通財産とするケースが一般的な行政手続であると聞いております。

そのような中で、9月答弁で、村営グラウンドの事例が示されましたが、必要がなくなった公共施設用地は、行政財産を払い下げを前提に普通財産にすることはあっても、公共施設としての必要性がなくなったから、普通財産にすれば特定の民間会社に貸し付けることは可能であるとの行政行為は、直接的に違法性はないとしても、行政財産を普通財産にすること自体が間違いであり、違法性が高いのではないのでしょうか。

少なくとも適正な行政行為とは言えないと思います。

本来の適正な行政手続としては、必要がなくなった行政財産は、払い下げを前提とする場合に

限定して普通財産とし、原則競争入札により売却すべきではないでしょうか。

大きな1番の2つ目の質問として、市長にお伺いをいたします。

次に、大きな1番の3つ目として、公共施設の敷地の借地料を年間約5000万も支払っている一方、公共料金の見直しにより実質的な公共料金の値上げが行われました。

その後、さらに見直しを行っていると聞いておりますが、公共料金の見直しの必要性の背景及び基本的な公共料金の受益者負担のあり方を含め、見解と今後の方針・スケジュールについて、市長にお伺いをいたします。

次に、大きな1番の4つ目として、前回の9月議会でも触れましたが、将来の公共施設の住民ニーズと効率化並びに市街化区域におけるコンパクトシティ並びに市街化調整区域におけるコンパクトビレッジの構築の必要性を考えると、中学校単位での公共施設の集約化と複合化が必要ではないでしょうか。

必要性の認識だけでなく、実効性についての市長の見解をお伺いいたします。

次に、大きな1番の5つ目の質問として、公共施設を新たにつくる事が財政的に厳しくなってきた状況にある中、中学校単位での公共施設の集約化と複合化の必要性とあわせて実施していかなければならないこととして、公共施設の隣接自治体を含む広域自治体との連携による互換関係の構築の重要性については、前回の9月議会においても、認識していることについては市長より発言がありましたが、重要性を認識しているだけでは何にもなりません。

何より大切なのは実効性です。

広域連携の重要性を踏まえ、直ちに隣接自治体との公共施設利用に関する協定を結ぶことが必要ではないでしょうか。

今後どのように連携し、協定しようと考えているのか、今後の方針について、市長の見解を求めたいと思います。

2番目の、千代田中学校存続（小中一貫校）と地域コミュニティづくりの影響の重要性について、市長の認識・見解と今後の方針スケジュールをお伺いいたします。

今般、千代田中地区4小学校統合の見直しに伴って、千代田中学校存続（統廃合の是非）を含めた小中学校適正化計画の見直しをする方針が示されました。

昭和の市町村大合併により誕生した千代田中学校と下稲吉中学校誕生時のこれまでの歴史・経緯を踏まえ、千代田中学校地区の核として、そしてコミュニティづくりの中心的役割を果たしてきたものは余りにも大きくはかり知れません。

また、今後の本市のまちづくりとしても極めて重要であり、必要不可欠な教育施設であります。

そうした中、坪井市長から平成28年9月6日付で、志筑小を統合校とすることをやめ、見直しするという発言に加えて、千代田中の存続を含めて見直すという驚くべき意向が示されました。

この方針は、千代田中地区の4小学校の統合校を志筑小とする次善の策をやめて、最良の策として学区審議会から答申された千代田地区のほぼ中央に位置する千代田中学校隣接地へ統合校を配置する、本来のあるべき筋道に戻すことができる一方、千代田中の存続を脅かすものであり、到底容認できるものではありません。

もし、千代田中を廃校とするようなことがあれば、区域内の児童生徒は雪崩現象を起こし、自然現象減に加え、社会減による千代田中地区外への流出は今まで以上に加速することは避けられ

ません。

さらには、多くの既存集落が限界集落への道をたどってしまうことも懸念されます。

こうした最悪の結果を招かないためにも、坪井市長は、母校である千代田中を統廃合の対象とするような方針を打ち出すべきではありません。

今後は、かすみがうら市の教育行政、そしてまちづくりとしても重要な影響を持つ千代田中の存続は、私の政治生命をかけてでも、必ず守らなければならない施設であると心得ております。

それでは、座談会における地域住民の多くの意見を勘案し、私なりに整理した5項目を挙げた上で、一般質問をさせていただきます。

(1) 平成24年度に小中学校適正化計画に基づき、霞ヶ浦地区の小中学校は既に統廃合が完了しておりますが、千代田地区は、志筑小の統合が地域住民の反対により、余儀なく見直しをすることになり、あわせて千代田中の存続を含む見直し論まで言及するに至りました。

これまでの統合に対する地域住民・議会に対する説明責任の欠如と行政の手續の瑕疵等の不備により、地域住民を闇の中に置き去りにしている状況にあります。

今後は、これまでの住民不在と手續の不備を行った失政の轍を二度と踏まないためにも、小中学校の存続の配置については、地域住民の意向を反映した適切な判断が求められております。

2番目、千代田中学校区の児童生徒の急激な減少を根拠とする小中学校適正化計画の見直しは、平成25年3月に策定されたまだ3年余りであり、見直しをする時期ではありません。

策定から無策のまま、何もせず手をこまねいているだけで、児童生徒が減少したから見直すというのは、余りにも短絡的な考えではないでしょうか。

平成24年度には、既に減少傾向は十分に把握していたことを考えると、今さら見直すための根拠とするには余りにも不合理、理不尽な話ではないかと誰もが思っています。

また、3年間何ら対策を講じてこなかった中で、今回見直し発言をするというのは、さらにコンサル料と時間を浪費するだけではないでしょうか。

平成24年度末に策定した計画にある、次善の策である志筑小を見直すことになった今、最良のほぼ中央に位置する千代田中に4小学校の統合小学校の統合を先行して速やかに実施するべきであると、誰が見ても明白であり、一日も早い決断と実行が待たれていること。

3番目、小中一貫校（義務教育学校）の創設の課題は、文部科学省が今年度から法整備し積極的に推進しているものであり、近隣の多くの自治体が計画を実施に移しつつあります。

この流れは、日本全体の大きな流れでもあります。

今回の見直し発言を市長がしたということは、統合小学校を千代田中にすることとあわせて、小中一貫校の創設の判断を早急に行い、実施に移さなければならないということであり、地域住民はそれを求めているのです。

このまま判断を先送りにすれば、他の自治体に取り残されて、さらなる児童生徒及び人口減少に追い打ちをかける結果を招くことは必定であること。

4番目として、平成28年度から、中学校単位で地域コミュニティづくりが、おくれればせながら始まりました。

この地域住民の皆さんによるコミュニティづくりの動機づけとしての対策は、近隣自治体が行っている行政組織の体制を含め、10年以上のおくれをとっております。

国を初め、多くの自治体が協働によるまちづくりをすることがうたい文句となっていることは皆さんご存じのとおりであります。

要するに、この事業は、協働によるまちづくりの根幹をなすものです。

そのコミュニティづくりを構築しようと中学校単位で始まったばかりのこの時期に、千代田中の存続を含めた見直し論、すなわちこの見直し論は、千代田中学校を統廃合の対象とする方針を打ち出したということになります。

千代田中地区のコミュニティの核として、学校の重要性と同時に、本市のまちづくり全体から見て、千代田中学校の存続を守り維持することがぜひとも必要不可欠であるにもかかわらず、示されたこの方針は、言語道断と言わざるを得ないものです。

5番目、都市計画法により、市街化調整区域の住宅開発規制の弊害並びに近年の核家族化と少子化により、児童生徒の急激な減少の現状（20年間で児童生徒数は3分の1に減少）に追い込まれてしまった原因は、単なる自然現象によるものではなく、社会減によることも大きな要因であることを忘れてはなりません。

要するに、これまでの行政の無策がもたらしたことも大きな要因にもなっている事を認識した上で、即効性のあるさまざまな対策を実施することが必要なのです。

また、中長期的な展望に立った、活性化のためのさまざまな施策を早急に実施することが必要なのです。

そうした考えのもと、今すぐに行えることから始めることが肝心です。

学区審議会の答申の中でも言われている学区編制の見直しと、千代田中地区に文科省が推進する魅力ある小中一貫校（義務教育学校）の創設は、今すぐにもできる唯一の対策であります。

あわせて、子育て支援や空き家対策や区域指定など住居の受け皿づくり等により、一定規模の児童生徒を確保することができるようになるのです。

また、人口減少等により公共施設の利用需要の変化を予想し、他の公共施設等との複合化を踏まえた配置計画についても、あわせて検討が必要であります。

いずれにいたしましても、周辺自治体に見劣りしない、少なくとも同等以上の行政サービスと施策をしない中で、児童生徒及び人口減少の社会減少を食いとめることは不可能である事を、十分に認識してほしいと強く感じる次第です。

以上、これまでの懇談会における総括を踏まえ、今お話しした5項目に対する市長の認識・考えを含め、行政としての責任において、教育環境の整備とまちづくり全体の観点から今後の小中学校のあり方、方針、スケジュールについて、市長にお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えいたします。

初めに1点目、公共施設等マネジメント計画について、基本的な見解と方針をお答えをいたし

ます。

最初に、公共施設の今後のあり方につきましては、まちづくりとの連動を基本方針の1つとして、今後の実行計画の策定に当たりましては、さまざまな施設の性格に応じ、全市的に必要な施設、地域的に必要な施設という点に着目をし、具体的な再配置を調整していく考えでございます。

具体的には、総合計画の土地利用構想でもお示しをしておりますように、中心拠点や地域拠点、コンパクトシティープラスネットワークといった考え方のもと、施設の性格に応じ、調整していくことになり、その中で、個々の施設の老朽化の度合いや土地の保有状況など、着目する必要があるというふうに考えています。

今年度進めております廃校活用ニーズ調査につきましても、単に施設の売却処分ではなく、廃校施設の活用した地域の諸課題の解決を念頭に置き、地域の意向を踏まえた地域的な施設の配置のあり方、全市的な施設としての公的利用の方向性を整理した上で、活用事業者の公募を進めているものでございます。

また、未利用の市有地、あるいは普通財産につきましては、地方自治法の規定によりまして貸し付けや交換、売り払いなどができるものとされており、その活用を通じまして、経済的価値を発揮することによりまして、間接的には行政運営に貢献する性質を有するものと理解をいたしております。

一方、公共施設使用料の見直しに関しましては、合併当初からの課題でありました施設間の不均衡の是正、受益者負担の原則、行政改革大綱における基本的な考え方としておりまして、今回の改正では、使用料の額の適正化と均衡を図るとともに、さらに市民協働の推進の観点から、市民活動の支援のための特例を設け、使用料の免除・減額に関する制度の統一化を図ってまいります。

以上、基本的な見解と方針について申し上げましたが、そのほか詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に2点目、千代田中学校存続と地域コミュニティについてお答えいたします。

小中学校適正規模化実施計画の見直しをする方針につきましては、田谷議員、設楽議員の一般質問にお答えしましたが、地区懇談会の中でも、千代田中学校の生徒数の減少を解消するため、小中一貫校を望むご意見にあわせ、学区の見直しが必要であるというようなご意見もいただいております。

そうしたことから、どのような中学校のあり方が適当であるのか、さまざまな角度から検討する必要があるというふうに考えています。

議員ご指摘のように、千代田中学校は千代田地区の中心的な役割を担ってきた経緯がございます。

その点は十分認識した上で、判断をしてみたいというふうに考えています。

それでは、議員からありました5項目につきまして、区分してお答えをいたします。

1項目目の、小中学校の存続・配置については地域住民の意向を反映した適切な判断が求められているにつきましては、今後、当初の計画の見直しに至った経緯がございますので、計画見直しに当たりましては、地域の皆様の意向を十分に踏まえた中で判断していく必要があるというふうに認識しております。

2項目目の、千代田中に4小学校の統合校を先行して速やかに実施すべきで、一日も早い決断と実行が待たれていることにつきましては、学校統合については、関係する地区の全ての合意の中で進める必要があるというふうに考えております。

まずは、現在の状況を保護者の皆様に説明をいたし、ご意見をいただくよう、11月下旬から各小学校の学期末PTAで、適正規模化実施計画の見直しに関する説明会を開催をいたしました。

今後、継続的に説明の機会を設け、早い段階で方針を定めるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の、小中一貫校の創設の判断につきましては、統合校を千代田中学校に小中一貫校とする場合、中学校が小規模であるという課題が残りますので、その課題をどのように整理できるかなどを検討し、判断してまいりたいというふうに考えています。

次に4項目目、千代田中地区のコミュニティの核としての学校の重要性につきましては、ご指摘のように、今年度から中学校単位で地域コミュニティづくりが進められております。

今後の地域づくりに重要な位置を占めるものと認識しているところでございます。

そうした中で、千代田中学校の存在は、これまでの経緯からも、大切にしなければならないものと考えております。

5項目目の、児童生徒及び人口減少の社会減少を食い止めることにつきましては、子育て支援、空き家対策などご指摘をいただいておりますが、魅力的な学校づくりは、地域活性化になくてはならない要件であると思っております。

小学校の統合につきましては、地域の皆さんが納得でき、また、地域に誇れる学校を設置できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

1点目、公共施設等マネジメント基本計画における公共施設の借地、廃校施設の有効利用に関するご質問についてお答えをいたします。

まず、目標に関する質問がございましたが、施設の量的な目標については、過去と将来の人口ベースなどで設定をしている他の自治体の例もございますが、例えば子どもと高齢者とは必要な施設が異なるように、単に人口ベースでの比較はなじまないと考えておまして、今後の施設に必要な機能を検討する中で、整理をしていく数値であると理解をしております。

また、スケジュールにつきましては、前回もお答えしましたように、30年計画のうち、現在は当初の10年間の第1期でありまして、その実行計画として再編パターンの検討などを進めている状況でございます。

こうした検討を進め、今後も長期的に存続する施設の用地については、市の土地への設置を基本として、必要な土地については取得するなどの対応をしていきたいと考えております。

次に、中学校単位での公共施設の集約化と複合化の必要性につきましては、市長から全市的な施設か地域的な施設かという点に着目するという答弁がございましたように、特に地域的な施設

につきましては、従来の小学校区を単位として、地域住民がみずから活動を行うための拠点を配置するほか、例えば放課後児童クラブなど、小学校区を単位とする行政サービス、また、現在の両庁舎窓口センターや出張所などの行政窓口、地区公民館の場のように旧町や中学校区を単位とする行政サービスに必要な拠点というように、施設の性格に応じた配置を検討してまいります。

一方、大規模な運動公園施設など全市的な施設に関しましては、総合計画の土地利用構想で示されております中心拠点や地域拠点を考慮した配置が基本になってまいりますので、こうした全市的な施設や地域的な施設に必要となる機能を踏まえて、施設の複合化も進めてまいりたいと考えております。

次に、隣接自治体との公共施設利用に関する協定につきましては、前回の定例会の一般質問におきまして、宮嶋議員からのご質問に対し市長から、隣接自治体と連携を図り、お互いをカバーし合うため良好な関係を築きながら、広域的な課題の解決に取り組む旨の答弁がございましたように、当市のメリットばかりではなく、相手方の自治体にとってもメリットがあることが重要なポイントであると考えております。

以上であります。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ご答弁ありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

公共施設の敷地が全体に占める割合が2割を超え、借地料も5000万となっている状況は、本来のあるべき姿から見ると、極めて異常な状態にあると思います。

この敷地を、今後計画的に少なくしていこうとする考えがありますか。

市長にお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変、課題と思っています。

先ほどご答弁申し上げましたように、施設につきましては、全庁的な施設と、それから地域の施設がございます。

そういったものを整理をしながら、いろんな角度から検討していくというようなこととなります。

また、借地になった経緯につきましては、ご承知のとおり、私はこれまで、1つは当時、時代的な背景があると思いますが、1つは財政的な問題があったこともあるでしょうし、あるいはまた、地主との合意の関係もあったと思います。

そういったもろもろの要因で、借地が多い状況が出てきたのかなというふうに、私は想定をしています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

公共施設、先ほどおっしゃったように、借地の関係で、地主との関係があったのではないかなというふうなご答弁でございますけれども、かと言って、その経過を踏まえたからと言って、それをそのまま今後もずっと続けていくということでは、先ほど言ったように、やはり市民の税金で運営している行政としては、やはりもう少し、きちっとした費用対効果といたしますか、そういったものをやはりきちっと調査して、その上でやはり買い上げるものは買い上げる、そしてまた売り払うものは売り払うというメリハリをつけていくべきだと私は思うんですけれども、ご答弁いただいた中では、何か全然そういうことをやる気がないといえますか、もう昔からきているんだからしょうがないだろうというような、市長のご答弁に聞こえるんですが、その辺もう一度ご答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお答えしました、課題に感じていまして、それを一挙にできるものではありませんけれども、それぞれの地主さんの意向、あるいはまた市民が利用している立場もございますので、そういったものをさまざまな角度から検討しながら、計画をつくって、これから10年、20年、30年と長く続けてありますので、そういう中で、一つ一つ取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

この公共施設の借り上げを、20年以上借り上げている施設は幾つあるのか、具体的に期間及びこれまでに支払ってきた金額が、わかる範囲で結構でございますので、ご答弁いただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

平成27年度末の時点で、20年以上、土地の全部を借地で賄っている公共施設は9カ所ございます。

また、この借地に対して支払ってきた額でございますけれども、過去の借地料が一部、正確に把握できなかった施設がございますが、把握できた範囲の額で借地期間分の借地料を計算いたしますと、総額で約9億1800万円というような状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

そうしますと、20年以上借地している固定資産税の評価額は、それぞれ幾らになるでしょうか。もし、固定資産税は、公共施設用地ですから、地主は免除されていて支払っていないとあれば、

評価額は出ていないのでしょうか。

もしくは、減免であれば評価は出ておるとお思いますので、ご答弁をいただきたいとお思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ただいま申し上げました9カ所の評価額につきましては、これは現在の評価額でございますが、約3億3600万円ということになっております。

また、課税減免の状況については、市民部長にお答えをいただきたいとお思います。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

お答えいたします。

借地している固定資産税の評価額は、または減免についてというご質問だと思うんですけども、評価額については現況課税が基本でありますので、評価額は現況地目の評価額となります。

また、税の減免においては、かすみがうら市税条例及びかすみがうら市の税減免の基準に関する要綱等に従いまして、公益のために直接占用する固定資産税については、無償で占用している場合は申告により税額の全部を免除しているということでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

驚く数字といいますか、評価額3億3000万に対して、もう9億からの借地料を支払っているということなんですよ、市長。

ですから、3倍近くも払っていて、これからもまだ払い続けるということは、ちょっと見過ごすわけにはいかないかなというふうに、私は感じております。

公共施設用地でなければ固定資産税を支払うこととなりますが、支払う場合の評価額は確認できますか。

確認できれば、固定資産の評価額は実勢価格の7割で評価しているとお思いますので、逆算すれば金額がわかるとおと思いますが、これまで支払った金額が実勢価格を既に超えている公共施設用地、そのほかに幾つありますか。確認できればお答えをいただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

先ほど申し上げました9つの施設のうち、無償で借り受けておりますのは志士庫地区第2公民館1カ所でございますが、その他の施設に関しては有償でございますから、課税がされているという状況であります。

20年以上全て借地で賄っている施設9カ所のうち、借地料の累計額が固定資産の評価額を上回っている施設というお尋ねでございますが、ただいま申し上げました8カ所については、いずれも評価額を上回っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

固定資産税が減免の上に、借地料が毎年入ってくることになっているわけですがけれども、20年以上も町に対していけば、土地を売り払った場合に比べて税金はかからない、半永久的に地代が入る仕組みですから、地主にとってはこんなよいことはありません。

特別な理由があって、購入ではなく借地としたのでしょうか、借地とした根拠を、一度調査する必要がある、先ほど市長のほうからご答弁あったように、しっかりした根拠というものを調査する必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでございますか。ご見解をいただきたい。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ちょっとご説明が悪かったかと思うんですが、無償というのは志士庫地区第2公民館だけでございますから、その他の施設についてはいずれも有償ですので、課税がされております。

なお、借地とした経緯等につきましては、当時の担当部署におられた職員等にも確認をしてみたり、いろいろな調査の方法があると思いますので、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

こうした公共施設用地の借地料の経費が垂れ流し状態にあるにもかかわらず、借地に対して、どのような理由で借地にしたままでいるのかということで、きちっとやはり調査して、今後の計画に反映させていくべきというふうに思います。

これからしっかりと対策をとっていただきたいなと思いますけれども、市長、いかがでございますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

借地の関係につきましては、先ほどお答えしましたように、さまざまな要因でそうなってきたんだと思いますが、そういった状況については調査をして、これから我々、利用させていただいているという立場もございますので、そういったことについては、地主ともいろいろ協議はさせていただきたいなというふうには思っています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

9月の答弁で、お隣の土浦市の借地が全体の4.4%ということでもございましたけれども、つくば市や石岡市等、近隣の市のこうした借地の割合というものを調査していただけたかと思うんで

すけれども、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の内容でございますが、つくば市、石岡市、いずれも再度確認をいたしました。そのような割合での把握はしていないというようなお答えでございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

本市にとりましては、全体で22%という大きな数字でございますけれども、お隣の土浦市は4.4%ということでございます。

本来であれば、私は借地を減らし、そしていくというのが原則ではないかなというふうに思いますので、先ほど市長からもご答弁いただきましたように、公共施設等のマネジメント計画等の策定によって、これからの公共施設用地のあり方等も、先ほど全市的な施設か、それとも地域的な施設かということの点を着目していくというふうなことでございますけれども、やはりその中に借地の部分も、やはりこれからまだ何十年も使うわけでございますから、そういった中できちんと買い上げるものは買い上げ、そしてまた返すものは返していくというような考えを、ぜひ持っていただきたいと。

それから、今回の廃校の敷地の転売及び貸し付けの議論が、総務委員会でされておりますけれども、転売・賃貸をするのかの判断は、まだ時期早尚ではないかというふうに思いますけれども、市長にお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

霞ヶ浦地区の小学校統合することによりまして、5つの学校が廃校となったわけでありまして。

そういった中で、その施設を今後どう活用していくかというのは大変大きな課題でございます。

その考え方につきましては、先ほどお話ししましたように、まずは公共施設として、市民の利便性のために活用できるかどうかということをお優先にしながら考えていくという基本の中で、今回あらゆる民間活用も含めまして、公募、施設の調査をして、今次の公募を進めるべき準備をしているところでございます。

まずは、何といたしましても、市民の皆さんの地元のご意向等も踏まえまして、そういったものを踏まえた中での今後の利活用、売却、それから貸し付け、そんなことを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

敷地が借地となっている公共施設の中で、今後とも存続されるものと廃止していくものとを計画的に行うことが、公共施設等のマネジメント計画の中で示されておりますが、今回のこの廃校

活用ニーズの調査との整合性は考えておるのですか。お伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

廃校施設も、やはり公共施設用地の1つでございましたから、当然、基本的な考え方は共通でございますが、優先的に取り組むべき事項として、廃校の活用を位置づけて、このような形で先行して公募に踏み切った経過がございます。

ただ、その中でも、地域の懇談会ですとかワークショップ等を通じて、地元の皆様からいただいた意見等も反映させた中で、コミュニティの活用であるとか、そういったところを織り込んだ形での募集要項を作成をいたしまして、ただいま公募をしているような状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

私が話したいことは、公共施設等マネジメント計画というのは、先ほど市長から答弁があったように、全市の中の施設として必要なもの、それから地域で必要なものというふうに、めり張りつけていくということが、そのマネジメント計画の中で示されるべきことであって、それが廃校ニーズの調査と、本来マネジメント業務の中できちんと位置的なものとか、場所とか、物とかを要するに調整した中で示すべきことであって、廃校ニーズのほうが先行しているように思えてならないんですよ。

ですから、今度、廃校のほうが先に進んでしまって、後からマネジメント計画の中で、何か無理無理にそこにくっつけていくような計画になってしまうのではないかなということを、ちょっと危惧しているわけでございます。

1つ例を挙げますと、例えば戸沢運動公園も借地になっておりますけれども、年間180万円支払われておりますけれども、面積は1万9000平米で、ちょうど旧志士庫小学校の敷地面積と同程度であると思っておりますけれども、戸沢公園をお返しして、市の所有である志士庫小学校の跡地を運動公園で利用したらどうかと、これは1つの案でございますけれども、言いたいことは、公共敷地の公共施設については、近隣の所有地で既に役割を終えた、例えば廃校などの公共施設用地であれば、借地の公共施設を廃止・返還し、それにかわる市の所有地を有効利用することが必要ではないかなというふうに思うわけです。

そのために、要するに公共施設等マネジメント計画できちんと、市内の公共施設の全体像を、将来の全体像を示して、それからこう部分的に入っていくべきなのではないかなということでございますけれども、いかがでございますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ただいまの例示をいただきました戸沢運動公園でございます。

一方で、戸沢運動公園につきましては、一部が借地という状況でございまして、こちらを例示すれば、その志士庫小学校の全筆市で所有している土地と振りかえるような、大胆な置きかえも

できるのではないかというようなご質問だと思います。

そのような点につきましても、先ほど申し上げましたように、廃校施設をそのままの状態で保存しておくには、やはり経費とか、いわば地元の皆様の奉仕によって、草刈り等もいただいておりますけれども、労力と費用がかかります。

また、それをかけないと、非常に荒廃した状況になるというような懸念もございましたので、最優先で取り組みをさせていただいた経過がございます。

それを、ただいまのご提言のような形で置きかえてみますと、例えばその運動公園、これにつきましては全市的に借地が多いような状況になっておりまして、これは市の中心拠点や地域拠点といった土地利用構想を踏まえますと、この廃校は霞ヶ浦地区の縁辺部、いわゆるこの周辺部に位置しておりますから、それが全市的な運動公園施設としての位置として適当かというようなところを考えますと、施設としての有効性や機能性の面において課題が多いのかなというふうに考えられるところでございます。

そういったところを十分に検討しながら、現在、委員会のほうでも、FMの委員会のほうでも配置パターン等を検討いただいておりますので、そういった形で進めていきたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市の所有地が必要なくなったという理由で、普通財産にして民間に貸し出していることに対して、好ましいことと考えておりますか。

また、廃校跡地を貸し出ししようとする計画についても、あわせてご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

普通財産の扱いにつきましては、市長からの答弁にもございましたように、地方自治法の規定により貸し付けは可能であると考えてございます。

行政財産としての役割を終えたものにつきましては、当然のことながら普通財産に区分をされるものでございまして、次の用途が明らかに見込めず売却が可能な土地は、順次公売により競争入札を行い、売却を進めております。

一方で、公共施設の有効活用といった観点から、平成18年の地方自治法の一部改正によりまして、行政財産の貸し付けの範囲が拡大され、例えば庁舎の空きスペースなどを民間事業者に長期的に貸し付けすることが可能となっております。

このように、行政財産であっても貸し付けの対象とし、収益を得ていくということから、普通財産については貸し付けの対象とし、財源を確保していくことは、資産の活用といった観点からも妥当であると理解をしております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

県有地とか国有地についてはどのような扱いになっておるか、おわかりになればご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

国におきましては、国有財産法の規定によりまして、普通財産について地方自治法の規定と同様に貸し付けができるとされております。

また、茨城県におきましても、地方自治法の規定により、貸し付けを行っている普通財産はあるということでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

借地となっている公共施設用地の中で、今後とも継続的に維持管理すべき公共施設の用地を購入していくための財源とするためにも、必要なくなった行政財産は払い下げを前提として、原則競争入札により売却するべきではないかと思えます。

さらに、普通財産として民間等に貸し出しているものも、同様に売却し、財源に充てるべきというふうに、私は思いますけれども、市長の考えをいただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

必要ないものを売却すべきであるというようなことではございますが、一概には言い切れないものであります。基本的にはその土地の利活用に向けまして、さまざまな角度から検討していきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

なかなか、売り払うということに対しては消極的なのかなというふうに思いますけれども、私は売るものは売る、買うものは買うという、やはりめり張りつけたほうが、将来のためにはいいのではないかなというふうに思います。

ぜひ、その辺も、これからマネジメント計画の中でも、やはりきちっと示していただいて、そして、やはり市民にとって一番有効な方法というものを、これから考えていっていただきたいというふうに思います。

今回の、移りますけれども、公共料金の見直しを行っている必要性の背景には、使用料の不均等是正と受益者負担の問題をあわせて、使用料の減免、免除の課題があったと思えますが、公共料金の見直しを行った後、間もなく今回の再見直しをしなければならない理由、根拠についてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

公共施設の使用料の見直しにつきましては、今回の、以前に見直した実績につきましては、消費税の引き上げに伴う改定であったという理解をしております。

今般は、見直し案等を例示させていただきながら、地域の意見等もお伺いした上で、使用料条例として今回提出をさせていただいております。

以上のような理解でございます。

○議長（藤井裕一君）

ここで暫時休憩します。

約10分間休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時11分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

隣接自治体との公共施設の利用協定についてでございますけれども、新たに公共施設をつくるのが非常に財政的に厳しくなっている状況は、本市ばかりでなくて、どこの自治体も基本的に同じ状況だと思います。

相互に隣接自治体の公共施設が使用できることは、お互いの自治体にとってはメリットは大きいと思います。

協定関係にないこと、例としてあじさい館などの利用、近隣自治体、土浦市とか石岡市の方も多く利用されているというふうに聞いております。

メリットがあることが重要なポイントであることは当たり前ですが、実際に隣接自治体との交渉の機会を早急につくることが先決だと思います。

お互いの公共施設が、隣接自治体を含む広域自治体との連携により、相互に利用できる関係構築の重要性を、市は認識しているとのこと発言をいただきましたけれども、認識しているのであれば、なぜ実行しないのか。

さらに、多くの自治体が連携協定を実施しているわけでございますけれども、本市として、直ちに隣接自治体との公共施設利用に関する協定に向けた行動を起こすということが必要だと思いますけれども、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

私のほうで広域連携なものですから、ご答弁を差し上げます。

先般、櫻井議員にもお答えをしたとおり、今議員が申し上げましたように、非常に広域連携の重要性というのは認識をしております。

それは、各自治体においてもそういう考えであるということで認識をしております。

先般答えたように、この10月には、つくば市を中心とする広域連携の研究会が立ち上がりまして、その中で今後課題となる項目の抽出ということを挙げておりますので、その公共施設の部分についても大きな課題、議論になってくるといふふうに予測をしております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今、そういうふうに広域的な連携、協議が始まったということですが、具体的にスケジュールとして、いつから実際に共用できるようになるのか、その辺わかれればご説明いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

まだ10月での立ち上がりなものですから、今後、研究会の中でしっかり議論をして、来年のスケジュールの中でどういうふうに形をとっていくかということになります。

ただ、この形というのは、いろんな課題抽出的なものですから、すぐにそれが広域連携の施設の、それぞれの利用というわけにはいきませんので、一つ一つ前に向けた前進というものでご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

公室長のご答弁ですと、何か非常に大きな枠での広域連携という内容なのかなと。

私は、公共施設の相互利用の点でいいと思うんですよ。とりあえず、そういうところから始まっていったらいいのではないかなと。

ですから、もう市民の皆さん方は、すぐにそういう広域連携による隣接自治体の公共施設の相互利用というものを望んでおられるわけですから、何かそんな難しいことではなくて、石岡地区なんかもう始まっておりますけれども、そういう、こちらから土浦市なら土浦市に何って、同じにお願いしますよというような、そういう関係の協議でいいと思うんですよ。

余り大きく、大々的にどこまで広域連携をするのかなという、非常にテーマが大きくなってしまっているようなので、その辺、もう少し細かいところでやっていたら、もっともこの広域連携というのは、確かにおっしゃるような大きな部分だと思います。

ですから、それは私もわかりますけれども、まず望んでいることは、市民が望んでいることは、今すぐ公共施設を相互利用できるということに持っていっていただきたいということだと思いますので、その辺もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

何回もご答弁差し上げるようですが、大きな枠での課題も含めた中で研究会が立ち上がってお

りますので、そこはどのようなふうに進めていくかということで、ご理解をいただきたいと思
います。

個別的には、前向きな形で、それぞれでその事務担当レベルあたりでの相談というものは、進
めていきたいという考えでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、できるだけ早く公共施設等が、近隣市の公共施設がお互い利用できるように、早く、
とにかく進めていただきたいというふうに要望いたします。

それでは、大きな2番の千代田中学校存続、小中一貫校と地域コミュニティづくりの影響の重
要性についての再質問に移ります。

1番目に指摘しました、千代田地区、志筑小学校の統合が、地域住民の反対により余儀なく見
直しをすることになりました。

この見直しをしなければならなくなった小学校統合問題とあわせて、今さらでもない生徒数の
減少を根拠に、千代田中の存続を含む見直し論まで言及するに至りました。

志筑小を統合とする方針を見直ししなければならなくなったからと言って、なぜ千代田中学校
の存続問題を見直しまで持ち出したのか。

以前からわかっていた生徒数の減少は、正当な理由にはなりません。

坪井市長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご指摘のとおり、志筑小学校の見直しを明言をいたしまして、その課題、皆さんのご意見とし
ては小中一貫校のご希望等もでございます。そうなってきますと、中学校も絡んできます。

それから、学区の問題なんかもご意見として出ています。

そういったものを整理をし、市民の合意をつくって、しっかりとした方針で示していきたいと
思う中での、そういったあり方も考えるということをも明言したものでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

これまで、住民不在と手続の不備により、4小学校の統合の見直しを余儀なくする羽目になっ
たわけでございますけれども、二度と同じ間違いを起ささないためにも、小中学校の存続・廃止
については、地域住民の意向を反映した適切な判断が求められているというふうに思います。

今、市長がご答弁ありましたように、確かに重要な部分だとは思いますが、平成26年3
月に統合委員会の一時休止となったわけでございますけれども、その年の7月に坪井市長が誕生
したわけでございます。

その後、千代田中地区の統廃合問題の解決のために取り組みを何もすることなく、2年以上に
わたり棚上げしてきたことは、重大な問題であります。

就任当時から、志筑小学校を統合校にすることに反対する多くの地域住民の意向を尊重した対応を積極的に取り組んでいただければ、霞ヶ浦地区と同様に円滑な統合ができたものと思います。

平成25年の10月に、統合小学校の施設整備の再検討がなされました。

これは、新校舎の位置を千代田中学校とした場合のシミュレーションとして、統合フレームが示されました。

この内容について、坪井市長はご存じでございますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

統合委員会の資料の中で、拝見をさせていただきました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

この整備計画は、千代田中周辺に統合校をした場合、千代田中敷地内に統合の小学校等の建設や、中学校の空き教室を利用した場合など、具体的に幾つかのタイプが示されております。

その中には、小中一貫校とした場合も想定した計画案が示されております。

また、志筑小学校の校舎を教育施設として再利用する案、老朽化した千代田公民館としての利用や、歴史、文化、コミュニティ施設などの利用もありました。

何度も申しておりますように、統合校の位置を決定することが次の第一歩を踏み出すことになるわけです。

志筑小か千代田中学校周辺かの二者択一の選択が求められているのです。

こうした中で、志筑小学校を統合校とすることをほぼ100%諦めたとの答弁が、田谷議員の一般質問でもありました。

もうそろそろ、この辺で、最良の千代田中周辺にすると行ってしまったほうが、市長、気が楽でありますよ。

あしたからすっきりと眠れるようになりますよ。

ぜひ、市長の決断をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

田谷議員、それから設楽議員のお答えをしておりますように、また皆様のご要望もごさいますように、さまざまなご意見をいただいています。

そういう中で、その内容につきましては、やはり一貫校なんかの内容も入っていますので、教育委員会での議論、それから当然、統合委員会の皆様、大変なご心配をおかけして原案をつくってもらったんですが、教育委員会の意見、それから学区審議会においても、やはりルールに従ってご意見をいただいた中で、結論を出して示すというのが、私は筋だというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市長、今年度中に統合校の決定をする計画はありますか。お伺いたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

時期につきましてはまだ明言できませんけれども、早目に出していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

仮に、この統合校が決まった、決定したということで、開校までに何年かかるんですか。手続のスケジュール等も含めて、ご答弁いただきたい。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

開校スケジュールについて、事務局で考えているものについて申し上げます。

一般論でございますが、基本計画に1年、実施計画、これはいわゆる発注するための設計書ということになります。実施計画、実施設計に1年、工事が2年程度というふうに考えてございます。

ですので、オープンに際しましては、最短で5年ということを考えてございます。

ただ、補助事業ということを考えておりますので、当然、国・県への補助のつなぎということもございまして。

そういったものを抜かりなく行っていくとしまして、5年目のオープンというものが最短というふうに考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今お答えいただいたように、最短で5年ということでございます。

義務教育は9年間ですよね。この9年間の間に、人間の形、基本的な形ができ上がるんだろうと思っております。

そういう中で、子どもたち、また保護者の皆様は、一番本当に心を痛めていると思います。

学校はどうなってしまうのか、不安な日々を送っていると聞いております。

市の教育行政に対する不信感が募るばかりであると聞いております。

坪井市長は、地方創生を高らかに宣言し、全市を挙げて取り組んでいるにもかかわらず、統合校の位置も決められない。

行政に対する不満、不信は、その結果として地域外への住民の流出を招いてしまうことが懸念されております。

学校教育は、子どもファーストでなければならないと思います。

ご見解をいただきたいと思います。これは市長と教育長にお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変なご心配をおかけしております。

かすみがうら市の教育行政につきましては、教育長を中心にしっかりと進んでいるものというふうに理解いたしております。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

お答えします。

子どもたちに学力をつけるということ、それとあわせて豊かな心を育てる、この2本が基本中の基本であると認識して、今後ともこの方針を堅持して進めていきたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

何か、私の質問に全く答えていない。非常に情けないような答弁です。

本当に、この小中一貫校の話も、それから学区割の話なんかも、これは全て、統合校の位置が決まれば、私は解決していくものだと思いますよ。

どうして統合校の位置を、千代田中周辺ということにできないのか、本当に不思議ではないんです。

確かに市長、これは政治家ですから、いろいろやはり、鍵のかけ違いなんかもあるし、これはしょうがないですよ。

市長も選挙を戦って、当選されてきたんですから、一度落選ということもありましたけれども、また復帰してきた。

そういう中にいろんな思いがあったり、支持者の願いとかあったと思います。

ただ、そういうことがあったにしても、やはりこれは決意する、決断するべき時は来ているんですよ。

こんなこと、いつまでいつまで先送りにしていても、何の解決にもならない。

先ほど言ったように、本当に子どもと保護者の人たちが路頭に迷いますよ、本当に。迷っているんですよ。

自分の子どもをどこの学校に入れようかと、今悩んでいる最中なんですよ。

だって5年先でしょう。5年先の話なんて、それも最短ですからね。

実際に、だってこれ、市長が先ほど、私が今年度中にどうですかと話しましたら、いつになるかわからないという話。

こんなこと聞いて、子どもの教育なんかできますか。

情けないですよ、本当に。

この辺で終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時31分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

皆さん、こんにちは。

師走に入り、毎日寒い日が続いています。

平成28年は、自然災害が私たちの生活に大きく影響した年であったと思います。

8月16日から台風7号の影響を受け、1時間当たり降水量が土浦で65.5ミリを記録し、局地的非常に激しい雨を降らせました。

22日の台風9号では、龍ヶ崎市では東南東の風32メートル、最大瞬間風速を観測しています。

30日には、台風10号の影響を受けました。

各地で暴風雨による浸水・冠水、倒木による通行どめ、停電などの被害が発生し、市長を初め職員の方々の災害対応など、例年に増してご苦勞があったことと、対処・対応にお礼を申し上げるところでございます。

また、果樹、水稲、レンコン等、当市の特産品にも大きな被害をもたらしました。

台風の影響で東北、北海道の被害が大きく報道される中で、当市においても浸水や土砂崩れなど、被害を受けられた多くの皆様方にお見舞いを申し上げる次第であります。

平成28年第4回定例会にあたり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、加茂の工業団地内5ヘクタールの未整備地対策と周辺道路の整備についてです。

戸崎と加茂の一部の中学生の通学路が、40年間手が加えられず、中学生とその保護者の不安を何とか解消したいと考えてきました。

また、私が中学生ぐらいの時に整備が始められた加茂工業団地の中に未整備地があることを知り、これまた40年たって今なおという状況であります。

さらには、戸崎上稲吉線の歩道整備は、旧下大津小学校PTAが長年要望し続けてきた問題ですし、高校に通う子どもたちとその保護者の悲痛な思いでもあります。

そのため、市議会議員とさせていただいた平成26年第3回定例会から、この問題に取り組んできております。

ことし3月、土浦協同病院のおおつ野への移転・開院から、5月、環境科学センター連絡道路の全面開通といった大きな動き、また、国道354号線の混雑や人口減少抑制策としての企業誘致

や雇用の拡大といった市の課題、これらを総合的に考え、加茂工業団地5ヘクタールの未整備地対策と周辺道路の整備について、提案を何度かさせていただいてきております。

1点目として、加茂工業団地内5ヘクタールの未整備地があります。

地方創生の動きの中で、雇用の創出を坪井市長の目玉に挙げていますが、企業誘致に関する具体的な方策を伺います。

地方創生の動きの中で、人口減少の抑制や若者の定着には安定した雇用が必要であるとして、企業誘致や企業撤退などの抑制、雇用の拡大などのため、当市は固定資産税の免除、企業立地促進助成として利子補給、本社機能を移転することを条件に助成制度の拡充などの政策が展開されています。

加茂工業団地は、農村地域工業等導入促進法に基づき、昭和50年に線引きされた工業団地ということで、造成やインフラ整備は進出企業が行うことで整備されたと聞きます。

そのため、40年たった現在も数人の個人、法人所有者の未利用地が、正確には5.4ヘクタールあり、現状は山林、雑木林の土地で、企業が入ってくる場合は土地の造成、インフラの整備をしなければならない、そういう土地です。

昨年、団地内企業が、近隣の土地を買いたいと相談があった際、同企業の敷地内に未活用があり、交渉が不成立となったと報告がありました。

40年間企業進出がなかった、条件の不利な土地について、何らかの応援、価値を少しでも高める、投資を前向きにするような措置が必要と考えます。

2点目、企業の誘致に関連し、大型車両が往来する戸崎上稲吉線の拡幅や歩道の整備が必要と考えますが、進捗状況をお伺いいたします。

この問題は、高校生の通学の安全を危惧する地域住民から出ている問題でもあり、加えて加茂工業団地への移動の安全性を確保する意味からも、当市に有効と考えます。

環境科学センター連絡道の開通により、地域から2つの要望があります。

1つは、環境科学センター連絡道路を延ばして、戸崎上稲吉線を通し、水資源道路に結ぶ道路の整備です。

木に覆われ、真っ暗な中学生の通学路を拡幅することで、複数の効果があるものと考えます。

もう1つは、環境科学センター連絡道から土浦協同病院東側に直接入っていく道路の整備です。国道354号線の混雑緩和や緊急車両の通行にも有効と考えられます。

これまでも何度か提案させていただいてありますが、総合的に加茂工業団地の価値を高め、誘致促進の効果もあると判断できますので、その後の進捗状況をお伺いいたします。

次に、地域住民の安全な暮らしを守るための消防団を中核とした総合的な防災力の充実強化についてです。

東日本大震災、原発事故、集中豪雨、鬼怒川の決壊などの経験から、災害はいつやってくるかわからない。

安全神話の崩壊、想定外という言葉への落胆感、共通の認識かと存じます。

地域の安全な暮らしを疑ってかかると申しましょうか、地域を再点検し、子どもたちの将来に安心な暮らしを再構築を図らなければならない。そんな思いで、急傾斜地、河川冠水、霞ヶ浦の堤防問題など水防、地域の防災について議論をしてきました。

今回は、統合された消防団や、定着しつつある総合防災訓練などについて、相談といたしますが、意見される機会が何度かありまして、私なりに整理、勉強をさせていただきました。

平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されました。

東日本大震災でおよそ2万人の貴重な命が奪われ、その際、一生懸命活動していた消防団員、消防職員290人も死亡、行方不明になりました。

その後もおさまらない地震や自然災害の多発、そのような近年の体験から、一人一人の命を守るためにどうするか、これからのやり方を明らかにし、みんなでこれを実行しようというのが、この法律制定の目的ということでもあります。

そこで、合併後、消防団の統合再整備が図られました。

その後、平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、基本理念が示されています。

このような背景の中で、私たちの地域ではどのような体制が整備され、地域の総合的防災力の充実強化を図り、住民の生命と財産等を守っていくことにつなげているのか。

具体的な計画や役割分担、安全確保に対する変化があったのか、お伺いをいたします。

2番目として、火災の発生により、消火栓ホースの漏水などが明らかになる例を耳にしますが、適正な点検と結果に沿った器具、消耗品の整備更新が図られているのか。

具体的な管理更新計画があるのか否か、お伺いをいたします。

3番目として、地域消防団により、以前は消火栓や消火器の安全な使い方など訓練がありましたが、近年は地域の訓練が行われない状況です。

消防団の統合などで、消防団員と行政区長との連携がとりにくくなったことも影響していると推察できますが、地域住民の安全と安心な暮らしを守るため、一歩踏み込んだ議論と推進体制の整備などが必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、市の担い手となる若い男女の結婚を支援する（仮称）若者結婚支援センターの創設について、再度のお願いであります。

限界集落という言葉に代表され、空き家がふえ、農地や集落の維持を危惧する声が出ています。

今までは、跡取りの就職などで親と別生活を余儀なく強いられたり、住宅事情や親子仲などもあり、少し離れて生活したほうがよいケースもありました。

今は、地方ばかりではなく、都市においても地域共同体の維持を心配する声が出ています。

まさに少子高齢化、人口減少社会は、日本という国家の存続や民族の危機とさえ危惧する声を耳にする方も少なくないと思います。

私は、平成26年第4回定例会一般質問から、当市の人口減少の実態と、消滅自治体の言葉に代表される地方創生への流れについて折に触れ、質問し提案してまいりました。

また、平成26年9月の定例会から、少子化問題について、少子化対策に一番効果があるのは、若い人の結婚を促進することが一番効果があるとして、群馬県の赤い糸プロジェクトを例に挙げ、女性団体の方々のネットワークを生かした婚活支援や、年間300万円程度で運営している常陸太田市の結婚相談センターYOU愛ネットの活動を紹介しながら、必要性を訴えてきました。

順風満帆の家庭であっても、悩みは尽きないものです。

よいご縁に恵まれないため一人で暮らす方、親の面倒を一人で見るのは大変であり、私たちの

身近にも少なからずそのような方を目にする機会があるのではないのでしょうか。

子どもが成長し、結婚して家庭を持ってくれることは、親の喜びの一つと言えます。

親として、我が子を心配する声が私にたくさん寄せられております。

また、空き家が増加、集落を抜けるとか、祭りの開催が危ぶまれるとか、そのような経験から、いつ我が家が存続できなくなるかといった心配も切実なものになっています。

加えて、婚活事業を市の職員が現在行っていますが、職員の業務の中の1つとして、年3回程度の婚活パーティーを実施しているところではありますが、さまざまな業務の中の1つとして行っている中では、イベントとしての効果はあっても、成婚まで結びつけることは難しいと考えます。

日常的なサポート体制を築き、若者自身や親世代への相談体制までも整備して、少しでも地域不安の解消を図っていききたい。

当市には、それを後押しできる貴重な人材も、私はそろっていると考えています。

その道その道の市民総活躍の明るい地域づくりに向け、再度必要性を強く訴えとともに、市の政策として実践に移していただきたいと提案し、市長の英断をお願いするものであります。

最後に、地方創生事業の推進と市民協働のまちづくりについてです。

ことしの第1回定例会において、当市の人口ビジョンや地方創生総合戦略がまとまった折、幾つか質問をさせていただきました。

その際、人口減少を食いとめよう、若者の定着などを図っていこうという戦略が見られ、評価できる内容ではありますが、不満もあると申し上げました。

当市が進めようとしている交流センターを核としたレストラン事業、マルシェ事業、サイクリング事業など、これらを実践する未来づくりカンパニーの事業経営や子どもミライプロジェクト、マドンナプロジェクトなどなど、実践が進められています。

担当者も初めて経験の方もあり、ましてや地の利のない地域で事業を行う会社の皆さんは、大変なご苦労と存じますが、さまざまな意見や指摘もあり、事業の進捗状況を確認しながら、地域から愛され親しまれる施設や事業展開にするためにはどうすればよいか、そのようなことを念頭に質問させていただきます。

そこで、日本全国で地方創生の動きが進む中で、当市の地方創生に関する事業の進捗状況をお伺いいたします。

加えて、地域の自治力を高め、市民と行政の役割を分担した中で、協力し合って住みよいまちをつかっていく市民協働のまちづくりとの連動、連携について、どのように進めようとしているのかお伺いをいたします。

以上で私からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、企業誘致の方針については地方創生事業推進担当理事から、2番、戸崎

上稲吉線の拡幅について、3番、環境科学センター連絡道については土木部長から、2点目、防災力の充実強化については消防長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、(仮称)若者結婚支援センターについてお答えいたします。

前の定例会におきましてもご答弁をさせていただきましたが、本市では、出会いの場を提供することを目的といたしまして、平成27年度からカップリングパーティーを開催し、結婚支援を行ってきたところでございます。

また、事業を推進する上では、議員ご提言のように、支援センターの開設することによりまして、出会いの場、交流の場の提供となり得るということも理解しているところでございます。

支援センターの開設に当たりましては、個人情報の管理等の課題もあることから、課題解消に向けまして、近隣市町村や県内での相談センターを開設している市町村を参考にしながら、調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、4点目、地方創生事業の推進と市民協働のまちづくりにつきましてお答えをいたします。

本市は、昨年策定をいたしました創生総合戦略に基づきまして、雇用の創出、Uターン等による定住の促進、結婚・出産の支援、生活環境の充実の4分野において事業を進めております。

例を申し上げますれば、雇用創出に向けましては、企業立地優遇制度を拡充し、また、観光や6次産業の振興に向けた、かすみがうら未来づくりカンパニーを設立をいたしました。

Uターン等定住促進に向けましては、市内の中学校卒業生を集め、市内へのUターン就業を呼びかける、30歳の大同窓会を来年1月に開催するとともに、中学生を対象にいたしました、将来的な市内定住を促進する教育プログラムとして、こどもミライプロジェクトを来年2月に実施をいたします。

また、結婚・出産支援として婚活イベントの開催や、不妊治療費補助事業の拡充など、各分野において事業が開始されたところでございます。

一方、これらの取り組みにつきましては、事業を行うこと自体が目的化されてはならず、その結果は、地方創生につながる各種指標によって評価されなければなりません。

このような観点から、創生関連事業につきましては、その進捗を逐次把握しつつ、本来的な目的の達成に向けまして推進してまいりたいというふうと考えております。

市民協働のまちづくりの観点につきましては、市総合計画後期基本計画におきまして、みんなでつくる連携と協働のまちづくりの中では、施策として掲げているところでもございます。

市民協働のまちづくりの連携・連動については、市民と行政、そして市民同士がお互いにそれぞれの役割分担と特性を生かしながら協力をし、地域や社会の課題に取り組み、よりよいまちづくりを行っていくことが、協働によるまちづくりと考えております。

また、あらゆる世代が安全かつ安心して暮らせるための充実が必須であるというふうにも考えております。

市といたしましても積極的に取り組まなければならない重要なテーマでありまして、地方創生事業との連携を図りながら、事業を進めてまいりたいと考えています。

今後ともご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

[理事 西山 正君登壇]

○理事（西山 正君）

それでは、1点目1番、企業誘致に関する具体的な方針についてお答えいたします。

ご指摘ありました、加茂の工業団地内の3ヘクタールと2.4ヘクタールの民間所有地につきましては、これまで本市企業誘致ホームページ、あるいは県主催の企業立地セミナー等を通じまして、本市への進出や市内での生産の拡大を検討する企業へ積極的に情報提供を行ってまいりましたが、残念ながら、現時点におきまして誘致の実現には至っておりません。

一方で、今年度、市が新たに立地相談窓口を開設して以降、窓口のほうには市内外の企業から新たな工場用地の取得に関する相談がたびたび寄せられており、企業の生産・サービスの拠点として本市の立地の優位性は依然として高いと考えているところであります。

ご承知のとおり、今年度内に圏央道の境古河インターチェンジからつくば中央インターチェンジの間が開通いたします。

埼玉方面から本市への所要時間が大幅に短縮されることとなりますので、企業誘致の大きなチャンスになると考えております。

本市といたしましては、ことしの4月の条例改正によりまして、近隣の自治体を凌駕する好条件を設定した企業立地促進助成金などの優遇策を活用いたしまして、加茂の遊休地を含めた市内の空いている土地、空いている工場への企業誘致を促進していくことで、地方創生に向けた雇用の拡大に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

1点目2番、企業の誘致に関連し、大型車両が往来する県道戸崎上稲吉線の拡幅の歩道整備についてお答えをいたします。

さきの定例会でもご答弁申し上げておりますが、国道354号加茂入口交差点から南側の県道戸崎上稲吉線は、車道幅員が狭く、歩道も整備されていない状況であり、大型車両の通行も多く、歩行者や通行車両の安全を確保するため、早期の整備が望まれております。

市といたしましても、毎年、県議会土木企業委員会への要望や、定期的に開催している土浦土木事務所との意見交換会の際にも強く要望をしているところでございますが、優先順位もあり、現段階での整備計画の予定はないとのことでございます。

今後も継続して要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、1点目3番、環境科学センター連絡道の開通による、県道戸崎上稲吉線を通り水資源道路に結ぶ道路の整備と、環境科学センター連絡道から土浦協同病院に入る道路の整備についてお答えをいたします。

この2路線整備については、土浦協同病院の移転・開院に伴う周辺交通渋滞の緩和と、病院へ

のアクセス道路として、以前にもご提案をいただいているところでありますが、道路整備の趣旨を多方面から検討したところ、特に利便性や交通量、費用対効果の面において効果のある路線計画かと思われます。

しかし、現在、広域連携により土浦市おおつ野地区への広域道路として、土浦市の田村沖宿線へ接続する道路の整備を進めており、さらに千代田大橋から石岡市を通過し県道牛渡馬場山土浦線に接続する道路整備の計画が、石岡市との協議により進められており、財源的にも大きな負担を要する事業となります。

よって、現在進めている道路整備の進捗状況を考慮しながら、計画の検討を図りたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

2点目1番、具体的に計画や役割分担、安全確保に変化があったのかについてお答えいたします。

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災等の経験を踏まえ、また、近年、局地的な豪雨・豪雪や台風等による災害が各地で頻発し、住民の生命・身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大しているとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生が予測されている中で、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっているところでございます。

一方で、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会情勢変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっているところでございます。

このような現状に鑑み、住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されました。

この法律においては、地域防災力の充実強化に関する計画の策定、将来にわたり地域防災力の

中核として欠くことのできない、代替性のない存在である消防団の強化、国及び地方公共団体による消防団への加入促進、公務員の兼業の特例、事業者等の協力、消防団員の処遇、装備、教育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化など、地域における防災体制の強化について規定されています。

当市におきましては、消防団員の報酬及び費用弁償の引き上げや退職報償金の引き上げによる処遇の改善、また、デジタル無線機や防火衣の更新、救助用半長靴など、安全確保のための装備の拡充を進めてまいりました。

また、消防団員の確保につきましては、引き続き取り組みを進めております。

今後、当市の消防団活動の状況を踏まえて、必要な資機材につきましては計画的に整備を行い、消防団員の安全な活動と実践的な災害対応能力の向上を図ってまいります。

2点目2番、消火栓の器具、消耗品の整備更新が図られているのか、管理更新計画はあるのかについてお答えいたします。

市内には約1,000基の消火栓及び消火栓ボックスが設置されております。ボックス内には消防ホースが3本、口先、スピンドルドライバーが収納されております。

点検につきましては、地元消防団及び消防署で定期的に行っております。

点検方法としましては、目視による点検を行っております。

日本消防ホース工業会によりますと、消防ホースの設計寿命は、使用しない状態でおおむね10年を目安としており、使用した場合の耐用年数は6年から7年となっております。

現在、年間4基の消火栓を設置しており、消火栓ボックスを併設し、新しいホースを収納しておりますが、既存の消火栓ボックスのホースなどにつきましては修繕で対応しているのが現状で、更新計画等はありません。

議員からご質問のありました消火栓の消防ホースの漏水につきましては、初期消火用に設置されたにもかかわらず、漏水により放水に支障を来したなど、初期の目的を達成できていないことから、今後、消防ホースの更新につきましては、財政部局と協議してまいります。

2点目3番、消防団と行政区長との連携と、一歩踏み込んだ議論と推進体制についてお答えします。

消防団員は、自分たちのまちを自分たちで守るという使命感のもと、地域の防災リーダーとして活動を行っています。

特に、地域に密着した消防機関として、地域住民との交流を深めた地域防災力の強化は、災害に強いまちづくりの実践に欠かせないものとなっております。

行政区長には、団員の募集において協力依頼を文書にて行い、行政区の団員確保に一役を担っていただいております。

地域における消火栓や消火器などの訓練を通して、行政区長と消防団との連携が図れるよう働きかけを行い、区住民と消防団員が良好な関係を築きながら、地域住民の安全・安心につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

2回目の質問に入らせていただきます。

企業の誘致等について、窓口を開設して、相談がふえているということがありました。

ある企業が、1ヘクタール土地を探している。100人ぐらいの企業が移転したいという場合に、例えば当市にそういう相談があった場合、どこの部署でどのように相談に乗っていく流れになっているか、確認をいたしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

そのような進出希望の企業様がいらっしゃった場合は、まずは私ども地方創生事業推進担当のほうにご相談をいただきたいと思います。とっております。

私どもの部署の中に、立地推進のコンシェルジュということで、総合窓口をこの4月から置いております。

そちらのほうにご相談をいただけましたら、庁内の関係部署、例えば農林ですとか、農業委員会ですとか、土木のほうにも横の連絡をとって、連携して対応させていただく体制になっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

ワンストップでの対処ができる流れというような整備が図られていると。

ホームページなんかでも、情報の提供が見てとれます。

また、圏央道が年度内に完成するというので、埼玉方面から時間短縮があつて、チャンスと見てとれるというような話がありましたが、果たしてそう楽観視できるのかなというふうに、私は感じているんです。

企業誘致の促進策、助成措置、優位性は理解できますが、私は造成しなければならないという、このインフラも企業が整備を図らなければならない、そういった部分のほうを足を引っ張ってしまうのではないかと心配をしているわけです。

今ある企業内の空き土地、空き施設などの調査も実施すると、ことしの3月の定例会でお聞きをいたしておりますが、現状、まとまっているものがあればお伺いをしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

私どものほうで、市内の企業様、あるいは土地の所有者の方とお話をさせていただく中で、今

後企業誘致を図ることができる空き土地ですとか、空き工場の情報を収集しておくことは、先段の答弁のとおりでありますけれども、現状、なかなかそういった情報が集まっておりませんで、情報収集できたものについては、先ほど来お話をしております、私どものホームページのほうで公表させていただいておりますけれども、まだまだ十分な数集まっていない。

具体的に申し上げますと、今ホームページに空き土地として掲載されている案件が1件、空き事業所として掲載されている案件が1件ということになっておりまして、引き続き、これまで以上に積極的に、企業様のほうに出向いて行って、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

なぜこのようなことを聞くかと言いますと、私は市内企業と近い関係にある市が、そういう近い関係にある必要性があるというふうに思っています。

本社機能の移転などを条件にして、助成制度などがありますが、親切で真剣な動きが求められると考えています。

市の姿勢が認められるか否かにかかっているのではないかなと思うからです。

そのため、デスクワークよりもフィールドワークが重要ではないかというふうに考えております。

調査や相談、連絡、丁寧な対処をすることで、現在市内で活躍する企業の親会社であるとか子会社であるとか、関連の企業の立地を促すようなことでしか、条件不利の部分をなかなかクリアできないのではないかな、そういう考えを持っています。

電気、上下水道、排水、廃棄物の処理などまで、懇切丁寧な相談体制をしいていただき、信頼を勝ち取らなければ、立地まで行き着かないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

議員ご指摘のとおり、企業立地、企業誘致に積極的な自治体、しかもその実績を上げている自治体、全国的に見ますと、やはり既に立地している企業さんに、どれだけ積極的に足を運んで、そのふだんの事業の内容ですとか、あるいは行政に対する支援のニーズをくみ取っているのかと、そういった日々の活動が、新たな企業の誘致ですとか、今ある企業さんの生産用地の拡張などにつながっているというふうに認識しております。

そういった部分については、私ども、これまでの取り組み、まだまだ十分ではなかったと認識しておりますので、今後は担当職員もしっかりと配置をして、対応してまいりたいと考えているところです。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

引き続きというか、丁寧な仕事の流れを継続していただければなというふうに思うところでもあります。

次に、戸崎上稲吉線の拡幅、歩道の整備について再質問いたします。

優先順位、現段階での整備予定はなく、今後も継続して県に対して強く要望していくというようなことで、先ほどご答弁がありました。優先順位が上がるというようなことは、土木事務所の意見交換会などでのやりとりで、どんな条件というか、どんなことなのか、教えていただきたく存じます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

県におきましては、通学道路交通安全プログラムに盛り込まれた箇所を優先としているとのごとでございますので、ご指摘の路線につきましては、現在、先ほどもご答弁申し上げましたように、現段階での整備はないというようなことでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

3月の定例会で、国道354号線の工事が、ことしから32年完成予定で進められているというふうに聞いておりますが、国道優先という話もわからなくはありません。

通学路の、いわゆる交通安全プログラムというものはあるわけなんですか。

そこに載せられたというか、入っている、そういう道路というか、そういう規格というか、そういうものが優先的に進められるというようなことで理解したんですが、当然、戸崎上稲吉線、菅谷には県立湖北高校もございますし、下大津地区から、また牛渡地区方面から高校に通う方、特に多い、すごく多いということではないかもしれませんが、自転車で通っている高校生はおります。

ですから、そういった点も上につないでいただいて、また、我々地域住民、あるいは高校生を持つ親の連携とかで、例えば必要であるならば、署名活動でも何でもいたしますし、ご指導をいただいて優先順位を上げていって、計画の早期計画にのせていきたいというふうに思っているわけですが、ご指導いただけますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

やはり、地元の力というのは大きいものがあると思いますので、表面から交渉するのではなくて、ちょっとどのような最良な方法がよろしいのか、ちょっとお時間をいただきたいというふうには考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

これまで、やはりいろいろな高校生、中学生を持つ親の方々と話し合う機会とか、これまでもいわゆる水資源道路の信号設置の要望であるとか、土木部では私の考え、ご理解いただいて、水資源道路にこう、両方の山からせり出た枝が、地権者へ切ってくれというような通知を出していただいたり、また、なかなかできないものに、ひどいものについては対応していただいた部分もあるかと思います。

ご指導いただいて、最良、早いスピードでできるようなことをご指導いただき、そういう方向で一緒に進んでいければなというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、中学生の通学路の道に突き出た枝によって、真っ暗な道で、不法投棄もある危険な道というようなことで、地権者に対してこき払いなんかもしていただく、というようなことで、先ほど部長にお話ししましたように、ご承知の道が戸崎、加茂の一部の方々が中学校に自転車で通うのに、非常に環境が悪い道があることはご承知かと存じます。

深谷白井沢方面から水資源道路までの拡幅工事が完成しまして、水資源道路から南側の延長を求める声があるということで、先般、南側の道の要望をした機会があったかと思えます。

また、協同病院の開院から、行方方面からの混雑緩和を図る観点、あるいは安飾地区、志士庫地区方面から国道354号線を通らずに協同病院に入って行けるようなアクセス道路の整備を提案、要望をさせていただく機会がありました。

加えて、環境科学センター連絡道から協同病院へのバイパス道路を提案させていただいたこともあります。

小美玉、石岡、土浦とかすみがうら市で広域連携の形で、道交付金事業により、神立駅方面からアクセス道路事業が行われております。

また、坪井市長の公約の1つでもあり、私も26年第4回の定例会で要望しました常磐線の跨線橋が、石岡市との間で協議進行中とのことで、喜ばしいところと考えております。

けれども、広域連携で考えられることは、神立駅方面ばかりでよいのでしょうか。

私は、霞ヶ浦広域バスを協力して支えている行方、土浦両市とかすみがうら市の間で、さらに道交付金などの事業などで連携を図っていくべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

現在進めております道整備交付金におきましては、土浦市の田村沖宿線への接続の連携、さらには千代田大橋の延伸、ご指摘の路線につきましてはもう既に石岡市と合意をしまして、詳細なルートを選定に入ることになってございますので、今後とも引き続き緊密な連携をとりながら、事業は進めてまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

私が聞いているのは、霞ヶ浦広域バスの組み合わせ、土浦市、行方市、かすみがうら市で新しい広域連携で、道交付金事業などを取り入れて道路整備をしていくようなことはどうかというふうなお考えを聞いております。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えいたします。

現在、先ほど土木部長から答弁がありましたように、石岡、当市、土浦というふうに広域連携の道路を整備をしている中であります。

まずはその充足をして、それからまた違った広域連携道路というものを考えるべきではないかなというふうに思っています。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

坪井市長が、企業誘致に積極的に取り組んでおられる姿を見て、地域の課題、市の課題でもある加茂工業団地の未利用地解消による雇用の拡大など、地域要望の強い協同病院へのアクセス道路の新設など、私の頭では、企業の助成措置を準備しても、活用してくれる企業がなければ意味がないように思えます。

投資を促進する手だての1つとして、周辺道路の整備を図ること、立地企業の移動の安全であるとか、時間の短縮の効果を上げていくことなどが、私の頭では考えられることなのですが、また、地域住民の安全な暮らしと、国道354線の行方方面からのアクセス工事など、総合的に戦略が必要ではないかと考えておりますが、この地域の課題克服を含めまして、今のやりとり聞いていただいて、坪井市長のお考えもお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、加茂工業団地につきましては、これまでも企業立地の促進の助成、具体的には山田製薬なんかやって来た経緯もございまして、実績上がっております。

また、現在、正式には表面に出ておりませんが、進行している企業等もございまして、そういった中で進めていきたいというふうに思っています。

下大津全体から考えますと、非常にあの地域は、今お話ありますように354号線の交通量がふえてきたり、あるいはまたおおつ野の協同病院の移転によりますその影響が出てきたりということで、一定の通過交通でありますけれども、そういったところは出てきたのかなと思っています。

そういう中で、いかに企業に来てもらうような立地条件、道路であるとか基盤整備であるとか、下水道であるとか、そういったことについても検討しながら進めなくてはならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今、人口減少時代の中で、大変な苦慮しているわけでありまして、ご指導いただきながら、よりよい地域づくりのために努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

2018年に茨城県で、第17回の世界湖沼会議が本県で開催されるというようなことで、サテライトというような形で、環境科学センターなりあじさい館なり、そういったものが候補の1つに挙がっているというふうにも聞いてもござひます。

地域の道路環境の整備を、さまざまな動きの中で総合的に、強力に推し進めていただけるように要望をしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、地域住民の安全な暮らしを守るための消防団を中核とした総合的な防災力の充実強化について再質問させていただきます。

この法律の趣旨にのっとり、消防団員の処遇改善、団員の安全確保のための防災着などの消防団員の安全確保に取り組んでいるというようなことで、団員の安全な活動と実践的な災害対策能力の向上を図っているという答弁がありました。

私も、33歳の時から消防団に入団をさせていただきました。

当時、私は仕事プラス県の青年団の活動を7年ほどやっていて、ちょうど役が終わって、地域に帰ってきた時だったわけなんですけれども、8年間、かすみがうら消防団の第1分団第3部で消防団の活動をさせていただく機会に恵まれました。

当時は放火が頻繁にありまして、出動する機会が多く、全焼事故などもあり、大変な仕事だなと感じ、防災無線の音に家族中が傾聴するというか、そういうような緊張した生活でした。

私たちの団は、毎月第1日曜日に水出し訓練、13日、23日に夜警パトロールや行政区の住民を対象とした消火栓とか消火器の実技訓練は二、三年に一度、先輩の指導で行ってきたということでもあります。

当時は、消火栓を要望するというようなことと、設置された消火栓のボックスの中にいっぱいホースを入れたいというようなことで、ホースの要望などをしておりました。

操法大会も出て行って、私たちの第1分団は全国大会に出場するような機会にも恵まれました。

また、中継訓練なども実施し、当時は何年かに1回だとは思いますが、文化財を守ろうというような訓練なんかも行われていたというふうにも記憶しております。

地域の中で、充実した活動が図れたなということを思っております。

また、集まった際の仲間との語らひは、地域の一員として、また地域の裏方として喜びもありました。

一度入ったばかりに、住宅火災に出動しまして、一生懸命消火を、新米の2人でこう筒先を持って、一生懸命消したわけなんですけれども、突然風向きが変わりまして、もう少しで消えるという時に逆風になって、げほんげほんというようなせき込んだ経験があります。

幸い、近くにいた安飾の当時の副団長の岡田さんという方が駆けつけてくれて、ホースをこう

広げるように使うんだというようなことを教えていただいて、訓練でやったことではあったんですが、慌ててしまって対応できなかったというようなことで、消防団員としても危険性は身をもって体験したことがございます。

消防協会の資料によりますと、平成7年に約97万人の団員がいたんだと。今は二、三年前の記録で86万人に減少したとありますが、当市の団員数の推移など、教えていただきたいと思います。

また、処遇の改善、報酬などの処遇の改善が最近変化があったということでございますので、あわせて教えていただければと存じます。

○議長（藤井裕一君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

団員数の推移ですけれども、正確な数字はないんですけれども、平成18年、17年に市町村合併でかすみがうら市になった段階で660名、定数でおおむね660名はありました。

現在、ことしになって、ことしの4月1日で555名というようなことで、年々減少しております。

ということで、660名の定数を、2年前、定数条例の改正をお願いしまして、605名ということで、現在605名の定数となっております。

ですから、ここ10年で660から555に減少している状況でございます。

もう1点、処遇の改善につきましては、先ほど答弁でお答えしたとおり、費用弁償の増額と、あと年間報酬の増額、いずれも議会等で承諾を得ております。あと退職金の増額と。

あとは、装備としましては、消防団車両全車両にデジタル無線の装備と、あとは各分団の幹部に携帯無線の装備というようなことで、昨年度6000万くらいかけて装備を行っています。

また、災害現場に行く防火衣ですけれども、今まで銀色だったんですけれども、周りの消防団等も考慮して、最新式の防火衣を各分団1車両につき5着ずつ支給し、さらに防火衣、手袋とか長靴等、処遇改善を現在行っている状況であります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

処遇の改善について、消防団員の地位向上にもつながるということで、歓迎したいと思うんですが、あと、最近、警報機の取り付けとか、そういう回覧なり広報なりチラシを目にしております。

大変ありがたいと感じているところでありますが、団員が減少傾向であるということで、団員募集も含めて消防団のPRなど、特に最近の動きがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

お答えいたします。

消防団の啓発広報活動といたしまして、ホームページはもちろんのことでございますけれども、毎月の

広報紙とか、今回、来年の成人式等でチラシの配布とか、文書による行政区長への協力依頼というようなことをやって、消防団の入団促進を図っています。

また、防災訓練や各種イベントなどで消防団員の活動内容を紹介し、消防団に対する地域住民の理解を深めながら、引き続き入団促進に努めてまいりたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

2点目に移りたいと思います。

消火栓のホースが漏水して、使用に支障があったとのことですが、この問題は、私、安飾地区で火災があった折に、非常に強く意見をされたということがありました。

この問題に突き当たって、予算の獲得というのに当たっていくというようなことではありますが、なかなか難しいかなということも考えているんですが、この問題に突き当たって、市の対応・対応に変化があるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時06分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ご質問にお答えをいたします。

財政の協議、予算査定のほうになろうかなというふうに思っていますが、必要なものは予算を査定するというような状況で、担当のほうもそれぞれに考えながら進めているところでもありますので、その中で、例えば大きく変わるというようなことがあれば、スクラップアンドビルドの精神でおりながら予算査定を対応しているという状況でもあります。

処遇の改善、先ほど消防長のほうからも、いろいろ装備品等の、備品関係の装備を拡充するということでもありましたものですから、考えとすれば、必要なものは予算をつけていく。

また、その中で大きく変わるものがあれば、それほどこかで整理をしながら、予算の獲得にしていくというような状況だと思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

あと、先ほど答弁の中で、消火栓が今約1,000基、市内に設置されている。ボックスもそれに付随して1,000近くあるというようなことでもあります。

ホースは耐用年数が10年というようなことで、大体近くというか目安になっているということですが、ほかの市のホームページなどで見ますと、耐圧点検というようなことをやって、もつかもたないかというような取捨選択みたいなことをしているというようなことも書かれていたわけですが、実際、消火栓、設置が新しいと新しくないでは当然違うと思いますが、市内の平均的な消火栓の中に何本ホースが、貯蔵というか備えつけられているのか、大体平均的なもので、わかる範囲で教えていただければなと思います。

○議長（藤井裕一君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

お答えいたします。

消火栓ボックスは、基本的に3本です。

無理やり入れれば4本も入りますけれども、基本的収納ホースが3本という限定になっております。

それと、耐圧試験につきましては、土浦市、石岡市、消火栓ボックス等はございません。

ですから、耐圧試験というやつの部分については、プロ消防、消防署ですけれども、消防署が耐圧試験をやって、ホースが使える使えないの状況を判断しているというようなことで、近隣の市町村で消火栓ボックスのホースの耐圧試験というのは、余り聞かないことになっています。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

3本しか入らなかったんでしたっけ。

うちの脇のボックスは5本入っているように感じているんですが、その設置した年々で違うんでしょうか。確認したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

新しいホースですと、3本が限界だと思います。

もう10年も20年もたっている古いホースですと、5本は小さくなっていますから入りますけれども、基本的には、消火栓ボックスの収容本数は3本となっています。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

耐圧検査は、かすみがうら市、土浦市でも石岡市でも消火栓にホースが設置されていないから、そういう点検はしないという答弁でよろしかったですか。ホースの点検はしないということで、

わかりました。

私、いざというときのための装備品だというふうに思っているんです。

実際、そのいざというときが、いつになるかというのはわからないわけですが、やはり安食での、安飾地区での火災の時に、非常に穏やかな方ではあったんですが、近所の方から、何だよこのという感じで、いろいろ強く意見をされたわけです。

ですから、もし備えつけてあるものが使えたならば、あるいは3本しかなくても、つないでほかのホースを持ってきて、こう使えたならばというようなことは、きっと近所の人たちはすごく感じた例だったのかなというふうに思っているんです。

できれば、この消火栓の、いつ取りつけたかは、かすみがうら市で記録なりあるんだろうと思うんですが、ホースの、いわゆるいつ設置したかとか、そういったものを更新管理台帳のようなものをつくっていただいて、いざというときに使えるような、そういうことはできないもののかなということ、その話を聞いた時に思っておりました。

また、その私の先輩が言っていたのには、例えば公民館であるとか、安飾地区の公民館に5本でも6本でも、新しい使えるものがあれば、あるということが地域の了解としてわかっていれば、走って行っても軽トラでも、みんな近所の人が回れたんだよというようなことを言っておられました。

何とかそういう、いざというときのために、予算あるいは貴重なお金ではあるんですが、なぜ設置したかというのは、そこで暮らす人のいざというときのために役立つように、お金をかけて設置したんだと思うんです。

しかし、そのいざという時にホースが漏水して使えなかったでは、残念というよりほかはないのかなというふう感じたものですから、何とかこの定期的な更新なり、悪くなったものを、古いものを交換していくの、そういう仕組みというか回転をつくってもらえないかなというのが、私、その被害を受けたご近所の方との話し合いの中で感じたことなんです。

坪井市長、いろんな面で予算は要求されることが多くて、その調整というのは非常に大変であるというのは承知はしているんですが、補助金がつくとか交付金がつくとかという、意外と予算はつきやすいんですけども、経常的な経費である部分に対して予算組みというのはなかなか、新しいものというのは難しいというふうに、私も承知はしているんですが、そういったところをご心配をいただいて、今の私のお話なり、消防長とのやりとりの中でご配慮を賜ればありがたく存ずるわけなんです、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

消防、防災、いざというときに本当にその役割が果たせるのが一番であります。

ご指摘いただいておりますように、消防ホースにつきましては、備品の中でも、消耗品ではないにしても、やがては劣化してくる、そういった性質のものでございますので、何らかの形で、1,000基あると大変な、膨大な数でありまして、私も認識上の数で、それぞれの消防団、消防署の皆さんのご苦勞に対しても本当に感謝を申し上げたいと思いますが、何らかの形でその点検をできるような仕組みとか、それから予算の更新の少し見直しとか、そういった部分も含めまして、

少し研究をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご指導賜りますようお願いしたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

私、市の防災に対する考え方、真面目な動き、そういったものが市民に伝われば伝わるほど、市長が日ごろよくおっしゃっている、市民協働のまちづくりというのは進んでいこう。

もし、市でなかなか一生懸命予算調整しながらやってきても、消防ホースの更新は年幾らだとか、年に何本程度だとかというようなことが、一般的に市民一人一人に伝わるようなことがあれば、行政区の幾つかとか、防災に関心の高い行政区などは、使えなくなりつつあるものであるならば、区費を投じてでも3本全部かえてしまおうかと、2本しか南部にはことはかえるものが持っていけないだけけれどもという場合、3本じゃ1本は区でかえてしまおうとか、いろんなそういうような、市長がよくおっしゃる共助とか、そういうようなことも行政区とともに生まれてくるのではないかなというふうに私は思っておりますので、真摯な前向きな話し合いをお願いし、ぜひとも、何本でもこういうふうな更新計画に沿ってやり始めたんだというようなことを、広報、PRできるような、そういうふうにしていただければな、ありがたいなというふうに感じております。

次に移ります。

私、何度かこの問題やってきているんですが、市の担い手となる若い男女の結婚を支援する若者結婚支援センターの創設について、再度、今回お願いをさせていただいております。

確かに、個人情報保護というのは大事なことだと思います。

しかしながら、地域づくりにはおせっかいな人、またそういう人の愛情とか、そういうものが必要ではないかなというふうに思っております。

縁結びの神様のご協力などをいただいて、ぜひとも少子高齢化、人口減少、この課題を克服するために、女も男も、若者が将来に夢を持って生活し、出会い、結婚し、子どもをもうけ、我が子への愛情を日々感じ、暮らすことができる、それが私は地域の特効薬だというふうに思っております。

赤ちゃんの笑顔、子どもたちの元気な声で、地域がさらに明るくなるのではないのでしょうか。

坪井市長のリーダーシップに期待をし、要望とさせていただきます。

最後になりますが、次に、地方創生事業の推進と市民協働のまちづくりについてであります。

るる先ほどご回答をいただきましたが、未来づくりカンパニーの具体的な動き、実践などについて教えていただきたく存じます。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

○理事（板垣英明君）

お答えいたします。

未来づくりカンパニーの展開する事業の実績につきましては、先般宮嶋議員の一般質問にお答

えしましたとおり、地産地消のレストランなどの順調にしている事業もあれば、ライドクエスト、またマルシェなど、まだまだ軌道に乗り切れていない事業もございます。

いずれにしましても、3年目の自走化を目指しておりますので、今現段階では足場固めをしている段階というふうに理解していただければと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

サイクリング事業の進めてきているものがあるかと思うんですが、ことしは夏に台風があつてというようなこともあつたかと思うんですが、自転車、当市に何台ぐらい準備して、この事業にどれぐらいの予定を立てて取り組んだのか、確認をしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

○理事（板垣英明君）

お答えいたします。

交流センターに今置かれています自転車のほうは、平成27年に市で購入した大人用の12台、これと合わせまして今回未来づくりカンパニーのほうでライドクエストを始めるに当たり、新たに30台、こちらを購入し、合計で42台、現在あります。

カンパニーで購入しました自転車につきましては、女性用が10台、また子ども用が10台、大人男性用、大人用が10台となります。

こちらにつきましては、年間計画で、休日の1日最大利用者数にあわせて購入したものでありますので、実施には必要な台数というふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

最大利用者数、大体42人を予定したということによろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

○理事（板垣英明君）

最大利用者数なんですが、年次的に見込んでいますのは、2016年が休日が15人、2017年、来年25人、2018年30人ということで、この30人にあわせておりますので、ただ、こちらについては男女、大人、子ども別がよくわかりませんので、こういう台数になったということでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

男女比率であるとか、子どもの割合であるとか、いろんなケースが考えられますので、決して買い過ぎたとか、無駄になるようなことではないんだらうというふうに思うわけですが、交付金でやっていることだらうと思うので、市民の直接的貴重な税ではないという考え方がそこにあるのかなというふうに思うんですが、国からの交付金であるということと、市民からの税というか一般財源を使うということと、無駄とかと考える考え方は一様ではないのでしょうか、どうなんでしょうか。お伺いします。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

○理事（板垣英明君）

お答えいたします。

確かに、こちらの30台購入につきましては、加速化交付金、国10割、こちらのものを活用しております、来年以降になると、こちらがなくなってしまうので、3年後の最大のものにあわせてこれだけの数を購入させていただいたということで、ご理解いただければと思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

若干、意地悪なような表現になってしまいましたが、私は未来づくりカンパニーあるいはこの地方創生事業を担当している人たちは、大変だなというふうな思いがあるんです。

先ほども言いましたが、地の利がないところでその事業を運営するというのは、なかなか大変だろう。

地方創生の担当者に、私、前にリフレッシュしてほしいなという思いもありまして、行方市で行われた、小樽市の職員でスーパー公務員として知られた、現在東京大学の木村教授さんの講演が行方市で行われた時に、誘わせていただいて、3人一緒に聞くような機会を持ちました。

また、増田寛也さんの、この間、水戸プラザで会計士協会の講演会の時に、誘ったりもしたんですけども、行くようにもうしてあるよというようなお話をいただいて、大変ありがたく、力強く感じたわけなんです。

今、歩いていると、未来づくりカンパニーの看板というか、地域の歴史的な場所であるとか、地域特産品などの案内もできるような看板が多数設置されて、地方創生事業を具体的に動きがあったという実感が伝わってまいります。

実際に、かすみがうらエンデューロの際に、土産物というかフルーツの詰め合わせなども販売して、PRにはつながったと思うんですが、その際、なかなかこう、気持ちのやりとりというか、連絡が急だったとか、いろいろ調整不足もあって、何か不快感を持った商品の提供者もありまして、私に幾らかの意見がありました。

そういった点、お聞きになっていると思うんですが、対処のほうはどのようにお願いできるでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

○理事（板垣英明君）

お答えいたします。

たしか、フルーツの果物の盛り合わせとかを作製する際に、果樹観光協会とかレジャー農園とかにお邪魔しまして、調整のほうをさせていただいたんですが、ちょっと行き違いがございまして、果物の種類とか、その辺の数とかでちょっとありましたので、そちらについては後日、ちゃんと訪問のほう、私のほうで訪問をいたしまして、おわびのほうは申し上げております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

心の底から怒っているということではないと思うんです。

地域の田舎と、やはり町場の人とのコミュニケーション不足も手伝って、互いの常識というか、そういうものがうまく重ならなかったのかなというふうに考えております。

理解をし合って、進めていければなというふうに思います。

1点だけ、マルシェ事業について、今後の動き、具体的なターゲットであるとか、戦略的に進めることが大事だと私は思っているんですが、プランがあればお聞きしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

○理事（板垣英明君）

お答えいたします。

マルシェ事業につきましては、ことしちょっと思うように計画が進まなかったんですが、現在、交流センター1階のほうの販売スペースの整備のほうを、ちょっと進めているところでございます。

年度内には整備のほうができるかと思えます。

また、交流センターとあわせまして、マルシェ事業の6次産業化のジャムとかそういうものを開発しまして、その販売はeコマース等を通じて、広く販売をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

なかなか、かすみがうら市の真ん中であるとか、出島地域の真ん中であるとかという地域であれば、供給者も、マルシェに出す人たちもいるのかもしれないんですが、どちらかと言えば霞ヶ浦沿いで、佐賀地区ということで、地域に野菜づくりであるとか何かというような方の協力を受けないと、日常的な商品というのはなかなかそろわないのかなというふうに、皆さん心配をしているものですから、できるだけ近場の人たちのご理解をいただいて、協力をいただけるような動きをしていただければなというふうに思っております。

最後、要望とさせていただきたいと思えます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

先ほど、無駄遣いという話をさせていただきましたが、大変申しわけなく思っております。

子育て中に、私たちはこの世の全てのことが、子育て中に子どもを叱るとき、あるいは諭すときに、この世の中で関係ないということはないんだよということを、私よく言ってきたんですが、多分、無駄だということもまたないのかもしれない。

無駄にするのは、知恵を働かせない人なのではないでしょうか。

経験、体験を生かすことで意味を持ち、次のステップにつなげていくことができるのではないかなというふうに思っております。

地域住民、行政、議会が協力して、双方向を目指しているのが、あるべき姿ではないかと私は思っております。

お互いの立場、意見に違いはありますが、議論をし合って、結果につなげていく。そんなかすみがうら市のまちづくりが進められればなというふうに思っております。

ちょっと長い話になってしまって恐縮ですが、以上で私の28年第4回の定例会での一般質問、終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、明日12月13日定刻より各議案に対する質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時34分

平成28年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第6号

平成28年12月13日(火曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	齋藤邦彦
〃	主任	青山哲士

議事日程第6号

日程第 1 議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について
議案第71号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定について

議案第72号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

議案第77号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第78号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定について

日程第2 議案第82号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について

議案第71号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定について

議案第72号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

議案第77号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第78号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定について

日程第2 議案第82号 市道路線の認定について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

日程第1 議案第70号ないし議案第72号、議案第76号ないし議案第79号及び議案第81号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第70号ないし議案第72号、議案第76号ないし議案第79号及び議案第81号の8件

を、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これより、各議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず、議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について、質問いたします。

まず、第1に、市民から提出されました請願「公共施設の使用料の有料化、引き上げ」に関する請願書、この引き上げに反対するという署名です。1,600名近く集まったというふうに思いますが、これに対する市長の見解を求めます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料に関する条例の質疑のうち、1番、公共施設の使用料の有料化、引き上げに反対する請願についてお答えをいたします。

公共施設の使用料につきましては、合併当初から施設間の不均衡が課題となっておりまして、行政改革大綱におきましても負担の公平の観点から、受益者負担の適正化を目指すこととしております。庁内組織を中心に見直しの検討を進め、昨年度から地域に出向いて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供をしながら作業を進めてまいりました。

そうした中、ご質問の請願が提出された経過となっておりますが、説明会などを通じましても、市として目指している健康づくりや生涯学習の推進などの施策についても、市民レベルで実に多様な活動が熱心に展開されていますことを改めて認識をいたしました。

このようなことから、より多くの市民の皆様とともに市の施策の推進が図れますよう、見直しの内容の再調整を行いまして、料金体系の不均衡の是正を図りながら、説明会でいただいたご意見、請願の趣旨などを踏まえました条例案を提出させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

受益者負担の原則、不均衡ということであったが、さまざまな健康づくり、そして多様な積極的な活動がやられているので、見直し、再調整したということでもあります。

再調整の問題なんです、今度の2番目のほうの質問です。

使用料の額について、新旧対照表があります。なかなかわかりにくい。相違点の特徴とか、無料から有料になる施設とか、逆に、有料から無料になるとか、条件が65歳以上の高齢者の場合とか、そういうことはもろもろ入っているかと思うんですね。

この前、公共施設使用料等の見直し、説明会の開催があったというふうに検査管財課のほうから全協で資料が出されました。

そうしましたら、開催日時が25日と26日。25日は昼と夜、26日は夜ということで、3回だったんですね。集まった方が、66人ということになっているようであります。これでは、十分に再調整した中身が、サークルやそういう市民団体に十分に周知されていなかったという結果になったのではないかなというふうに思うんですね。そこで説明会の資料を私、いただきました。これ、説明会の資料についてまだまだ市民の皆さんが、こういう活動をなさっている市民団体、サークルの皆さんがわからないと思いますので、その立場で説明をしていただきたいと思います。

まず、料金の額が非常に皆さん、気になっていますので、それについて説明をいただきたいと思います。

すみません、この説明資料をもとにやっていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、お答えをいたします。

使用料の額についての質問ということで、お答えをいたします。

公共施設の使用料の見直しにつきましては、同じような使い道、規模の施設があっても、料金の異なるものが多くあること、さらには、使用料の設定がないいわゆる無料施設の存在といった不均衡の是正とともに、施設サービスを利用される方とされない方の公平性の確保といった課題に対応するために、検討を重ねてきたところでございます。

また、こうした検討の進め方としましては、庁内における協議、議会の総務委員会や全員協議会への説明、市民への周知といった流れを基本として対応をまいりました。

初めに、使用料の額につきましては、算定基準を明確化するため、標準的な施設の種類ごとに維持管理費などにに基づき、単価を設定し、施設の老朽化度に応じた調整、現行の額からの激変緩和の調整、施設間の調整などを行い、算定をしたものでございます。

この基礎としました維持管理費などについて具体的に申し上げますと、屋内施設のうち、会議室類につきましては、千代田公民館と働く女性の家、体育館は深谷にございます体育センター、屋外施設のグラウンドについては同じく深谷にあります多目的運動広場と宍倉の戸沢公園運動広場にかかる経費を基準といたしました。体育館やグラウンドなどの照明設備の使用料につきましては、器具の消費電力量をもとに算定を行いました。

また、現状で雨漏りなど老朽化の見られる千代田公民館や勤労青少年ホームなどの一部の貸し出し区分については、額の引き下げや現行額を基準とする調整を行っております。

次に、市内外の使用料設定でございます。これにつきましては、当初は同一とする案も検討しておりましたが、昨年度の説明会においていただいたご意見も踏まえ、市内の使用料は引き下げの調整をし、市外の使用料は市内の1.5倍とすることといたしました。

さらに、営利目的での使用や塾や教室的な使用に対する取り扱いについても、これまでのご指摘を踏まえ、運用方法を明確にし、規定の使用料の2倍や5倍といった額とするものでございます。

今回の見直しによりまして、無料から有料になる施設ということでございますが、代表的なものとしていたしましては、働く女性の家と勤労青少年ホームでございまして、公民館施設などと同様

に、使用料の定価を設定させていただきますが、使用料の免除、減額の制度も設けることといたしております。

また、個別の使用料について、代表的な施設の種類別に改正前後の市内使用料の比較を申し上げますと、屋内施設のうち、会議室類では千代田公民館が値上げとなるのに対し、霞ヶ浦公民館では値下げ。体育館につきましては、照明使用料を含めて比較をいたしますと、B&G海洋センター、わかぐり運動公園体育館はそれぞれ値下げ。屋外施設のうち、多目的なグラウンドなどでは、わかぐり運動公園や第1常陸野公園が値上げとなるのに対し、霞ヶ浦地区の多目的運動広場や戸沢公園運動広場は値下げとなっております。各施設の市内使用料の定価の改定割合を試算してみると、現在の無料施設も含めて全体で約84%となりまして、全体的には値下げになるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

全体的に市内と市外の差を出したというのと、営利目的な場合は2倍から5倍、無料から有料になっているのは働く女性の家と勤労青少年ホーム。ただし、免除規定があるので、この免除を設けることができた。代表的なものについてはちょっとメモがなかなかとれませんでした。あとでその回答書をいただきたいと思います。いずれにしても全体の最初の価格から考えると、値上げが千代田の地区は大体値上げだけれども、霞ヶ浦地区のほうは値下げになっているようだというふうに感じました。全体の最初の予定よりも、再調整した中身としては84%ぐらいの価格に落ちついたというふうな答弁かなというふうに思います。

それで、同じように、今、免除というか減免というか、その件についてやはり一番いろんな活動をやっている方の心配というか、この料金の値上げに対して基本的に自分たちの活動が非常に大変になる危険があるということで、今、非常に心配しているわけですね。それに対して、市民活動の推進のための特例というのが設けられております。これについて、詳しく説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

市民活動の推進のための特例について、お答えをいたします。

先ほど施設サービスを利用される方と利用されない方との公平性の確保ということで、いわゆる受益者負担の原則の考え方を申し上げましたが、公共施設の利用の中には私的な利用ばかりでなく、公共的、公益的に利用をし、活動されているものもございまして、こうした利用への対応のため、従来から使用料の免除、減額の制度が設けられ、運用されてきましたが、この制度も施設によって取り扱いが異なるという課題がございました。

また、市長からの答弁にもございましたように、使用料に関する請願ですとか昨年度の説明会のご意見などを通じまして、市民レベルの活動においても市の施策目的に合致をした活動が行われていることが改めて確認をできたものでございます。

このようなことから、従来からの使用料の免除、減額の制度を統一するとともに、市民活動の推進のための新たな制度として、健康増進や福祉、次世代育成、生涯学習の推進など、市の施策目的に合致する活動を行う同好会やサークル等につきましては、塾や教室的な形態でないことなど、一定の要件に該当する場合に現在の実負担と変わらずに施設をご利用いただけるよう、受益者負担の原則に対する特例として各施設共通の市民グループ等の登録制度を設けることといたしまして、広報8月号において周知をさせていただくとともに、10月の説明会においても説明をいたしました。

説明会の中ではご指摘ありました内容かと思うんですが、この登録に当たっての収支決算などの作成が困難であるとか、提出の必要性がどうなのかというようなご意見をいただきましたが、会費等の費用を徴収して運営している場合、その収支に関しては会員間で共有をされていると考えていたものでございまして、登録に当たって提出をお願いする理由といたしましては、営利目的でないこと、塾や教室的な利用、いわゆる月謝でないことなどを確認することが目的でございますので、必要事項をなるべく簡単に記入いただけるような書類とするよう考えております。

また、説明会の参加者が少ないであるとか、周知が足りないなどといった意見もございましたが、今回の条例や関連する規則など制度がまとまりましたら改めて説明会などを計画していく予定としておりまして、利用団体への通知など十分に周知ができるよう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、使用料の額についての質問の中でお尋ねのあった、有料から無料となる施設ということでございますけれども、使用料自体を無料とするわけではありませんが、使用料の設定があつて、免除の対象が市や国または他の地方公共団体が主催する行事のために使用する場合に限られていたところ、特例制度による免除が適用となる施設としてやまゆり館がございまして。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

簡単に言うと、減免については市民レベルの活動で、広域というか健康づくりだとか生涯学習に関係するとかそういう同好会的なもの、サークル、それについては、特別な特例としてこの免除、減額の対象とするということだと思います。ただ、今言った予算、収支決算についてはなかなか大変かなというふうに思っておりますが、なるべく簡便にするという話だったと思います。

それと、この減免の問題については制度がまとまったら改めて説明会を設けたいということも言われたかなというふうに思います。

それでは、次に、議案第81号です。

議案第81号は、第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定についてということであります。私もいろいろと勉強会に行く機会がありまして、総合計画の基本構想については、財政計画が必要だということが言われております。私、インターネットで日野市の基本構想とか国立市の総合計画など見ましたら、やはり財政見通しまたは一般会計の財政計画、収支見込みですね。これがきちんと出されているんですね。そういう意味では、当市もこういう財政計画、見通しをつくるべきだと思うんですね。そういう意味では、この財政計画についてはどういうふうな考え方でい

るのか、財政計画をつくる気があるのかどうか、これを加えて質問したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいまの総合計画の中の一般会計の財政計画の記載がないと、作成すべきではないかというようなお質問でございます。

市の政策事務事業につきましては、財政計画が伴うことはご承知のとおりでもございます。総合計画につきましては、基本構想、基本計画、実施計画で構成をしております、今回ご提案させていただきましたのは、このうちの基本構想でもございます。

基本構想は市の将来の姿について、将来都市像やまちづくりの基本理念、基本目標を示しているものです。また、実施計画は基本構想にかかげる将来都市像の実現に向け、基本計画に示した施策を実施するために、毎年策定をしております。

向こう3年間を計画期間といたしまして、ローリング方式によって見直しを行い、基本計画の実効性の確保を図るものと位置づけをしております。実施計画の具体的な内容は、政策経費の事業ごとに事業内容を示し、3カ年の事業費を明確にしたもので、毎年の事業計画及び予算編成の指針としております。

以上のように、基本構想では財政計画の記載はしておりませんが、実施計画において年度ごとの事業費を算出しておりますので、その実効性は保たれているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私は今、3年の計画で具体的なものがあるからつくらなくてもいいということ聞いたわけじゃないですよ。そんなのわかっていますよ。10年間ですよ、総合計画って。だから10年間の中身でどうなのかということが必要だと言っているんですよ。答弁になってないですよ、これ。3年間ローリングって当たり前じゃないですか。実施計画が出たら。ただ、10年間ですよ、これは。答弁になっていないと思うんですよ。改めて答弁してください。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時26分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいまの財政計画ということでもございます。ただ、10年間の財政計画を策定するに当たり

まして、数値的なものが異なるという懸念がございますので、その点につきましては参考資料という形でご提出をさせていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、それ、よろしく願いいたします。

それから、人口予測の問題がちょっと気になったんで質問したいと思うんですが、今回の基本構想の中で、将来の人口予測について、平成38年の将来の人口についてはかなり減るということなんですけど、それを……ちょっと数字のほうは書いてあるんで、いずれにしても、1,000名を抑制するというふうにあるんですね。その具体策がどういう対策を練っているのかということなんです。

実は、平成18年の3月の総合計画では、平成27年度の人口予測を4万6100人と設定していたんですね。それが現実に国勢調査で4万2173人ですよ。そうすると3,927人減っているわけがあります。そういう意味では、かなり現実と違っている。逆に、人口問題研究所が試算した数字よりも、平成27年当時、これでも減っているんですね。ですから、1,000人を抑制するというための施策についてはどのようなものが具体策についてはあるのか、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ご承知のとおり、将来人口推計につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が平成24年に公表いたしました数値がございます。当市におきましては、かすみがうら市人口ビジョンにおきまして、出生率の向上、定住促進に関する総合戦略を展開することで、平成72年の総人口3万人を維持するとして、社人研の推計値よりも5,000人の減少を抑制するとしてございます。

このことから、総合計画における10年後の人口フレームにつきましては、それぞれの数値を平成38年で算出し、1,000人の抑制とさせていただいたところでもございます。

具体策は何かとご質問でございますが、総合戦略では人口ビジョンの目標値を達成するため、安定した雇用の創出、交流人口の増加、結婚、出産、子育ての支援、定住促進、転出者等の抑制を基本目標として、それぞれの施策を位置づけてございます。

総合計画におきましても、この総合戦略の施策を取り込んでおり、まちづくりの基本目標には、安全で快適に暮らせるまちづくり、未来を担う若者を育むまちづくりを掲げており、第2次総合計画における人口減少対策の姿勢を明確にしながら事業の実施を推進してまいりたい、そういう考えでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

やっぱりアバウトですね。やっぱり具体的なものが、当市の特徴というか、これが違うと。ここが見えないですね。ここが違うんだということがやっぱり大事だと思うんですね。今のはどこの行っちゃって同じですよ、今の答弁だったらね。どこの市だって同じです、どこの市町村でも

同じということなんですよ。

それから、施策の方針について7つの課題があります。自然の恵みを享受できるまちづくり。2番目に、産業の振興で活力あふれるまちづくり。安全で快適に暮らせるまちづくり。健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり。未来を担う若者を育むまちづくり。豊かな学びと創造のまちづくり。みんなでつくる連帯と協働のまちづくり。7つあるわけだね。

今の1,000人の人口減を抑制するために、この7つをやりますよという、私が答弁したって同じですよ。これも、私は具体的にその方向性についてお尋ねしたいんです。ご答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

基本構想は市の将来の姿について、将来の都市像、まちづくりの基本理念、基本目標を示すものとしてございます。また、その方向性を記述しております。構想の実現に向けた施策は、基本構想で示しており、基本構想の策定に合わせ、前期5カ年の基本計画として策定をするところでもございます。

ご質問の7つの基本目標ごとに具体的な施策を策定するものであり、今回の議案別冊の第3編からの前期基本計画で詳細にお示しをしております。

将来人口のご質問で答弁させていただきましたが、少子高齢化、人口減少の時代を迎え、安全・安心に暮らせる住環境の確保、子育て、若者支援が重要な施策ではございますが、そのほかにも福祉、教育、環境、産業などの各分野の施策を総合的に進めて、将来都市像の実現に向け、取り組んでまいるという考え方でもございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

次に、4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

おはようございます。

通告に従いまして、議案第76号 平成28年度のかすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について、質問させていただきます。

私が今回質問させていただきたいのは、総務費、空き家調査業務委託900万円についてであります。

地域住宅支援交付金450万円と一般財源450万円を財源としたところだと思っておりますが、この時期に来まして、平成28年度予算として繰越明許費まで計上をして、補正予算で事業を実施するというようなことかと存じますが、この時期になってやる合理的な理由を教えてくださいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご質問のありました空き家の調査費用につきましては、平成29年度事業として市の実施計画に

位置づけをいたしまして、社会資本総合整備交付金（社総交）でございますが、これの空き家再生等推進事業、補助率50%の事業を活用するために、平成29年度の当初予算に茨城県住宅課を通じ、国へ要望していたところでございます。

本年7月に安倍首相より経済対策についての指示が出されたことから、国から追加補正の要望取りまとめがございまして、財政担当の政策経営課とも協議をいたしました結果、市区町村の責務でもある空き家等の実態把握を早期に進められること。1つとして、国に対し平成29年度の概算要望書を既に提出をしていたことから、今回の補正予算の事務手続に対応できることなどの理由から、要望をいたしまして、このほど内定が得られたことから、計上をさせていただいたものでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

29年度予算として予定をしていた事業であったというようなことかと存じます。

当市では、25年の8月に区長の協力をいただいて、空き家の調査をして、当時216軒ぐらいの調査報告がまとめられたというようなことがあったかと思うんですが、そのように3年前からこの事業に取り組んできたことかと思うんですが、今回の事業実施が私たちの暮らし向上にどういうふうに市民生活に返ってくるのか、そういった点、教えていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

平成27年5月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法、こちらが全面施行をされましたことから、空き家等の実態把握や利活用の促進など、空き家等対策に関する必要な措置を講ずるよう、市区町村の責務が明確に示されたところでございます。

今回の調査内容につきましては、法にのっとった形で老朽化等による建築物の安全性、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、個別の空き家等の状態を外観目視による調査を実施するとともに、市民の生活環境の保全や、空き家等の適正管理、また、住宅施策としての利活用の促進など、今後の空き家等対策を総合的に推進していく上での基礎資料となる重要な調査であるという認識をしております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

私、前にこの空き家の関連質問させていただいて、今は固定資産税の通知の際であるとかに空き家の法的な変化であるとか、そういったものが送られてきているなどというのは報告も受けましたし、感じていたことであります。市区町村のいわゆる責務が新しい法律でなったということで、確認をさせていただきました。

3番目として、委託先として想定される業種などを教えていただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

今回の調査に係る成果といたしましては、電子地図データをもとに、空き家等の位置情報をGISで管理し、所有者や調査結果の情報なども盛り込んだ作成をするということを想定してございますので、地理空間情報を効果的に取り扱うことができる業種といたしまして、測量コンサルタント業や地図製作会社などが想定をされるところでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

基礎調査ができて、この調査終了後の展開、予定されているようなものがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

平成29年度中に本市の空き家等対策法を効果的に推進していくため、法務ですとか不動産、建築にかかわる専門家、また、議会や市民の代表者など、関係部局を含めて構成した協議会を設置したいと考えております。

この協議会では、今回の調査結果を踏まえ、特定空き家等に該当するか否かのご意見ですとか、立ち入り調査の方針、また、特定空き家等に対する措置の方針、こういうものを協議していただく場となっております。

また、法で定めております市区町村の役割であります空き家等対策計画の作成及び変更についての協議など、幅広く専門的識見を持つ方々からご意見等を伺いながら、本市の空き家等対策に係る体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の質疑を終わります。

通告外は受けませんので、お願いします。

以上で、議題となっている各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている各議案については、議長を除く全議員で構成する平成28年第4回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成28年第4回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室で委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

なお、委員会終了後、議場にお集まりをいただきます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時59分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、平成28年第4回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので、ご報告いたします。

委員長に、中根光男君、副委員長に、櫻井繁行君。

以上のとおり当選された旨報告がありました。

日程第 2 議案第82号

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第82号 市道路線認定の件についてを議題といたします。

本案に対する質疑通告はありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている議案については、産業建設委員会に付託いたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

委員会の審査及び議案等の調査、研究のため、明日12月14日から21日までの8日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次回の本会議は、来る12月22日、定刻より各案件に対する委員長報告、討論、採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時00分

平成28年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第7号

平成28年12月22日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	代表監査委員	瀧ヶ崎洋之君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦
〃	主任	青山哲士

議事日程第7号

日程第 1 議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について
議案第71号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定について

て

- 議案第 7 2 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 6 号 平成 2 8 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 7 8 号 平成 2 8 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 9 号 平成 2 8 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 1 号 第 2 次かすみがうら市総合計画基本構想の制定について
- 日程第 2 議案第 8 2 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 請願第 4 号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書
- 請願第 5 号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願
- 請願第 6 号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書
- 請願第 7 号 霞ヶ浦南小学校プールの環境改善を求める請願書
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 7 0 号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について
- 議案第 7 1 号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 7 2 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

- する条例の制定について
- 議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第77号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第78号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の制定について
- 日程第 2 議案第82号 市道路線の認定について
- 日程第 3 議案第55号 平成27年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第56号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第57号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 請願第 4号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書
- 請願第 5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願
- 請願第 6号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書
- 請願第 7号 霞ヶ浦南小学校プールの環境改善を求める請願書
- 日程第 6 委員会発議第2号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）
- 委員会発議第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書（案）
- 委員会発議第4号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書（案）
- 日程第 7 委員会への調査付託の件
- 日程第 8 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、去る12月6日に配付いたしました平成28年第3回定例会会議録の一部に誤りが発見されましたので、正誤表をお手元に配付しておきました。

なお、会議録の原本及び議会ホームページに掲載いたしました会議録データにつきましては、既に訂正しておりますことを申し添えます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴受け付けの際にお渡しをいたしました傍聴証の裏面に記載をされております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

日程第 1 議案第70号ないし議案第72号、議案第76号ないし議案第79号及び議案第81号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第70号ないし議案第72号、議案第76号ないし議案第79号及び議案第81号の8件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これより各議案に対する委員長の報告を求めます。

平成28年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成28年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成28年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

おはようございます。

平成28年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年12月13日に付託された議案第70号ないし議案第72号、議案第76号ないし議案第79号及び議案第81号について、12月14日に市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第70号は異議があり、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

また、議案第72号、議案第76号ないし議案第79号は異議なく、原案のとおり可決すべきものと、議案第71号及び議案第81号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

ただいま議題となっている各議案の審査は、議長を除く全議員をもって構成する特別委員会に付託をいたしましたことから、先例により、委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

○議長（藤井裕一君）

これより議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

地方自治法、同法第244条では、公の施設を住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設としております。ここで重要なことは、この施設を住民が利用する目的が住民の福祉を増進するためと限定されていることであります。加えて重要なことは、その利用に供するための施設という点であります。つまり住民の自主的な目的と意思によって利用されることが必要であります。これは設置主体である地方自治体が公の施設を市民が積極的に利用できる条件を、機能的にも行政的にもつくっておかなければならないということにも通じるわけであります。したがって、公の施設には、受益者負担の原則はなじまないと私は考えます。公平性についても利用する市民と利用しない市民を対立することも問題であります。有料化や使用料の引き上げは、市民の負担を強め、公の施設の利用を制限する結果となります。

霞ヶ浦地区旧出島村では、公民館を核とした地域コミュニティーを構築して、さまざまな活動を行ってきた歴史があります。一方、千代田地区旧千代田町は、市街地の人口急増で、市街地の住民は、地域コミュニティーよりも公の施設である勤労青少年ホームや働く女性の家が使用料無料であったこともあり、この施設を軸に自主的なさまざまな活動、文化、スポーツ、この市民活動が盛んに行われてきた経過があるのです。

年1回や2回の個人的な集まりであれば使用料の負担はやむを得ないでしょうが、サークル、文化、スポーツ、ボランティア活動等々として継続的に活動するには、使用料の負担は大きく、自主的な活動が難しくなってしまうことは明らかであります。使用料の免除、減免についても、さまざまな制約があり、市民団体の皆さんの理解を得られているとは思いません。利用者、市民は現状で困っているわけではありません。もう一度改めて広く説明会を行い、市民、団体などの皆さんの意見を聴取すべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

議案第70号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

この条例は、合併以来10年に及び放置されてきた千代田地区と霞ヶ浦地区の公共施設の利用料の不均衡を是正し、かつ受益者負担の原則を明確にするために利用者に応分の負担を求めるという2つの目的で提起されたものです。しかし、その内容を広報紙や説明会などで公開した後に多くの市民から反対の意見が寄せられ請願も提出されました。それを受け、これまで無料で利用できていたグループに関しては同じ負担で使えるような減免措置を盛り込み、議案として提出に至りました。

当初案では、一部施設では値上げとなるものの市全体としては値上げとなるため、市民活動へのブレーキとなることも考えられましたが、市民からの反対意見を受け、市の推進する施策に合致する活動を行うグループであれば減免あるいは免除するという減免規定が盛り込まれたことにより、市民活動の促進へと転換されたことは評価すべきだと思います。しかしながら、その減免の要件が非常に限定的であります。その要件とは、5人以上の構成員がおり、月に1回以上の活動をしていなければならない、さらに団体の規約または概要書、活動実績書、会計決算書などの書類を提出しなければなりません。

それでは、団体に加盟していない市民はどうなるのでしょうか。年に数回しか行わないグループはどうなるのでしょうか。憲法第21条では集会の自由を保障しています。集会の自由は基本的人権であります。誰もが自由に集い、議論し、発表し、楽しむ権利があります。では、この大切な人権、集会の自由を実際には誰が担保すべきでしょうか。それは市民との接点である地方自治体にほかなりません。市は、市民が自由に集う権利をサポートする大切な役割があるのです。したがって、例えばトレーニングマシンやカラオケ機器など特別な設備は別として、単純に会議室を利用するような活動に関しては、お金がある人もない人も等しく利用できる条件を整える責務があると思います。そういった観点から考えれば、本議案の減免規定は不十分と言わざるを得ません。

利用料金を整備しつつ市民活動を推進するという方向性は間違っておりませんので、市の執行部におかれましては、集会の自由を十分に考慮し、より多くの市民が積極的に利用できるように改めて再提出をしていただきたいと思います。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

反対の討論をさせていただきます。

まず第1番目に、利用者説明会の案内の件です。この点については、昨年開催された案内参加者に対して、さまざまな意見がありましたけれども、その案内者に対して通知が完全にされておりません。また、説明で、議決後に各団体に説明するとしておりますけれども、提案段階で市民に説明し、そして、整理し起案していくことが筋道であるというふうに思います。

また、先ほどもありましたが、減免措置につきましては、これは市が認める団体加盟組織は、これまでの利用者に無条件に減免措置を付与し、各窓口で簡便に、速やかに認可する仕組みにすべきです。そしてまた、この減免措置、市民活動の推進のための特例のほうですが、条例第5条は、4、団体構成は10人以上というふうにしています。ところが参考資料には、団体は原則として5人以上、あるいは、社会教育関係は2人以上としています。なにゆえに社会教育関係は2人で、社会福祉関係が5人なのか。条例は10人以上を明記し、運用は5人あるいは2人なのか。この条例の不備を、あるいは間違いを訂正するのではなくて、条例と異なる運営を何ゆえに説明していくのか。不備な条例を無理やり押し通す方便ともとられかねない内容であります。高齢者社会福祉関係者は、5人を超えるまで会員をふやしなさいとでも言うのでしょうか。理不尽であります。考え方、基準を整理していくべきであり、提案されている条例は、逆に現場を混乱させる内容を持っています。

続きまして、昨年の説明会において、働く女性の家の使用者の声を初め、丁寧に利用者の声を聞けば、おのずと人数制限は入れるべきではなく、市民の活動を積極的に支えることこそ行政にとって求められる内容であるというふうに思います。

次に、利用者は施設の新旧にかかわらず同一の利用料金の設定を求める意見が多く聞かれます。整備基準を定め、整備計画を作成し、全施設において良好な施設として使えるようにすることこそが行政に求められる内容であるだろうというふうに思います。各団体は会費で運営しており、安い施設へ移動しなさいということにもなりかねません。また、料金が1時間単位で設定されています。利用者は2時間あるいは3時間単位で活用していく利用者が多い状況があります。料金設定の利用時間設定は、利用者の意見を行政は丁寧に聞き取り、そして、それを設定していくことが必要だというふうに思います。これも検討課題です。

なお、逆西地区は、市の方針により地区公民館活動が開始され、推進組織が立ち上がっています。にもかかわらず地区に公民館はありません。公民館委員会はその都度、場所を探し、やまゆり館で施設があいているにもかかわらず、公民館活動は働く女性の家を使うようにとの対応も聞いています。まず、働く女性の家を、暫定的であれ下稲吉中学校地区公民館施設に設定していく、そういうことが行政には求められているのではないのでしょうか。やるべきことを整理していく必要があります。

次に、市内外の料金を統一するということについては、市民の方々の意見を取り入れ、そして訂正をされているということについては、これは評価される内容があるというふうに思います。ただし、さらに進んで、隣接する市の共用の具体的な策を検討していく内容があるというふうに思います。

そして、最後になりますが、5年間をもって改定するというふうにしています。これは、述べてきましたように、課題が山積みしている条例の導入に当たっては、少なくとも年度ごとに検証を加え、そして、良好なよりよい方向に向かって検証を加えていくことこそが必要なのではないのでしょうか。

今、かすみがうら市は、少子高齢化の中で公共施設の再編成の時期を迎えています。公共施設の効果的活用と維持管理計画に関する調査研究報告の第5章、かすみがうら市における公共施設のマネジメントのあり方に示されている公共施設マネジメント基本方針に立ち戻り、早急に庁内

横断的な検討を進めるために推進組織を設置し、全庁を挙げての取り組みを進める。事務局を市長公室に設けて、かすみがうら市全体の公共施設の利用について、その案をつくっていくときを迎えているというふうに思います。

以上をもちまして、この議案につきましては、さらに継続して検討を加えていくということを求めて反対意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

議案第70号について、反対の立場から討論いたします。

この条例提案は、市内の公共施設全ての使用料単価の一括した均衡を図り、16%値下げ提案して、さらに利用者、団体の利用料免除制度を設ける条例案とのことであります。しかし、この条例案が目指す本来の取り組みは、私たちの公共施設が30年、40年とたつ老朽化に修繕など、次世代の子どもたちに大きなツケを残さぬよう、公共施設を経営的に管理、最適化しようというファシリティーマネジメントの取り組みであったのではないのでしょうか。先ほど申し上げたとおり、この実質的な提案は、霞ヶ浦地区と千代田地区の料金の均衡を図っているのみに至ったような内容でございます。

私は、これまで再三、公共施設の管理の経費をバランスシートとして検証すべきと訴えてまいりましたが、今回の提案の使用料算定には、対象経費として私たちの公共施設が建つ土地の借り上げ料などは含めないとのことであります。その土地の経費が問題外に大きい金額であるとのことで、実際の我々が施設の使用料として安価な金額であることから、収入見込みであることから、そのバランスシートの収入支出のバランスが著しく欠けてしまうからという執行部の説明であります。そのバランスを保つために、これまで使用料以外のお金をどういった必要性で私たちの税金が補填されてきたのか、その補填の効果と理由を市民に認識していただくことこそが次世代の子どもたちに大きなツケを残さぬ務めではなのではないのでしょうか。ファシリティーマネジメントの取り組みなのではないのでしょうか。

市長は、市民協働、自助・共助・公助といったポリシーを掲げるのならば、耳ざわりのいいことばかりを並べてはならないと思います。こういったご時勢だからこそ市民と一緒に地域の将来に希望を持つとともに、今回のような憂慮することも市民とともにしっかり膝を交えて憂慮することも必要なのではないのでしょうか。本来の目的を見失った当市の公共施設マネジメント管理では、地域の将来を担う子どもたちの笑顔にとっても顔向けできません。

具体的な新たな料金設定にも問題が見受けられます。一例を申し上げますと、野球場のナイター照明使用料が、隣接する土浦市の神立球場においては1時間4,320円、石岡市の柏原工業団地内の野球場では1時間5,400円という内容に比べ、当かすみがうら市は従来1時間当たり、近隣より若干安く設定していた3,997円という現行の料金を70%も下げ、何ゆえこのような1時間1,280円と著しく無用に単価を下げ、将来を担う当市の子供たちに、さらに大きなツケをふやしているとのことであります。このようにわか鉛筆をなめたような単価に下げても、利用者がさらにふえるというものではないと皆さんもお察しできることでありましょう。

また、この改定においては、市内と市外の料金設定を設けておりますが、現在の利用実態にお

きましても市内在住者の名義を用いていることが多く、実際の市内、市外の利用者を今後管理することは非常に困難な実態でもあります。

このような実情から、今回の公共施設利用の減免制度の審査も非常に困難であり、事務の負担も著しくふえ、利用者の減免適用の差別であつれきを残す懸念もこの条例提案ははらんでおります。さらに、別件申し上げますと、働く女性の家や勤労青少年ホームは、その施設の名前から推察できるとおり、特に市街化区域に住むサラリーマンなどの給与所得者が、特に納税の割合が多いことから配慮され、一部の設備を無料で利用できる公共施設であります。そのように霞ヶ浦地区においても千代田地区においても、公共施設の当初の目的と、これまでの慣例、ローカルルールを尊重して、施設ごとの利用者の平均階層を十分配慮し、公共施設用地など大きな経費への補填実態も市民の皆様にご認識いただくことが将来負担として必要な責任であります。

そのことから、この70号のような一括提案では煩雑な審議となってしまいます。公共マネジメントのポリシーと照らしながら、市内全ての各公共施設ごとに条例提案をすべきであり、段階的な使用料の改定を各施設の利用者の皆様方に合意いただいて進めるべきであります。

このようなこの70号の提案内容では、日々発する当市の新たな行政需要として、今定例会でも出ております南小学校のプール水温管理の問題や千代田地区の学校統廃合、さらには新たな東西幹線道路計画、神立駅周辺整備など、直面する課題の予算確保に影を落とします。

依然続く景気低迷や少子高齢化の進捗に当市の将来の人口と財政計画を憂慮すれば、今現在の市の全ての事業を維持していくことは大変大きな、困難な課題であります。まさしくそういった憂慮を市民の皆様にもご理解、合意をいただきながら、市民のご負担と当市の事業のバランスを管理することがこの今回の公共施設のマネジメントの運営目標であると存じます。

皆さん、公共施設を使い続ける私たちのかわいい子どもたちのために、かすみがうら市の将来に希望を持つために、これら課題へもっと真剣に向き合って考えようではありませんか。このような一括提案の煩雑な内容のまま拙速に認めて、地域の将来を担う子どもたちの笑顔に顔向けできますか。いまだ学校統廃合を慎重に取り組んでいるのでありますから、この公共施設料金も広く市民の皆様にご協働として真摯に取り組んでいただくべきであります。私は今回の70号議案のような市民と将来を担う子どもたちと地域の将来を置き去りにしたままの提案には到底賛成できません。

議員諸公、皆様のご理解、ご賛同をお願い申し上げます、私からの反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第70号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

[小座野定信議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第71号 かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第71号 かすみがうら市千代田講堂の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の討論をいたします。

従来の社会教育法にも準じた利用者に加え、市外の各種団体や営利を目的とした事業、個人などにも利用できることについては、異論はありません。しかし、使用料については、かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の規定によるとありますので、同意はできません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

私はこの議案第71号に対し反対の立場から討論いたします。

さきの委員会報告、そして、その委員会の審議におきまして私は担当課に、千代田公民館の講堂が社会教育施設という枠から外すのかということに対し、その内容を認めるところでありました。しかしながら、私はこれまで、この千代田講堂が社会教育法の第23条におきます政治的な利用に対しての制限、こういったものにしっかり照らし合わせて運用しているかということを確認しましたが、非常に実態として、政治団体で通知を発送した内容の会合などが開かれ、抵触していると私は指摘したにもかかわらず、非常に曖昧な答弁でありました。それを今回、社会教育施設から外すという条例提案、これはすなわち今回の改定の前の利用について、その社会教育法の禁止事項に抵触しているということを確認するものであるということとさせていただきます。

今回の審議において私は、我々議員としては、日ごろの活動が議員活動なのか政治活動なのか、そして選挙活動なのか、こういったルールがありますけれども、私は当然、市の職員であれば法令遵守の立場からこれらについて明快な説明があるものと存じましたが、至って曖昧で、至って曖昧どころか理解をされていない、すなわち法令遵守に至っていないということと解釈いたしましたので、私は、今後そのようなコンプライアンスでは運用が非常に厳しいと、問題があるとい

うことを申し上げて、反対の討論とさせていただきます。

議員諸公のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第71号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第72号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第72号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第76号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第76号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

[小座野定信議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第77号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第77号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第78号 平成28年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第78号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第79号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第79号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第81号 第2次かすみがうら市総合計画基本構想の策定について、反対の立場で討論をいたします。

総合計画は、今後10年間のかすみがうら市の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であります。基本構想は、当該自治体の目指す将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示すもので、建築や都市の開発、設計の一過程で企画、事業実施のための概念や理念、計画や事業全体のガイドラインを示すものとなっております。

私は13日の本会議で、財政計画において一般会計の財政計画、収支見込みの記載がない、作成すべきではないかとの質疑に対して公室長は、参考資料として提出すると述べましたが、いまだに提出されておられません。向こう10年間の当市の財政見通しが無いということは、施策の実効性に裏づけがないと言わざるを得ません。また、施策の方向性については、余りに一般的記述である、当市が掲げている7つの課題の具体策の方向性についてただしましたが、公室長は、前期基本計画に具体化されると答弁をいたしました。

そこで、この前期基本計画について何点か問題点を指摘したいと思います。

まず、基本目標の1、自然の恵みを楽しむまちづくり、居住環境については、霞ヶ浦の水質保全対策や資源循環型社会形成などを課題に挙げていますが、霞ヶ浦の水質問題の要因は、まず1つ、海跡湖による源流と河口の水位差、2つ目に潮どめ水門による淡水化、3つ目に滞留日数の長さ、4つ目に湖岸の護岸化、5つ目に流域の開発等々、この近代化のバランスなどが主なものと思っております。

しかし、今、国交省は霞ヶ浦導水事業で水質改善を図るとしてはいますが、生態系を壊すものであり、水質は逆に悪化いたします。加えて言えば、この導水事業を推進することは、過大な県の水需要計画を後押しする結果となり、必要のない県水を押しつけられ、結果的には水道料金の値

上げに通じます。

資源循環型社会形成では、廃棄物処理について広域ごみ処理施設建設の推進とあります。しかし、一般質問で何度となく主張しておりますが、新たなごみ処理施設を建設することは税金の無駄遣いであります。ごみの減量化と資源化を市民と行政が一体となって取り組み、その上で、霞台厚生施設組合のごみ処理施設も含め新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターを改修すれば問題ないと考えます。加えて言えば、ごみの減量化、資源化の目標値も余りにも低いわけであります。ごみを資源として考えておりません。焼却先にありきで、新たなごみ処理施設建設を前提にしているから思考停止状態に陥っているのではないのでしょうか。

基本目標2の産業の振興で活力あふれるまちづくり、産業では、農林産業を当市の基幹産業と位置づけるならば、その振興策や後継者育成について財政支援が必要であります。当市独自の価格補償と所得補償を考えるべきではないのでしょうか。

基本目標の3、安全で快適に暮らせるまちづくり、都市基盤で指摘したいことは、原発事故にかかわる避難者の受け入れ支援についての記載があります。これは実行不可能で、絵に描いた餅ではないのでしょうか。福島第一原発事故の教訓から考えれば、避難計画策定よりも東海第二原発の廃炉が一番だということを指摘したいと思います。

基本目標の5、未来を担う若者を育むまちづくり、子育て若者支援については、特に公立保育所は民営化推進の方針が問題であります。保育の質をどう確保するのかの観点がありません。公的責任は新制度になっても生きていることを指摘したいと思います。さらに、平成37年の将来人口減を1,000人抑制とありますが、少子化対策が余りに貧弱ではないのでしょうか。

基本目標の6について、豊かな学びと創造のまちづくり、教育文化について、私は住民合意のない学校の統廃合には反対の立場であります。

以上、何点か私の基本的立場を述べましたが、市独自の総合計画というよりも国や県言いなりの計画になっているのではないかと考えます。今後、実施計画の段階でも意見を述べていきたいと考えています。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第81号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 8 2 号 市道路線の認定について

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第82号を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年12月13日に付託されました議案第82号の審査を行い、審査の結果、付託されました議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案第82号 市道路線の認定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第82号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 5 5 号 平成27年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第55号を議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、一般会計決算審査特別委員会に付託をしております。これより委員長の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長 来栖丈治君。

[一般会計決算審査特別委員会委員長 来栖丈治君登壇]

○一般会計決算審査特別委員会委員長（来栖丈治君）

かすみがうら市議会一般会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、9月14日に付託されました議案第55号について、9月26日、同27日、同28日に市長、副市長、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第55号は起立採決により賛成者多数で認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過・概要は、委員会会議録のとおりであります。

以上で一般会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案第55号 平成27年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第55号 平成27年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成27年度の当市の一般会計は、歳入総額が193億4777万円で、歳出総額は187億3068万円となっています。市債、いわゆる市の借金ですが、205億393万円で、前年比では12億5520万円の増となっています。一方、基金残高は68億4945万、当市の人口4万2173人でありますので、これを市民1人当たりで換算しますと、借金は約49万円、貯金は約16万円ということになります。後年度交付税措置されとされている臨時財政対策債を差し引くと、借金は約29万円程度となりますが、いずれにしても借金が貯金よりも多いことには変わりありません。私は必要のない合併特例債事業等の一般単独事業債の活用は避けるべきだと思います。27年度は霞ヶ浦地区の小中学校の統廃合による建設費が大きな要因となっていることがわかります。

反対する第1の理由は、4市町による新たなごみ処理施設建設を強引に推進していることでもあります。当初建設費は132億円ということでしたが、震災復興特別交付税が今後5年間交付されることを前提に、ごみ処理施設のほかにマテリアル・リサイクル施設を建設するとして172億円

に膨れ上がりました。しかし、熱回収型の焼却炉の建設費は、平成22年度は全国で平均5000万円だったのが、27年度は7700万円に上がり、急激に高くなっております。加えて、霞台厚生施設組合では、敷地周辺の道路整備に5億円、造成工事や調整池整備工事、さらにはストックヤードの整備工事、中間置き場の整備工事等々、次々に事業が追加されております。実際にはどこまで膨れ上がるかわからない、こういう実態であります。私は、市民との協働でごみの減量化と資源化を図るとともに、現有施設である新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターを改修すれば問題ないと考えております。同施設を25年でお払い箱にすることは絶対に許せません。

反対する第2は、当市の基幹産業である農業、そして水産業に対して十分な施策がされていないということであります。加えて、観光商工の事業について、私は、住宅リフォーム助成制度は地域の業者の皆さんの仕事おこしにとって非常に効果的、経済効果が大きいというふうに主張してまいりました。27年度は千代田地区と霞ヶ浦地区との受注額がフィフティ・フィフティ、いわゆる半々になってきております。逆に言うと、霞ヶ浦地区の方にとっては、もっと予算が欲しいという業者の皆さんの声が出されています。そういう意味では、普及すれば普及するほど地元の商工業者の皆さんの大きな仕事、受注につながるのではないのでしょうか。本来であれば、補正による増額も必要だったと私は考えます。

反対する第3は、学校教育課について、霞ヶ浦地区の小学校統合にかかわって美並小学校の増改築工事、プール改築工事で重大な設計ミスを起こしたことであります。加えて問題なのは、設計委託業者に対して設計積算ミスの責任を不問にしたことであります。また、入札契約の問題で随意契約のあり方が問われました。入札不調になったかすみがうら市水族館改修等工事予定価格が2392万円について、不調となった案件に対して、再入札という本来のルールを無視して、最低制限価格を割り無効となった業者と随意契約を行ったということであります。このような入札契約のやり方はルール違反だと考えます。

反対する第4に、学校の問題では、就学援助の活用について全く改善が見られていないことであります。全国平均はおろか県平均を下回る認定率は問題です。加えて、審議の中でわかったことであります。一般会計には反映されていない父母負担の問題があります。子育て支援の観点から、給食費も含めた父母負担の軽減を市全体の課題として取り組むべきだと考えます。

最後に、市立さくら保育所の閉所問題について、市長が保護者の合意を無視した一方的な閉所通告を行ったことであります。審議の中で、閉所するに当たって現さくら保育所に入所している児童の受け皿、この確保が十分に担保されていないことが明らかになりました。今現在でも保護者に大変な不安と混乱を与えております。私はこのことを厳しく指摘しておきたいと思っております。

地方自治体の使命は住民の福祉の増進にあります。市民の声に真摯に耳を傾けた市政運営を求めて反対討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第55号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時12分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 議案第56号ないし議案第61号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、議案第56号ないし議案第61号の6件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 小松崎 誠君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長（小松崎 誠君）

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、9月14日に付託されました議案第56号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上6件の決算認定議案について、閉会中の9月26日に各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第56号ないし議案第60号は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。また、議案第61号は、全会一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりであります。
以上で特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（藤井裕一君）

これより議案第56号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第56号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

当市の国保税の均等割額、人頭税とも言われておりますが、この額は医療分プラス後期高齢者支援分の合計額で3万円であります。県内でも7番目に高くなっています。政府は、国民健康保険の低所得者の多い保険者対策として平成26年度から約1700億円の財政支援を行いました。厚労省はこれについて、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果としております。平成27年度一般会計からの国保会計への繰入額は4億8549万4000円、平成26年度の5億3973万3000円と比べて大幅に減っております。平成27年度予算の歳入では、支払準備基金から繰入金1億5000万円を投入しておりますが、平成27年度決算では、基金は使わず、逆に1億5000万円を積み立て、2年間で約3億円になっています。今年度も支払準備基金からの繰入金1億5000万円を予算化しておりますが、一般会計繰入額は3億4704万円と極端に減っております。繰入金を減らさなければ国保税の引き下げができたことは明らかではないでしょうか。

均等割で子どもから保険税を取っているものは、この保険は国保しかありません。子育て支援の観点からも均等割の軽減は必要であります。現行の均等割額3万円から改定前の2万5200円に引き下げるには4,800円程度であります。これに被保険者1万2310人を掛けると約6000万円となります。平成28年度の一般会計繰入額は前年度比で1億3845万4000円減であります。1人当たり1万円に相当する額でありますから、均等割額の引き下げは十分可能であります。

私は均等割額の引き下げを要請して、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第56号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第57号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第57号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

約1600万人が加入する後期高齢者医療制度は、2008年、平成20年でありますが、自民・公明政権が社会保障費削減を狙った構造改革路線の柱の一つとして導入しました。75歳になった人が、それまで加入していた国民健康保険などから切り離され、後期という別枠の制度に囲い込まれ、負担増などが迫られる年齢差別の仕組みであります。

2年に1度、改定される保険料は、都道府県ごとで運営される後期高齢者医療広域連合で決定されております。今回2016年から17年度の改定は、制度導入後4回目ではありますが、上昇に歯どめはかかりません。高齢者の声と運動を背景に、23の広域連合は、積み立てている基金を取り崩し保険料を据え置きました。茨城の広域連合もその一つではありますが、24は引き上げました。病気になるがちで医療費がかかることが避けられない75歳以上を1つの制度にまとめ、高齢者人口がふえるたびに加入高齢者の負担割合を増加させる仕組み自体がもたらす重大な弊害であります。厚労省幹部が導入時に述べたように、医療費が上がる痛みを高齢者に直接感じてもらう制度であることがいよいよ浮き彫りになりました。

保険料を払い切れない高齢者が全国で約24万人に上り、正規の保険証を交付されないケースがふえていることは深刻であります。有効期限が短い短期保険証に切りかえられた高齢者は約2万5000人に達します。当市は44人が対象になっていますが、長い治療を必要とするお年寄りが安定的に医療にかかれぬ事態は、健康と命にかかわる大問題です。決算審査で明らかになりました

が、年金が少なく保険料を天引きできない普通徴収者の滞納繰越金額がふえ続けているため、27年度は滞納分を一気に不納欠損処理をしております。その額は205万3600円ですが、平成26年度と比べて2倍を超える結果となっています。

矛盾と問題だらけの後期高齢者医療制度は廃止し、以前の老人保険制度に戻すべきであります。以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第57号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第57号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第58号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第58号 平成27年度かすみがうら市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成27年度の下水道費分担金について、現年度分の分担金、負担金合わせたもので収納率は100%ですが、過年度分は0.7%であり、現年度と過年度分合計は結果的に12.9%、26年度の13.4%と比べ、悪化しております。加えて、霞ヶ浦地区の下水道の加入率が改善されていないことでもあります。千代田地区はほぼ100%であるのに対して霞ヶ浦地区は77.9%であります。特に加茂・牛渡流域特環の加入率は64.2%、5%アップを目指してはいたしましたが、結果的には2.4%で改善は見られませんでした。下水道の建設費に投入されたこれまでの総額は約242億円ですが、千代田地区が123億6000万円で霞ヶ浦地区が118億5000万円となっており、比率では51対49であります。一方、平成27年度決算における使用料は、滞納分も含めて、千代田地区は2億6634万円で霞ヶ浦地区は7378万円となっており、比率では78対22であります。費用対効果を考えれば、

霞ヶ浦地区における加入率の向上は依然として喫緊の課題であり、改善が求められております。

平成27年度から、下水道や農業集落排水に接続した場合に、今まで使用していた浄化槽の撤去の補助制度を設けたとしておりますが、改めて大がかりな加入促進調査と抜本的な加入への促進対策が必要だと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第58号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第58号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第59号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第59号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成27年度の農集の使用料について、過年度の収納率が前年と比べて落ち込んでいます。しかも問題は、加入率が全くと言っていいほど伸びていないことでもあります。平成26年度は77%で平成27年度は78.5%にとどまっています。千代田地区の加入戸数は23戸ですが、霞ヶ浦地区は15戸であります。ここでも地域的な差が見られますが、利子補給や無利子貸し付けなどの加入促進の手だてを早急にとるべきではないでしょうか。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第59号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第60号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第60号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

平成27年度の介護保険特別会計決算では、歳入総額が32億1636万8000円、歳出総額31億1770万6000円で、実質収支は9866万2000円であり、黒字となっております。この要因は、今給付費が当初の予算と比較して1億4798万6000円のマイナスとなっていることとあります。給付費の伸び率が2.9%ですが、詳細を見ると、要介護5の認定者数が、平成26年度の197人から平成27年度は188人と9人減っております。一方、要介護4の人数は、287人から297人と10人増となっていることがわかりました。加えて、要支援者から要介護1までの合計人数を見ますと、平成26年度の573人から平成27年度は658人と85人の増であります。認定者数が前年度と比較して83人の増ですから、軽度の判定が多い結果となっていることとあります。私は一般質問でも明らかにしましたが、妻が16年間、要介護5だったのに突然、理由もなく4に引き下げられたという市民の声を紹介をいたしました。公正かつ厳正な認定となっているかが問われているのではないのでしょうか。

1号被保険者数は1万1680人となりましたが、年金から天引きできない普通徴収被保険者の方は2,067人で、全体に占める割合は17.7%にもなっています。高齢者の貧困化が進んでいます。それに伴い滞納額はふえ続け、不納欠損額も年々ふえる傾向にあります。普通徴収被保険者の2割近い方が滞納しており、通常どおりの1割負担での介護保険が受けられなくなるおそれがあります。これでは収入の少ない低所得の高齢者にとっては、利用したくても利用できない介護保険制度となっているのではないのでしょうか。

保険料の引き下げと同時に、市独自の減免策や利用料の軽減策も必要ではないのでしょうか。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第60号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第60号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第61号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第61号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定であります。

本案は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案61号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

日程第 5 請願第 4 号ないし請願第 7 号

○議長（藤井裕一君）

日程第5、請願第4号ないし請願第7号の4件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第4号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書ないし請願第7号「霞ヶ浦南小学校プールの環境改善を求める請願書」につきましては、12月13日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その審査の結果、請願第4号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書につきましては、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次いで、請願第5号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願につきましては、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次いで、請願第6号「奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書」につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

次いで、請願第7号「霞ヶ浦南小学校プールの環境改善を求める請願書」につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第4号、請願第5号、請願第6号につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定しました。

なお、審査の経過・概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（藤井裕一君）

これより請願第4号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第4号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書について、賛成の立場で討論をいたします。

75歳になったら国保、そして健保扶養家族から追い出して差別的な医療制度に困り込む後期高

齢者医療制度に国民の大きな怒りが広がり、政府は発足当時に特例軽減措置をとらざるを得ませんでした。後期高齢者医療保険には、低所得者に対して均等割の7割、5割、2割の軽減が設けられておりますが、現行制度の施行当初から、負担が厳しいことから均等割の9割、8.5割軽減、所得割の5割軽減、被被用者の保険の被扶養者だった方の均等割9割軽減措置がとられてきました。全国で被保険者の6割近い916万人、茨城県では約20万人の方がこの特例軽減を受けております。

しかし、厚生労働省は、この特例措置を2017年度、来年度から廃止しようとしています。高齢者の暮らしは、年金の削減、消費税の増税、物価の上昇など、厳しくなる一方です。低減特例措置が廃止された場合、9割軽減の方は約3倍に、被扶養者の方は10倍になるケースも考えられます。保険料が払い切れなくなり、高齢者が医療を受けられない深刻な事態になってしまいます。茨城県後期高齢者医療広域連合は、特例措置の存続を全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて厚労大臣に求めております。同広域連合は、今後とも要望していくと答えております。

請願の趣旨にあるように、今回の保険料軽減特例の見直しは、低所得者における保険料の負担の大幅な増額につながるものであり、年金の段階的引き下げや生活必需品の値上がりなどにより後期高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることを考えあわせると、安心して医療を受けていただくためには、保険料の軽減特例を継続することが必要であると述べてあります。当議会でも国への意見書の提出は必要だと考えます。議員諸兄のご賛同をお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議がありますので、起立により採決します。

本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

これより請願第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度

の継続を求める意見書の採択を求める請願の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第5号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願について、賛成の討論を行います。

高額療養費制度は、医療機関の窓口で支払う医療費が大きく膨らんだ場合、年齢や所得などに応じて支払いの上限額に歯どめをかける仕組みです。家計への医療費自己負担が過重なものにならないようにするためであります。現在は70歳以上で月4万4400円、年収約370万円以上、住民非課税の場合を上限にしているほか、外来だけでも月1万2000円を上限とするなど、特別な措置もあります。

厚労省の上限引き上げ案は、この4万4400円を5万7600円にすることや、外来上限の全廃または2倍以上の大幅引き上げを行うという過酷なものであります。住民税非課税の以外の場合、外来上限を現在の800円から最大1万5000円にすることも盛り込んでいます。頼みの収入の年金は目減りするばかりなのに負担の激増に耐えられることはできません。加えて、75歳以上の後期高齢者の窓口負担を原則1割から2割にするとしています。高齢者の暮らしは楽になるどころか一層悪化しているのが現実です。今でも経済的理由で必要な診療に行けない高齢者も少なくありません。さらなる患者負担増は多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫することになります。

以上、高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制が起きないように、現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担の軽減を求める意見書の提出に議員諸兄のご賛同をお願いいたします。賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

これより請願第6号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終結いたします。

これより請願第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、請願第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

これより請願第7号 霞ヶ浦南小学校プールの環境改善を求める請願書の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終結いたします。

これより請願第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、請願第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

[「議長、6番」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

岡崎議員。

○6番（岡崎 勉君）

文教厚生委員会を開きたいので、暫時休憩をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時51分

再 開 午前11時51分

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時30分

[古橋智樹議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 委員会発議第2号ないし委員会発議第4号

○議長（藤井裕一君）

日程第6、委員会発議第2号ないし委員会発議第4号の3件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

岡崎委員長。

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時30分

再 開 午後 1時31分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま文教厚生委員会委員長から委員会発議第2号及び第3号の撤回の申し出がありました。

これより委員会発議第2号及び第3号の撤回理由の説明を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

意見書案の取り下げについてご説明申し上げます。

このたび、議会の議決を得て内閣総理大臣その他関係大臣に提出を予定していました委員会発議第2号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）及び委員会発議第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書（案）の2件につきましては、本日、2件の意見書案にかかわる請願が不採択となりましたことを踏まえ、委員会発議第2号及び委員会発議第3号を取り下げさせていただきたく、ご了承いた

だきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

[古橋智樹議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

以上で説明が終わりました。

お諮りをいたします。

委員会発議第2号 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）及び委員会発議第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書（案）の撤回につきましては、申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員会発議第2号及び3号の撤回につきましては、承認することに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

会議を続けます。

委員会発議第4号の意見書案につきましては、委員会提出の意見書案であります。また、文教厚生委員会委員長から質疑を省略して即決されたいとの申し出がありました。

お諮りをいたします。

本意見書案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明並びに文教厚生委員会委員長からの申し出のとおり質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより委員会発議第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号を採決いたします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員会発議第4号は可決されました。

日程第 7 委員会への調査付託の件

○議長（藤井裕一君）

日程第7、委員会への調査付託の件を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

文教厚生委員会の調査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成28年第1回定例会において付託されました委員会への調査付託の件について、平成28年4月27日、9月5日、11月4日、12月13日に委員会を開催し、調査をいたしました。

委員会においては、市内小中学校の今後のあり方と題し、市内小中学校の統廃合や学区の問題等について教育長及び担当部課長から説明を受けました。

9月5日の委員会において市長から、千代田中学校区の4小学校については、現行の統合先では実行が困難な状況と判断する。今後は、新たな検討をし、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画の見直しを行う。との報告がありました。

本委員会における委員会への調査付託の件につきましては、今後の小中学校適正規模化実施計画や学区の見直しについて動向を注視していくこととし、調査を終了いたします。

なお、調査の内容・経過につきましては、委員会会議録をご覧いただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第 8 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第8、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

以上で今期定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12月6日の開会以来、本日に至るまで17日間にわたりまして開催されてまいりました。議員各位におかれましては、ご提案申し上げました各議案に対しまして、審議を経て、それぞれにご決定をいただきました。また、平成27年度各会計の決算等につきましても認定をいただきまして、まことにありがとうございます。今議会やさきの決算審査特別委員会の審議におきまして議員各位から頂戴いたしましたご意見、ご指摘等につきましては、今後その対応につきまして十分に留意をしながら市政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ご案内のとおり、国と地方が一体となった地方創生の取り組みが本格化をしてまいりました。特に観光インバウンド事業では、本年10月までの訪日外国人は推計2011万3000人で、年間2000万人を初めて超えた状況であります。先日は関東経済産業局の事業で外国人富裕層に広く知られていないこだわりの地域資源を有する地域として、つくば市、かすみがうら市が選定をされ、都内高級ホテルコンシェルジュや料理通人者の皆様方をお迎えをいたしました。外国人富裕層の誘客や情報宣伝など、市の観光の発展を見据えたアドバイスをいただきながら、これらを念頭に、来年もさらなる施策の充実を図ってまいります。

最後になりましたが、議員の皆様方におかれましては、この1年間、市政発展のために大変お世話になり、まことにありがとうございます。健康には十分にご留意をいただきまして、引き続きましてご活躍いただきますとともに、ご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。あわせまして、議員の皆様、市民の皆様のおかれましては、よき新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

それでは、これもちまして平成28年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会いたします。

慎重なるご審議をいただき、まことにありがとうございます。ご協力ありがとうございました。

閉 会 午後 1時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 櫻 井 繁 行

かすみがうら市議会議員 宮 嶋 謙